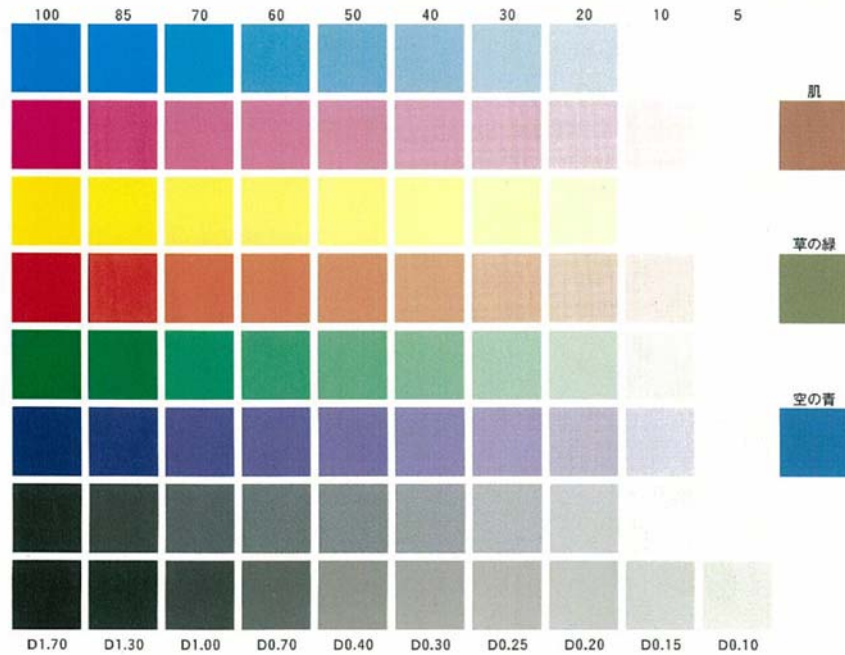


We conduct many of these
We conduct many of these
We conduct many of these



We conduct many of these
We conduct many of these
We conduct many of these

博士論文



「日本台湾統治時代初期宜蘭統治の研究」

池田辰彰
IKEDA Tatsuaki

2011年5月

博士論文

「日本台湾統治時代初期宜蘭統治の研究」

池田辰彰

IKEDA Tatsuaki

2011年5月

「日本台湾統治時代初期宜蘭統治の研究」

要旨

日本は日清戦争の勝利によって台湾を清朝中国から割譲され、台湾を植民地として統治を開始した。その半世紀に及ぶ台湾支配は行政的に確立した組織である台湾総督府によりなされた。台湾の北東部に位置する宜蘭地方は、地理的には孤立した地形である。その地理的原因により、台湾総督府が台湾統治を進める上で宜蘭地方をいかに治めるかは、日本の台湾統治がどの程度進展していたかを示す一つの目安ともいえるであろう。

本論文は台湾総督府の台湾統治を、台湾北東部に位置する宜蘭地方をひとつのモデルケースとして取り上げる。古くは噶瑪蘭（ガマラン）とよばれた台湾の北東部に位置する宜蘭地方は、東側は太平洋に面し、北部と西部は雪山山脈に、南側は中央山脈に囲まれており、地理的には孤立した地形である。その地理的原因により、漢人の宜蘭への入植も他の地域と比べて比較的遅かった。三方を山、一方を海に囲まれたこの地域は、蘭陽平原と名づけられ、蘭陽平原には、蘭陽溪をはじめとする、比較的小規模な河川が流れ、人々はこの河川を移動交通の手段として生活してきた。このように他地域とは地理的に孤立した宜蘭を統治するにあたり、台湾総督府はどのような政策を繰り広げたのであろうか。

本論文では、宜蘭地域の社会インフラ整備を中心に、その際に求められた台湾人の登用問題を論じた。本論文は第一編を台湾総督府宜蘭統治の創始とし、台湾統治時代初期宜蘭における

目次

文官行政機関の整備、郵便通信設備の整備、交通機関の整備を取り上げた。第二編は台湾総督府宜蘭統治の展開と台湾人の登用として、台湾統治初期の公学校や衛生医療機関の整備から台湾人の登用を分析し、さらに第二編の三章では「台湾総督府職員録からみた明治 36 年度台湾総督府職員の出身地と台湾人登用の分析」という主題で台湾総督府の統治初期（明治 36 年）の職員登用分析を行った。また終章では最後に台湾総督府地方庁の職員登用状況を明治 36 年、37 年、39 年、大正 2 年に分けて分析した。

本論文で用いるおもな資料は、『台湾総督府公文類纂』、『台湾総督府報』、『台湾総督府統計書』、『宜蘭庁報』、『宜蘭庁統計書』、『台湾総督府鉄道部年報』、『台湾総督府学事年報』等の台湾総督府文書や『台湾日日新報』などである。とりわけ、台湾人職員の登用問題を研究するに当たり、主たる資料として台湾日日新報社発行の『台湾総督府職員録』（明治 36 年、37 年）、『台湾総督府文官職員録』（明治 39 年、40 年、41 年、42 年）を用いた。

地理的に孤立した場所である宜蘭地方が台湾総督府の台湾統治に中でどのように発展してゆくのか、またこの地における台湾人の登用が、各部署でどのように変化し、他の地域と比べてどのような差異や同異性があるのかを分析し、台湾総督府の初期宜蘭統治がどのように進展してゆくのかを検証したい。

キーワード：台湾総督府、宜蘭庁、台湾総督府職員録、台湾人登用

序 章 日本の台湾支配と台湾統治の創始	1
第一編 台湾総督府宜蘭統治の創始	9
第一章 台湾統治時代初期宜蘭における文官行政機関の整備	10
はじめに	10
1. 台湾統治時代初期における文官行政機構の沿革	12
1.1 台湾総督府統治前の文官行政機構	12
1.2 台湾総督府統治初期の文官行政機構	14
2. 台湾統治時代初期宜蘭における文官行政機構の沿革	23
2.1 台湾総督府宜蘭統治前の行政組織	23
2.2 台湾総督府宜蘭統治初期の行政組織	24
3. 台湾統治時代初期宜蘭における文官行政機構の台湾人登用	30
3.1 宜蘭統治初期文官行政機構における台湾人登用の変遷	30
3.2 宜蘭行政機関における台湾人登用と他地域との比較	38
おわりに	41
第二章 台湾統治時代初期宜蘭における郵便通信機関の整備	43
はじめに	43
1. 台湾総督府統治初期における郵便通信機関の開設	45
1.1 台湾総督府統治前における台湾の郵便通信制度	45
1.2 台湾総督府統治初期における郵便通信制度の沿革	46
2. 台湾統治時代初期宜蘭における郵便通信機関の整備	56
2.1 宜蘭地方の「野戦」郵便局と郵便網	56
2.2 「野戦」郵便局廃止後の宜蘭の郵便局整備	59
3. 台湾統治時代初期宜蘭郵便通信機関における台湾人	62
3.1 宜蘭統治初期における郵便通信機関の台湾人登用	62
3.2 郵便電信機関における台湾人登用地域比較	65
3.3 台湾総督府郵便通信機関における台湾人登用	68
おわりに	71
第三章 台湾統治時代初期宜蘭における交通機関の整備	72
はじめに	72
1. 台湾統治初期宜蘭における海上交通の整備	74
1.1 台湾統治初期における海上交通の概況	74
1.2 台湾統治初期宜蘭における海上交通の概況	75
2. 台湾統治初期宜蘭における陸上交通の整備	90
2.1 台湾統治初期宜蘭における交通概況	90
2.2 官営鉄道宜蘭線の敷設	92
おわりに	99

第二編 台湾総督府宜蘭統治の展開と台湾人の登用-----103

第一章 台湾総督府統治初期宜蘭における公学校の台湾人登用-----104

はじめに-----104

1. 台湾総督府統治初期の初等教育機関の開設-----105

1.1 台湾総督府統治初期の教育制度の開設-----105

1.2 台湾総督府統治初期の初等教育制度の開設-----109

2. 台湾総督府統治初期の公学校の人的構成-----116

2.1 初期公学校の台湾人教員の比率の変遷-----116

2.2 地域別に見た台湾人教員の比率の特徴-----122

3. 台湾統治初期宜蘭の公学校における台湾人登用-----127

おわりに-----130

表 1-3-----132

第二章 台湾統治時代初期宜蘭における衛生医療機関の整備と台湾人登用-----135

はじめに-----135

1. 台湾統治初期における衛生医療機関の開設-----136

1.1 台湾総督府統治前の衛生医療制度-----137

1.2 台湾総督府統治初期の衛生医療機関の沿革-----139

1.3 台湾総督府統治初期の衛生医療機関の整備-----165

2. 宜蘭統治初期における衛生医療機関の整備-----173

2.1 宜蘭統治初期における衛生医療行政の沿革-----173

3. 宜蘭統治初期衛生医療機関における台湾人登用-----179

3.1 宜蘭統治初期における官立宜蘭病院の沿革と台湾-----179

3.2 衛生医療機関における台湾人登用と地域比較-----183

おわりに-----188

付録資料 1～5-----191

第三章 台湾総督府職員録からみた日本台湾統治時代初期宜蘭における台湾総督府職員
出身地と台湾人登用の分析-----193

はじめに-----193

1. 明治 36 年台湾総督府職員登用分析-----194

1.1 明治 36 年台湾総督府全体の職員登用分析-----194

1.2 明治 36 年台湾総督府中央部署と地方庁の職員登用分析-----198

2. 明治 36 年台湾総督府職員の台湾人登用-----201

2.1 明治 36 年台湾総督府中央部署の台湾人登用-----201

2.2 明治 36 年台湾総督府地方庁職員の台湾人登用-----210

3. 宜蘭庁における台湾人登用-----215

おわりに-----218

終章 日本台湾統治と宜蘭統治の意義-----223

参考文献-----235

巻末資料-----243

- 1) 明治 36 年台湾総督府職員録 全職員出身地別集計表
- 2) 明治 36 年台湾総督府職員録 地方庁出身地別集計表
- 3) 明治 37 年台湾総督府職員録 地方庁出身地別集計表
- 4) 明治 39 年台湾総督府文官職員録 地方庁出身地別集計表
- 5) 大正 2 年 台湾総督府文官職員録 地方庁出身地別集計表

「日本台湾統治時代初期宜蘭統治の研究」

序 章

日本の台湾支配と台湾統治の創始

日本は日清戦争の勝利によって台湾を清朝中国から割譲され、台湾を植民地として統治を開始した。その半世紀に及ぶ台湾支配は行政的に確立した組織である台湾総督府によりなされた。台湾の北東部に位置する宜蘭地方は、地理的には孤立した地形である。その地理的原因により、台湾総督府が台湾統治を進める上で宜蘭地方をいかに治めるかは、日本の台湾統治がどの程度進展していたかを示す一つの目安ともいえるであろう。

古くは噶瑪蘭（ガマラン）とよばれた台湾の北東部蘭陽平野に位置する宜蘭地方は、東側は太平洋に面し、北部と西部は雪山山脈に、南側は中央山脈に囲まれており、地理的には孤立した地形である。その地理的原因により、漢人の宜蘭への入植も他の地域と比べて比較的遅かった。清の時代に漢人がこの地に入植する前は、現在の宜蘭地方は、いわゆる噶瑪蘭「三十六社」と呼ばれる先住民の集落が散在していた。清朝嘉慶元年(1796)、吳沙率いる漢人の集団開拓が始まり「噶瑪蘭廳」が置かれ、宜蘭地方の開拓が本格化した。

明治 28 年(1895)、日清戦争後の下関条約により、台湾は日本へ割譲され、同年 6 月 17 日「始政式」が施行されて台湾総督府による統治が始まった。日本がこれまで経験したことの無い植民地統治を進めていく上で、台湾総督府による台湾統治を、地理的に孤立した宜蘭地方の統治を取り上げて検証したい。

特に取り上げて検討したい時期は、論文タイトルが示す通り「日本台湾統治時代初期」とした。明治 28 年(1895)6 月 17 日、「始政式」が施行されて台湾総督府による台湾統治が始まり、昭和 20 年(1945)8 月、太平洋戦争が終結し日本の敗戦と共に、翌月 9 月、日本の台湾統治は終結した。この間の約 50 年間をどのように「台湾統治初期」「台湾統治中期」「台湾統治後期」とわけるとは議論の余地があるが、本論文では、台湾総督府の台湾統治開始から 14 年後の明治 42 年(1909)を台湾統治「初期」の一応の目安とした。なぜ、明治 42 年(1909)までとしたかということ、この年、第 5 代台湾総督佐久間左馬太は、明治 42 年 10 月 25 日付府令 75 号で、それまでの 20 の地方庁を 12 に統廃合し、それまで比較的中央集権的であった台湾総督府行政を、再び中央の権限を強化し台湾統治を再構築した年だからである。後述するが、台湾総督府の各部署における台湾人登用を分析し、他の地域との比較を行う際にも、地方庁の数が変動する明治 42 年を挟まないほうが、より正確な統計を得ることができるのも、台湾統治「初期」を明治 42 年まで、とした理由に含まれる。

台湾総督府の宜蘭統治を検証する上で、行政組織の確立、郵便通信設備、交通設備などの社会インフラの整備、教育、衛生医療制度の確立と台湾人の登用問題をとりあげる。とりわけ、台湾人の登用に関しては、宜蘭における台湾人の登用だけでなく、他の地域との比較を通して、宜蘭に地方の特異性や台湾全域との共通性にも注目し、台湾総督府の台湾統治の進展を分析したい。

宜蘭地方の行政機構の沿革に関しては、林玲玲氏の『宜蘭縣文職機構之變革』¹に詳しい記述を見ることが出来る。特に明治

¹ 林玲玲著、『宜蘭縣文職機構之變革』（宜蘭：宜蘭縣政府、1997 年）

30年(1897)から大正9年(1920)の宜蘭庁各課現員人数統計を用いて、宜蘭庁の台湾人職員登用を分析しているが、ここでは台湾人職員の登用に関する他の地域との比較に関する論述は殆んど見られない。そこで本項目では、『台湾総督府公文類纂』、『台湾総督府報』、『台湾総督府職員録』、『宜蘭庁報』等の台湾総督府文書を用い、台湾統治初期宜蘭庁の沿革を法令により整理した。また『台湾総督府職員録』のうち出身地が明記されている明治36年(1903)から、台湾総督府地方官官制改定により地方庁が20から12に改編された明治42年(1909)までの時期を対象に、宜蘭庁の台湾人職員の登用比率の変遷を分析した。宜蘭庁職員の台湾人登用率は2つの点、すなわち宜蘭庁内の部署別の変遷に見られる特徴と宜蘭庁全体の変遷の他地域との比較にみられる特徴に焦点を当てて分析した。

台湾総督府が宜蘭地方を統治するに当たり、郵便通信機関の整備は何よりも優先すべき課題であったといえる。外界から孤立した宜蘭地方の郵便通信機関の整備は、台湾総督府による澎湖島を含む台湾全域の統治がどの程度進展していたかを示す一つの目安ともいえるであろう。宜蘭地方の郵政、通信の整備、発展に関しては、戴寶村氏による『宜蘭縣交通史』²に詳しい記述を見ることが出来る。郵政、通信機関の整備に関する分析を交通史の一部と位置づけによるが、第三章「日治時代的交通」では、日本統治時代の郵便通信機関については論じられていない。そこで本論文では、台湾総督府による宜蘭統治の中でも、郵便通信機関がどのように整備されたかに焦点を当て、これまでの研究を見る限りほとんど行われていない『台湾総督府報』、『台湾総督府統計書』、『台湾総督府職員録』や台湾総督府交通局通信部による『台湾の通信』を使って分析を行った。本論文

²『宜蘭縣交通史』(戴寶村、宜蘭縣政府、民国90年)

では、まず台湾統治初期台湾全土で郵便通信機関がどのように整備されたのかを概観する。次に宜蘭統治初期に郵便通信機関がどのように整備されたかを検討し、最後にこの分野における台湾人登用問題を考察する。台湾人の登用問題は、実のところ日本人の登用問題でもあり、台湾人の積極的な登用と日本人の消極的な登用の双方を考えたい。

台湾総督府が宜蘭地方を統治するに当たり、郵政通信機関の整備と共に何よりも優先すべき課題であったのは、交通機関の整備といえる。外界から孤立した宜蘭地方の交通網の整備は、台湾総督府による台湾全域の統治がどの程度進展していたかを示す一つの目安ともいえるからである。台湾総督府統治初期の台湾の交通インフラ整備に関しては、蔡龍保著『殖民統治之基礎工程—日治時期台湾道路事業之研究(1895-1945)』³に詳しく論じられている。特に道路政策と道路インフラ整備についての分析がなされている。又同氏著作の『推動時代的巨輪：日治中期的台湾国有鉄路(1910-1936)』⁴では、台湾総督府の鉄道建設に焦点が当てられ、鉄道インフラの整備について詳しく論じられている。しかしここでは宜蘭地区の鉄道建設に関する点はあまり述べられていない。海上交通に関しては、林玉茹著『植民地的辺区：東台湾的政治經濟發展』⁵の中で、大正10年(1921年)に開始された蘇澳港拡張工事について詳細を論じているが、宜蘭地域の他の港湾に関しては補足できる点が多い。宜蘭地方の交通の整備及びその発展に関しては、まとまった成果として

³ 蔡龍保『殖民統治之基礎工程—日治時期台湾道路事業之研究(1895-1945)』(台北市：師大歴史系、民国97年)

⁴ 蔡龍保『推動時代的巨輪：日治中期的台湾国有鉄路(1910-1936)』(台北：台湾書房、2007年)

⁵ 林玉茹『植民地的辺区：東台湾的政治經濟發展』(台北：遠流出版、2007年)

戴寶村著『宜蘭縣交通史』⁶の第三章「日治時代的交通」の研究があるが、ここでは鉄道を論じる際の最も基礎となりうる『臺灣總督府鐵道部年報』や『臺灣總督府鐵道部臺灣鐵道史』などの資料に依拠した考察がみられない。そこで本論文では、台湾總督府による宜蘭統治の中でも、交通機関がどのように整備されたかに焦点を当て、『台湾總督府鐵道部年報』、定期刊行物の『台湾鐵道』やその他の台湾總督府文書、また当時の新聞である『台湾日日新報』を使った分析を行った。特に宜蘭の港湾概況に関しては『宜蘭庁統計書』を用いた。また当時栄えた港や駅舎を実際に訪れ、文献資料だけでなく現地の様子からも台湾總督府の統治初期の歴史を分析すべく試みた。

本論文では台湾總督府による宜蘭統治を郵通信や交通機関といった社会インフラの整備に加え、教育や衛生医療の方面からも検討したい。とりわけ台湾人の初等教育を担った公学校における台湾人登用と、官立医院における台湾人と登用の観点からも分析をすすめたい。

台湾の教育政策、特に公学校については、日本の台湾統治時代初期の教育制度に関して台湾省文献委員会編『台湾史』⁷でその概要が述べられている。しかしそこには教育行政の沿革や学校教育制度の発展についての言及しかない。また宜蘭地方の教育制度や教育の実情については、葉高樹著、宜蘭県史館監修『宜蘭懸学校教育』⁸で、日治時代教育行政の沿革や教育制度、施設の発展や運用、学童の就学人数の分析しか行われていない。呉文星等編の『日治時期臺灣公学校與國民学校國語読本：解説・

⁶ 戴寶村『宜蘭縣交通史』（宜蘭：宜蘭縣政府、民国90年）

⁷ 林衡道主編、台湾省文献委員会編、『臺灣史』（台北：衆文圖書公司、1994年）第八章

七節「教育與文化」 589～606頁。

⁸ 葉高樹著、『宜蘭懸学校教育』（宜蘭：宜蘭縣政府、2002年）第二章「日治時代学校教育」58～67頁。

総目次・索引』⁹中の周婉窈・許佩賢著「臺灣公学校與國民学校國語読本総解説—制度沿革、教科和教科書」で、初等教育機構としての国語伝習所や公学校の設置とその目的について詳細が論じられている。しかし教科や教科書についての論述が主で、台湾人教員の登用については、あまり言及されていない。そこで本論文は、台湾總督府統治初期台湾の公学校台湾人教員に焦点を当て、『台湾總督府学事年報』や『台湾總督府職員録』を使い、台湾統治時代の教育分野、特に台湾人児童のための教育機関である初等教育を担った公学校の台湾人教員と日本人教員の比率を明らかにし、台湾總督府の組織内における台湾人教員の登用の変遷を分析するものである。

明治政府は初めての植民地統治を経験することとなった。熱帯地にある台湾を統治するに当たり、疾病問題をなくし、外部から多数の移住者を入れることが、最も急務であり、同時に最も難しい問題であり、軍事的な反抗勢力の制圧よりも時間がかかり難しかった。日本統治時代宜蘭地方の医療衛生機関の整備、発展に関しては、范燕秋による『宜蘭縣醫療衛生史』¹⁰に詳しい記述を見ることが出来る。近代衛生制度の確立、近代医療系統の形成、伝染病予防、治療対策と成果、内地延長主義と保健衛生活動などについての詳細が論じられており、日本統治時代宜蘭地方の医療機関の沿革が、医療機関従事者の人員統計資料に言及している。しかしながら、当時の台湾人職員と日本人職員の比率や他地域との比較についての論述がみられない。

そこで本論文では、台湾總督府による宜蘭統治の中でも、医療衛生機関がどのように整備されたかに焦点を当て、『台湾總

⁹ 周婉窈・許佩賢著「臺灣公学校與國民学校國語読本総解説—制度沿革、教科和教科書」、呉文星等編『日治時期臺灣公学校與國民学校國語読本：解説・総目次・索引』（台北：南天所局、2003年）3～33頁。

¹⁰ 『宜蘭縣醫療衛生史』（范燕秋、宜蘭縣政府、2004年）

督府報』、『台湾総督府統計書』、『台湾総督府職員録』やその他の台湾総督府文書を使った分析を行った。まず台湾統治初期台湾全土で医療衛生機関がどのように整えられたのかを概観し、次に宜蘭統治初期に医療衛生機関がどのように整えられたかを検討し、最後にこの分野における台湾人登用問題を考察する。

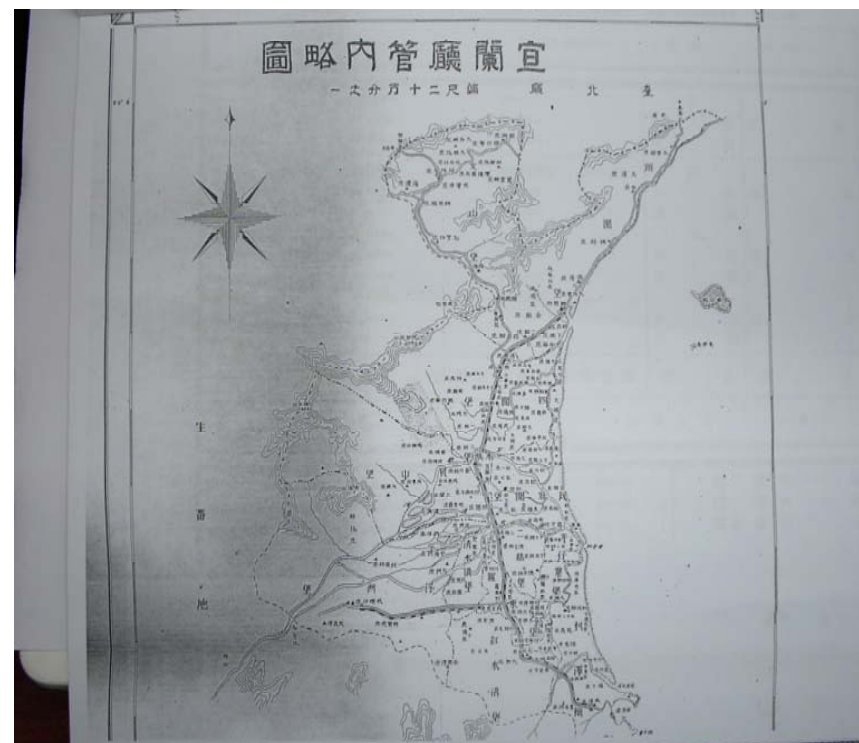
本論文は、参考資料として『台湾総督府報』、『台湾総督府統計書』、『台湾総督府職員録』やその他の台湾総督府文書を用いた。特に台湾人の登用を調べる際の主たる資料は、台湾日日新報社発行の『台湾総督府職員録』(明治36年、37年)、『台湾総督府文官職員録』(明治39年、40年、41年、42年)である。管見の限りでは『台湾総督府職員録』の最も古いものは明治31年(1898)であるが、明治32年、明治33年、明治34年及び明治38年は未見の資料である。また明治31年と35年の職員録では、出身地が明示されておらず台湾人と日本人¹¹⁾の区別が不明確なため、本論文での調査では、基本的には明治36年以降、そして明治42年以前の職員録を用いた。明治42年までとしたのは、明治42年10月25日に台湾総督府地方官官制改正で地方庁の組織が改正され地方庁の数が20から12に整理統合されたから、他地域との比較を検討する場合、明治42年(1909)10月以前の資料、明治42年分は、明治42年4月分の職員録を用いた。これにより、宜蘭庁における行政、郵政、公学校の各分野の台湾人登用率を他地域と比較検討することができた。

最後の章には「台湾総督府職員録からみた明治36年度台湾総督府職員出身地と台湾人登用の分析」という主題で台湾総督府の統治初期(明治36年)の職員登用分析を行った。上述

¹¹⁾台湾総督府職員録など総督府文書では、台湾人を本島人、台湾へ移った日本人を内地人と称した。本稿では台湾人、日本人と記す。

の通り、台湾総督府職員録のなかで、職員出身地を確定できる最も古いものが明治36年の職員録であり、台湾総督府が明治28年に統治を開始して8年目の明治36年職員録の分析は、本論文が分析の対象とした、日本台湾統治時代初期、という時間の点で最適の時期であると思われる。

本論文では台湾人と日本人の職員登用率を比較するが、台湾人の登用比率が高いということは、実のところ日本人の登用率が低いということでもあり、台湾人を多く採用した理由についても、日本人の採用が少ないという観点からも検討したい。



出典：「明治30年宜蘭庁管内地図」『台湾野戦郵便電信略史』明治30年

第一編

台湾総督府宜蘭統治の創始

第一章

台湾統治時代初期宜蘭における 文官行政機構の整備

はじめに

日本は日清戦争の勝利によって台湾を清朝中国から割譲され、台湾を植民地として統治を開始した。その半世紀に及ぶ台湾支配は行政的に確立した組織である台湾総督府によりなされた。

古くは噶瑪蘭（ガマラン）とよばれた台湾の北東部に位置する宜蘭地方は、東側は太平洋に面し、北部と西部は雪山山脈に、南側は中央山脈に囲まれており、地理的には孤立した地形である。その地理的原因により、漢人の宜蘭への入植も他の地域と比べて比較的遅かった。台湾総督府が台湾統治を進める上で宜蘭地方をいかに治めたかは、日本の台湾統治がどの程度進展していたかを示す一つの目安ともいえるであろう。

本論文では、行政機関のことを、あえて文官行政機関と記した。これは、本論文の主たる調査研究資料である『台湾総督府職員録』が明治 39 年（1906）に『台湾総督府文官職員録』と名称が変更されていることに基づいている。

宜蘭地方の文官行政機構の沿革に関しては、林玲玲氏の『宜蘭縣文職機構之変革』¹に詳しい記述を見ることが出来る。第三節「員額編成異動分析」では明治 30 年（1897）から大正 9 年（1920）の宜蘭庁各課現員人数統計を用いて、宜蘭庁の台湾人職員登用を分析しているが、ここでは、総務、警察、税務三課の台湾人職員登用や弁務署や支庁など部署別の台湾人登用に関

¹ 林玲玲著、『宜蘭縣文職機関之變革』（宜蘭：宜蘭縣政府、1997年）

する言及しかない。またそこには『台湾総督府職員録』に基づく台湾人職員の登用に関する他の地域との比較に関する論述は殆んど見られない。宜蘭を含む台湾総督府の地方行政機構の沿革に関する記述は、台湾省文献委員会編『臺灣史』第8章の「行政区画」の項目²などにも見られる。しかし『臺灣史』は、行政区画変遷の根拠となる勅令、総督府令また庁令などの資料には言及しておらず、その沿革の記述しかない台湾省文献委員会発行の『臺灣總督府公文類纂官制類史料彙編（明治二十八年至明治三十三年）』³には、よく整理された行政区画変遷一覧表が掲載されているが、そこにも勅令や府令などの法的根拠が示されてはいない。

そこで本論文は、『台湾総督府公文類纂』、『台湾総督府報』、『台湾総督府職員録』、『宜蘭庁報』等の台湾総督府文書を用い、台湾統治初期宜蘭庁の沿革を法令により整理した。また『台湾総督府職員録』のうち出身地が明記されている明治36年(1903)から、台湾総督府地方官官制改定により地方庁が20から12に改編された明治42年(1909)までの時期を対象に、宜蘭庁の台湾人職員の登用比率の変遷を分析した。明治42年までとしたのは、この年の10月に地方庁は20から12に統合されて、明治42年を境として、宜蘭庁と比較する地域の職員総数や台湾人職員の数が変動したためである。宜蘭庁職員の台湾人登用率は2つの点、すなわち宜蘭庁内の部署別の変遷に見られる特徴と宜蘭庁全体の変遷の他地域との比較にみられる特徴に焦点を当てて分析した。なお、本論文は台湾世新大学日本語文学科学報『世新日本語科研究』第三期(2011年3月)に掲載され

² 林銜道主編、台湾省文献委員会編、『臺灣史』(台北：衆文図書公司、民国83年)505から507頁。

³ 徐国章編訳、台湾省文献委員会発行、『臺灣總督府公文類纂官制類史料彙編』(台中：台湾省政府印刷廠)、民国88年、943頁。

た論文「台湾統治時代初期宜蘭における文官行政機構と台湾人登用」に加筆修正を加えた。

1. 台湾統治初期における文官行政機構の沿革

1.1 台湾総督府統治前の文官行政機構

明治28年(1895)、日清戦争後の下関条約により、台湾は日本へ割譲され、同年6月17日「始政式」が施行されて台湾総督府による統治が始まった。ここではまず、台湾総督府による台湾統治開始前の台湾における行政機関を簡単に整理したい。

清国は清朝康熙23年(1684)、台湾領有の勅令が下り、明治28年(1895)までの212年にわたり台湾を領有したが、清朝同治13年(1874)までの約190年間は、消極的な台湾支配であった。

清国政府は台湾領有を決定すると、台湾と澎湖列島を福建省の管轄下におき、厦門(アモイ)と台湾を管轄する「分巡台厦兵備道」を設け、鄭氏政権時代の行政区分をほぼ踏襲し、台湾府の下に台湾、鳳山、諸羅のいずれも台湾南部に位置する三つの県を置いた。その後人口の増加に伴い、清朝雍正元年(1723)、諸羅県は諸羅県、彰化県、淡水庁に分けられ、清朝雍正5年(1727)、軍事的理由により澎湖庁も設置され、4県2庁となった。18世紀末、中央山脈で隔てられた台湾東部にも農業開発が広がり、清朝嘉慶元年(1796)、台湾北東部噶瑪蘭(現在の宜蘭)に呉沙率いる漢人の集団開拓が始まり噶瑪蘭庁が置かれた。

清朝の消極的な台湾経営は、明治6年(清朝同治13、1874)日本の台湾出兵により、積極的な経営へと転じることとなった。この年、沈葆楨は欽差大臣⁴として台湾に派遣された。沈葆楨は翌年清朝光緒元年(1875)、台湾全域を二府七県五庁に画定し

⁴ 欽差弁理台湾等处海防兼理各国事務大臣

た。台湾府管轄下の台湾県、鳳山県、嘉義県、彰化県、恒春県、澎湖庁、卑南庁、埔理社庁と、台北府管轄下の新竹県、宜蘭県、基隆庁、淡水庁である。沈葆楨は着任後一年足らずで両江総督兼通商大臣となり、台湾をはなれた。

台湾が近代化に向けて大きく動き始めるのは、清仏戦争終了直前の清朝光緒 11 年（1885）、初代福建台湾巡撫となった劉銘伝以後といえる。福建台湾巡撫は、それまでは福建省を治める福建巡撫であったが、劉銘伝は台湾を独立した「省」とすることを進言し、清朝光緒 11 年（1885）10 月、初代の台湾巡撫に就任した。劉銘伝は台湾省発足と同時に行政区画を改正した。台湾省の下に、

台北府（淡水県、新竹県、宜蘭県、基隆庁、南雅庁）
台湾府（台湾県、彰化県、雲林県、苗栗県、埔理社庁）
台南府（安平県、鳳山県、恒春県、澎湖県）
台東直隸州

の、3 府 11 県 3 庁 1 直隸州がおかれた。この時の行政区分は、その後、日本統治開始以後、台湾総督府はこの行政区画を踏襲していった。

また劉銘伝は、清朝光緒 13 年（1887）、台湾布政使司を設置し、翌清朝光緒 14 年（1888）夏、布政使司衙門を建設した。ここが、台湾総督府統治初期に総督府が設置された場所である。

下記写真は筆者が 2011 年 4 月に撮影した台北市中正区内にある布政使司文物館の資料であるが、ここに、清朝光緒 14 年（1888）夏、布政使司衙門が建てられ、ここで清国台湾省の政務が掌られたこと、日本統治時代開始時から大正 9 年（1921）の台湾総督府（現、台湾総統府）完成までの間、台湾総督府がここに置かれたこと、が記されている。



（台北市中正区布政使司文物館所蔵）

ここには、清朝光緒 13 年（1887）台湾布政使司が置かれ、翌年光緒 14 年（1888）夏、台北府城内西門街北側に布政使司衙門が建てられた。甲午戦争（日清戦争）後、日本軍が台湾を占領した際には、民国 9 年（1920）台湾総督府（現在の台湾総統府）落成まで、台湾総督の執務所がここに置かれた。民国 17 年（1928 年）、昭和天皇の即位を記念して、この場所に台北公会堂を建設、民国 20 年（1931 年）、籌防局門廳や布政使司大堂などが、植物園内の現在地に移された、と記されている。

1.2 台湾総督府統治初期の文官行政機構

明治 28 年（1895）、日清戦争後の下関条約により、台湾は日本へ割譲され、同年 6 月 17 日「始政式」が施行されて台湾総統府による統治が始まった。この台湾総督府であるが、台湾総督府開設の宣言は、明治 28 年（1895）5 月 29 日、基隆沖合の御用汽船横浜丸上でなされ、このときに設置された台湾総督府は基隆上陸後に基隆起税関内に仮設された。6 月 14 日、日本軍が台北に入城し、台湾総督府は台北城内の清国台湾省の政庁

であった布政使衙門に設置された。正確に言うと、布政使司衙門には陸軍部がおかれ、台湾総督府は当時新たに建てられた欽差行台を台湾総督府として用いた。現在台北市中正区の台北植物園内にある布政使司文物館内の資料によると、

1895年日軍佔領臺灣,遭臺灣官民的頑強抵抗,當時巡撫衙門遭燒毀,日軍遂以布政使司衙門為陸軍部,將當時建築新穎的欽差臺作為臺灣總督府,直到1919年台灣總督府新廈(即今總統府)落成,欽差行臺則改稱總督府舊廳舍,轉做學校使用。

とあり、1895年の日本軍台湾占領の際に当時の巡撫衙門は焼け落ち、日本軍は布政使司衙門を陸軍部とし、当時建てられたばかりの欽差台を台湾総督府として用い、1919年に台湾総督府新庁舎（今の台湾総統府）落成後は、欽差行台は総督府旧庁舎となり、学校として使用された。下記写真はいずれも台北市中正区台北植物園内布政使司文物館の正面と内部資料である。左が布政使司衙門、右は当時の台湾総督府である。



(筆者撮影の正門と台北市中正区布政使司文物館所蔵写真)

明治28年(1895)6月28日、「臺灣總督府假條例」の規定に基づく「臺灣總督府地方官假條例」が施行された。昭和10年(1935)に発行された『臺灣統治史』にはこの時のことが以下のように記録されている。

地方官假官制は翌六月發布、臺北、臺灣、臺南の三縣及び澎湖島廳の一廳を設け、臺北縣下に基隆、宜蘭、新竹の三支廳、臺灣縣下に嘉義廳、臺南縣下に鳳山、恒春、臺東の三支廳を置いた。併し是は畢竟空文で、早く秩序が保維せられた臺北縣以外は実施するに至らなかった。⁵

この資料にあるように、台湾統治開始直後の6月、台湾総督府最初の行政区画として、台北県、台湾県、台南県、澎湖島庁の3県1庁が置かれ、それら3県の下に7支庁が設置された。宜蘭地域は台北県宜蘭支庁の管轄となった。さらに同資料には、その実施されないのは適当でない為であったので、八月改正された。この総督府條例によると、臺北縣下に基隆、宜蘭、新竹、淡水の四支廳を置き、澎湖島廳は舊の儘とし、他の縣を廢して民政支部と改めた。即ち臺灣民政支部、その下に嘉義、彰化、雲林、苗栗、埔里社の各出張所、臺南民政支部下に鳳山、恒春、臺東、安平の各出張所となった。

6

とあり、同年8月に行政区域の改正が行われたことがわかる。これにより台湾は台北県、台湾民政支部、台南民政支部、澎湖島庁に区分された。宜蘭地域は引き続き台北県宜蘭支庁の管轄であった。台湾省文献委員会発行の『日本據臺初期重當⁷案』「三、台湾行政一斑」の項には、

本府於明治二十八年六月二十八日制定地方官臨時官制、置臺北、臺灣、臺南三縣、澎湖島置島廳、又縣廳之下置支廳、臺灣、臺南兩縣只定其職員、而尚未開廳、所以如附件丙號所記載設置民政支部及出張所…、

⁵『臺灣統治史』(復刻版)(臺北:成文出版社、民國74年)、108頁。

⁶同書、108頁。

⁷木ヘンに當。

丙號

民政支部及出張所規定

第一條 臺灣（臺中）及臺南設置民政支部、在其支部管轄内、再設民政支部出張所⁸

と記されており、明治28年（1895）6月の台湾総督府統治開始時の3県1庁設置と、その2ヵ月後である8月の民政支部設置の行政区画改正の沿革を示している。

明治29年（1896）3月、勅令88号台湾総督府条例、及び勅令91号台湾総督府地方官官制が公布された。この勅令91号には、

勅令第九十一號⁹

臺灣ニ臺北縣、臺中縣、臺南縣、及澎湖島廳ヲ置ク其ノ位置及管轄区域ハ臺灣總督之ヲ定ム

とあり、台湾の地方行政機構は台北県、台中県、台南県、澎湖島庁の3県1庁体制に戻った。¹⁰ 宜蘭は引き続き、台北県宜蘭支庁が管轄した。この勅令は明治29年4月1日より施行された。

明治30年（1897）5月、宜蘭地域は台北県下の宜蘭支庁管轄から行政的に独立した宜蘭庁となった。これは勅令152号台湾総督府地方官官制に拠るものである。明治30年5月3日付のこの勅令は、

勅令第五百十二號¹¹

臺灣總督府地方官官制

⁸林銜道、周聲夏監修、台湾省文献委員会、『日本據臺初期重要檔案』（台中：台湾省政府印刷廠、民国88年）、167頁、172頁。

⁹JACAR アジア歴史資料センターRef A03020289400 明治二十九年勅令第九十一號臺灣總督府地方官官制（国立公文書館）

¹⁰以前の「臺灣縣」は「臺中縣」に改められた。

¹¹JACAR アジア歴史資料センターRef A03020289400 明治三十年勅令第五百十二號臺灣總督府地方官官制（国立公文書館）。

第一條 臺灣ニ臺北縣、新竹縣、臺中縣、嘉義縣、臺南縣、鳳山縣、宜蘭廳、臺東廳及澎湖廳ヲ置ク其ノ位置及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

という台湾総督府地方官官制の改正を公布するものであり、ここに地方行政機関の一つとして宜蘭庁が組織された。この5月3日に公布された勅令が、台湾総督府令20号として実施されたのはおよそ一ヶ月後の6月10日であった。『台湾総督府報95号』には、

府令第二十號¹²

臺灣總督府地方官官制第一條ニ依リ縣廳位置及管轄区域ヲ左ノ通相定ム

明治三十年六月十日 臺灣總督 男爵乃木希典

縣廳名 臺北縣、新竹縣、臺中縣、嘉義縣、臺南縣、鳳山縣、宜蘭廳、臺東廳、澎湖廳

とある通り、台湾総督府令20号により6県3庁（台北県、新竹県、台中県、嘉義県、台南県、鳳山県、宜蘭庁、台東庁、澎湖島庁）制が施行された。

明治31年（1898）6月、第4代台湾総督児玉源太郎は、各県、庁に属する弁務署や警察署、撫墾署等関係機関の数が多くなり、複雑になったことへの対策から、地方行政制度の簡素化を計り、3県3庁制（台北県、台中県、台南県、宜蘭庁、台東庁、澎湖庁）に移行した。これは明治31年6月18日付の勅令108号「臺灣總督府地方官官制改正臺灣總督府撫墾署官制廃止」によるものである。この勅令108号は

勅令第八號¹³

¹²『臺灣總督府報第九十五號』、明治30年6月10日、6頁。（臺灣新報明治三十年六月十日第二百廿五號附録）

¹³JACAR アジア歴史資料センターRef A03020340700 明治三十一年勅令第八號臺灣總督府地方官官制（国立公文書館）。

臺灣總督府地方官官制

第一條 臺灣ニ臺北縣、臺中縣、臺南縣、宜蘭廳、臺東廳及澎湖廳ヲ置ク其ノ位置及管轄区域ハ臺灣總督之ヲ定ム
というものであり、それを受けて台湾總督府は6月28日に『台湾總督府報 315号』で、3県3庁制施行となる府令38号を公布した。台湾總督府報 315号には、

府令第三十八號¹⁴

明治三十年六月府令第二十號縣廳位置及管轄区域中左ノ通り改定ス

明治三十六年六月二十八日 臺灣總督府男爵兒玉源太郎

縣名 位置 管轄区域

臺北縣 臺北 元臺北縣管下及元新竹縣管下ノ内…

臺中縣 臺中 元臺中縣管下 元新竹縣管下…及元嘉義縣管下…

臺南縣 臺南 元臺南縣管下 元鳳山縣管下及 元嘉義縣管下…

とあり、明治30年6月の府令20号で定められた6県の内、新竹県、嘉義県、鳳山県が、台北県、台中県、台南県に併合された。3庁の宜蘭庁、台東庁、澎湖庁に変更はなく、従って宜蘭庁は引き続き組織された。

明治34年(1901)4月30日、勅令第87号が公布された。

そこには、

勅令第八十七號¹⁵

臺灣總督府地方官官制中左ノ通改正ス

第一條中臺東廳ノ下「及」ヲ削リ澎湖廳ノ下ニ「及恒春廳」

¹⁴『臺灣總督府報第三百十五號』、明治31年6月28日、71頁。(臺灣HH新報第四十五號附録)

¹⁵JACAR アジア歴史資料センターRef A03020499000 明治二十四年勅令第八十七號臺灣總督府地方官官制(国立公文書館)。

ヲ加フ

とあり、新たに恒春庁が置かれて、3県4庁体制となった。この官制は、明治34年5月3日の『府報951号』に府令25号として公布された¹⁶。

明治34年(1901)11月、児玉總督は全ての県を廃止して台湾全島に20の庁を設置した。これは明治34年11月9日付勅令202号によるものである。この勅令は、

勅令第二百二號¹⁷

臺灣總督府地方官官制

第一條 臺灣ニ左ノ廳ヲ置ク其ノ位置及管轄区域ハ臺灣總督之ヲ定ム

臺北廳 基隆廳 宜蘭廳 深坑廳 桃仔園廳 新竹廳
苗栗廳 臺中廳 彰化廳 南投廳 斗六廳 嘉義廳 鹽水港廳 臺南廳 蕃薯寮廳 鳳山廳 阿猴廳 恒春廳
臺東廳 澎湖廳

というものであり、これに対応して台湾總督府は明治34年11月11日付『府報1054号』で府令67号を公布した。それは、

府令第六十七號¹⁸

廳位置及管轄区域左ノ通相定ム

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

明治三十年六月府令第二十號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

明治三十四年十一月十一日 臺灣總督 男爵兒玉源太郎

廳名稱位置及管轄区域

廳名 臺北廳 基隆廳 宜蘭廳 深坑廳 桃仔園廳 新竹廳 …

¹⁶『府報第951号』、(台湾總督府) 明治34年5月3日、10頁。

¹⁷JACAR アジア歴史資料センターRef A03020510500 明治二十四年勅令第二百二號臺灣總督府地方官官制(国立公文書館)。

¹⁸『府報第1054号』(台湾總督府)、明治34年11月11日、15頁。

というもので、ここに新しく設置された地方機構である 20 の庁とその位置、管轄区域が定められた。宜蘭には引き続き宜蘭庁が置かれた。

明治 42 年（1909）10 月 13 日、勅令第 282 号台湾総督府地方官官制中改正が公布された。この勅令は、

勅令第二百八十二號¹⁹

臺灣總督府地方官官制中左通改正ス

第一條中「基隆廳」、「深坑廳」、「苗栗廳」、「彰化廳」、「斗六廳」、「鹽水港廳」、「蕃薯寮廳」、「鳳山廳」、及「恒春廳」ヲ削リ臺東廳ノ次ニ「花蓮港廳」ヲ加フ

というものであり、これをうけて第 5 代台湾総督佐久間左馬太は、明治 42 年 10 月 25 日付『府報第 2819 号』で、それまでの 20 の地方庁を 12 に統廃合すると報じた。府報には、

府令第七十五號²⁰

廳位置及管轄区域左ノ通定ム

本令ニ定ムル管轄区域外ノ蕃地ノ管轄ニ付テハ別ニ定ムル所ニ依ル

明治三十八年十二月府令第八十九號ハ之ヲ廃止ス

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年十月二十五日臺灣總督伯爵佐久間左馬太

臺北廳 位置(略) 管轄区域(略)

宜蘭廳 位置(略) 管轄区域(略)

桃園廳 位置(略) 管轄区域(略) …

とあり、20 の庁と位置、それぞれの管轄区域が記されている。宜蘭は引き続き宜蘭庁が置かれた。

¹⁹JACAR アジア歴史資料センターRef A03020815099 明治四十二年勅令第二百八十二號臺灣總督府地方官官制（国立公文書館）。

²⁰『府報』第 2819 号、明治 42 年 10 月 25 日、69-83 頁。（明治 42 年 10 月 25 日臺灣日日新報號外）

大正 9 年（1920）7 月、台湾総督府地方行政区画が改正された。大正 9 年 7 月 26 日公布の勅令第 218 号は、

勅令第二百十八號²¹

臺灣總督府地方官官制

第一條 臺灣ニ左ノ州及廳ヲ置ク

臺北州 新竹州 臺中州 臺南州 高雄州 臺東廳 花蓮港廳

州及廳ノ位置及管轄区域ハ臺灣總督之ヲ定ム

というものであり、従来 の 12 の地方庁のうち、台東庁と花蓮港庁以外の 10 の庁が統廃合され 5 つの州が置かれた。これに伴い、8 代台湾総督田健次郎は大正 9 年 8 月 12 日付府報 2177 号で、以下の府令 47 号を公布した。

府令第四十七號²²

州、廳の位置、管轄区域及都市の名稱、位置、管轄区域左ノ通相定ム

本令ハ大正九年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年十月府令第七十五號ハ之ヲ廃止ス

大正九年八月十日 臺灣總督 男爵田 健次郎

州、廳の位置、臺北州 位置 臺北市

（以下簡略）

名稱・位置…

臺北市・臺北市 七星郡・臺北市 淡水郡・淡水街 基隆郡・基隆街

宜蘭郡・宜蘭街 羅東郡・羅東街 蘇澳郡・蘇澳街…

ここには 5 州 2 庁の位置、管轄区域が示されており、宜蘭は台

²¹JACAR アジア歴史資料センターRef A03021255600 大正九年勅令第二百十八號臺灣總督府地方官官制（国立公文書館）。

²²『府報第 2177 号』大正 9 年 8 月 10 日、27 頁。

北州下の宜蘭郡、羅東郡、蘇澳郡が置かれている。このときから台湾総督府による台湾統治が終了する昭和 20 年（1945）まで、宜蘭は台北州下の地方行政機関がおかれた。

台湾総督府地方行政区分は明治 28 年（1895）6 月の施政開始以来、昭和 20 年（1945）8 月の統治終了まで、9 回の改正が実施された。宜蘭地方の行政機構は時代を追って三段階に区分できる。第一期は、地方官官制開始（第 1 回目）から第 4 回の改正が行われた明治 30 年（1897）5 月までで、台北県宜蘭支庁が置かれた。第二期は第 4 回改正から第 9 回改正が行われた大正 9 年（1920）7 月で、この間は宜蘭庁が置かれた。第三期は台北州下の宜蘭・羅東・蘇澳の三郡、及び宜蘭市と宜蘭、羅東、蘇澳三郡時代で、大正 9 年（1920）7 月から昭和 16 年（1940）10 月、及び昭和 16 年（1940）10 月から昭和 20 年（1945）8 月である。

2. 宜蘭統治初期における文官行政機構の沿革

2.1 台湾総督府宜蘭統治前の行政組織

台湾総督府統治初期の宜蘭統治機構の沿革について述べるに際し、先ず台湾総督府による宜蘭統治開始以前の宜蘭地方の行政組織について簡単に触れてみたい。

清の時代に漢人がこの地に入植する前は、現在の宜蘭地方は、いわゆる噶瑪蘭「三十六社」と呼ばれる先住民の集落が散在していた。清朝嘉慶元年（1796）、吳沙率いる漢人の集団開拓が始まり、「結」あるいは「圍」とよばれる農業を中心とした自治組織が設けられ、嘉慶十七年（1812）これら「結」、「圍」を管轄する組織である「噶瑪蘭廳」が置かれた。道光三年（1823）、

「噶瑪蘭廳」下の「結」、「圍」を七つの堡に分割²³、道光十五年（1835）には十二堡に改編された。後に台湾総督府による宜蘭統治が始まる時点では、この時の組織である「噶瑪蘭廳」下十二の堡が末端の行政組織であった。²⁴

2.2 台湾総督府宜蘭統治初期の行政組織

明治 28 年（1895）清朝は台湾を日本へ割譲、この年の 6 月 22 日、日本軍は宜蘭城へ進軍し「台北県宜蘭支庁²⁵」を設置、台湾総督府による宜蘭統治が始まった。以来、昭和 20 年（1945）、敗戦により台湾から日本軍が撤退するまでの半世紀、「台北県宜蘭支庁」、「宜蘭庁²⁶」、「台北州宜蘭郡等 3 郡」、「台北州宜蘭市と宜蘭郡等 3 郡」と行政機構は変わるものの、各首長の下に台湾総督府の地方行政機構が組織された。本稿一節では台湾統治開始以降の宜蘭地域における行政機構の変遷について、特に宜蘭に庁が置かれた明治 30 年（1897）から大正 9 年（1920）までを論じる。

明治 28 年（1895）6 月、台湾総督府仮条例、台湾総督府地方官仮官制により 3 県 1 庁制（台北県、台湾県、台南県、澎湖島庁）が施行され、宜蘭は台北県宜蘭支庁の管轄となった。台湾の地方官官制は、その 2 ヶ月後に 1 県 2 民政支部 1 庁制になり、翌年 3 月、再び 3 県 1 庁制に戻った。しかし台北県下の宜蘭支庁

²³ 第一堡は現代の頭城鎮地区、第二堡は礁溪郷地区、第三堡は宜蘭市、第四堡は壯圍郷、員山郷東部、第五堡は羅東鎮、第六堡は冬山郷西部、第七堡は冬山郷東部、蘇澳鎮北部にほぼ相当する。『設治紀念館文物史料蒐集暨調査研究』「第一章：宜蘭行政地理沿革」、（宜蘭：宜蘭縣政府民政局、民国 86 年）、26 頁。

²⁴ 『設治紀念館文物史料蒐集暨調査研究』「第一章：宜蘭行政地理沿革」、（宜蘭：宜蘭縣政府民政局、民国 86 年）、22 から 25 頁。

²⁵ 当時の漢字表記は「臺北縣宜蘭支廳」であるが、本稿では「台北県宜蘭支庁」と記す。以下同じ。

²⁶ 脚注 6 と同様に当時の漢字表記は「宜蘭廳」であるが、「宜蘭庁」と記す。以下同じ。

はこの間変動はなかった。

明治 30 年（1897）5 月、「勅令 152 号台湾総督府地方官官制」²⁷に拠り、宜蘭地域は台北県下の宜蘭支庁管轄から行政的に独立した宜蘭庁となった。これに基づき「府令第 20 号」²⁸で、6 県 3 庁（台北県、新竹県、台中県、嘉義県、台南県、鳳山県、宜蘭庁、台東庁、澎湖島庁）制施行が公布された。

地方官官制はその後、明治 31 年の「勅令 108 号」²⁹に基づく「府令 38 号」³⁰で 3 県 3 庁制、さらに明治 34 年 6 月には「勅令 87 号」に基づく「府令 25 号」³¹で 3 県 4 庁制に改正されたが、この間、宜蘭には変動はなく引き続き宜蘭庁が置かれた。

明治 34 年（1901）11 月、台湾の地方行政区画に大きな変動があった。この年の 11 月 9 日付「勅令 202 号」³²に基づく「府令 67 号」³³により、台湾の地方行政区画は 3 県 4 庁制から 20 庁体制に移行したのである。明治 34 年 11 月 11 日付『府報 1054 号』には新しく設置された地方行政機構である 20 の庁とその位置、管轄区域が示された。台湾全土に及ぶ地方行政区画の大きな変動であるが、宜蘭には変動はなく引き続き宜蘭庁が置かれた。

明治 42 年（1909）10 月、地方行政区画は再び大きな変動があ

²⁷ JACAR アジア歴史資料センターRef A03020289400 明治 30 年勅令 152 号（国立公文書館）。

²⁸ 「府令 20 号」『台湾総督府報 95 号』、明治 30 年 6 月 10 日、6 頁。（台湾新報明治 30 年 6 月 10 日第 225 号附録）

²⁹ JACAR アジア歴史資料センターRef A03020340700 明治 31 年勅令 108 号（国立公文書館）。

³⁰ 『台湾総督府報第 315 号』、明治 31 年 6 月 28 日、71 頁。（台湾口口新報 45 号附録）

³¹ 『府報第 951 号』明治 34 年 5 月 3 日、10 頁。

³² JACAR アジア歴史資料センターRef A03020510500 明治 34 年勅令 202 号（国立公文書館）。

³³ 『府報第 1054 号』（台湾総督府）、明治 34 年 11 月 11 日、16 頁。

った。「勅令 282 号」³⁴の公布により、第 5 代台湾総督佐久間左馬太は 10 月、「府令 75 号」³⁵で 20 の庁を 12 に改正した。しかし宜蘭に変動はなく、宜蘭は引き続き宜蘭庁が置かれた。

大正 9 年（1920）、地方官官制は 9 度目の大きな改正が実施された。従来の 12 の庁を廃止し新たに 5 州 2 庁を設けたのである。宜蘭庁は廃され、台北州下の宜蘭郡など 3 郡が組織された。

ここまで台湾総督府地方行政区画の変遷を、宜蘭に庁が置かれた明治 30 年から、庁が廃された大正 9 年改正分までを表 1 「地方行政区画の変遷（明治 30 年から大正 9 年）」にまとめた。

表 1 台湾総督府地方行政区画の変遷（明治 30 年から大正 9 年）

改	明治	月	地方行政区画	勅令、台湾総督府報、府報
4	30 年	5	6 県 3 庁 (宜蘭庁)	勅令明治 30 年 152 号台湾総督府地方官官制、 府令 20 号(台湾総督府報 95 号明治 30 年 6 月 10 日)
5	31 年	6	3 県 3 庁 (宜蘭庁)	勅令明治 31 年 108 号台湾総督府地方官官制、 府令 38 号(台湾総督府報 315 号明治 31 年 6 月 28 日)
6	34 年	5	3 県 4 庁 (宜蘭庁)	勅令明治 34 年 87 号台湾総督府地方官官制 府令 25 号(府報 951 号明治 34 年 5 月 3 日)
7	34 年	11	20 庁 (宜蘭庁)	勅令明治 34 年 202 号台湾総督府地方官官制、 府令 67 号(府報 1054 号明治 34 年 11 月 11 日)
8	42 年	10	12 庁 (宜蘭庁)	勅令明治 42 年 282 号台湾総督府地方官官制、 府令 75 号(府報 2819 号明治 42 年 10 月 25 日)
9	大正 9 年	7	5 州 2 庁 (台北州)	勅令大正 9 年 218 号台湾総督府地方官官制、 府令 47 号(府報 2117 号大正 9 年 8 月 10 日)

³⁴ JACAR アジア歴史資料センターRef A03020815099 明治 42 年勅令第 282 号台湾総督府地方官官制（国立公文書館）。

³⁵ 『府報第 2819 号』、明治 42 年 10 月 25 日、69 頁。（明治 42 年 10 月 25 日台湾日日新報号外）

注1 「台湾總督府報」は明治29年(1896)8月20日初刊

注2 「台湾總督府報」は明治33年(1900)1月10日付より「府報」となる

この表1により、宜蘭の行政区画が他の地域と比べて独立性が高い点を確認できた。明治30年から大正9年まで6回の地方官制改正があったにも係わらず、大正9年に台北州管轄に置かれるまで宜蘭は地方庁として存続し機能していた。他地域と比べ地理的に孤立していたため、宜蘭は独立した行政組織が置かれたものと思われる。

次に明治30年以降の宜蘭庁下の行政機構を法令に照らし整理したい。

宜蘭庁が開設された明治30年、「勅令152号34条」³⁶に基づき台湾總督府は「府令21号」³⁷を公布、宜蘭庁下に頭圍(現在の頭城)、宜蘭、羅東、利澤簡の4弁務署を設置した。弁務署の業務は、行政事務、とりわけ警察事務が主たる業務であった。

宜蘭庁下の4弁務署は明治31年6月、「府令39号」³⁸に基づき宜蘭と羅東の2弁務署に、さらに明治33年10月には「府令90号」³⁹により8出張所に改正された。宜蘭、礁溪、頭圍、東港、羅東、叭哩沙、利澤簡、蘇澳の8出張所である。明治33年10月1日付『宜蘭庁報第35号』にも「宜蘭庁令第12号」として、

宜蘭廳長ノ發シタル警察命令中「辨務署」又ハ「辨務署又ハ辨務支署」ヲ總テ「出張所」ニ改ム

とあり、この法令の「警察命令」という表現からも明らかに、

³⁶JACAR アジア歴史資料センターRef A03020289400 明治30勅令152号(国立公文書館)。

³⁷『台湾總督府報号外』、明治30年6月10日、1頁及4頁。(台湾新報明治30年6月10日第225号附録)

³⁸『台湾總督府報第315号』、明治31年6月28日、71頁。(台湾日日新報45号附録)

³⁹『府報第830号』、明治33年10月1日、1頁。

出張所は警察官吏派出所としての役割が大きかったと推察される。同じく『宜蘭庁報第35号』の「宜蘭庁告示第28号」では、出張所に警察官吏派出所が設置され、8出張所の下に合計49の警察官吏派出所の名称と所在地が明示されている。

地方行政区画が3県4庁制から20庁制に改正された明治34年、「宜蘭庁令第16号」⁴⁰で頭圍、羅東、叭哩沙(現在の三星)3支庁設置が報じられ出張所は廃止された。これら各支庁の取扱い事項は「宜蘭庁令17号」⁴¹には、警察に関する事項、地方税収入に関する事項、と記載されており、以前の出張所の業務と同じく、主として警察事務、さらには税収に関する業務を取り扱った。またこれまでの宜蘭出張所の業務は、宜蘭庁直轄警務課がこれを引き継いだ。

20の地方庁が12に変動した明治42年、10月25日付『府報2819号』の70、71ページには宜蘭庁の行政区画が明示されている。宜蘭街管轄の宜蘭堡以下、員山堡、羅東堡、利澤簡堡、頭圍堡など合計13の堡に組織されていたこと、またそれぞれの堡は庄により構成されており、宜蘭庁管轄区域には、宜蘭街、羅東街、頭圍街以外に合計151の庄があったことが記されている。明治42年10月25日発行の『宜蘭庁報号外』⁴²によると、従来の宜蘭直轄、頭圍支庁、羅東支庁、叭哩沙支庁に加え、新たに坪林尾支庁が設けられた。

大正9年(1920)7月、台湾の地方行政区画は9回目の改正⁴³が行われ、宜蘭は台北州の管轄となり宜蘭庁は廃された。

ここまで宜蘭庁内の行政機構の変遷を概観した。台湾總督府

⁴⁰『宜蘭庁報第79号』、明治34年11月11日、134頁。(宜蘭：八重樫活版所)

⁴¹同書、134頁。

⁴²『宜蘭庁報号外』、明治42年10月25日、宜蘭：林活版所。

⁴³1895年(明治28)6月の3県1庁制施行を第1回目と数える。

の府令や宜蘭庁令により改正された機構は、弁務所、出張所、支庁と名称は変更したが、その主たる業務は警察業務であり、台湾総督府が地方統治に当たる際に、警察機構強化を図っていたことが明らかとなった。

本稿の後半で主に論じる明治 36 年から明治 42 年⁴⁴の間の宜蘭庁長は、佐藤友熊（明治 35 年 11 月から明治 36 年 9 月）、中田直温（明治 36 年 9 月から明治 42 年 10 月）であるが、宜蘭庁開設の明治 30 年から中田直温の後任の小松吉久までの任命日と辞令を以下の表 2「歴代宜蘭庁長辞令日付一覧表（明治 30 年から明治 42 年）」で整理した。

表 2 歴代宜蘭宜蘭庁長辞令日付一覧表（明治 30 年から明治 42 年）

首長	辞令交付	出典
西郷菊次郎	明治 30 年 5 月 27 日	台湾総督府報 96 号 (明治 29 年 10 月 15 日付)
佐藤友熊	明治 35 年 11 月 28 日	府報 1267 号 (明治 35 年 12 月 10 日付) 宜蘭庁報 107 号 (明治 35 年 12 月 13 日付)
中田直温	明治 36 年 9 月 16 日	府報 1406 号 (明治 36 年 9 月 26 日付) 宜蘭庁報 137 号 (明治 36 年 9 月 30)
小松吉久	明治 42 年 10 月 25 日	府報 2819 号 (明治 42 年 12 月 25 日付) 宜蘭庁報 309 号 (明治 42 年 10 月 25 日付)

⁴⁴ 地方官官制改正が行われた明治 42 年 10 月までとする。

ここまで見てきたように、台湾総督府の宜蘭統治形態は時代を追って三段階に区分できる。

①台北県宜蘭支庁時代：明治 28 年(1895)6 月から明治 30 年(1897)

②宜蘭庁時代：明治 30 年(1897)5 月から大正 9 年(1920)7 月

③台北州管轄時代：1920 年（大正 9）7 月から台湾総督府の統治終了まで。

である。

度重なる地方行政機構の改正があったにも関わらず、宜蘭は地方庁として存続し機能していた。これは他地域と比べ地理的に孤立していたため、宜蘭は独立した行政機構が置かれたためと考えるのが妥当である。また宜蘭庁の組織はおもに警察機能の拡充に重きが置かれた。これは台湾総督府の統治がまだ十分行き渡っておらず、地方自治においても警察機能の拡充が必要であったためと結論付けられる。

3. 宜蘭統治初期における文官行政機構の台湾人登用

3.1 宜蘭統治初期文官行政機構における台湾人登用の変遷

宜蘭統治機構における人材登用を見るに、主たる資料は、台湾日日新報社発行の『台湾総督府職員録』(明治 36 年、37 年)、『台湾総督府文官職員録』(明治 39 年、40 年、41 年、42 年)である。管見の限りでは『台湾総督府職員録』の最も古いものは明治 31 年(1898)であるが、32 年、33 年、34 年及び 38 年は未見の資料である。また明治 31 年と 35 年の職員録では、出身地が明示されておらず台湾人と日本人⁴⁵の区別が不明確な

⁴⁵台湾総督府職員録など総督府文書では、台湾人を本島人、台湾へ移った日本人を内地人と称した。本稿では台湾人、日本人と記す。

め、本稿の調査では用いていない。このため明治 38 年を除いて、明治 36 年から明治 42 年までの職員録から、出身地に着目して必要な統計を集計した。明治 42 年 10 月 25 日に台湾総督府地方官官制改正で地方庁の組織が大きく変化し、地方庁の数が 20 から 12 に整理統合された。本論の主たる対象である宜蘭庁は継続して存続したが、比較検討する他の庁が統合により変動しているため、明治 42 年 10 月までを調査の対象とした。本稿で用いる明治 42 年の職員録は改正前の 4 月 1 日現在のものである。⁴⁶

最初に明治 36 年の宜蘭庁行政機構を整理したい。この時の地方庁内行政機構は、明治 34 年『府報 1054 号』の「訓令 356 号」に基づくものであった。

訓令第三百五十六號⁴⁷

各廳事務分課規程左ノ通相定ム

明治三十四年十一月十一日 臺灣總督 男爵兒玉源太郎

第一條 各廳ニ左ノ三課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

總務課 他課ノ主管ニ屬セサル一切ノ事項

警務課 警察ニ關スル事項

稅務課 租稅其ノ他收入ニ關スル事項

第二條 廳長ハ地方ノ須要ニ應シ臺灣總督ノ認可ヲ經テ特別ノ事務ヲ處置スル為別ニ課ヲ設クルコトヲ得

これにより宜蘭庁にも総務課、警務課、稅務課が置かれた。明治 36 年 6 月 20 日発行の『台湾總督府職員録』⁴⁸によると、明治 36 年 4 月 1 日現在、宜蘭庁は庁長佐藤友熊以下、総務課、

⁴⁶明治 42 年の職員録は 4 月 1 日現在のものと 10 月 25 日現在のものの 2 種類が存在する。

⁴⁷『府報第 1054 号』、明治 34 年 11 月 11 日、26、27 頁。

⁴⁸『台湾總督府職員録』、(台北：HH 新報社、明治 36 年 6 月) 136 から 139 頁。

警務課、稅務課、頭圍支庁、羅東支庁、叭哩沙支庁、宜蘭娼妓身体検査所、宜蘭尋常高等小学校、宜蘭公学校、頭圍公学校、羅東公学校、利澤簡公学校、蘇澳公学校に分かれて組織されていた。同職員録には、その他として公医も記されている。

各部署の職員数は、庁長 1、総務課 31、警務課 11、稅務課 24、頭圍支庁 3、羅東支庁 4、叭哩沙支庁 4、宜蘭娼妓身体検査所 1、宜蘭尋常高等小学校 2、宜蘭公学校 9、頭圍公学校 3、羅東公学校 6、利澤簡公学校 3、蘇澳公学校 2、公医 5 で、延べ人員総数は 109 である。そのうち台湾人職員は、庁長 0、総務課 11、警務課 1、稅務課 10、頭圍支庁 0、羅東支庁 0、叭哩沙支庁 0、宜蘭娼妓身体検査所 0、宜蘭尋常高等小学校 0、宜蘭公学校 5、頭圍公学校 2、羅東公学校 5、利澤簡公学校 2、蘇澳公学校 1、公医 0 で台湾人職員延べ人数は 37 であり、台湾人の職員登用率は 34% である。これをまとめたものが表 3「明治 36 年宜蘭庁職員内訳」である。ただしここでは 3ヶ所の支庁は「支庁」として、また 5ヶ所の公学校は「公学校」としてひとつにまとめた。

表 3 明治 36 年宜蘭庁職員内訳

部署	部署人数	台湾人数	日本人数	台湾人比率
庁長	1	0	1	0
總務課	31	11	20	35%
警務課	11	1	10	9%
稅務課	24	10	14	42%
支庁	11	0	11	0
娼妓検査	1	0	1	0
小学校	2	0	2	0

公学校	23	15	8	65%
公医	5	0	5	0
合計	109	37	72	34%

以下、明治 37 年（表 4、明治 37 年宜蘭庁職員内訳）⁴⁹、明治 39 年（表 5、明治 39 年宜蘭庁職員内訳）⁵⁰、明治 40 年（表 6、明治 40 年宜蘭庁職員内訳）⁵¹、明治 41 年（表 7、明治 41 年宜蘭庁職員内訳）⁵²、明治 42 年（表 8、明治 42 年宜蘭庁職員内訳）⁵³の各表を作成した。

表 4 明治 37 年宜蘭庁職員内訳

部署	部署人数	台湾人数	日本人数	台湾人比率
庁長	1	0	1	0
総務課	31	9	22	29%
警務課	15	1	14	7%
税務課	22	6	16	27%
支庁	13	0	13	0
小学校	2	0	2	0
公学校	24	17	7	71%
公医	5	0	5	0
合計	113	33	80	29%

表 5 明治 39 年宜蘭庁職員内訳

⁴⁹ 『台湾総督府職員録』（臺北：HH新報社、明治 37 年 4 月）126 から 129 頁。

⁵⁰ 『台湾総督府文官職員録』（臺北：日日新報社、明治 39 年 5 月）131 から 135 頁。

⁵¹ 『台湾総督府文官職員録』（臺北：口口新報社、明治 40 年 5 月）178 から 183 頁。

⁵² 『台湾総督府文官職員録』（臺北：口口新報社、明治 41 年 5 月）209 から 214 頁。

⁵³ 『台湾総督府文官職員録』（臺北：HH新報社、明治 42 年 5 月）214 から 219 頁。

部署	部署人数	台湾人数	日本人数	台湾人比率
庁長	1	0	1	0
総務課	43	13	31	30%
警務課	22	2	20	10%
税務課	24	5	19	21%
支庁	22	0	22	0
小学校	1	0	1	0
公学校	27	19	8	70%
公医	5	0	5	0
合計	148	39	110	26%

表 6 明治 40 年宜蘭庁職員内訳

部署	部署人数	台湾人数	日本人数	台湾人比率
庁長	1	0	1	0
総務課	14	13	31	30%
警務課	26	2	24	8%
税務課	26	6	20	23%
支庁	31	0	31	0
小学校	4	0	4	0
公学校	29	14	15	48%
公医	5	0	5	0
合計	166	35	131	21%

表 7 明治 41 年宜蘭庁職員内訳

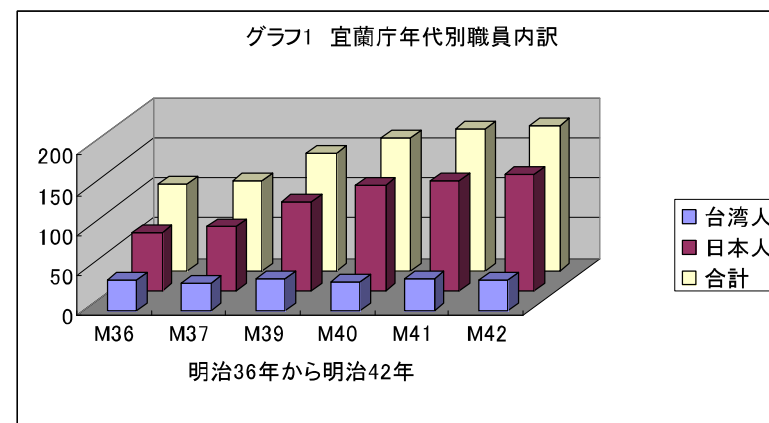
部署	部署人数	台湾人数	日本人数	台湾人比率
庁長	1	0	1	0
総務課	54	15	39	28%

警務課	22	2	20	9%
税務課	33	6	27	18%
支庁	26	0	26	0
小学校	5	0	5	0
公学校	30	16	14	53%
公医	6	0	6	0
合計	177	39	138	22%

表 8 明治 42 年宜蘭庁職員内訳

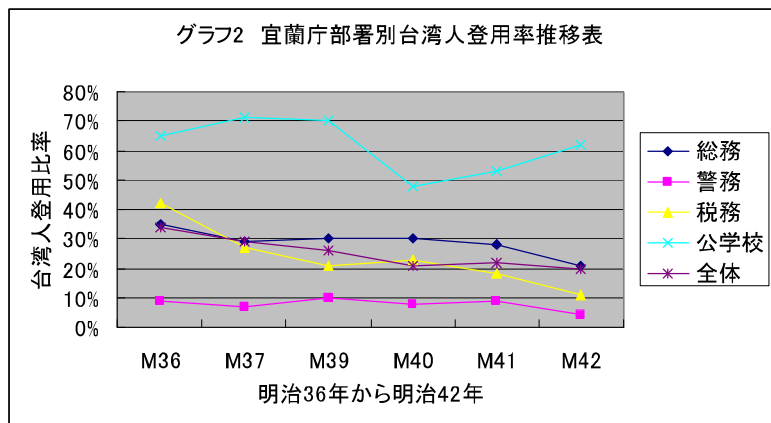
部署	部署人数	台湾人数	日本人数	台湾人比率
庁長	1	0	1	0
総務課	39	8	31	21%
警務課	28	1	27	4%
税務課	35	4	31	11%
支庁	31	0	31	0
小学校	4	0	4	0
公学校	39	24	15	62%
公医	5	0	5	0
合計	182	37	145	20%

以上の表から、年代別に宜蘭庁の台湾人と日本人の職員比率を示したのが、下記グラフ 1「年代別宜蘭庁職員内訳」である。



このグラフ 1 から明らかな通り、明治 36 年から明治 42 年までに、宜蘭庁の職員数は順調に増加しているが、それは日本人職員の増加によるもので、同期間内に台湾人職員の増加はほとんど見られない。結果として、同期間内の台湾人職員の登用比率は年々減少しているといえる。

では、部署ごとの台湾人登用率の推移はどのようなものであろうか。表 1 から表 6 を用い、台湾人の登用がなかった「庁長」、「支庁」、「小学校」を除く「総務」、「警務」、「税務」、「公学校」の 4 部署についての台湾人登用比率の推移を示したのが、下記グラフ 2「宜蘭庁部署別台湾人登用比率推移表」である。



グラフ2が示す通り、該当期間内の総務課の台湾人登用率は、庁全体の台湾人登用率とほぼ重なった推移を示しており、いずれも35%前後から20%前後に減少している。台湾人の登用率が著しく減少したのは税務課で42%から11%へとほぼ4分の1となった。しかし、実際の登用人数を見ると、明治37年から明治42年までは6→5→6→6→4と推移したのみで、台湾人の登用は確かに減少してはいるものの、登用率の著しい減少は、むしろ台湾人の登用が増えない一方で日本人の登用が着実に増加したため、ということができる。また警務課は、台湾人職員は毎年登用されているが、部署の人員の1割以下（実際には一名か二名）である。警察業務に携わるのは、基本的には、この時期はまだ日本人であったといえる。これは主たる業務が警察業務であった頭圀、羅東、叭哩沙の各支庁で台湾人職員は登用されなかったことから推察できる。該当期間内で台湾人の登用率が最も高かったのは公学校の教員である。明治40年に台湾人登用比率が50%を割ったものの、それ以外は60%前後であり、宜蘭庁全体の台湾人登用率が減少の傾向を示すのとは反対に、公学校教員の台湾人比率は増加傾向にあるといえる。

以上から、明治36年（1903）から明治42年（1909年）の宜蘭庁職員の中に占める台湾人登用の特色は、

- ① 毎年の登用数は40人弱で殆んど変わらない。
- ② 全体に占める比率は34%から20%へ徐々に減少した。
- ③ 総務課の台湾人登用比率は庁全体の比率と類似した傾向を示している。
- ④ 警察事務を扱う警務課や支庁での台湾人登用はほとんどない。
- ⑤ 公学校教員の中で台湾人数員の登用率は毎年約60%で推移している。

とまとめる事ができる。

3.2 宜蘭行政機関における台湾人登用と他地域との比較

次に宜蘭行政機構の台湾人登用について他地域との比較を分析する。比較する地域として、台湾北部の台北庁、基隆庁、台湾中部の台中庁、台湾南部の台南庁を取り上げたい。前項と同じく、台湾日日新報社発行の『台湾総督府職員録』（明治36年、37年）及び『台湾総督府文官職員録』（明治39年、40年、41年、42年）を用いた。

明治36年分の台湾総督府職員録から、台湾北部の台北、基隆、宜蘭の3地区の職員数、台湾人職員数、台湾人職員登用率を調査したのが、下記の表9「明治36年、北部3地域台湾人職員登用率」である。⁵⁴

表9 明治36年、北部3地域台湾人職員登用率

宜蘭庁			台北庁			基隆庁		
職員	台籍	比率	職員	台籍	比率	職員	台籍	比率

⁵⁴ 表中の「台籍」は台湾人の意味である。以下同じ。

109	37	34%	337	67	20%	124	22	18%
-----	----	-----	-----	----	-----	-----	----	-----

表 9 によると、宜蘭庁の台湾人職員登用率に限れば、台北庁、基隆庁と比べて宜蘭庁の台湾人職員登用率は明らかに高いといえる。以下、明治 36 年も含め、明治 37 年、39 年、40 年、41 年、42 年の各庁の職員数、台湾人職員数、台湾人職員登用率を一覧表にまとめたのが、表 10「北部 3 地域台湾人登用率年度別推移表」である。

表 10 北部 3 地域台湾人登用率年度別推移表

	宜蘭庁			台北庁			基隆庁		
	職員	台籍	比率	職員	台籍	比率	職員	台籍	比率
明治 36 年 (1903)	109	37	34%	337	67	20%	124	22	18%
明治 37 年 (1904)	113	33	29%	324	62	19%	119	23	19%
明治 39 年 (1906)	148	39	28%	338	52	15%	139	26	19%
明治 40 年 (1907)	166	35	21%	370	58	16%	178	27	15%
明治 41 年 (1908)	177	39	22%	413	59	11%	190	28	15%
明治 42 年 (1909)	182	37	20%	465	73	16%	185	28	15%

表 10 を見る限り、宜蘭庁の台湾人職員登用率は、台北庁、基隆庁と比較して常に高く、明治 40 年から 42 年の 3 年間の平均は、台北庁、基隆庁がおおよそ 15%であるのに対して、宜蘭庁はおおよそ 20%であった。明治 37 年が、宜蘭庁おおよそ 30%、台北庁、基隆庁おおよそ 20%であったことを考えると、宜蘭地区と台北、基隆地区の登用率の差は保ちつつも、3 地区全体の傾向として台湾人の職員登用率は下がっており、特に宜蘭庁の減少幅が大きいといえる。台湾人職員の登用人数は、規模の大きい台北庁が宜蘭庁より多いが、基隆庁は人数においても宜蘭庁より少な

かった。

次に宜蘭庁と台中庁、台南庁を比較する。上記表 9 と同様に、台湾の北部、中部、南部の 3 地区台湾人職員登用率を年毎に集計したのが、表 11「台湾 3 地域台湾人登用率年度別推移表」である。

表 11 台湾 3 地域台湾人登用率年度別推移表

	宜蘭庁			台中庁			台南庁		
	職員	台籍	比率	職員	台籍	比率	職員	台籍	比率
明治 36 年 (1903)	109	37	34%	167	35	21%	174	33	19%
明治 37 年 (1904)	113	33	29%	197	15	23%	183	33	18%
明治 39 年 (1906)	148	39	28%	204	56	27%	216	42	19%
明治 40 年 (1907)	166	35	21%	208	52	25%	251	45	18%
明治 41 年 (1908)	177	39	22%	236	57	24%	257	42	16%
明治 42 年 (1909)	182	37	20%	251	57	23%	267	49	18%

表 11 を見る限り、宜蘭庁は毎年の台湾人職員登用数にあまり変化がみられず、一方台中庁、台南庁はいずれも増加している。また明治 40 年を境に宜蘭庁と台中庁の台湾人職員登用率が逆転している。台中庁は、明治 37 年にはすでに、台湾人職員数で宜蘭庁を上回っているが、明治 40 年以降は台湾人登用の数だけではなく、比率においても宜蘭庁を上回った。また台南庁は台湾人職員登用率でこそ宜蘭庁には及ばないが、登用人数は明治 39 年には逆転している。

以上をまとめると、宜蘭庁の台湾人職員登用率は、台湾の他地域と比べて、

- ①台湾北部では、台北庁、基隆庁より明らかに高い。
- ②明治 39 年 (1906) までは、台湾中部の台中庁、台湾南部の台南庁より高いが、明治 40 年 (1907) 以降、台中庁の方が、

宜蘭庁より高くなり、台南庁も宜蘭庁との差を縮めている。

おわりに

台湾総統府は明治 30 年から大正 9 年まで宜蘭地方統治のために地方自機構治行政として宜蘭庁を置き、宜蘭庁下には、弁務署、出張所、支庁と名称は変わるものの、警察機能を備えた行政機構が組織された。この間、台湾の地方行政区画は数度の改正がおこなわれたが、宜蘭は変動がなく、地方行政機構としては安定していた。

明治 36 年から明治 42 年の宜蘭庁職員の中に占める台湾人登用の特色は、毎年の登用数は 40 名弱と殆んど変わらないものの、庁職員全体に占める比率は 34%から 20%へ徐々に減少した。警察事務を扱う警務課や支庁での台湾人登用はほとんどない一方で、公学校教員の中で台湾人教員の登用率は毎年約 60%と、台湾人が多く登用されていることがわかった。これらの理由については、今後台湾総督府の警察行政と教育行政を考察し、当時の植民地政策とどのような関係があるのか分析をすすめたい。また同じ時期の他地域と比較すると、台湾北部では、台北庁、基隆庁より宜蘭庁の登用率は明らかに高く、明治 39 年までは、台湾中部の台中庁、台湾南部の台南庁より高い。しかし明治 40 年以降、台中庁の方が、宜蘭庁より台湾人登用率が高くなった。しかし、台南庁や台北庁、基隆庁より、宜蘭庁の登用率は依然として高いといえる。

このように宜蘭庁における台湾人職員の登用が比較的多かった理由としては、地理的に孤立しており、交通の便が悪かったため、日本人の移住や日本人職員の派遣が、台北、基隆などと比べて難しく、それゆえに台湾人の比率が相対的に高かったからと考えられる。

以上のように、台湾総督府職員録から分析した台湾総督府宜蘭統治初期の文官行政機構における台湾の登用は、明治 36 年(1903)から明治 42 年(1909)に限定されてはいるものの、台湾北部の台北や基隆、また南部の台南と比べて台湾人の登用率は高く、中部の台中と共に台湾人が登用されやすい地域であったといえる。

第二章

台湾統治時代初期宜蘭における郵便通信機関の整備

はじめに

日本は日清戦争の勝利によって台湾を清朝中国から割譲され、台湾を植民地として統治を開始した。その半世紀に及ぶ台湾支配は行政的に確立した組織である台湾総督府によりなされた。

古くは噶瑪蘭（ガマラン）とよばれた台湾の北東部に位置する宜蘭地方は、東側は太平洋に面し、北部と西部は雪山山脈に、南側は中央山脈に囲まれており地理的には孤立した地形である。その地理的原因により、漢人の宜蘭への入植も他の地域と比べて比較的遅かった。¹台湾総督府が宜蘭地方を統治するに当たり、郵便通信機関の整備は何よりも優先すべき課題であったといえる。外界から孤立した宜蘭地方の郵便通信機関の整備は、台湾総督府による澎湖島を含む台湾全域の統治がどの程度進展していたかを示す一つの目安ともいえるであろう。

宜蘭地方の交通、郵政、通信の整備、発展に関しては、戴寶村氏による『宜蘭縣交通史』²に詳しい記述を見ることが出来る。しかしながら、交通史の中でも郵政、通信機関の整備に関する分析は、第四章「戦後宜蘭的交通発展」第三節「郵電事業」には見られるものの、第三章「日治時代的交通」では論じられていない。

そこで本論文では、台湾総督府による宜蘭統治の中でも、郵

¹ 漢人による「噶瑪蘭廳」設置と宜蘭地方統治については、拙著「日本統治時代初期宜蘭における文官行政機構と台湾人登用」『世新日本語文研究』第二期（台北市：世新大学日文系、民国100年）80、81頁参照。
² 『宜蘭縣交通史』（戴寶村、宜蘭縣政府、民国90年）

便通信機関がどのように整備されたかに焦点を当て、これまでの研究を見る限りほとんど行われていない『台湾総督府報』『台湾総督府統計書』『台湾総督府職員録』やその他の台湾総督府文書を使って分析を行った。本稿では、まず台湾統治初期台湾全土で郵便通信機関がどのように整えられたのかを概観する。次に宜蘭統治初期に郵便通信機関がどのように整えられたかを検討し、最後にこの分野における台湾人登用問題を考察する。

本稿で考察する主な期間は、明治36年（1903）から明治42年（1909）までとする。明治36年からとする理由は、本稿で扱う主たる資料である『台湾総督府職員録』のうち、各人の出身地が明示しており、それを分類、分析できるのが明治36年からであり、明治42年までとするのは、この年に台湾総督府地方官官制改定の結果、地方庁が20から12に改編されたからである。各庁ごとの集計分析を行うため、地方庁の数が変更となる直前の明治42年5月分までの統計で本論の分析を進めたい。従って台湾人職員登用の分析は、宜蘭庁内の変遷だけでなく、他地域の変遷とも比較する。

本論の最後には、台湾総督府の郵便局職員数における台湾人登用、及び宜蘭郵便局における台湾人登用を、明治36年（1903）から昭和17年（1942）³までの10年ごと⁴の集計をとり、大まかな傾向を分析したい。なお本論文では、日本統治時代の台湾住民のうち、当時の資料で内地人と表記された日本出身者を日本人、本島人と表記された台湾出身者を台湾人とした。なお、本論文は2010年11月に行われた2010応用日語教学国際シンポジウム（台湾呉鳳大学）で発表した論文「日本統治時代初期宜

³ 昭和18年（1943）としないのは、この年の『台湾総督府職員録』は未見であり、データを集められないため。

⁴ 明治36年（1903）、大正2年（1913）、大正12年（1923）、昭和8年（1933）、昭和17年（1942）。

蘭における郵便電信機関の整備と台湾人登用」を加筆修正したものである。

1. 台湾総督府統治初期の郵便通信機関の開設

1.1 台湾総督府統治前の台湾の郵便通信制度

本編は日本統治時代初期の宜蘭の郵便通信機関の開設を論じるものであるが、ここでは、まず日本統治前の台湾の通信制度について簡単に述べ、次いで日本統治時代初期の台湾全土の郵政通信機関の開設について述べたい。

昭和10年(1935)台湾総督府交通局通信部発行の『台湾の通信』によると、台湾にいわゆる郵便制度が実施されたのは日本の台湾統治が始まる7年前の清朝光緒14年(1888)であるが、中国本土に実施されていた郵便制度と同様の制度は、康熙22年(1683)頃から行われ、専ら官文書の送達のみを為していた。初代台湾巡撫劉銘傳は光緒14年(1888)、台北に郵政総局を設置し、欧州各国の郵便制度を参酌して組織された郵政制度を整えた。台北と台南の間に、郵便物を一日運送する距離、およそ三十清里毎に正站を置き、正站と正站の間に腰站を置いた。正站は全台湾で17箇所に設置されていた。このほか台湾には、日本統治開始後1、2年ほど営業を継続していた「信局」なる私設の郵便物運送業者があり、光緒初年(1875)、まず台北で業務を開始し、続いて台南、基隆、嘉義等にも開業し、対岸諸都市に発着する書状、護封(書留)、銀信(価格表記類似のもの)などを取り扱っていた。しかしこれらは台湾総督府統治開始以降、主務官庁の取締りの下にその影を沈めてしまった。⁵

⁵ 『台湾の通信』台湾総督府交通局通信部(台北:青木商店印刷工場、昭和10年)1頁から3頁。

1.2 台湾総督府統治初期の郵便通信制度の沿革

次に台湾総督府統治初期の郵便制度の沿革を述べる。前述の台湾総督府交通局通信部発行の『台湾の通信』によると、明治28年(1895)3月、日本軍は澎湖島占領の目的を以って同島に上陸した際、直ちに野戦郵便局を開設した。これが台湾における日本の郵便局設置の始まりである。⁶大正7年(1918)、台湾総督府民政部通信局発行の『台湾郵政史』は、さらに詳しい記述がある。

三月二十七日媽宮城前清國澎湖廳内ニ混第一野戦郵便局ヲ開キ野戦郵便事務ヲ取扱フ之ヲ臺灣諸島ニ於ケル帝國郵便局設置ノ嚆矢ト為ス

四月十一日澎湖島野戦郵便局ニ於テ野戦郵便為替事務ヲ開始ス是亦臺灣諸島ニ於ケル郵便為替ノ嚆矢タリ

五月二十一日澎湖島局ニ野戦郵便貯金事務ヲ開ク此ヲ臺灣諸島ニ於ケル郵便貯金ノ始ト為ス

六月九日混成枝隊本部ハ基隆ニ上陸ス是ニ於テ前清國基隆廳内水陸電報分局内ニ野戦郵便局を開キ同枝隊ニ關スル郵便事務ヲ取扱フ⁷

台湾総督府の台湾統治は、明治28年(1895)6月に始まるが、この資料にあるとおり、台湾統治が始まる前の明治28年3月27日に澎湖島に台湾で最初の野戦郵便局が設置されて野戦郵便事務取扱が始まった。4月11日に同野戦郵便局で野戦郵便為替事務の扱いが始まった。6月9日には基隆の税関で野戦郵便事務の扱いが始まった。野戦郵便局は、軍事郵便規則で、

軍事郵便規則第一章 軍事郵便物及取扱手続

⁶ 同書、3頁。

⁷ 『台湾郵政史』台湾総督府民政部通信局(台北:盛文社、大正7年)215頁から217頁。

第一条 戦時若ハ事変ニ際シ海外ニ派遣スル軍隊軍艦軍
 衛其他軍人軍属ヨリ発スル郵便物ヲ軍事郵便物ト称ス
 軍事郵便物ハ明治二十七年六月勅令第六十七號ニヨリ無
 税トス⁸

と定められているように、戦時または事変の際、海外に派遣する軍隊、軍艦など軍関係者が送付する郵便物を軍事郵便物と規定し、その軍事郵便物を取り扱うのが軍事郵便局であった。このことから分かったとおり台湾統治開始直後は、台湾はまだ戦時または事変の最中であると認識されていた。

『台湾総督府公文類纂』によると、台湾総督府の台湾統治を内外に示す始政式が行われた6月17日に先立つ6月10日「内地へ發送スル郵便物ハ軍事郵便規則ニ依リ取扱ノ件」⁹、6月12日「野戦郵便局開設物品送附通知」¹⁰、6月15日「野戦郵便開始準備並吏員派遣通知」¹¹、7月8日「野戦郵便及為替貯金取扱其他通送方法通知」¹²との法令が次々と発令され、台湾と日本との、また台湾内部の郵便物を取扱う軍事郵便規則に基づく野戦郵便局の開設が進められた。台湾各地の軍事郵便局は、昭和10年発行の『臺灣統治史』には、

領臺當初の郵便事務は、陸軍局の所属で、陸軍局郵便部といふのがあつた。即ち野戦郵便であつたが明治二十九年四月一日から、民政局の所屬に移し、一二の例外を除いては、内地と同一の郵便制度を施行し、郵便局二十局を設置した。

¹³

とあり、統治開始当初、陸軍局所属の郵便部が、郵便、為替、

⁸ 同書、210頁。

⁹ 『台湾総督府公文類纂』：(當案：冊数41、文號31)

¹⁰ 『台湾総督府公文類纂』：(當案：冊数39、文號4)

¹¹ 『台湾総督府公文類纂』：(當案：冊数39、文號5)

¹² 『台湾総督府公文類纂』：(當案：冊数41、文號32)

¹³ 『臺灣統治史』(復刻版、臺北：成文出版社、民国74年)115頁。

貯金事務を野戦郵便事務として扱う野戦郵便局を管轄し、野戦郵便局は明治29年3月31日までで合計20局開設され、その後民政局の所轄に移った。

ここで、明治28年(1895)7月から明治29年(1896)3月までに開設された野戦郵便局20局を概観すると、まず、台湾総督府公文類纂「官房乙一卷ノ一五」は、明治28年7月9日に

基隆及臺北ニ野戦郵便局ヲ開設ス¹⁴

と記しており、7月9日に第一台湾野戦郵便局が基隆に、第二台湾野戦郵便局が台北に置かれ、野戦郵便為替及び貯金事務が開始された。なお、この基隆台北間は鉄道通送郵便線路が開かれ、毎日一回定期の発着、また都合により定期外臨時便の発着もあった。¹⁵ちなみに、基隆台北間の鉄道は、元々清朝後期の光緒17年(1891)に開通したが、明治28年(1895)日本軍台湾上陸の際に破壊されており、同年6月10日に日本軍により再開された。以下、『台湾郵政史』「第四編台湾野戦郵便電信略史」から該当箇所を抜粋し整理したのが表1-1である。尚、この表1-1には、7月9日に設立した第一野線郵便局(基隆)と第二野線郵便局(台北)も加えた。

表 1-1

設置開設日付	野戦郵便局名	場所
明治28年7月9日	第一野線郵便局 第二野線郵便局	基隆 台北
7月19日	第三野戦郵便局	新竹
8月14日	第四野戦郵便局	後壠 ¹⁶
9月1日	第五野戦郵便局	大甲

¹⁴ 『台湾総督府公文類纂』：(當案：冊数40、文號15)

¹⁵ 前掲書『台湾郵政史』、218頁。

¹⁶ 漢字表記は手偏ではなく土偏、以下同じ。

	第六野戦郵便局	彰化
10月12日	第七野戦郵便局 第八野戦郵便局	北斗 嘉義
10月24日	第十野戦郵便局 第十三野戦郵便局	台南 打狗
11月6日	第九野戦郵便局	茅港尾
11月8日	第十二野戦郵便局	鳳山
11月20日	第十五野戦郵便局	宜蘭
11月23日	第十一野戦郵便局	阿公店
11月25日	第十六野戦郵便局	澎湖島
12月1日	第十四野戦郵便局	恒春
明治29年1月1日	第十七野戦郵便局 第十八野戦郵便局	淡水 雲林
3月21日	第十九野戦郵便局 第二十野戦郵便局	台中 蘇澳

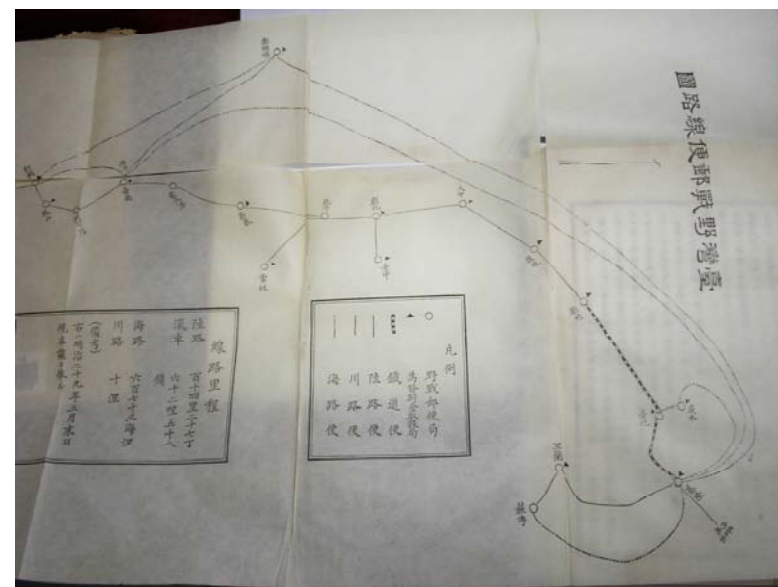
資料出典：『台湾郵政史』「第四編台湾野戦郵便電信略史」

ここで整理できたように、第1野戦郵便局から第20野戦郵便局まで、基隆、台北、新竹、後壠、大甲、彰化、北斗、嘉義、茅港尾、台南、阿公店、鳳山、打狗、恒春、宜蘭、澎湖島、淡水、雲林、台中、蘇澳に置かれた。¹⁷ 野戦郵便局は明治28年7月から翌年明治29年3月までの間に主要都市に開設されるものの20局に及んだが、同時に通送線路も南は恒春から北は基隆、蘇澳方面にまで延長し、また野戦郵便局所在地付近の主要地は野戦郵便局の手で郵便物の集配も試みられた。¹⁸ 明治30年発行

¹⁷ 前掲書『台湾郵政史』220頁、221頁、224頁、225頁、226頁、228頁、229頁、230頁、234頁、237頁。

¹⁸ 前掲書『台湾の通信』3頁。

の『臺灣野戦郵便電信略史』には、地図が掲載されており、所在地を確認できる。これら西部地域に点在する野戦郵便局を拠点として、西部縦貫鉄道が建設された。



出典：「台湾野戦郵便線路図」『臺灣野戦郵便電信略史』臺灣總督府民政局通信部、明治30年

この地図は軍政から民政に移行する直前の明治29年3月末のものであるが、この地図には、

明治二十九年三月末日時点

線路里程 陸路 百十四里二十七寸

汽車 六十二哩五十八鎖

海路 六百七十三海裡

川路 十裡

野戦郵便局二十局

という注記が記されている。¹⁹これを現代の距離単位に換算すると、陸路は約 460 キロ、海路は約 1250 キロ、川路は約 1.8 キロで合計約 1830 キロとなる。²⁰この当時、汽車は基隆新竹間が運行しており、このうち基隆台北間は明治 28 年（1895）6 月、台北新竹間は翌 7 月に軍用として再開された。開局されていた 20 箇所の野戦郵便局もその所在地を確認できた。

次に台湾総督府統治開始期前後から民政期に移行する明治 29 年 3 月末までの台湾の電信について簡単にふれておきたい。『台湾の通信』によると、台湾における電信事業は清朝光緒 3 年つまり明治 10 年（1877）、安平、打狗間三十哩の開通がそのはじまりである。10 年後の光緒十三年つまり明治 20 年（1887）には、安平、澎湖間（85 軒強）、淡水、福州間（188 軒強）の二海底電信線が敷設されており、更に淡水、基隆の両港より台北に至り、さらに安平、台南に通じる陸上線（約 580 軒強）の架設も完了、その中間に台北、新竹、彰化、嘉義に電報局が設けられた。しかし明治 28 年の日本軍台湾上陸前後に、匪賊が各地で蜂起し、電信機関も凡て破壊された。日本軍により再び電信機関が設けられるのは、明治 28 年 6 月 6 日で、このとき基隆と七堵に、8 日には台北に通信所が設けられた。始政式前日の 16 日には淡水に通信所を置き、17 日には福州清国電報局との通信が開始された。²¹

日本国内の法令についていえば、6 月 24 日、勅令第 89 号で「臨時台湾電信建設部官制」が公布された。

臨時臺灣電信建設部官制第一條

¹⁹ 「台湾野戦郵便線路図」『臺灣野戦郵便電信略史』臺灣總督府民政局通信部、明治 30 年。

²⁰ 陸路の里は約 4 キロ、丁は約 0.1 キロ、哩は約 1.6 キロ、鎖は約 0.02 キロ、海路の海漈、川路の漈は共に約 1.8 キロとして計算した。

²¹ 前掲書『台湾の通信』23 頁。

臨時臺灣電信建設部ハ陸軍大臣ノ監督ニ属シ臺灣嶋ニ交通スヘキ電信建設工事ヲ掌ル²²

これにより陸軍大臣の監督下に、台湾の電信建設を掌る臨時台湾電信建設部が置かれた。この勅令は明治 30 年（1897）9 月 30 日に廃されているが²³、内閣官報局発行の明治 29 年（1896）『職員録』によると、臨時台湾電信建設部長は、後に第四代台湾総督となる児玉源太郎であった。²⁴当時の陸軍大臣は薩摩出身の大山巖で、大山は腹心の陸軍次官兼軍務局長である児玉源太郎を、臨時台湾電信建設部長兼臨時台湾燈標建設部長に任命した。

台湾総督府統治開始以後、軍の前進に伴い各主要地に電信通信所が設置されるが、明治 28 年 12 月 1 日には、台北、基隆、淡水の三通信所で公衆電報の取り扱いが始まり、翌年明治 29 年 2 月 1 日には新竹、彰化、嘉義、台南、安平、打狗、馬公の各通信所でも公衆電報取り扱いが始まった。明治 29 年 4 月 1 日の民政施行と同時に民政局通信部が電信事業を引き継いだ際には、東は蘇澳、西は淡水、南は恒春に至る線路（788 軒）の架設、27 箇所の電信取扱所が設置されていた。²⁵

次に、明治 29 年 4 月の民政期移行から本論文で扱う明治 42 年までの台湾総督府郵政通信機関の整備について簡単にふれておきたい。

台湾総督府による台湾統治開始直後のいわゆる軍政時代は、郵便、通信はそれぞれ、総督府陸軍局郵政部、兵站電信部が管轄し、軍事郵便物を取扱うのが主な業務であったが、下記資料

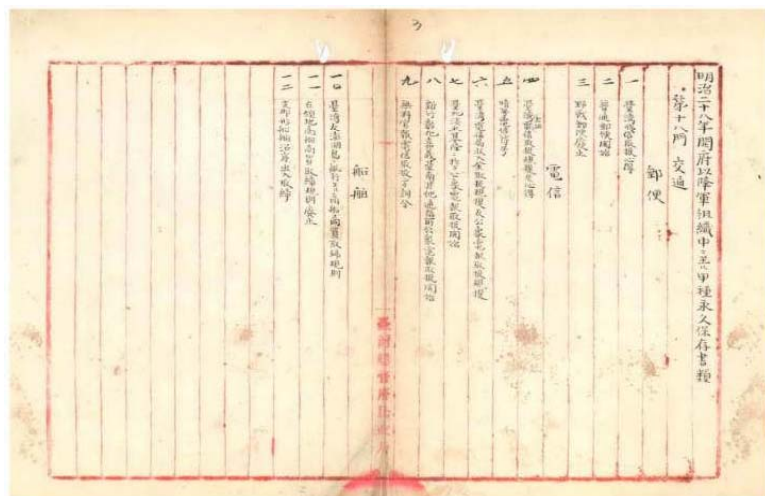
²² JACAR アジア歴史資料センターRefA03020203800、明治二十八年勅令第 89 号臨時臺灣電信建設部官制（国立公文書館）。

²³ 明治 30 年 8 月 27 日付勅令第 286 条、臨時臺灣電信建設部官制廃止。

²⁴ 『明治二十九年職員録 甲』内閣官報局、明治 29 年 236 頁。

²⁵ 前掲書『台湾の通信』24、25 頁。

「明治 29 年（1896）1 月 10 日付『總督府公文類纂』：「普通郵便局開始」（當案：冊號 10、文號 2）」にあるように、普通郵便開始、野戦郵便廃止が施行されることになった。



資料出典：「臺灣總督府公文類纂 冊號 10、文號 2、門號 18」（国史館文献館）

明治 29 年 3 月勅令第 95 号「臺灣總督府郵便及電信局官制」は、

第一条 臺灣總督府郵便及電信局ハ臺灣總督ノ監理ニ属シ郵便電信ノ業務ヲ掌理ス

第二条 県庁所在地ニ一等郵便電信局、島庁及支庁所在地其ノ他枢要ノ地ニ二等郵便電信局ヲ置ク 臺灣總督ハ其ノ必要ト認ムル地ニ二等郵便局二等電信局又ハ郵便及電信ノ支局ヲ置クコトヲ得²⁶

とあり、郵便通信業務は、従来陸軍局から民政局通信部の管

²⁶ JACAR アジア歴史資料センターRef A03020233500、明治二十九年勅令第九十五号台湾總督府郵便及電信局官制（国立公文書館）。

轄に移行され、県庁所在地に一等局が設置された。なおこの勅令は、

第十四条 本令ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行スとある通り 4 月 1 日より施行された。またこの勅令の末尾には、一等郵便電信局名称位置管轄区域表が掲載されており、台北、台中、台南にそれぞれ台北電信郵便局、台中電信郵便局、台南郵便電信局が設置された。

その後、明治 30 年（1897）5 月、勅令 166 号により県庁の増設とともに宜蘭、台東の両局が一等郵便局に加えられた。しかし明治 31 年（1898）7 月には、宜蘭、台東の両局は一等局を廃され二等局となり、基隆がこれまでの二等局から一等局になった。明治 35 年（1902）1 月、「郵便電信局官制」が改正となり、基隆、台中の二局を二等郵便局と改め、一等局は台北、台南の二局となった。これら一等郵便局の変遷を整理したのが、下記表 1-2 「一等郵便電信局変遷一覧表」である。

表 1-2 「一等郵便電信局変遷一覧表」

	台北	基隆	宜蘭	台中	台南	台東
明治 29 年	一等			一等	一等	
明治 30 年	一等		一等	一等	一等	一等
明治 31 年	一等	一等		一等	一等	
明治 35 年	一等				一等	

台湾日日新報が明治 31 年 12 月に発行した『明治 31 年台湾總督府職員録』によると、一等郵便電信局は台北郵便電信局、台中郵便電信局、台南郵便電信局、基隆郵便電信局の 4 局で、台北郵便電信局の下に大稻埕支局、艋舺支局、士林郵便受取所、石碇街非常通信所、深坑街非常通信所、總督府内電信取扱所が、

また台南郵便電信局の下に安平支局がそれぞれ設置された。二等郵便電信局は淡水、宜蘭以下 21 局、三等は頭圍、蘇澳以下 17 局が設置された。

これが明治 35 年になると、『明治 35 年台湾総督府職員録』によると、一等郵便電信局は台北郵便電信局と台南郵便電信局の 2 局となり、台北郵便電信局の下に大稻埕支局、艋舺支局、淡水支局、総督府内電信出張所、士林郵便出張所、新庄郵便出張所、また台南郵便電信局の下に安平郵便電信支局がそれぞれ設置された。二等郵便電信局は基隆、宜蘭、台中以下 19 局、17 出張所、三等は頭圍、蘇澳以下 49 局となった。

下記表 1-3「年度別郵便電信局数」は、明治 36 年(1903)、明治 37 年(1904)、明治 39 年(1906)、明治 40 年(1907)、明治 41 年(1908)、明治 42 年(1909)の『台湾総督府職員録』『台湾総督府文官職員録』から、一等郵便電信局と支局・出張所、二等郵便電信局と支局・出張所、三等郵便電信局の数を集計したものである。下記表の一支出張、二支出張は、一等郵便電信局管轄支局、出張所、二等郵便電信局管轄支局、出張所を示す。尚、明治 38 年(1905)の職員録は未見の資料のため分析には含まれていない。

表 1-3「年度別郵便電信局数」

	一等	一支出張	二等	二支出張	三等	合計
明治 31 年	4	7	21	0	17	49
明治 35 年	2	7	19	17	49	94
明治 36 年	2	8	12	15	47	84
明治 37 年	2	6	13	21	44	86
明治 39 年	2	7	14	29	37	89

明治 40 年	2	9	14	30	35	90
明治 41 年	2	8	14	31	35	90
明治 42 年	2	8	14	30	34	88

資料出典：『台湾総督府職員録』（明治 31 年、35 年、36 年、37 年）『台湾総督府文官職員録』（明治 39 年、40 年、41 年、42 年²⁷⁾）

表 1-3「年度別郵便電信局数」から分かるように、台湾全土の郵便通信局は着実に増加しており、これは台湾全土における郵便通信機関が順調に整備されたことを意味している。特に明治 36 年から 42 年の変化に注目すると、36 年から 39 年にかけて二等郵便局管轄の支局、出張所が増加しており、これは、地方における郵便通信設備が拡充されてきたことを示している。

2. 宜蘭統治初期郵便通信機関の整備

2.1 宜蘭地方の野戦郵便局と郵便路線

宜蘭地方ではどのような開設、整備がみられたのであろうか。以下、宜蘭地方の郵便通信機関の整備について述べたい。

明治 30 年(1897)、台湾総督府民政局通信部によって公表された『臺灣野戦郵便電信略史』には、

七月十八日内地及臺北地方ト宜蘭並澎湖島行キノ郵便物ハ都テ基隆局ニ輸送シ同局ニ於イテ同地兵站司令部ニ転送シ同部ニテ宜蘭又ハ澎湖島行キノ便船ニ託シ同地ノ兵站司令部ニ送付スルモノトス

との記述がある。²⁸⁾ 明治 28 年(1895)の 7 月 18 日、宜蘭への郵便物は軍事物資とともに、基隆の兵站司令部から宜蘭の兵站

²⁷⁾ 明治 42 年の『台湾総督府文官職員録』は同年に官制改正があったために 5 月と 11 月の 2 度発行された。本論では、5 月発行分を用いる。以下同様。

²⁸⁾ 前掲書『臺灣野戦郵便電信略史』11 頁。

司令部に海上輸送された。台湾統治初期の郵便事情に関しては、基隆、台北から宜蘭への軍事郵便物の輸送方法は、このような海上輸送以外にも、陸上輸送も始まっている。『臺灣野戦郵便電信略史』には、

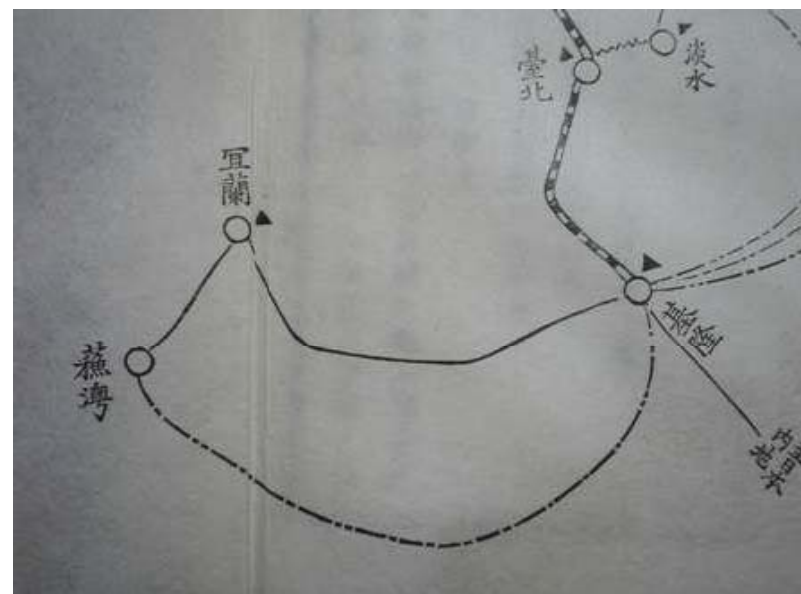
十一月十三日基隆宜蘭間ニ陸路順送り便ヲ開キ其ノ遞送方法及集配手續キヲ規定ス即チ

一 基隆局及宜蘭局ハ十一月二十日ヨリ各隔日ノ差立トス²⁹

とある。これは明治28年(1895)11月13日に基隆、宜蘭間を陸路順送り便が開かれて、送付方法や集配手続き規定が定められ、7日後の11月20日、基隆宜蘭間の取り扱いが始まると規定されているが、第15野戦郵便局である宜蘭郵便局は11月20日に開設され、野戦為替の事務、宜蘭基隆間の陸路順送り便が開始された。³⁰次に示す地図は、前掲の『臺灣野戦郵便電信略史』中の「台湾野戦郵便線路図」にある宜蘭地方を拡大したものである。

²⁹ 前掲書『臺灣野戦郵便電信略史』19頁。

³⁰ 前掲書『台湾郵政史』228頁。



出典：「台湾野戦郵便線路図」『臺灣野戦郵便電信略史』臺灣總督府民政局通信部、明治30年

この地図にある通り、明治29年3月末時点の基隆から宜蘭方面への郵便路線は、破線で示された基隆から蘇澳に至る海路と、実線で示された基隆から宜蘭を経由して蘇澳に至る陸路があったことを確認できる。注目できる点は、宜蘭方面への郵便路線は、海路が陸路より3ヶ月早く開かれたことと、台北から直接宜蘭へ通じる郵便陸路はまだ開かれていなかったことである。

軍事物資としての郵便物の海上輸送は、11月24日には「台湾沿岸及澎湖島間定期通信船航海規定」が定められ、12月1日より、基隆、打狗、安平、淡水、蘇澳、澎湖島及恒春間に通信船の定期航海が開始となり、宜蘭地区への通信経路が増加した。12月7日、第15宜蘭野戦郵便局において野戦郵便貯金事

務が開始、12月16日、基隆宜蘭間郵便隔日差立が、毎日一回両地差立に改められ、郵便物の取扱が増加した。³¹ このように台北、基隆地区から宜蘭方面への郵便通信物は、海路、陸路両面で経路が確立され、取扱量も増加するのであるが、陸路を移動する郵便局脚夫は抗日勢力である匪賊に襲撃される事件がたびたび発生した。

2.2 野戦郵便局廃止後の宜蘭の郵便局整備

野戦郵便局廃止後、明治29年4月29日に宜蘭と蘇澳に郵便電信局が設置され、8月には頭圍に通信所が置かれた。明治29年(1896)内閣官房発行の職員録からは、勅令第83号(明治29年3月公布)に基づく台湾各地の郵便局人員配置がわかる。一等の台北郵便電信局以下合計27の郵便電信局が台湾各地に設置されており、職員録に登録された郵便電信局の文官は合計406名である。宜蘭には二等の宜蘭郵便電信局と二等の蘇澳郵便電信局が置かれており、宜蘭郵便電信局は吉村恕介以下14名、蘇澳郵便電信局は7名の人員が配置されていた。規模でみるなら、14名配置の宜蘭郵便電信局は、台北(79名)、台南(39名)、基隆(28名)、台中(19名)、淡水(15名)、新竹(15名)の規模につき7番目であった。その後、明治30年(1897)5月31日、宜蘭郵便電信局は二等から一等に変わった。明治30年6月13日付台湾総督府報は、勅令166号により宜蘭郵便電信局は、台北、台南、台中、台東とともに一等郵便電信局になった旨を報じている。³²

明治30年の『内閣官房職員録』³³によると、台湾全土で27

³¹ 前掲書『台湾郵政史』230頁。

³² 『臺灣総督府報』第九十七號、明治30年6月13日、7,8頁。

³³ 『職員録』内閣官房局、明治30年「臺灣総督府」621頁から630頁。

設置されていた郵便電信局が45局に増加しており、宜蘭においても、宜蘭郵便電信局、蘇澳郵便電信局に加え、新たに頭圍郵便電信局が設置された。この年の配置人員は、宜蘭14名、蘇澳7名、頭圍7名である。

明治34年(1901)に発行された『臺灣交通要覧』³⁴には総目次第七項に台湾街庄社名表の項目があり、宜蘭縣庁の欄を見ると

宜蘭郵便電信局所轄

宜蘭郵便電信局礁溪出張所所轄

羅東郵便電信局所轄

頭圍郵便電信局所轄

頭圍郵便電信局大里簡出張所所轄

蘇澳³⁵郵便電信局所轄

と記載されている。明治34年(1901)には、宜蘭地域に6箇所郵便電信局が設置されていたことになる。これが7年後の明治42年(1909)になると、局名及び局の所在地に変化がみられる。明治44年(1911)に宜蘭庁庶務課が発行した『宜蘭庁第五統計書』の表225には、明治42年12月時点の郵便局所在地が示されている。³⁶ここには、

宜蘭郵便局	本城堡宜蘭街
同局頭圍出張所	頭圍堡頭圍街
羅東郵便局	羅東堡羅東街
同局蘇澳出張所	利澤簡堡蘇澳庄
叭哩沙出張所	浮洲堡月眉庄
深坑郵便局平林尾出張所	文山堡坪林尾街

³⁴ 『臺灣交通要覧』總督府文書課伊能嘉矩校閲、湯城義文編纂、臺北博文堂蔵版、明治二十四年、166ページ。

³⁵ 現在は「澳」の字を用いるがここでは原文の漢字表記「澳」を用いる。以下同。

³⁶ 『宜蘭庁第五統計書』宜蘭庁庶務課(台北:台湾H H新報社、明治44年)240頁。

とあり、宜蘭、頭圍、羅東、蘇澳には引き続き郵便局が置かれたが、宜蘭郵便電信局礁溪出張所と頭圍郵便電信局大里簡出張所所轄が廃され、叭哩沙出張所と深坑郵便局平林尾出張所が管轄に加えられた。叭哩沙は宜蘭と羅東の中間より西側、つまり山側に位置しており、平林尾も台北から陸路で宜蘭に向かう山中に位置している。高淑媛編『宜蘭縣史大事記』³⁷には、

明治 34 年 2 月、羅東郵便電信局叭哩沙出張所設置

明治 36 年 7 月、宜蘭庁大里簡郵便局廃止

明治 39 年 3 月、蘇澳郵便電信局廃止

明治 39 年 4 月、蘇澳郵便出張所設置

明治 41 年 10 月、礁溪出張所廃止

とありこの間の変遷を見ることができる。ここから明治 34 年から 42 年の間に、宜蘭西部の比較的山側や台北に通じる陸路の開発が進み、清朝末期から日本統治時代初期にかけて宜蘭地方で比較的开发が進んだ宜蘭北部の頭圍や大里簡から、社会基盤整備の力点が宜蘭の中南部に移ってきたといえる。

次に宜蘭郵便電信局内の組織をみると、明治 31 年(1898)から明治 36 年(1903)までは局長の下に郵便掛、電信掛、会計掛が置かれていたが、明治 37 年(1904)には、局長の下に通信掛と庶務掛の 2 部署に統合された。

明治 39 年(1906)『台湾総督府文官職員録』には、台北郵便電信局内に「宜蘭電話所」という部署が掲載されている。3 名の官吏が台北郵便電信局員の立場で、宜蘭郵便電信局に勤務しており、宜蘭に電話が普及し始めたことを示している。明治 41 年(1908)『台湾総督府文官職員録』には、さらに宜蘭郵便局通信掛に電話交換手の名が記載されており、翌年の明治 42 年(1909)には電話交換手は 3 名から 4 名に一人増加している。な

³⁷ 『宜蘭縣史大事記』(高淑媛、宜蘭縣政府、民国 93 年)

お、明治 41 年、明治 42 年ともに電話交換手として林譚芳という名の台湾人が一人登用されている。³⁸このことから、電話使用者のうち、現地の言語を使う台湾人が少なからずいたことも推察できる。『宜蘭庁第五統計書』の表 230³⁹は電話に関する項目で、これによると明治 42 年時点で電話取扱があったのは、宜蘭郵便局、宜蘭郵便局頭圍出張所、羅東郵便局、羅東郵便局蘇澳出張所の 4 箇所で、このうち羅東郵便局と羅東郵便局蘇澳出張所は明治 42 年度から取扱が始まった。

これらの記録より、宜蘭、頭圍、羅東、蘇澳を拠点として、宜蘭庁内の郵便電信が整い台北や基隆との通信が行われたこと、また明治 39 年以降は電話も普及し始め、当初は宜蘭、頭圍、その後、南下して羅東、蘇澳へ取扱が広がったことが分かった。陸路の郵便業務の発達、道路、鉄道建設の早期実現を促すものとなり、また配送上の安全のために、警察機構の充実や匪賊の取締りと地域住民への教育が不可欠でもあった。これらは、陸上交通路の開拓や宜蘭における教育の進展と密接に結びついている。

3. 宜蘭統治初期郵便通信機関における台湾人登用

3.1 宜蘭統治初期郵便通信機関の台湾人登用

次に宜蘭統治初期郵便通信機関における台湾人登用を論じる。用いる資料は明治 36 年(1903)以降の『台湾総督府職員録』である。明治 36 年より前の『台湾総督府職員録』は、明治 31 年(1898)、明治 35 年(1902)分が確認できるが、職員の出身地を明記しているのは明治 36 年以降である。また用いる統計は明治 42 年(1909)5 月までとした。明治 42 年に官制改正が行わ

³⁸ 『台湾総督府文官職員録』明治 41 年版 144 頁、明治 42 年版 145 頁。

³⁹ 前掲書『宜蘭庁第五統計書』244 頁。

れ、城内の台湾人登用を比較する上で明治 42 年 5 月分までが適切だからである。尚、明治 38 年(1905)の職員録は未見の資料である。それらの職員録から日本人職員数、台湾人職員数を集計し、台湾人登用比率を年毎にまとめたのが、下記表 3-1「宜蘭郵便局年度別台湾人登用比率」である。

表 3-1「宜蘭郵便局年度別台湾人登用比率」

宜蘭郵便局	H 本人職員	台湾人職員	職員合計	台湾人比率
明治 36 年	13	3	16	19%
明治 37 年	14	1	15	7%
明治 39 年	12	2	14	14 %
明治 40 年	11	2	13	15%
明治 41 年	13	3	16	19 %
明治 42 年	15	2	17	12 %

資料出典：『台湾総督府職員録』（明治 31 年、35 年、36 年、37 年）

『台湾総督府文官職員録』（明治 39 年、40 年、41 年、42 年）

表 3-1 を分析すると、明治 36 年から 42 年の間、日本人職員数、台湾人職員数に共に年毎の変動はほとんどなく、毎年少なくとも一人は台湾人が登用されていた。その期間登用された台湾人は下記の通りである。尚、ここに記した林澤芳は、前項で言及した電話交換手である。

明治 36 年 姚希賢、楊春魁、林廷履

明治 37 年 姚希賢

明治 39 年 姚希賢、張朝崙

明治 40 年 姚希賢、張朝崙

明治 41 年 姚希賢、張朝崙、林澤芳

明治 42 年 姚希賢、林澤芳

次に同一期間の郵便局の台湾人登用比率を、地方庁である宜蘭庁における台湾人登用と比較してみたい。比較参照する表 3-2「宜蘭庁職員における年度別台湾人登用比率」は、明治 36 年から明治 42 年の台湾総督府職員録から宜蘭庁の日本人と台湾人の職員数を集計し、台湾人登用比率を年毎にまとめたものである。

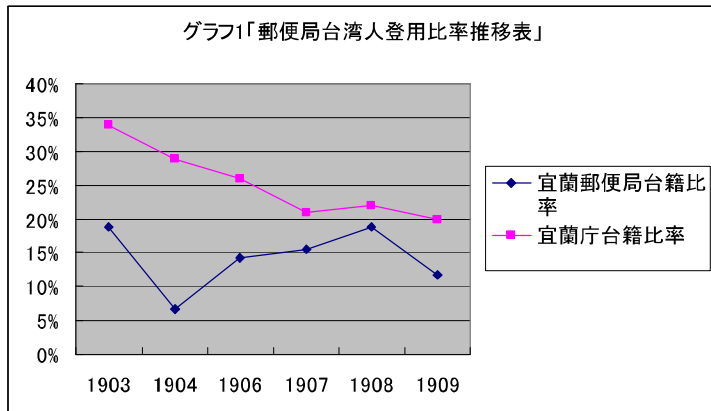
表 3-2「宜蘭庁職員における年度別台湾人登用比率」

宜蘭庁職員	日本人職員	台湾人職員	職員合計	台湾人比率
明治 36 年	72	37	109	34%
明治 37 年	80	33	113	29%
明治 39 年	110	39	148	26%
明治 40 年	131	35	166	21%
明治 41 年	138	39	177	22%
明治 42 年	145	37	182	20%

資料出典：『台湾総督府職員録』（明治 31 年、35 年、36 年、37 年）

『台湾総督府文官職員録』（明治 39 年、40 年、41 年、42 年）

表 3-1 と表 3-2 を比較すると、郵便局の台湾人登用が減少した明治 37 年は宜蘭庁職員の台湾人登用も少なかったことがわかる。また宜蘭庁職員数は年毎に増加しているが、郵便局職員数に年毎の増加はあまり見られない。一方で、台湾人職員の登用数は宜蘭庁、郵便局いずれにおいても増加はあまりみられない。結果として、宜蘭庁内の台湾人登用の比率は年毎に減少するが、郵便局の台湾人登用比率にも大きな変化はみられず、台湾人登用は安定していたといえる。これら表 3-1 と表 3-2 を折れ線グラフにして、年度ごとの推移を比較したのがグラフ 1「宜蘭郵便局台湾人登用比率推移表」である。



このグラフによると、宜蘭庁台湾人比率は 34%から 20%に明らかに減少し、また、宜蘭郵便局の台湾人比率も 6 年間の動きとしては 19%から 12%へと減少傾向であるといえる。但し後述するが、この後、台湾総督府統治中期から後期にかけては、宜蘭郵便局の台湾人登用比率は大幅に増加することになる。⁴⁰

3.2 郵便電信機関の台湾人登用地域比較

次に宜蘭郵便電信局の台湾人登用を同時期における他地域と比較してみる。表 3-3「郵便局の地域別、年度別台湾人登用比率 1」は、宜蘭郵便局の台湾人登用数と職員数及び台湾人登用率を台湾北部の台北郵便局、基隆郵便局と比較したものである。

表 3-3「郵便局の地域別、年度別台湾人登用比率 1」

	宜蘭郵便電信局			台北郵便電信局			基隆郵便電信局		
	職員	台籍	比率	職員	台籍	比率	職員	台籍	比率
明治 36 年	16	3	19%	150	11	7%	90	6	7%
明治 37 年	15	1	7%	127	8	6%	80	6	8%
明治 39 年	14	2	14%	119	6	5%	68	3	3%
明治 40 年	13	2	15%	111	6	5%	70	1	1%
明治 41 年	16	3	19%	163	9	6%	74	2	3%
明治 42 年	17	2	12%	165	8	5%	84	2	2%

⁴⁰ 大正 12 年(1923)は 18 人で 56%、昭和 17 年(1942)は 39 人で 51%。

明治 36 年	16	3	19%	150	11	7%	90	6	7%
明治 37 年	15	1	7%	127	8	6%	80	6	8%
明治 39 年	14	2	14%	119	6	5%	68	3	3%
明治 40 年	13	2	15%	111	6	5%	70	1	1%
明治 41 年	16	3	19%	163	9	6%	74	2	3%
明治 42 年	17	2	12%	165	8	5%	84	2	2%

資料出典：『台湾総督府職員録』（明治 31 年、35 年、36 年、37 年）

『台湾総督府文官職員録』（明治 39 年、40 年、41 年、42 年）

この表 3-3 から分かるが、台湾北部の台北、基隆と比べ、宜蘭で登用された台湾人郵便局員の比率は高い。宜蘭郵便電信局の台湾人職員比率が概ね 15%前後で推移しているのに対し、台北郵便電信局の台湾人職員比率は概ね 5%前後、基隆郵便電信局に至っては概ね 3%前後の推移である。しかし登用された台湾人職員の人数は、台北は宜蘭のおよそ 3 倍であった。基隆の台湾人登用数は年毎に減少し、人数は宜蘭とほぼ同程度であるが、郵便局職員数が宜蘭の 4、5 倍あるため、台湾人の比率は圧倒的に低くなった。台湾人職員は台北では職員の 5%程度、基隆では職員の 3%程度に抑えられていたのかもしれない。

次に宜蘭庁と同じ二等郵便電信局である新竹郵便局、台中郵便局、彰化局と比較する。表 3-4「郵便局の地域別、年度別台湾人登用比率 2」である。

表 3-4「郵便局の地域別、年度別台湾人登用比率 2」

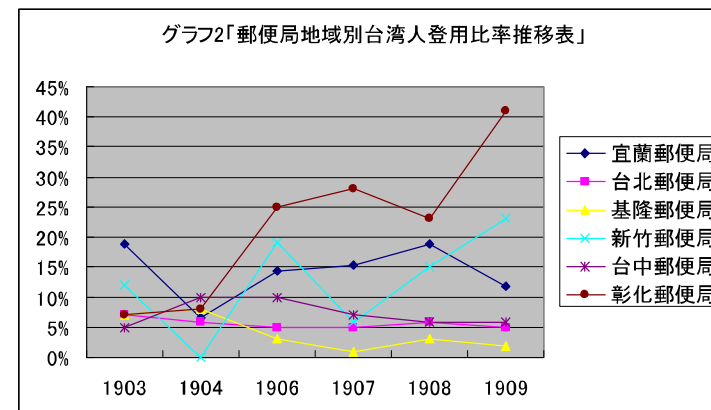
	新竹郵便電信局			台中郵便電信局			彰化郵便電信局		
	職員	台籍	比率	職員	台籍	比率	職員	台籍	比率
明治 36 年	26	3	12%	60	3	5%	14	1	7%
明治 37 年	18	0	0%	52	5	10%	12	1	8%

明治 39 年	16	3	19%	51	5	10%	16	4	25%
明治 40 年	16	1	6%	42	3	7%	14	4	28%
明治 41 年	20	3	15%	51	3	6%	13	3	23%
明治 42 年	26	6	23%	49	3	6%	17	7	41%

資料出典：『台湾総督府職員録』（明治 31 年、35 年、36 年、37 年）

『台湾総督府文官職員録』（明治 39 年、40 年、41 年、42 年）

表 3-3 の宜蘭郵便局の職員数の推移と、表 3-4 の彰化郵便局の職員数の推移をみると、この二局は職員数の推移の点で極めて似ている。つまり郵便局の規模が似ていたといえる。しかし台湾人職員登用率は相反する傾向がある。宜蘭はどちらかというとも 15%前後で減少傾向であるが、彰化は 15%前後ではあるが明かに増加傾向である。台中は職員の規模は宜蘭の 3 倍ほどであるが、台湾人職員の採用数は宜蘭郵便局と似ており、双方とも 3 名前後である。そして、台湾人職員登用率に注目すると、新竹郵便局が宜蘭郵便局と比較的似ているといえる。表 3-3 と表 3-4 をまとめ地域別推移表に示したものがグラフ 2「郵便局地域別台湾人登用率推移表」である。



宜蘭は新竹や彰化と共に台湾人登用比率は増加していたが、明治 41 年から減少に転じた。一方、台湾西部の新竹や彰化は明らかな増加傾向を示している。興味深いのは、台北、基隆と台中が極めて似ている推移を示している点である。

3.3 台湾総督府郵便通信機関の台湾人登用

最後に、本論分の主たる考察対象期間からは逸脱するが、明治 36 年(1903)から 10 年ごとの、台湾総督府の郵便局職員数における台湾人登用及び宜蘭郵便局における台湾人登用を集計し、50 年間にわたる台湾総督府統治の大きな傾向を考えたい。

比較する年は、明治 36 年(1903)、大正 2 年(1913)、大正 12 年(1923)、昭和 8 年(1933)、昭和 17 年(1942)である。最後が昭和 18 年(1943)でないのは、この年に該当する『台湾総督府職員録』は未見の資料であるため、前年の昭和 17 年(1942)分のデータを用いた。用いた資料は、各年の『台湾総督府職員録』及び各年の『台湾総督府統計書』である。下記表 3-5「台湾総督府郵便電信部署台湾人登用の 10 年ごとの傾向」は、総督府

郵便局（1等、2等、3等）の職員数と台湾人職員数、台湾人登用比率、宜蘭郵便局（管轄下の2等郵便局を含む）職員数と台湾人職員数、その比率を集計したものである。

表 3-5 「台湾総督府郵便電信部署台湾人登用の10年ごとの傾向」

	郵便局員 数	郵便局台 湾人登用 数	郵便局台 湾人登用 比率	宜蘭郵便 局員数	宜蘭郵便 局台湾人 登用	宜蘭郵便 局台湾人 比率
明治 36 年 (1903)	625	36	6%	16	3	19%
大正 2 年 (1913)	785	76	10%	15	2	13%
大正 12 年 (1923)	1181	254	22%	32	18	56%
昭和 8 年 (1933)	1748	206	12%	—	—	—
昭和 17 年 (1942)	2537	384	15%	77	39	51%

資料出典：各年『台湾総督府職員録』、各年『台湾総督府統計書』

注：昭和 8 年に宜蘭郵便局の資料がないのは、この年は、宜蘭郵便局は 3 等郵便局であり、職員録に職員記載がなかったため。

台湾全体の郵便局員数は、台湾統治初期は明治 36 年の 625 名から 10 年後の大正 2 年の 785 名へと増加は約 1.2 倍であり、最初の 10 年間は緩やかな増加であった。しかしその後、大正期以降は 10 年ごとに 1.5 倍ずつと急増した。実際のところ明治 36 年から 20 年間で約 2 倍、次の 20 年間で明治 36 年時の 4 倍に増加した。一方、郵便電信部署の台湾人職員登用数は明治 36 年から最初の 10 年で 36 名から 76 名へと約 2 倍、最初の 20

年で 36 名から 254 名へと約 7 倍に増加し、郵便局員の増加率が緩やかだったのに対し台湾人職員は急激に増加した。しかしその後は、大正 12 年から昭和 8 年にかけての 10 年間は減少し、昭和 17 年までの 20 年間でも 254 名から 384 名への約 1.5 倍しか増加しなかった。郵便局の台湾人職員登用率は初期の 6%と比べ、中期は 20%前後、後期も 12 から 15%と前期と比べて多い。

宜蘭庁の郵便局に目を転じると、郵便局員数は明治 36 年の 16 名から最初の 10 年では 15 名に減少、続く 10 年の大正 2 年に最初の 16 名の 2 倍の 32 名となり、台湾全体の郵便局員数の増加の傾向と似ており緩やかであった。しかし台湾全体の郵便局員数とその後の 20 年で 1181 名から 2537 名にさらに 2 倍に増加するのと比べて、宜蘭庁内の郵便局員数は 20 年間で 32 名から 44 名へ約 1.5 倍の増加しか見られなかった。このことから宜蘭庁の郵便局員の増加は台湾全体の郵便局員増加の傾向と比べて増加率は少ないといえる。しかしながら、宜蘭庁内郵便局の台湾人職員登用はそれとは違う傾向を示している。明治 36 年の宜蘭庁郵便局台湾人登用数は 3 名であるが、20 年後には 6 倍の 18 名、40 年後の昭和 17 年には明治 36 年の 3 名の 13 倍である 39 名が登用されていた。宜蘭庁内郵便局の職員数に対する台湾人職員の比率も大正 12 年には 56%、昭和 17 年も 51%と台湾人比率は 50%を超えていた。同時期の台湾全体の郵便局における台湾人登用比率と比較すると、明治 36 年は台湾全体が 6%、宜蘭庁は 19%、10 年後の大正 2 年は、台湾全体 10%と宜蘭庁 13%、大正 12 年は台湾全体 22%と宜蘭庁 56%、そして昭和 17 年は台湾全体 15%と宜蘭庁 51%と、宜蘭庁郵便局における台湾人登用比率は、同時期の台湾全体の郵便局における台湾人登用率とくらべて、明らかにし比率は高かった。

おわりに

三方を山に囲まれ、一方は海に面した地理的に孤立した宜蘭を統治するために、台湾総督府の郵便通信の確保、整備は急務であった。台湾総督府の台湾統治開始後すぐに宜蘭、次いで蘇澳に軍事郵便制度としての野戦郵便局が設立された。台北、基隆との郵便通信は、まず海路が使われ、その後、陸路が整備された。

民政移行後、宜蘭、頭圍、羅東、蘇澳を拠点として、宜蘭庁内の郵便電信が整い、台北や基隆との通信が広がっていった。また明治 39 年以降は電話も普及し始めた。台湾総督府統治開始直後は、宜蘭より北部の頭圍、礁溪地区で郵便通信のインフラが整備されたが、徐々に整備の重点が羅東、蘇澳や叭哩沙地区の南や西側に移っていった。陸路の郵便業務の発達は、道路、鉄道建設の早期実現を促すものとなり、また配送上の安全のために、警察機構の充実や匪賊の取締りと教育が不可欠でもあった。これらは、陸上交通路の開拓や宜蘭における教育の進展と密接に結びついている。

宜蘭の郵便電信局における台湾人登用は同時期の他の郵便電信局と比べ、局の規模上少人数ではあり、特定、少数ではあるものの登用比率は高く、比較的安定していた。

第三章

台湾統治時代初期宜蘭における交通発展の概況

はじめに

古くは噶瑪蘭（カバラン）と呼ばれ、台湾の北東部に位置する宜蘭地方は、東側は太平洋に面し、北部と西部は雪山山脈、南側は中央山脈に囲まれており、地理的には孤立した地形である。漢人が宜蘭へ入植したのも、その地理的要因により、他の地域と比べて遅かった。¹

その宜蘭地方の社会インフラを整備し、本格的に統治するのは台湾総督府統治開始以降である。日本は日清戦争の勝利によって台湾を清朝中国から割譲され、台湾を植民地として統治を開始する。その半世紀に及ぶ台湾支配は、行政的に確立した組織である台湾総督府によりなされた。

台湾総督府が宜蘭地方を統治するに当たり、交通、通信網の整備は何よりも優先すべき課題であったといえる。外界から孤立した宜蘭地方の交通、通信網の整備は、台湾総督府による澎湖島を含む台湾全域の統治がどの程度進展していたかを示す一つの目安ともいえるであろう。

台湾総督府統治初期の台湾の交通インフラ整備に関しては、蔡龍保著『殖民統治之基礎工程—日治時期台湾道路事業之研究(1895-1945)』²に詳しく論じられている。特に第一章では、道路建設と鉄道建設、基隆港修築の三大事業に関する台湾総督府

¹ 漢人による「噶瑪蘭廳」設置と宜蘭地方統治については、拙著「日本統治時代初期宜蘭における文官行政機構と台湾人登用」『世新日本語文研究』第三期(台北市：世新大学H文系、民国100年)80、81頁参照。

² 蔡龍保『殖民統治之基礎工程—日治時期台湾道路事業之研究(1895-1945)』(台北市：師大歴史系、民国97年)

の政策について論じられ、第二章以降は道路政策と道路インフラ整備についての分析がなされている。又同氏著作の『推動時代の巨輪：日治中期的台湾国有鉄路（1910-1936）』³では、台湾総督府の鉄道建設に焦点が当てられ、鉄道インフラの整備について詳しく論じられている。しかしここでは著作のタイトルが示すとおり、1910年、すなわち明治43年からの26年間で、論述の対象期間であり、明治43年以前の鉄道建設、とりわけ宜蘭地区に関する点は補足する必要がある。海上交通に関しては、林玉茹著『植民地的辺区：東台湾的政治経済発展』⁴の中で、大正10年（1921）に開始された蘇澳港について詳細を論じている。ここでは、台湾総督府の集中主義政策により、基隆港、高雄港に次ぎ、蘇澳港のインフラ整備が論じられているが、宜蘭地域の他の港湾に関しては、補足できる点が多い。宜蘭地方の交通の整備及びその発展に関しては、まとまった成果として戴寶村著『宜蘭縣交通史』⁵の第三章「日治時代的交通」の研究がある。そこでは、『宜蘭廳報』や『臺灣日日新報』の記事を下に論述しているが、例えば鉄道を論じる際の最も基礎となりうる『臺灣総督府鐵道部年報』や『臺灣総督府鐵道部臺灣鐵道史』などの資料に依拠した考察がみられない。

そこで本論文では、台湾総督府による宜蘭統治の中でも、交通機関がどのように整備されたかに焦点を当て、これまでの研究では殆ど看過されてきた『臺灣總督府報』『臺灣総督府鐵道部年報』、定期刊行物の『臺灣鐵道』やその他の台湾総督府文書、また当時の新聞である『臺灣日日新報』を使った分析を行

³ 蔡龍保『推動時代の巨輪：日治中期的台湾国有鉄路（1910-1936）』（台北：台湾書房、2007年）

⁴ 林玉茹『植民地的辺区：東台湾的政治経済発展』（台北：遠流出版、2007年）

⁵ 戴寶村『宜蘭縣交通史』（宜蘭：宜蘭縣政府、民国90年）

った。⁶特に宜蘭の港湾概況に関しては『宜蘭廳統計書』⁷を用いた。本稿で論じる対象期間は、台湾総督府による統治が開始された明治28年（1895）から、宜蘭線鉄道が営業運転を開始した大正13年（1924）までとし、一節で宜蘭の海上交通の概況、第二節で陸上交通（鉄道）の概況およびインフラ整備の進展がどのように進められたかを考察する。なお、本論文は台湾静宜大学日本語文学科紀要『日本学と台湾学』第9号（2010年9月）に掲載された論文「日本台湾統治時代初期宜蘭における交通発展の概況」に加筆修正を加えたものである。

1. 台湾統治初期における宜蘭海上交通の整備

1.1 台湾統治初期における海上交通の概況

宜蘭地方は三方を山に囲まれ、一方は海に面した地理的に孤立した地域であったため、漢人が宜蘭へ入植したのも他の地域より比較的遅かった。同じ理由で台湾総督府も宜蘭地方を統治するに当たり、先ず取り組むべき当面の問題として台北・基隆と宜蘭地域の交通連絡方法の確保があった。それでは、宜蘭地方ではどのような交通機関の開設、整備がみられたのであろうか。まず海上交通の概況について論じたい。

宜蘭地方は北部と西部は雪山山脈、南部は中央山脈の北端部、そして東側は太平洋に面している。三方を険しい山に囲まれた宜蘭地方は、海上交通が外部と交易を図る上で重要な交通手段であった。

清朝時代の記録である咸豊2年（1852）刊の『噶瑪蘭廳志』には、「烏石港」、「加禮遠港」、「蘇澳」、「馬賽港」、「抵美福港」、

⁶ 本稿では以下『台湾総督府報』『台湾総督府鐵道部年表』『台湾鐵道』『台湾日日新報』『宜蘭序統計書』と表記する。

⁷ 『宜蘭廳第五統計書』『宜蘭廳第六統計書』『宜蘭廳第七統計書』『宜蘭廳第八統計書』

「過嶺港」、「辛仔罕港」、「奇武蘭港」、「二圍港」など、九つの港に関する記録⁸が残っており、山と海に囲まれた宜蘭地域では、河川の航行も含め海運が盛んだったことがわかる。しかしこの九つの港のうち、台湾総督府による統治時代には、『宜蘭庁第五統計書』⁹によるとわずか「蘇澳¹⁰港」、「東港（加禮遠港）」、「頭圍¹¹港（烏石港）」の三港が船舶の停泊機能を備えた主たる港であった。

1.2 台湾統治初期宜蘭における海上交通の概況

宜蘭は、台湾総督府が置かれた台北や日本との窓口として重要な役割を果たした基隆と、海上交通により結ばれていた。明治28年(1895)9月、樺山総督は政府に対し、基隆港に関して意見書を具申するが、その中で

元来本島に於て、船舶を碇繋し得るの港湾は、纔に打狗、安平、淡水、蘇澳及び基隆の五箇所に過ぎず、而して基隆を除くの外は、皆湾内狭隘にして、安全なる錨地としては、小船三四隻を碇泊せしめ得るのみ、・・・¹²

と述べて、元々船舶を繋留できる港湾は、「打狗（高雄）」、「安平（台南）」、「淡水」、「蘇澳」、「基隆」の5ヶ所であり、当時「蘇澳」が宜蘭地方で船舶を碇泊できる港であったことに言及している。台湾総督府は、この後、基隆築港、高雄築港を推進

⁸ 陳淑均総纂、臺灣史料集成編輯委員会編輯『噶瑪蘭廳志』復印版（台北：行政院文建會、2006年）118～123頁。

⁹ 『宜蘭廳第五統計書 宜蘭廳』（臺北：臺灣日日新報社、明治44年）234頁。管見によると台湾で入手できる最も古い宜蘭廳統計書は第五統計書であり、その他には第六、第七、第八統計書のみ入手できる。

¹⁰ 蘇澳は現代の蘇澳であるが、本稿では当時の蘇澳の表記を用いる。以下同。

¹¹ 頭圍は現代の頭城であるが、本稿では当時の頭圍の表記を用いる。以下同。

¹² 石坂莊作編纂『基隆港』（臺北：臺灣日日新報社、大正6年）83頁。

し、その後、蘇澳港の改修に着手する。

明治28年(1895)12月1日、「基隆」、「打狗」、「安平」、「淡水」、「蘇澳」、「澎湖」、「恒春」間に通信船定期航線が開始された。明治30年(1897)、台湾総督府民政局通信部によって公表された『臺灣野戦郵便電信略史』によると、

七月十八日内地及臺北地方ト宜蘭並澎湖島行キノ郵便物ハ都テ基隆局ニ輸送シ同局ニ於イテ同地兵站司令部ニ転送シ同部ニテ宜蘭又ハ澎湖島行キノ便船ニ託シ同地ノ兵站司令部ニ送付スルモノトス。¹³

とあり、宜蘭への郵便物は、軍事物資として、軍により海上輸送されていた。総督府文書課伊能嘉矩校閲の『臺灣交通要覧完』¹⁴では、

▲ 本島内地間航海

▲ 沿岸航路

▲ 対岸航海

と類別して記しているが、▲ 沿岸航路の項¹⁵では、

- 1 基隆より蘇澳、花蓮港、卑南、南灣、車城、打狗、安平、澎湖、塗葛窟を経て基隆に回航、所謂東回り沿岸船（毎月二回）
- 2 基隆より澎湖、安平を経て打狗に至る、毎月二航海
- 3 淡水より塗葛窟に至る 基隆蘇澳間 五十裡

との記述があり、この時点で既に「蘇澳」は沿岸航路の主要な寄港地であったといえる。

ここで台湾総督府統治時代の宜蘭の三ヶ所の港に言及した

¹³ 『臺灣野戦郵便電信略史』（臺北：臺灣總督府民政局通信部、明治30年）11頁。

¹⁴ 總督府文書課伊能嘉矩校閲、湯城義文編纂『臺灣交通要覧完』（臺北：博文堂葺版、明治34年）50頁。

¹⁵ 前掲書『臺灣交通要覧完』52頁。

い。『宜蘭庁第5統計書』によると、宜蘭庁内の主たる港湾は「蘇灣港」、「東港」、「頭圍港」の三ヶ所であり、それらの港湾に関して、

蘇灣港ハ暴風雨ノタメ港状変スルコトナク碇泊ニ便ナレトモ西北及東南ニ岩礁アリ湾内時々波浪高ク上陸ニ困難スルコトアリ

東港ハ宜蘭河、濁水溪、利澤簡ノ集住スル所ニシテ港内碇泊所二箇所アリ依テ表中「南」「西」ニ区別セリ南ハ利澤簡川口ニシテ東港ニ入港スル大船ハ皆此二碇泊スル港口波荒ク船舶ノ難船スルモノ尠ナカラス湾内砂土ナルヲ以テ毎年七八月洪水ノ際碇泊所ノ深淺廣柔ヲ変ス

頭圍港ハ暴風ノ際港口深淺ヲ変スルコトアリ従テ船舶ハ出入二困難スルコトアルモ碇泊上稍便ナリ港内土質ハ東港ニ同シ¹⁶

との記述があり、「蘇灣港」と比べ「東港」、「頭圍港」は湾内に土砂が溜まりやすく、大型船は「蘇灣港」の方が停泊しやすかったと理解できる。それを裏付けるのが、下記の一覧表1「明治42年宜蘭地区出入船舶一覧表」¹⁷である。これは『宜蘭庁第5統計書』235頁の第218表を見やすく整理し直したものである。これにより明治42年（1909）の「蘇灣港」、「東港」、「頭圍港」における出入港の船の種類、船数とトン数を比較、分析できる。

表1「明治42年宜蘭地区出入船舶一覧表」

港別	頭圍港	東港	蘇灣港	総数
----	-----	----	-----	----

¹⁶『宜蘭廳第五統計書』（臺北：臺灣口口新報社、明治44年）234、235頁。

¹⁷前掲書『宜蘭廳第五統計書』235頁。第218表。

出	汽船	船数		6	77	83	
		噸数		0.232 ¹⁸	86113	86345	
	風帆船	船数				—	
		噸数				—	
	港	支那形船	船数	687	637	59	1383
			噸数	2863	4657	215	7735
合計		船数	687	643	136	1466	
		噸数	2863	4889	86328	94080	
入	汽船	船数		7	77	84	
		噸数		271	84766	85037	
	風帆船	船数				—	
		噸数				—	
	支那形船	船数	622	647	65	1334	
		噸数	2100	4697	244	7041	
	合計	船数	622	654	142	1418	
		噸数	2100	4968	85010	92078	

資料出典：『宜蘭庁第五統計書』235頁。尚、表中のトン数は原資料表示にあわせて噸数と表示した。

表1が示すように、「蘇灣港」は一部に支那形船の出入りがあるものの大半は汽船であり、一方「東港」は6、7隻の汽船の出入りはあるものの大半は支那形船、「頭圍港」に至ってはすべてが支那形船であった。支那形船とはいわゆる戎克船（ジャンク船）であり、台湾総督府統治初期も台湾と対岸の福州とのあいだで、戎克船貿易が盛んに行われていた。¹⁹ 松浦氏の分

¹⁸ 表中の0.232は232の誤植と思われる。

¹⁹ 松浦章「1910年代初期における福州と台湾間の帆船運行」『或問』第17号（関西大学近代東西言語文化接触研究会、2001年）

析によると、この時の台湾福州間の貿易で台湾海峡を航海した戎克船の1隻あたりの平均噸数が30トン台の後半の約40トンほどであった。²⁰しかし、表1が示している宜蘭地区3港に出入港した支那形船、すなわち戎克船は、出港の合計トン数が7735トン、船数が1383隻で、1隻あたりの平均トン数は5トン程度である。入港も合計トン数は7041トン、船数は1338隻で1隻の平均トン数は同じく5トン程度であった。このことから、宜蘭地区の港に出入りした支那形船（戎克船）は、台湾海峡を航海した戎克船の8分の1から10分の1程度の規模の船であり、台湾福州間の台湾海峡を航行したものではなく、狭い沿岸エリアで小規模に航行した戎克船であったと思われる。一方で「蘇澳港」には1000トンクラスの大型汽船が出入港していた。大型汽船は「蘇澳港」、小型の戎克船は「東港」、「頭圍港」と分けられていたといえる。さらに「東港」と「頭圍港」を比較したい。この2港の出港と入港の支那形船平均は、「東港」の出入港平均船数は642隻、平均噸数は4677トン、1隻の平均トン数は約7トンであった。一方「頭圍港」の支那形船出入港平均は、船数は654隻、トン数は2481トンで、1隻の平均トン数は約4トンであった。従って1隻あたりのトン数の比較から「頭圍港」の方が「東港」より小型の船が出入りしていたことがわかる。宜蘭地区3港に出入港する船舶の規模は、「頭圍港」が一番小さく全てが4トン程度の小規模戎克船、「東港」もほとんどが7トン程度の戎克船、一番規模が大きい船は「蘇澳港」に出入港した1000トン規模の汽船であった。

ここで引用資料として用いた「宜蘭庁統計書類」であるが、明治42年(1909)の統計である『宜蘭庁第五統計書』(明治44

²⁰ 同書「1910年代初期における福州と台湾間の帆船運行」『或問』第17号26頁。

年出版)では風帆船は全て空欄で、汽船と支那形船の項目のみ数字が記載されているが、大正元年の統計である『宜蘭庁第六統計書』(大正3年発行)では支那形船の欄は全て空欄となり、汽船と風帆船の項目のみが記載されている。さらに大正4年の統計である『宜蘭庁第八統計書』(大正6年発行)では、支那形船の項目はなく、汽船、帆船、其の他の項目に分けて記載されている。実のところ、この支那形船と風帆船は同じ戎克船を指している。

下記にまとめた表2「大正4年宜蘭地区出入船舶一覧表」は『宜蘭庁第八統計書』156頁の第264表を見やすく整理し直したものである。²¹但し、右端の総数は表記の3港以外に6港の集計が加わる。

表2「大正4年宜蘭地区出入船舶一覧表」

港別		頭圍港	東港	蘇澳港	総数	
出	汽船	船数		420	443	
		噸数		221330	223066	
	帆船	船数	565	250	287	1774
		噸数	3120	2198	593	6848
	其の他	船数			38	88
		噸数			60	1536
合計	船数	565	250	745	2305	
	噸数	3120	2198	221983	231450	
入	汽船	船数		420	443	
		噸数		222585	224321	
	帆船	船数	544	320	306	1768

²¹ 『宜蘭廳第八統計書』(臺北:臺北印刷株式会社、大正6年)156頁、第264表。

港		噸数	3046	2847	808	7637
	其の他	船数			38	88
		噸数			60	1536
	合計	船数	544	320	764	2299
噸数		3046	2847	223453	233494	

資料出典：『宜蘭庁第八統計書』156頁。但し、総数欄には上記3港以外に6港の集計が加わる。

上記表2によると、表1に見られた「東港」出入港の汽船は全てなくなり、「頭圍港」、「東港」の出入港はすべて5噸から8噸前後の戎克船、「蘇灣港」出入港は500噸台の汽船である。6年前の明治42年に「蘇灣港」に出入港した汽船は1隻当たり平均1000噸台であったことと比べると、「蘇灣港」に出入港する汽船の規模は小さくなった。この推移をさらに細かく調べるために、実際に入手できる「宜蘭庁第五統計書」、「宜蘭庁第六統計書」、「宜蘭庁第七統計書」、「宜蘭庁第八統計書」から「蘇灣港」入出港の汽船の隻数と噸数を調べ、さらに1隻あたりの平均噸数を割り出し、下記表3「蘇灣港出入港汽船数推移表（明治40年から大正4年）」にまとめた。なお、表中の明治40年（1907）、明治41年（1908）の資料は、「宜蘭庁第五統計書」第218表中に表示された宜蘭地区3港の汽船出入港総数の数値であり、また表中の明治43年（1910）、明治44年（1911）の資料は、「宜蘭庁第六統計書」第236表中に表示された宜蘭地区5港の汽船出入港総数の数値、大正2年（1913）の資料は「宜蘭庁第七統計書」第237表中に表示された宜蘭地区7港の汽船出入港総数の数値である。これらは「蘇灣港」単独のものではない。しかしながら、「頭圍港」、「東港」、その他の港の出入港の汽船は極めて少ないため、これらを「蘇灣港」出入港の

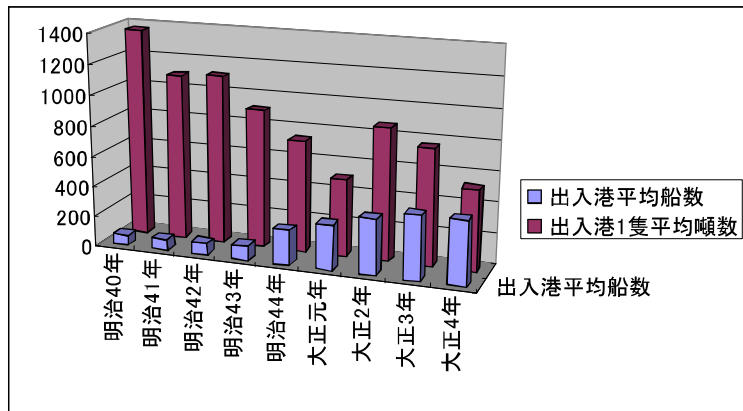
汽船とみなして集計に加えた。また年代ごとの推移をわかりやすく示すために、出入港の船数、噸数を平均化し、毎年出入港した1隻あたりの平均噸数の推移を示したのが、下記グラフ1「蘇灣港出入港の平均汽船数、1隻平均噸数推移表」である。

表3「蘇灣港出入港汽船数推移表（明治40年から大正4年）」

	蘇灣港出港汽船数、噸数、平均噸数			蘇灣港入港汽船数、噸数、平均噸数		
	船数	噸数	1隻平均	船数	噸数	1隻平均
明治40年	68	93375	1373	68	93375	1373
明治41年	72	78488	1090	70	76444	1092
明治42年	77	86113	1118	77	84766	1100
明治43年	95	85222	897	93	85118	915
明治44年	229	168683	736	229	168683	736
大正元年	294	148226	504	294	148226	504
大正2年	362	319194	881	372	317677	853
大正3年	419	318748	760	420	320805	763
大正4年	420	221330	526	420	222585	529

資料出典：「宜蘭廳第五統計書」、「宜蘭廳第六統計書」、「宜蘭廳第七統計書」、「宜蘭廳第八統計書」

グラフ1「蘇灣港出入港の平均汽船数、1隻平均噸数推移表」



資料出典：「宜蘭廳第五統計書」、「宜蘭廳第六統計書」、「宜蘭廳第七統計書」、「宜蘭廳第八統計書」

表3及びグラフ1から明らかなおり「蘇灣港」出入港の汽船の数は、明治40年から大正4年まで毎年着実に増加している。しかし、船数と総トン数の比率から見た汽船1隻あたりの平均トン数は、1000トン規模程度から毎年小規模化し、明治40年から6年後の大正4年には500トン規模程度へと、約半分の規模になった。しかしながら表3から年毎の総トン数は着実に増加していることから、「蘇灣港」出入港の汽船の規模は小さくなった分、より多くの汽船が頻繁に出入港できるようになり、物資の取扱量は増加していった。蘇灣港は沿岸航路の主要な寄港地であったが、基隆との物資、人の輸送に加え、花蓮港、卑南（台東）への人と物の移動も頻繁になり経済活動が活発化していると理解できる。

また上記表2の「東港」と「頭圍港」の出入港船隻数とトン数に注目すると、明治42年(1909)から大正4年(1915)の間に、「東港」と「頭圍港」の出入港船舶トン数の逆転が見られる。

表1と表2の該当部分を下記表4「頭圍港、東港の出入港船数、噸数比較表」で整理した。

表4「頭圍港、東港の出入港船数、トン数比較表」

	頭圍港				東港			
	出港		入港		出港		入港	
	船数	噸数	船数	噸数	船数	噸数	船数	噸数
明治42年	687	2863	622	2100	643	4889	654	4968
大正4年	565	3120	544	3046	250	2198	320	2847

確かに、明治42年と大正4年を比べると、出港、入港共に、明治42年の総トン数は東港が頭圍港のほぼ2倍であるのに、6年後の大正4年には頭圍港の方が総トン数は大きい。実際にはこの逆転は『宜蘭庁第六統計書』の大正元年(1912)分の記録で既に生じている。²²しかし、これは「東港」の近くの2港（「過嶺港」、「清水港」）が統計に加えられたためであり、従来「東港」で取引されていた物資が2港（「過嶺港」、「清水港」）分散したため、「東港」の出入港トン数が減少したものと思われる。従ってこの2港の出入トン数計を「東港」に加えると、出港トン数合計は4,567トン、入港トン数合計は4,773トンで、いずれも「頭圍港」の3,009トン、3,058トンを上回る。²³

以下、簡単ではあるが、「蘇灣港」、「東港」、「頭圍港」について述べる。

(一) 蘇灣港

²² 東港の出港合計トン数計は2208トン、入港トン数計は2355トン、頭圍港の出港トン数計は3009トン、入港トン数計は3058トンでいずれも頭圍港が東港を上回っている。

²³ 『宜蘭廳第六統計書』（臺北：小塚印刷工場、大正3年）274頁、第236表。

蘇澳港は天然の良港で、水産業を中心に発展してきた。宜蘭線鉄道の終点であり、同時に基隆から高雄を結ぶ「東廻り航線」の寄港地でもある蘇澳は産業と交通の要所として、台湾総督府は港湾建設に力を入れた。大正5年（1916）稿本の『宜蘭廳治一斑』では「蘇澳港改修研究資料」の項で

蘇澳港灣ヲ改修シテ風波ヲ防クニ便ニ物資ノ吞吐集散ニ利アラシムルコトハ等閑視スヘカラサル喫緊問題ナラント信ス・・・

・・・蘇澳港灣ノ改修ハ最急務ノコトト確信セリ²⁴

との記述からも分かるとおり、蘇澳港灣の改修は急務の事業と認められていた。尚、明治44年(1911)4月から汽船の蘇澳港寄港が増えた。鉄道の宜蘭線開通とともに、その終着駅としての蘇澳には物資が集中し、蘇澳港の拡大とともに台湾北東部の交通の一大拠点として発展してゆく。

下記の写真は現在の蘇澳港を撮影したものである。国際貿易港として、また軍港として台湾北東部の海の玄関口であるとともに、港の奥のほうでは、昔同様の漁船がひしめき合う漁港であることがわかる。(2011年5月撮影)

²⁴『宜蘭廳治一斑 二』(複印版、台北：成文出版社、民国74年)433、434頁。



(蘇澳港正面ゲートから港湾方面)



(蘇澳獅子園から港全景)



(今でも漁港として栄えている。蘇澳大橋から)

(二) 東港

東港は宜蘭河、蘭陽溪の河口に位置し、基隆や淡水からの船舶がここで停泊し、小船を使って宜蘭河を遡り宜蘭市街への物資を運ぶ拠点であった。台湾総督府統治初期、東港は取引額において蘇澳、頭圍を上回っていた。『宜蘭庁第五統計書』の「第 191 沿岸貿易表」によると、明治 40 年(1907)の東港の輸出入総額は 1,145,511 円、同年の蘇澳港の輸出入総額は 750,500 円であり、東港の取引金額が多い。しかし二年後の明治 42 年(1909)は、東港の輸出入総額は 972,576 円であるのに対し、蘇澳港は 1,017,213 円で、蘇澳港の輸出入総額は東港の輸出入総額を上回っている。

現在、東港はすでに港としては使用されておらず、市民の憩いの場として河岸が整備されている。下記写真は、東港跡地の写真である。一枚目は河岸から河口を写したもの。二枚目の写真には「東港」の表示がみられる。(2011 年 5 月撮影)



(旧東港 河口方向を望む)



(東港の表示板)

(三) 頭圍港

かつては烏石港と呼ばれ、清代には貿易港として栄えた港である。1985 年刊の『頭城鎮志』によると、

據初期本鎮資本額較大而以合股方式經營的商店有七家²⁵とあり、台湾総督府統治初期には七つの株式会社(貿易商)が頭圍で営業しており、貿易港として栄えた。宜蘭市街地と運河で結ばれていたため、頭圍港は宜蘭市街地に送られる物資の集積地であり、現在でも往時の貿易商の倉庫が残っている。

しかしその後、頭圍港が浅く狭いため、東港、蘇澳港との差がひろがり、大正 13 年(1924)の暴風雨による土砂の流入で港が浅くなったことと同年の鉄道(宜蘭線)開通に伴い、頭圍港の繁栄は傾いていった。かつての頭圍港は現在では烏石港と呼ばれ、亀山島への渡航観光の基点として再び往時の賑わいを取り戻している。

²⁵ 莊錫財監修、莊英章、吳文星纂修『頭城鎮志』(宜蘭：頭城鎮公所、民国 74 年) 268 頁。



(頭城市頭城老街、船荷は頭圍港から運河を使い小船で陸揚げされ、さらに運河を使い宜蘭市街地まで運ばれた。)



(かつての頭圍港、今は四方を囲まれた池となっている)

以上のように台湾総督府は宜蘭統治にあたり、清朝以来栄えていた港三箇所を海上交通の拠点として利用した。その三箇所

は「頭圍港」「東港」「蘇澳港」であるが、台湾総督府は「蘇澳港」の改修工事に着手し、海上交通の拠点は「蘇澳港」へ移行していった。では陸上交通の整備はどのように行われたのであろうか。次節では陸上交通機関の整備を述べたい。

2. 台湾統治初期宜蘭における陸上交通の整備

2.1 台湾統治初期宜蘭における交通概況

沿海の海上交通が清朝時代の主たる交通手段であったのに対し、台湾総督府は陸上交通の整備にも力を注いだ。その陸上交通は鉄道と道路に大別される。道路建設については、蔡龍保著『殖民統治之基礎工程—日治時期台湾道路事業之研究(1895-1945)』に詳細を見ることができる。²⁶ 実際に台湾統治初期、台北や基隆と宜蘭地方を結ぶ主要交通手段は海上輸送であり、陸路は清朝期につくられた「淡蘭道路」であった。石坂莊作編纂の『基隆港』では、

基隆より、各地に通ずる重なる道路は、南、臺北に向かふもの、東、瑞芳、頭圍を経て宜蘭に至るもの、…²⁷とあり、基隆から瑞芳、頭圍、宜蘭のルートについて言及されている。

鉄道に関していえば、同じく『基隆港』では、

又、政府は八堵、蘇澳間鉄道急設の必要を認め、豫算金七百七十七萬四千圓を以て、五箇年継続事業として、第三十九臨時帝國議會に提出し、既に可決を経たれば、直に工事に着手する筈なり。²⁸

とある。第39臨時帝國議會の開催は大正6年であることから、

²⁶ 前掲書『殖民統治之基礎工程—日治時期台湾道路事業之研究(1895-1945)』

²⁷ 石坂莊作編纂『基隆港』(臺北：臺灣H H新報社、大正6年)92頁。

²⁸ 同書『基隆港』93頁。

少なくとも大正 6 年までは、台北、基隆方面から宜蘭地域へ向かう官営鉄道はまだ敷設されていなかった。元々この鉄道敷設計画は大正 5 年(1916)の第 38 帝国議会に提出されたものであるが、議会解散により、この法案は不成立となり、翌年の第 39 臨時帝国議会でようやく可決された。

大正 5 年(1916 年)刊行の『台湾鉄道』第四十五号(3 月号)²⁹には「宜蘭行」という記事が掲載されている。これは白男川生氏による雑録で、安東総督の宜蘭巡視に随行したときのものである。ここでは、

基隆軽鉄に依り長く台車を連ねて田寮河畔を上る。…時折台車の激動に胆を冷やすのみ。悪く言えば囚人馬車式なり。³⁰

とある通り、台北から基隆を経て宜蘭方面に向かうルートには基隆軽鉄と呼ばれた軽便鉄道が敷設されていた。同記事では、七哩の軌道を無事瑞芳警察官派出所に著せしは、…金瓜石までは二里の山路なり、他は凡て轎に依り。吾等下院の四者は歩行に決す。…雨の坂路を一気に駆け下りて大里簡派出所に著せしは、…是處より宜蘭へは二十哩軽鉄の便あり、正に一気に駆けんかな。³¹

とある通り、基隆軽鉄は瑞芳までで、そこから先には軽便鉄道はまだ敷設されてはおらず、大里簡から宜蘭方面へは、宜蘭軽鉄が敷設されていた。この宜蘭軽鉄について、さらに続く部分は、

宜蘭軽鉄は路線の良好なる全島の稀あり。営業成績に於ても正に上々の部に属す。本軽鉄は宜蘭庁下を縦貫する唯

²⁹ 臺灣鐵道會『臺灣鐵道』第四十五号(臺北:臺灣日日新報社、大正 5 年)

³⁰ 同書『臺灣鐵道』第四十五号、24 頁。

³¹ 同書『臺灣鐵道』第四十五号、25 頁。

一の交通手段なり。³²

とある通り、台北、基隆方面と官営鉄道で結ばれる前から、宜蘭の地域住民にとって、軽便鉄道は主要な交通手段であった。私設軌道については、謝國興論文「日治時期台灣的陸上交通運輸業」³³の第三章(二)「私設軌道」に詳細を見ることができる。

明治 42 年度の報告である『宜蘭庁第五統計書』によると、交通項の第 224 表「軽便鉄道乗客貨物」³⁴では、蘇澳駅から羅東、宜蘭、頭圍を経て叭哩沙まで合計 12 の駅における乗客、貨物の乗降量が記されている。さらに大正 5 年(1916 年)発行の『宜蘭庁第八統計書』によると、その第 15 交通の項、第 268 表「私設軌道乗客及貨物ノ一」から、軽便鉄道は明治 38 年開業、また第 269 表「私設軌道乗客及貨物ノ二」では、大正 4 年までに叭哩沙から利澤簡まで路線が延長し、駅舎も 2 倍近く増えて合計 23 駅となった。³⁵

2.2 官営鉄道宜蘭線の敷設

次に台湾総督府統治下の宜蘭支庁、宜蘭庁下で行われた官営鉄道建設を概観したい。明治 40 年(1907)に発行された『台湾総督府鉄道部第八年報』³⁶の第四款工事の第五章に宜蘭線測量の報告が下記のように記載されている。

臺北停車場ヲ起点トシ宜蘭廳下蘇澳港ニ至ル路線ノ測量ヲ為サンカ為主任技師及測量員竝現金前渡官吏ヲ任命シ三十九年五月二十一日ヨリ之ヲ豫測ニ著手セシメタリシ

³² 同書『臺灣鐵道』第四十五号、28 頁。

³³ 謝國興「日治時期台灣的陸上交通運輸業」『台湾植民地史學術研討會論文集』(台北:海峡學術、2004 年)22、23 頁。

³⁴ 『宜蘭廳第五統計書』(臺北:臺灣日日新報社、明治 44 年)239 頁。

³⁵ 『宜蘭廳第八統計書』(臺北:臺北印刷株式會社、大正 6 年)157 頁。

³⁶ 臺灣總督府鐵道部『臺灣總督府鐵道部第八年報』(臺北:臺灣 H H 新報社、明治 40 年)

先ツ測量事務所ヲ深坑廳下景尾街五月二十五日ニ置キ調査ノ進行ニ伴ヒ順次之ヲ龜山七月三日、「ウライ」社八月四日、樟樹溪九月二日、「トンロク」九月十七日、「レモガン」十月三日、「カラモチ」十月十四日、「シラツク」十二月二日、雙連坡四十年一月十一日、大租坑二月十日、宜蘭街二月十八日、羅東二月二十五日、及蘇灣二月二十五日、ノ各所ニ写シ同二十七日に全ク測量竣リタリ而テ其ノ結果ニ依レハ線路ノ延長ハ六十六哩ニシテ臺北、宜蘭間五十二哩宜蘭蘇灣間十四哩トス…

この『台湾総督府鉄道部第八年報』は明治39年(1906)度の報告であり、明治39年に測量が実施された事がわかる。ここでは、5月21日に開始され、5月25日に景尾(現景美)、7月3日龜山、8月4日烏来の順で測量が進み、翌年2月18日に宜蘭、2月25日に羅東、蘇灣にいたる経過がわかる。明治44年(1911)発行の『台湾鉄道史中巻』には更に詳しい記述として、

宜蘭線ノ測量ハ即チ其ノ東西線ヲ連結スヘキ所謂横貫鉄道計画ノ準備ノ一タルコトヲ失ハサルナリ而シテ実測ニ先チ技手川津秀五郎ヲシテ実地踏査ノ任ニ當ラシメタリシニ深坑宜蘭兩廳警察官吏ノ護衛ヲ受ケ三十九年二月末ヨリ約二週日ノ日子ヲ要シ具サニ全線ヲ踏査シタリ其ノ復命ノ要ニ曰ク³⁷

とあり、明治39年(1906)2月末から2週間かけて、実地測量に先だつ実地調査が行われたことがわかる。同記述は続けて、5月21日から行われた実測調査に関して、

三十九年度ノ予算確定シ宜蘭線測量費トシテ三萬円ノ配

³⁷ 臺灣総督府鐵道部『臺灣鐵道史 中巻』(東京：近藤商店活版部、明治44年)63~65頁。

給ヲ受クル至レリ仍テ之カ測量隊ヲ組織シ三十九年五月二十一日ヲ以テ実測ヲ開始翌四十年二月二十七日其ノ全測量ヲ完結シタリ左ニ其ノ経過ヲ叙スヘシ³⁸

とあり、明治39年(1906)5月21日から明治40年(1907)2月27日まで全測量調査がなされたことがわかる。以下12頁約5,400字にわたる詳細な報告が述べられている。この報告では、台北市南西の新店溪沿いに景尾(現景美)、屈尺、龜山、烏来から山地(らはお蕃社、とんろく蕃社、れもがん蕃社、からもち蕃社)を経て宜蘭、羅東、蘇灣に至るルートが計画され、調査されたことがわかるが、記述のいたるところに、「勾配甚ダ急ニシテ」「断崖絶壁多ク」「樹木繁茂荆棘密生シテ作業ニ便ナラス」「測量ノ困難ヲ察スヘシ」「古来人跡ヲ印タルモノナキヲ以テ測量隊ハ測量ニ先チ」「蕃人襲来ノ憂イ一層切ナルモノアリ」と記されており³⁹、実地測量の結果、このルートでの鉄道建設は実施されなかった。

それでは実際に台北と宜蘭が鉄道で結ばれるのはいつになるのであろう。大正5年(1916)稿本の『宜蘭廳治一斑』では「宜蘭鐵道問題研究資料」の項に、

宜蘭鐵道ノ速成ヲ決議シ基隆ヨリ頂双溪ヲ経テ宜蘭及蘇灣ニ通スルー鐵道布設ノ議ヲ稱ヒ當局ニ之カ急施ヲ建議シテ以来茲ニ再ヒ世人ノ注目ヲ喚起シ諸般ノ調査劃策ニ焦慮スルモノアルニ至レリ蓋シ本問題ハ只ニ廳下殖産興業上ノ重要事項タルニ止ラス一般廳治上ニモ大影響及ホス…⁴⁰

とある。ここでは、「宜蘭鐵道ノ速成ヲ決議」「當局ニ之カ急施

³⁸ 同書『臺灣鐵道史 中巻』65頁。

³⁹ 同書『臺灣鐵道史 中巻』72頁、73頁。

⁴⁰ 『宜蘭廳治一斑 二』(複印版、台北：成文出版社、民国74年)392頁。

ヲ建議」「焦慮スル」「重要事項」などの言葉を使い、宜蘭鉄道敷設の速やかなる実現の必要性に言及している。

大正7年(1918)発行の『台湾総督府鉄道部第十九報』の第三章には宜蘭線及枋寮線の項目で、

北ハ八堵ヨリ蘇灣ニ至ル六十二哩、南ハ阿緱ヨリ枋寮ニ至ル二十五哩ノ鉄道布設ノ計画ヲ樹テ経費総額一千万円ヲ計上シ五箇年継続工事トシ・・・大正六年即チ三十九議会ニ再ビ提出シ遂ニ議会ノ協賛ヲ経テ確定ヲ見ルニ至レリ⁴¹

とあり、大正6年(1917)、基隆台北間の八堵から宜蘭を経て蘇灣までの鉄道工事計画が議会により承認された事がわかる。同記述は続けて、

本線ハ縦貫線八堵驛ヨリ分岐シテ瑞芳、頂雙溪ヲ経テ大里簡ニ於テ東海岸ニ出テ宜蘭平野ヲ縦貫シ宜蘭街ヲ経テ蘇灣ニ至ル約六十二哩餘ノ鉄道ナリ・・・、(一)八堵猴硯間本区間ハ延長九哩ニシテ工事請負人ハ左ノ如シ 第一工区著手大正六年十一月二十七日・・・、第二工区同十一月二十五日・・・、第三工区同十一月二十二日・・・、

(二) 宜蘭蘇灣間・・・本年度ニ於テ工事ニ著手シタルハ宜蘭蘇灣間即チ・・・本工事ハ十二月一日ニ起工シ・・・⁴²

と述べ、八堵から瑞芳、頂雙溪、大里簡を通り、宜蘭平野を縦貫して宜蘭、蘇灣までの約95キロに及ぶ鉄道敷設計画が立てられ、11月と12月に計4ヶ所で工事が始まったことがわかる。同資料では、八堵猴硯間の工事請負人として、第一工区は澤井市良、第二工区は鹿島精一代小畑順、第三工区は大倉桑馬代田原豊次郎の名があり、当時の澤井組、鹿島組、大倉組が、工事

⁴¹ 臺灣総督府鐵道部『臺灣總督府鐵道部第十九報』(臺北：臺灣H新報社、大正7年)44頁。

⁴² 同書『臺灣總督府鐵道部第十九報』45、46、50頁。

を請け負っている。また『土木工事』、『橋梁工事』、『こるべると工事』、『伏樋工事』、『隧道工事』、『建物工事』について進捗状況が記録されている。⁴³

では、この宜蘭線工事の進捗状況はどのようなものであったのであろうか。大正9年(1920)発行の『台湾総督府鉄道部第二十一報』によると、その第四章建設工事、第一節宜蘭線及枋寮線の項に

本工事ハ大正六年ヨリ大正十年度ニ至ル五箇年継続事業ナリ・・・本年度ハ宜蘭蘇灣間ノ残工事並ニ頭圍宜蘭間建設工事(大正八年六月十五日着手同十一月三十日竣工)ヲ完成シ・・・礁溪宜蘭間五哩十五鎖十一節(頭圍礁溪間ハ引延未完)ハ大正八年十一月十五日開通シ次テ大正九年一月十五日石城仔頭圍間建設工事ニ着手セリ・・・⁴⁴

とあるように、八堵蘇灣間のうち、宜蘭蘇灣間、頭圍宜蘭間、礁溪宜蘭間が開通、石城仔頭圍間建設工事が始まるなど、八堵蘇灣間の宜蘭線全線開通に向けて、部分区間での開通や工事が進められていることが確認できる。

大正9年(1920)刊行の『台湾鉄道』第百号(大正九年十月号)には、「東海岸の初旅(其五)」という記事が掲載されている。これを見ると、宜蘭線工事開始の大正六年からこの記事が書かれた大正九年までの3年間の工事進捗状況がわかる。この記事は宜蘭から台北に向かう旅程である。

一行は午前六時半、宜蘭駅發の汽車に乗った、停車場には、廳長、警務課長其他、部長見送りに多数見えている、立川、大関の両掛長は、大里簡まで見送りを兼ね、沿道工事のた

⁴³ こるべるとはコルベルト(カルバート)、伏樋は排水用水路、隧道はトンネルのことである。

⁴⁴ 臺灣總督府鐵道部『臺灣總督府鐵道部第二十一報』(臺北：松浦屋印刷部、大正9年)40頁。

め、同行する。

礁溪で汽車を下り、臺車に乗換へる、部長は行行新線の、工程を視察せられる、立川技師は傍らに在つて、説明する、頭圍で一旦下車して、新設の頭圍停車場を見る、再び臺車に乗って前進する…

頭圍から大里簡までの間に、停車場が二、三箇所は出来る様だ…

臺車はひた走りに走って、大里簡に着いたのが午前十一時過ぎあった、…⁴⁵

と記述され、これが書かれた大正9年当時、宜蘭駅から礁溪駅までは部分開通していたこと、頭圍駅舎が新設されていること、頭圍から大里簡までは、停車場建設が計画されていること、などがわかる。

八堵蘇澳間の宜蘭線全線開通は大正13年(1924)である。『台湾総督府交通局鉄道第二十六年報』には、

十二月一日該区間ノ営業ヲ開始シ茲ニ難工事タリシ宜蘭線五十九哩ノ全工程ハ満七箇年ノ歲月ヲ関シテ豫定計画ノ如ク全通ヲ見ルニ至レリ⁴⁶

との記述があり、大正13年(1924)12月には、7年間の工事を経て宜蘭線全線営業運転が開始されたことがわかる。12月1日付の『台湾日日新報』は、宜蘭線全線開通の様子を「宜蘭全線開通」の見出しで、

公園大式場会衆七百餘

十一月三十日。為東西鉄道連絡發○⁴⁷之宜蘭線開通式。即

¹⁵ 臺灣鐵道會『臺灣鐵道』第百号(臺北:臺灣日日新報社、大正9年)26,27頁。

¹⁶ 臺灣總督府交通局鐵道部『臺灣總督府交通局鐵道第二十六年報』(臺北:臺灣HH新報社、大正14年)63頁。

¹⁷ 原文判読不能。

蘭陽三郡。領臺以來二十九年。…¹⁸

と、11月30日に行われた全線開通式に関し、「この日の試乗列車は6時50分に大勢の来賓を乗せて臺北駅を出発」、「10時50分に宜蘭驛に到着」、「駅前には市民が大勢集まり祝賀が行われ」、「この日と翌日には各戸には国旗が掲げられ20発の花火が打ち上げられた」などと報じている。また同じ紙面には「宜蘭線之效果」の見出しの下に、「二つのトンネル¹⁹工事が極めて難工事であり」、「日本でも最も長いトンネルの一つに数えられる」と報じ、宜蘭線工事が難工事であり、当事の技術を十分用いて行われた工事であることがわかる。艸嶺(草嶺)隧道は大正10年から13年にかけて工事が行われ、トンネルの長さ2167m、これは当時の台湾最長のトンネルであった。下記写真は旧草嶺隧道で、現在はサイクリング専用道になっている。



(旧草嶺隧道、福隆側出口。今はサイクリング専用道として使用されている。)

¹⁸ 『臺灣HH新報』大正13年12月1日、第8819号、第3版。

¹⁹ 三貂嶺隧道と艸嶺隧道

鉄道の開通は物資の流通と人の往来を活発にした。新たに観光産業を生み出した宜蘭線の開通は宜蘭の経済発展の要とも言えるものであった。大正13年(1924)11月27日の『台湾日日新報』は「宜蘭線の開通と基隆」の見出しで、宜蘭線開通が基隆と宜蘭の経済界に与えた影響を論じている。そのなかで、「鉄道が開通して鮮魚輸送が円滑になり諸物資の需給が便利になる」「鉄道開通により従来の海路輸送が鉄道輸送に代わり宜蘭三郡の物資が従来より簡易低廉且つ确实迅速に基隆に集中する事は生産地なる宜蘭農家の利益を増進する事は勿論である」等と指摘し、「宜蘭鉄道の開通が基隆と宜蘭の経済関係に多大の変化を与え将来に及ぼす影響も甚大である」と報じている。⁵⁰

おわりに

山と海に四方を囲まれ、地理的に孤立した宜蘭地方は、その地理的要因により、漢人の入植も他の地域と比べて遅かった。台湾総督府の宜蘭統治においても、外界から孤立した宜蘭地方の交通網の整備は、通信設備や衛生医療問題と並ぶ最初の重要課題であったと考えられる。

三方が険しい山に囲まれ、台湾総督府に帰順していない山地原住民や土匪が出没する陸路は、宜蘭地域を台北・基隆から遮断させるものであった。一方、海に面し河川が多い宜蘭地域は、海上交通が発達する下地があった。台湾総督府は宜蘭統治にあたり、港の整備、特に「蘇澳港」、「東港」、「頭圍港」を三大拠点としてその整備を行った。とりわけ「蘇澳港」の開発・整備は、この港の経済的価値を高めた。「蘇澳港」は大規模な工事

⁵⁰『臺灣日日新報』大正13年11月27日、第8815号、第3版。

を経て交通の拠点となり、この港の開発整備は宜蘭地域のみならず台湾東部の開発に大きく寄与するものであった。

大正13年(1924)に全線開通した八堵蘇澳を結ぶ宜蘭線はまさに宜蘭地域における交通の大動脈として、人と物資の往来を盛んにし、林業、農業、漁業の発展に寄与したのである。

下記写真は、宜蘭線開業当時の宜蘭駅と現在の宜蘭駅(後駅)、及び開業当時の蘇澳駅の写真である。いずれも2011年5月に撮影したもので、宜蘭線開業当時の宜蘭駅舎は、現在でも宜蘭駅(前駅)として使用されている。



(宜蘭線開業当時の宜蘭駅、現在の宜蘭駅前駅)



(現在の宜蘭駅後駅)



(開業当初の面影を残す蘇澳駅舎)



臺灣鉄道線路図 大正7年11月1日現在『臺灣總督府鐵道部第十九年報』

第一章

第二編

台湾総督府宜蘭統治の展開と台湾人登用

台湾総督府統治初期宜蘭における公学校の台湾人登用

はじめに

日本は日清戦争の勝利によって台湾を清朝中国から割譲され、台湾を植民地として統治を開始する。その半世紀に及ぶ台湾支配は行政的に確立した台湾総督府により行われた。それでは台湾総督府の下に組織された教育制度はどのようなものだったのでしょうか。日本の台湾統治時代初期の教育制度に関しては台湾省文献委員会編『台湾史』¹でその概要が述べられている。しかしそこには教育行政の沿革や学校教育制度の発展についての言及しかない。また各地方の教育制度や教育の実情については、たとえば葉高樹著、宜蘭県史館監修『宜蘭懸学校教育』²では、第3章「日治時代学校教育」で教育行政の沿革や教育制度、施設の発展や運用、学童の就学人数の分析しか行われていない。呉文星著『日治時期台湾的社会領導階層』³は第三章で殖民体制下の教育について、また第六章では同化政策としての国語普及運動について詳細に分析しているが、初期公学校における台湾人教員の登用についての言及は見られない。また呉文星等編の『日治時期臺灣公学校與國民学校國語読本：解説・総目次・索引』⁴中の周婉窈・許佩賢著「臺灣公学校與國民学校國語

¹ 林衡道主編、台湾省文献委員会編、『臺灣史』（台北：衆文圖書公司、1994年）第八章七節「教育與文化」 589～606頁。

² 葉高樹著、『宜蘭懸学校教育』（宜蘭：宜蘭縣政府、2002年）第三章「日治時代学校教育」 58～67頁。

³ 呉文星著『日治時期臺灣的社会領導階層』（台北：五南圖書出版公司、2008年）第三章「殖民教育與新社会領導階層之塑造」 83～104頁、第六章「社会領導階層與同化政策」 257～271頁。

⁴ 周婉窈・許佩賢著「臺灣公学校與國民学校國語読本総解説—制度沿革、教科和教科書」、呉文星等編『日治時期臺灣公学校與國民学校國語

読本総解説「制度沿革、教科和教科書」では、初等教育機構としての国語伝習所や公学校の設置とその目的について、詳細が論じられている。ここでは、教科や教科書についての論述が主で、台湾人教員の登用については、あまり言及されていない。

そこで本稿は、『臺灣總督府職員録』の中から、職員の出身地を特定できる明治 36 年（1903）から地方官官制が改正された明治 42 年（1909）までの時期を対象に、台湾總督府台湾統治初期における公学校台湾人教員に焦点を当て、これまで看過されてきた『臺灣總督府学事年報』や『臺灣總督府職員録』を使い、台湾統治時代の教育分野、特に台湾人児童のための教育機関である初等教育を担った公学校の台湾人教員と日本人教員の比率を明らかに、台湾總督府の組織内における台湾人教員の登用の変遷を分析するものである。なお、本論文は 2009 年 12 月に行われた 2009 応用日語教学国際シンポジウム（台湾呉鳳大学）で発表した論文「日本台湾統治時代初期台湾の公学校における台湾人登用（1903-1909）」を加筆修正したものであり、その中国語訳は「日治時期公學校之臺籍教員採用狀況之探討（1903-1909）」として、松浦章編『近代東亞海域交流史研究』（台北：博揚文化、2011 年 3 月）119 頁から 153 頁に掲載されている。

1. 台湾總督府統治初期における初等教育機関の開設

1.1 台湾總督府統治初期における教育制度の開設

明治 28 年（1895）、下関条約公布直後の 5 月 21 日、台湾總督府仮条例により、台湾總督府の一般行政を掌る民政局の下に、「教育ニ関スル事務ヲ掌ル」⁵学務部が置かれ、伊沢修二が学務

読本：解説・総目次・索引』（台北：南天所局、2003 年）3～33 頁。

⁵ 山辺健太郎著『現代史資料 21 台湾 1』（東京：みすず書房、1971 年）

部長心得となった。伊沢は 6 月 17 日台北に到着し、翌日 18 日、大稻埕の民家で学務部の事務を開始した。伊沢は樺山総督に上呈する意見書で

新領地臺灣教育ノ方針ハ、大体分テ二途トス。第一目下急要ノ教育関係事項、第二永遠ノ教育事業是レナリ。

目下急要ノ教育関係事項

一 彼我思想交通ノ途ヲ開クベキ事

(甲) 新領地人民ヲシテ、速ニ日本語ヲ習ワシムル方法ヲ設クベシ。

(乙) 本土ヨリ移住セル者ヲシテ、日常須要ナル彼方言ヲ習ワシムル方法ヲ設クベシ。

二 文教ヲ尊ブノ主意ヲ一般人民ニ知ラシムルベキ事。

三 宗教ト教育トノ関係ニ重キヲ置クベキ事。

四 人情及風俗ヲ視察スベキ事。⁶

との見解を示した。伊沢は目下急を要する案件として、先ず第一に日本人と台湾人⁷の意思の疎通を図るための言語学習の必要性の急務を述べている。ここで注目できる事として、「新領地人民」への日本語教育だけでなく、「本土ヨリ移住セル者」が「彼方言」即ち土地の言語である土語を学ぶ必要性を述べている点である。ここで述べられる土語というのは、中国系台湾人が日常用いている閩南語系中国語のことであり、本論文では以下台湾語と表記する。『臺灣教育沿革誌』には、

前述の如く、当時の社会は言語不通に苦しみ、「本島人には國語を、本國人には土語を」といふのが、一般教育に対

解説 xv 「台湾總督府仮条例」第十九条。

⁶ 臺灣教育會發行『臺灣教育沿革誌』（臺北：小塚本店印刷工場、1939 年）6、7 頁。

⁷ 以下本論文では文献表記の内地人、本国人を日本人、本島人、新領地人民を台湾人と記す。

する輿論であった。学務部の事業も勢その方面に向かって進められた。⁸

とあり、台湾に移ってきた日本人が現地の言葉である台湾語を学ぶ必要性が強調されていたことがわかる。実際には、1895年12月に土語講習所授業開始、また明治29年(1896)9月公布の「台湾総督府国語学校規則」では第七条に

語学部ニ国語学科及土語学科ヲ設ケ内地人ニハ土語学科ヲ授ケ本島人ニハ国語学科ヲ授ク⁹

と規定され、日本人への台湾語教育が施行された。

さらに伊沢は上記一(甲)(乙)に続けて、

日本語及彼方言伝習ノ途ヲ開クラ要ス。之ニ関スル設備ハ、官衙等不用ニ属スルモノヲ以テ伝習所ニ充ツベシ。通訳官ヲ以テソノ教員ニ充ツベシ。日本語伝習生ハ主トシテ新領地人民中ノ官吏志願者、又ハ中等以上ノ地位アル者ノ子弟、彼方言伝習者ハ主トシテ総督府ノ所属員、又ハ総督府ノ許可ヲ受ケタル者、伝習所外ニ於イテモ日本語伝習ノ途ヲ開クベシ。¹⁰

と述べた。伊沢は日本語教育実施のための施設や教員など具体的な事案にまで言及し、この案件の緊急性を指摘している。また日本語伝習者を総督府の官吏志願者として、台湾総督府の台湾人官吏の採用の意図を明確にしている。

伊沢は上記の「二 文教ヲ尊ブノ主意ヲ一般人民ニ知ラシムルベキ事」の下に(甲)(乙)(丙)の三項目に言及し、

(乙) 文廟等ヲ神聖ニ保テ、且之ヲ尊崇スルコトニ注意スベシ。

⁸ 前掲書『臺灣教育沿革誌』18頁。

⁹ 許進發編、国史館発行『臺灣重要歴史文件選編(一八九五—一九四五)』(台北：国史館、2004年)188頁。

¹⁰ 前掲書『臺灣教育沿革誌』7頁。

(丙) 支那歴朝ニテ取用セル科挙考試ノ法ヲ破壊セズ、却テ之ヲ利用スベシ、…

と述べた。ここから伊沢の、台湾人の宗教や精神性に敬意を払い、それを認めようとする基本的な理念を読み取れる。具体的な教育法の策定に際しても、「目下急要ノ教育関係事項」の末尾に、

教育ハ人心ヲ根底ヨリ醇化スベキモノナレバ、各種ノ社会ニ涉リ深く人情風俗ヲ察シ、之ニ適応スベキ教育法ヲ設クルヲ要ス。故ニ当初ニ在リテハ、当局者特ニ此般ノ視察ニ注意セザルベカラズ。

と記し、当時の現地の人々に合った教育法を策定すること、そのために人情風俗をよく観察する事、とりわけ台湾総督府の当局者は特にこれに注意すべき、との見解を示した。台湾統治開始時に、台湾における教育行政機関の最高責任者である学務部長が、新領地人民、すなわち台湾人の教育に関してこのような見解を示していることは注目できる。

台湾省文献委員会編『台湾史』の第八章「日據時期之臺灣」第七節「教育與文化」第一項「日據時期之教育」には

在其殖民政策之下、施行其奴化教育¹¹

との記述があり、奴隸化教育を意味する「奴化教育」と表示されている。また伊沢自身が国家教育社を設立し、忠君愛国に基づく国家教育運動を推進したことから、国語普及政策は台湾住民に対する皇民化政策そのものであるとして、日本の台湾植民地政策のために強引な教育行政が施行されたとの印象を免れ得ない。¹²しかし当時学務部長の伊沢は新領民である台湾の

¹¹ 林衡道主編、台湾省文献委員会編、『臺灣史』(台北：衆文圖書公司、1994年)589頁。

¹² 吳文星著『日治時期臺灣的社會領導階層』(台北：五南圖書出版公司、2008年)257～263頁。

人々に受け入れられる教育行政を目指していたという点にもふれておくべきである。

伊沢が上申した教育方針のうちの「永遠ノ教育事業」は

一 臺灣總督府所在地ニ師範学校ヲ設ケ、之ニ師範小学校ヲ附属セシムベキ事。

二 師範学校用及小学校用ノ教科書ヲ編輯スベキ事。¹³
等の五項目があり、師範学校や小学校の設置、教科書の編集、師範学校に農業、工業などの実業科の設置等を取り上げている。この上申書により民政局の方針も以下の二点に帰着した。

一 日本語学校を設け、漸次普通教育を普及せしむる事。

二 学者を尊崇する事。（民政局報告）¹⁴

学務部はこの方針の下に、会話集の編集と学堂開設を計画した。

1.2 台湾總督府統治初期における初等教育制度の開設

台湾總督府が実施した初等教育は、官公立語学校、国語伝習所、公学校、小学校、蕃人教育、対岸籍民教育、幼稚園に分類できる。¹⁵本論文では、台湾人教員が登用された公学校を主に取り上げるが、公学校設立までの教育行政の沿革を簡単にまとめた。

明治28年（1895）7月16日、台北の芝山岩で国語の伝習がはじまる。「民政事務成績提要」には

明治二十八年七月十六日ヨリ八芝林街郷紳ノ子弟十余名ヲ芝山岩ニ集メ我國語ノ傳習ヲ始メ、…

とあり、芝山岩学務部学堂で授業が開始された。芝山岩は、現在の台北市士林区にある高さ50数メートルの丘で、丘の上に

¹³前掲書『臺灣教育沿革誌』8頁。

¹⁴前掲書『臺灣教育沿革誌』9頁。

¹⁵前掲書『臺灣教育沿革誌』目次4頁第二編「初等教育」の項目による。

は恵濟宮という廟がある。芝山岩学堂は当時廢墟であったこの恵濟宮の2階で開かれた。下記写真は、現在の芝山岩の入り口にある恵濟宮の参門と丘の上にある廟である。



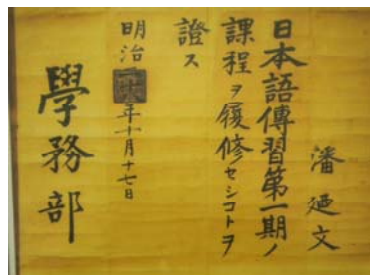
（台北市士林区芝山岩恵濟宮 左は参門、右は廟、2011年4月本人撮影）

下記写真は芝山岩文化緑園資料室に保管されている、当時の恵濟宮の廟正面と学務部学堂が置かれた廟の2階である。



（台北市士林区芝山岩恵濟宮管理委員会所蔵）

芝山岩学堂の開設の目的は総督府の各部署での通訳、台湾人への日本語教育のための教員養成、教授法の研究であり、芝山岩学堂は後に国語学校第一附属学校となる。国語講習開始三ヵ月後の10月17日、芝山岩学堂甲組生徒6名に第一回修業証書が授与された。¹⁶ 下記写真は芝山岩文化緑園資料室に保管されている、第一期卒業生の一人、潘迺文の卒業証書と第一期入学者20名のうち、学生7名と教師4名が写った写真である。開校当時、日本人教員は6名であった。



(台北市士林区芝山岩惠济宮管理委員会所蔵)

吳密察監修『台湾史小事典』の「芝山岩」の項では、芝山岩就成為總督府所謂の「全臺教育發祥地」¹⁷

¹⁶前掲書『臺灣教育沿革誌』18頁。

¹⁷吳密察監修、遠流臺灣館編著『臺灣小事典』（臺北：遠流出版，2000

と記されている通り、台湾總督府による国語（日本語）教育は芝山岩学堂で開始された。しかし、授業開始「日」に関して特に注目するなら、芝山岩学堂授業開始の前日の7月15日、台北県宜蘭支庁で支庁立明治語学校が設立され授業を開始している。¹⁸

その後の初等教育機関の沿革については、『臺灣教育沿革誌』第三編「初等教育」の項目で次のようにまとめられている。

明治二十八年八月¹⁹芝山岩に學堂を起し、内地的教育施設の端緒を開き、次いで明治三十年²⁰三月勅令を以て國語學校及國語傳習所官制を發布せらる。國語學校は基本科を分て師範語學の二部とし、更に語學部を國語科土語科の二科に分ち、師範部は國語傳習所等の教員及将来設立すべき公學校長等を養成し、語學部は内地人本島人の青年者に語學を教へ、併せて須要なる教育を施し、将来本島に於いて公私の業務に就かしむるを以て目的とし、且國語學校には四個の附属學校を設置し、内地人及本島人の子弟を教育し、一面に於ては師範部生徒の實地練習の機關に供せり。國語傳習所は全島に十六箇所を設け、之に數個の分教場を置き、其學科を分ち、甲科は青年者にして普通の學識ある者、乙科は幼年者を募集して語學的普通教育を施し、爾来之が實施に付ては各縣廳当局者の銳意熱心なると、教師の精勵とに依り着々として進歩發達し、今や頗る觀るべきものあるに至れり。²¹

年) 101頁。

¹⁸高淑媛編『宜蘭縣史大事記』（宜蘭市：宜蘭縣政府、2004年）92頁。

¹⁹七月の誤植と思われる。同資料156頁や同資料附録臺灣教育年表参照。

²⁰二十九年の誤植と思われる。同資料166頁や同資料附録臺灣教育年表参照。

²¹前掲書『臺灣教育沿革誌』220頁。

このように、明治 29 年（1896）年 3 月 31 日公布の「台湾総督府直轄諸学校官制（勅令第 94 号）」で国語伝習所設置が定められ、同年 5 月 21 日発布の「国語伝習所名称位置（府令第四号）」で 14 ヶ所（台北、淡水、基隆、新竹、宜蘭、台中[彰化]、鹿港、苗栗、雲林、台南、嘉義、鳳山、恒春、澎湖島）に国語伝習所が設置されることとなった。翌月の 6 月 22 日、「国語伝習所規則（府令第 15 号）」が発布され、その第三条では、

甲科ノ生徒ハ年齢十五歳以上三十歳以下ニシテ普通ノ知識ヲ備フルモノヲ入學セシメ乙科ノ生徒ハ年齢八歳以上十五歳以下ノモノヲ入學セシム。

と記され、乙科で八歳以上の台湾人学齢期児童の教育に関する法的整備がなされていることが分かる。この法令に基づく国語伝習所乙科が後の公学校に移行してゆく。

台湾総督府は国語伝習所で台湾人学齢児童への教育を実施してはいるものの、明治 31 年（1898）3 月 8 日に地方長官に諮問するために作成された公学校令草案に拠れば、教育機関の拡充の必要性が急を要するものであったことがわかる。そこには下記の通り言及されている。

今假に本島開化の住民を三百萬人とせば、學齡児童の數實は六十萬人を得るなるべし。果して然りとせば國語傳習所入學者の數は、學齡児童の總數四百分の一、即ち四百人の學齡児童にして就學者一人の割合と認めざるを得ず、…語學的普通教育の普及を講ずるは洵に刻下の一大急務にして、一日も之を忽諸に付すべからずと云ふは炳然として火を睹るよりも明らかなり。然れども現行施行する國語傳習所の制度を以て、其目的を達せんと欲するは、到底得て望むべからず。蓋戦後の經營、国費の多端、我国庫の負担

し得られざる所と信ずればなり。…²²

この草案は、従来官費で賄われた国語伝習所の運営を、公学校は地方庁の予算で運営する旨を各地方庁官に諮問するためのものであるが、この記述から、従来の国語伝習所の組織では、台湾人学齢期児童の教育には甚だ不十分であることがわかる。「刻下の一大急務」として公学校が開設されることとなった。

明治 31 年（1898）7 月 28 日、「台湾公学校令（勅令第 178 号）」及「台湾公学校官制（勅令第 179 号）」が公布され、10 月 1 日実施された。同年 8 月 16 日発布の「公学校規則（府令第 78 号）」では第一条に

公學校ハ本島人ノ子弟ニ徳教ヲ施シ實學ヲ授ケ以テ國民タルノ性格ヲ養成シ同時ニ國語に精通セシムルヲ以テ本旨トス…

第三条では

公學校ノ生徒ハ年齢八歳以上十四歳以下トス…

第四条では

公學校ノ教科目ハ修身、國語、作文、讀書、習字、算術、唱歌、体操トシ、其修業年限ハ六箇年トス…

と規定された。これにより、台湾人学齢児童に対する公的教育機関として公学校が開設された。ただし、台東・恒春領地方は経費の負担力が乏しく、公学校令施行の時期に達していないとして、当分国語伝習所が存続する事となった。日本人児童については、同じく明治 31 年（1898）7 月 28 日、「台湾小学校官制（勅令第 180 号）」が公布され、尋常小学校が設けられることにより、日本人児童と台湾人児童の小学校が分けられた。

公学校における台湾人教員の登用については、同年 7 月 28 日公布、10 月 1 日施行の「台湾公学校官制（勅令第 179 号）」

²²前掲書『臺灣教育沿革誌』221 頁。

は、その第一条で

臺灣公學校ニ左ノ職員ヲ置ク

學校長 教諭 訓導

と定め、訓導の職務を第四条で

訓導ハ判任官ノ待遇トス教諭ノ職務ヲ助ク

と定めた。また公学校規則発布と共に同日発せられた内訓には、

公學校訓導即チ土人教員ハ将来ニ設立セントスル師範学校卒業生ヲ以テ之ニ任用スルノ方針ナリ然レトモ其ノ目的ヲ達スルハ今ヨリ數年ノ後ニ待タサルヘカラス故ニ當分ノ内雇教員ヲ以テ補充スルヲ要ス。

と言及されており、日本人教員は半任官待遇の「訓導」として、また「囑託」や「雇」として公学校の教員に登用された。台湾総督府民政部総務局学務課発行の「学事年報」では、教諭、訓導、囑託員、雇員を教員として集計している。囑託員、雇員は日本人、台湾人双方が登用されているが、訓導は台湾人だけが登用された。教諭に関しては、明治 31 年(1898)から明治 41 年(1908)までは日本人教員だけが登用されたが、明治 42 年(1909)度の報告である第 8 学事年報で、初めて台湾人が公学校の教諭に登用されていることが認められる。²³前年の第 7 学事年報では、官立国語学校の助教授に台湾人²⁴が初めて登用されており、この頃より、これまで日本人だけが登用されていた分野にも台湾人が登用されるようになってきた。²⁵

明治 31 年(1898)10 月 1 日、公学校令実施当時、設置された公学校

²³臺灣総督府民政部学務部学務課、『臺灣総督府学事第八年報』(台北：臺灣口口新報社、1912 年) 43 頁表中。『台湾総督府文官職員録』(台北：臺灣口口新報社、1910 年 7 月) 235 頁によると、この教諭は桃園公学校の蔡式毅。

²⁴『台湾総督府文官職員録』(台北：臺灣口口新報社、1909 年 5 月) 114 頁によると、この助教授は劉克明。

²⁵明治 44 年には公学校台湾人教諭 2 名、国語学校台湾人助教授 2 名となり、明治 45 年には、公学校台湾人教諭 3 名となる。

は台北県 21 校、台中県 17 校、台南県 14 校、宜蘭庁 3 校の合計 55 校で、職員は 152 人、そのうち台湾人は 55 人であった。²⁶

2. 台湾総督府統治初期における公学校の人的構成

2.1 初期公学校の台湾人教員の比率の変遷

台湾総督府による初等教育機関のうち、台湾人児童の初等教育を目的とした公学校を対象に、台湾人教員と日本人教員の毎年の人数の比率を調べ、台湾人登用の比率の変遷および各地方庁毎の台湾人教員登用の比率と、その地方庁職員における台湾人登用の比率の差異にも注目し、台湾の地方ごとの台湾人登用の特徴について述べたい。主な資料は台湾総督府民政部総務局学務課が毎年発行した「学事年報」、および台湾日日新報社が毎年発行した「台湾総督府職員録」である。

管見によれば、台湾で確認できる最も古い学事年報は、明治 38 年(1905)²⁷発行の『臺灣総督府学事第二年報』で、これは明治 36 年(1903)における台湾の学事に関する事項の記録である。本論文が対象とした明治 42 年(1909)までの各年の年報から資料を集める事ができた。なお公学校令が実施された明治 31 年(1898)10 月から、学事第二年報記載の明治 36 年直前まで統計上の数字は、『学事第二年報』の 55 頁「公学校教員及生徒」の表の末尾に記されているためそれを利用した。

明治 31 年から明治 42 年までの公学校数、公学校教員数、台湾人教員数と日本人教員数の内訳、台湾人教員の比率、地方庁の職員数、台湾人職員と日本人職員の内訳、台湾人職員比率を一覧表にしたのが表 1「公学校教員数、地方庁職員数の変遷(明

²⁶前掲書『臺灣教育沿革誌』247、408 頁。

²⁷資料として用いる『臺灣総督府職員録』『臺灣総督府学事年報』の発行年は年号で記されているため、以下年代表記は年号(西暦)と記し、重複するものは年号のみを記し、西暦は省略する。

治 31 年から明治 42 年)」である。この表 1 には、公学校教員の台湾人登用比率だけでなく、台湾総督府の地方庁での台湾人登用数と比率も掲載した。これにより台湾人の公学校教員登用比率と庁職員登用比率を比較する事ができる。地方庁の職員数、台湾人職員数、日本人職員数は、台湾日日新報社発行の『臺灣総督府職員録』（明治 36 年、37 年）、『臺灣総督府文官職員録』（明治 39 年、40 年、41 年、42 年）を資料とした。管見によれば最も古い『臺灣総督府職員録』は明治 31 年のものであるが、明治 32 年（1899）、明治 33 年（1900）、明治 34 年（1901）のものは未見である。また明治 31 年、明治 35 年（1902）の職員録では、台湾人と日本人の区別が記されていないため本論文稿では用いていない。このため明治 38 年を除いて、明治 36 年から明治 42 年までの職員録から必要な統計を集計した。尚、明治 42 年は 10 月に地方官制改正で地方庁が 20 庁から 12 庁に改正されるが、この年の職員録は明治 42 年月発行のものであるため、地方庁も 20 庁で報告されている。²⁸

最初に公学校数、教員数、台湾人教員数、そして台湾人教員の割合の推移を見たい。明治 31 年 10 月 1 日の公学校令実施時点での学校数は 55²⁹であるが、学事年報では明治 31 年度末の統計として 76 校報告している。

公学校数は明治 31 年の 74 校から明治 42 年の 214 校まで毎年増加している。このうち明治 31 年から明治 35 年までは毎年前年の 30%、20%、5%、15%と増加している。一方明治 35 年から明治 42 年までの毎年の増加率は 5%から 9%の間で推移している。実際の増加数は、明治 31 年から明治 35 年までは、明治 33 年

²⁸明治 34 年（1901）地方官官制改正（勅令第 202 号）でこれまでの 3 県 4 庁から 20 庁に変わる。以後明治 42 年（1909）地方官官制改正（勅令第 282 号）により 12 庁に変わるまで地方庁は 20 であった。

²⁹本稿注 26 を参照。

から明治 34 年の一年間で 4 校増加を除くと、毎年 20 校ほど増加している。しかし明治 35 年以降は、毎年平均して 10 校程度の増加である。このことから学校設置は明治 35 年までに比較的早く進み、その後は緩やかであるが着実に進んだといえる。

次に公学校教員数に着目したい。公学校設立の明治 31 年時点で、公学校台湾人教員がすでに 120 名いた点に注目したい。この 120 名はどこから現れた数字であろうか。台湾教育会発行の『臺灣教育沿革誌』の第三章第一節「公学校設立準備」の項では、明治 29 年から翌年の明治 30 年までの国語伝習所卒業生に関して、

開所以来明治三十年六月末調査に依れば、生徒の數一千五百八十一名、内甲科を卒業し證書を得たるもの三百三名あり。其過半数は既に公務に服し、其他は教師または實業に従事して…³⁰

とあり、100 名以上が教員になった事が予測できる。国語伝習所甲科修了者以外にも、国語学校師範部乙科や国語部卒業生も公学校の本島人教員として登用されていたと思われる。明治 36 年の学事の記録である『臺灣總督府学事第二年報』には、国語学校生徒卒業後の状況として、「明治 29 年国語学校創設以来明治 36 年 12 月末の生徒卒業後の状況として、学校教員 329 名、そのうち師範部乙科 60 名、国語部及元語学部国語学科 13 名」³¹との表で記載された記述があり、国語学校を卒業した台湾人教員の存在を確認できる。同じ資料では、明治 32 年に設立された師範学校についても言及があり、

師範学校ハ本島人ニシテ公学校及國語傳習所ノ教員トナ

³⁰前掲書『臺灣教育沿革誌』221 頁。

³¹臺灣總督府民政部總務局学務課、『臺灣總督府学事第二年報』（台北：臺灣日日新報社、1905 年）9 頁。

ルヘキ者ヲ養成シ・・・生徒卒業後ノ状況ニ関シテハ明治三十二年師範学校創立以来本年十二月末ニ至マテニ於テ卒業生ヲ出シタルコト既に二回此ノ人員五十四人ニシテ何レモ公学校訓導トシ就職セリ・・・³²

との記述から、公学校訓導として台湾人の教育が組織されていた事が確認できる。

教員数は明治 36 年から翌年にかけて減少するが、それ以外は毎年増加している。明治 37 年（1904）の減少は前年の大幅な増加に対する調整と考えられ、公学校の教員数は学校数の増加に伴い、毎年平均して増加していると見なせる。

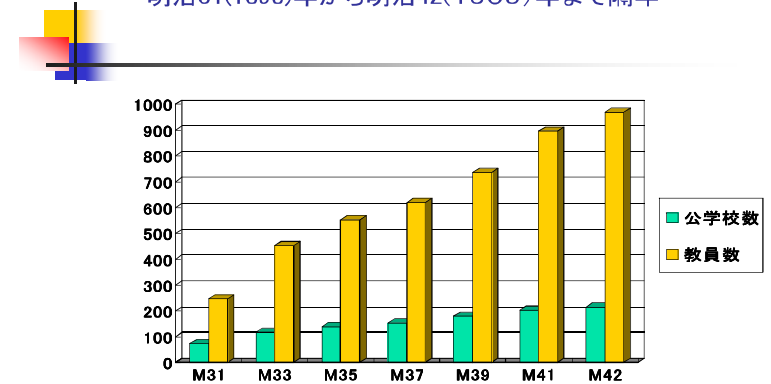
公学校における台湾人教員と日本人教員の比率は、明治 31 年から明治 34 年までは、毎年ほぼ 50%つまり 1 対 1 である。しかし明治 35 年には台湾人教員の比率が 56%となり、この年を境に台湾人教員の比率が高くなった。明治 36 年には 59%になり、明治 37 年から明治 42 年までは毎年平均 62%の比率となった。明治 40 年（1907）から明治 42 年までの毎年の比率の増加を考慮するなら、明治 43 年（1910）以降も台湾人公学校教員の比率が高くなる事が予想される。

これら二点、即ち公学校数と公学校教員数の推移及び公学校台湾人教員数と日本人教員数の推移を下記棒グラフの推移表で示した。

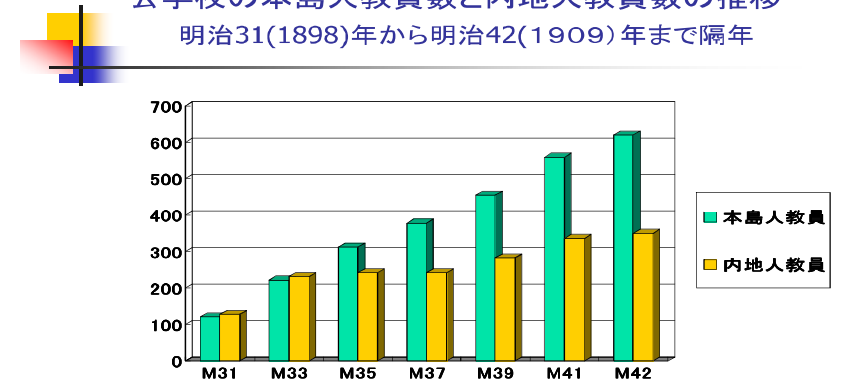
公学校数と公学校教員数の推移のグラフは、これらが年々増加していることを明らかに示している。

³²同書『臺灣総督府学事第二年报』9、10頁。

公学校数と公学校教員数の推移
明治31(1898)年から明治42(1909)年まで隔年



公学校の本島人教員数と内地人教員数の推移
明治31(1898)年から明治42(1909)年まで隔年



このグラフからも明らかな通り、台湾人教員と日本人教員の比率は、

明治 31 年³³から明治 34 年までは、毎年ほぼ 50%つまり 1 対 1 である。しかし明治 35 年には台湾人教員の比率が 56%となり、この年を境に台湾人教員の比率が高くなった。明治 36 年には 59%になり、明治 37 年から明治 42 年までは毎年平均 62%の比率となった。

それでは、同一期間の台湾人公学校教員比率は、総督府職員全体の中で見た台湾人職員比率と比べてどうであろうか。明治 36 年について分析してみたい。この年の全台湾の公学校教員数 652、台湾人公学校教員数 385、これにより台湾人公学校教員比率は 59%である。一方明治 36 年度分の『台湾総督府職員録』から 20 ある地方庁の部分の職員数を集計すると、職員数は 2553、そのうち台湾人職員数は 568 で、台湾人の職員登用比率は 22%である。つまり明治 36 年の台湾総督府地方庁では、日本人と比較した台湾人の公学校教員登用率（59%）は地方庁職員登用率（22%）と比べておよそ 3 倍であるといえる。また地方庁では登用された台湾人 568 人のうちおよそ 68%に当たる 385 人が公学校教員であることから、台湾総督府の地方庁においては、公学校教員としての台湾人の登用が極めて高かったといえる。参考までにこの年、即ち明治 36 年の地方庁を含む台湾総督府全職員の集計からみると、職員録総人数 6962、そのうち台湾人数 787 である。台湾人の職員登用率は 11%であり、台湾総督府全職員の中の台湾人職員 787 人のうち、およそ半数に当たる 385 人が公学校教員である事が分かる。³⁴

明治 37 年の集計からも、台湾人登用は、公学校教員数 620 のうち台湾人教員数は 378 であり台湾人公学校教員比率は 61%であることが分かる。地方庁職員でみると、職員数 2729 のう

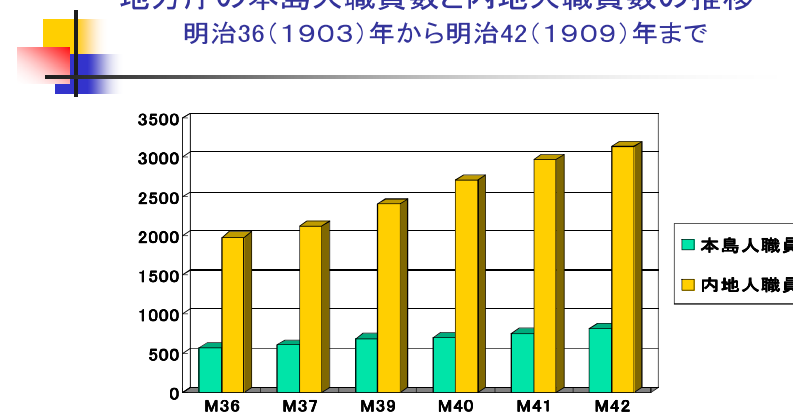
³³上記グラフでは年号の明治を M で表した。以下同様。

³⁴『臺灣總督府職員録』（臺北：臺灣日日新報社：1903 年）

ち台湾人職員は 606 人で、登用比率は前年と同じ 22%である。

以下明治 38 年から明治 42 年までの台湾人の公学校教員登用比率は、62%から 64%の幅で推移しており、明治 37 年から明治 42 年までは、公学校における台湾人教員の占める比率は安定して 60%以上であったといえる。また同期間の地方庁における台湾人職員登用比率も毎年ほぼ 20%程度で推移しており、地方庁の中では、職員のうちおよそ 2 割が、また公学校教員のうちおよそ 6 割が台湾人であった。下記は台湾人職員と日本人職員の推移をグラフに示したものである。ここでは職員全体の中における台湾人の占める割合が徐々に少なくなっていることが分かる。

地方庁の本島人職員数と内地人職員数の推移
明治36(1903)年から明治42(1909)年まで



2.2 地域別に見た台湾人教員の比率の特徴

次に地域別に見た公学校台湾人教員登用の比率の特徴を見たい。ここでは表 2 「地方庁別公学校本島人教員登用の変

遷（明治 36 年から明治 42 年）」を用いる。これは学事年報の資料を地方庁ごとに年度別に集計したものである。調査対象期間は入手できる学事年報記載年の明治 36 年から、地方官制改正により地方庁が 20 から 12 に減少する明治 42 年までの 6 年間とする。地方庁は台湾北部から台北庁と基隆庁、東部から宜蘭庁、中西部から台中庁と嘉義庁、南部から台南庁と鳳山庁、東部から台東庁の合計 8 庁を調査対象とした。ただし台東庁は明治 31 年には公学校は設置されず、明治 37 年まで官立の国語伝習所が継続されていた。また明治 38 年からは 6 年制の公学校と 4 年制の蕃人公学校が設置された。そのため、他の 7 地域とは調査対象に違いがあることを先に考慮しておきたい。また、明治 42 年の学事年報は明治 42 年度分として明治 43 年 3 月末日時点での記録であり、明治 42 年の地方官制改正で基隆庁は台北庁に、鳳山庁は台南庁に併合された。また台中庁や嘉義庁も近隣の庁を併合したため、明治 41 年以前の統計とは、実体が少し異なる。³⁵

明治 36 年の各庁における台湾人の公学校教員登用率は、一番高いのが宜蘭庁の 72% で、それに次ぐのは嘉義庁の 67%、次いで鳳山庁 62%、その次は台北庁と台中庁、台南庁の 3 庁が同じ 59%、次が基隆庁 56%、一番低いのが国語伝習所職員の台湾人比率としての台東庁の 28% である。以後、明治 42 年までの地方庁ごとの公学校の日本人教員数、台湾人教員数、台湾人教員の登用の比率が分かる。表 2 を概観すると宜蘭庁及び台湾中西部の台中庁、嘉義庁の台湾人教員登用率が高いように思われる。全台湾の公学校における台湾人登用比率（平均して 61% か

³⁵台北、台中、嘉義、台南はそれぞれ近隣の庁を併合したため、台湾人教員数が大幅に増加したように見えるが、これは近隣の庁を併合したため。

ら 62%) と比較すると、宜蘭庁、台中庁、嘉義庁の台湾人教員登用率は、確かに台湾全体を上回っている。表 2 を基に地方庁ごとの公学校台湾人登用率の高さを順番に並べたものが下記の表 2a「公学校台湾人教員登用率順集計表」である。表中では「庁」の字は省略した。

表 2a「公学校台湾人教員登用率順集計表」

	一	二	三	四	五	六	七	八
明治 36	宜蘭	嘉義	鳳山	台南	台北	台中	基隆	台東
明治 37	宜蘭	嘉義	台南	鳳山	台中	基隆	台北	台東
明治 38	宜蘭	嘉義	台中	基隆	台南	鳳山	台北	台東
明治 39	嘉義	台中	基隆	宜蘭	鳳山	台南	台北	台東
明治 40	嘉義	基隆	宜蘭	台中	鳳山	台南	台北	台東
明治 41	宜蘭	嘉義	台中	基隆	台北	台南	鳳山	台東
明治 42	台中	嘉義	宜蘭	台北	台南	台東		

前述のとおり、明治 42 年の学事年報は明治 42 年度分として明治 43 年 3 月末日時点での記録であり、明治 42 年の地方官制改正で基隆庁は台北庁に、鳳山庁は台南庁に併合された。また台中庁や嘉義庁も近隣の庁を併合したため、明治 41 年以前の統計とは、実体が少し異なる。³⁶しかし全体の傾向を考える面で、またこの後に考察する地方庁職員比率との対比を考慮し、明治 42 年分までをこの統計に加えた。

表 2a「公学校台湾人教員登用率順集計表」から明らかな通り、

³⁶台北庁は元基隆庁管内公学校全部、元深坑庁管内の 8 分の 7 の公学校が編入。宜蘭庁は深坑庁管内 8 分の 1 の公学校が編入。台中庁は元彰化庁管内公学校全部、苗栗庁管内 6 分の 1 の公学校が編入。嘉義庁は元斗六庁管内 5 分の 4 の公学校、元塩水港庁管内 2 分の 1 の公学校が編入。台南庁は元塩水港庁管内 2 分の 1 の公学校、元鳳山庁管内公学校全部が編入。

宜蘭庁、嘉義庁は比較的安定して台湾人公学校教員の登用率が高い。台中庁も登用率が高いが、宜蘭庁、嘉義庁と比べて、台中庁は徐々に高くなってきた。鳳山庁は徐々に登用率が低くなり、台北は徐々に高くなってきている。このことから、台湾北東部の宜蘭、および台湾中西部の台中や嘉義は台湾人公学校教員登用率が高く、南部は中部や北部と比べて比較的低いと認められる。また北部の台北は徐々に比率が高まってきているといえる。

では各地方庁における台湾人の職員登用率と比較するとどうであろう。表 3「地方庁別台湾人職員登用の変遷（明治 36 年から明治 42 年）」は台湾総督府各地方庁ごとの職員数と台湾人職員数、及び台湾人職員の登用率をまとめたものである。明治 36 年の各庁における台湾人の職員登用率は、一番高いのが宜蘭庁の 34%で、それに次ぐのは嘉義庁の 30%、次いで台中庁の 26%、その次は台北庁の 20%、以下台南庁、鳳山庁、基隆庁であり、最も低いのは台東庁の 16%である。年毎に地方庁全職員数に占める台湾人職員比率（21%前後）より高いか低いかを見ると、宜蘭庁、台中庁、嘉義庁は、明治 42 年の宜蘭庁の 20%を除いて、常に全台湾の平均より高い事が分かる。表中の 8 つの地方庁の台湾人職員登用率の順番を明確にするために、表 3 を基に台湾人職員登用率を高いほうから書き出したのが、下記の表 3a「地方庁日本人職員登用率順集計表」である。尚、明治 38 年の台湾総督府職員録は未見のため空欄とした。ここでも「庁」の字は省略した。

表 3a「地方庁台湾人職員登用率順集計表」

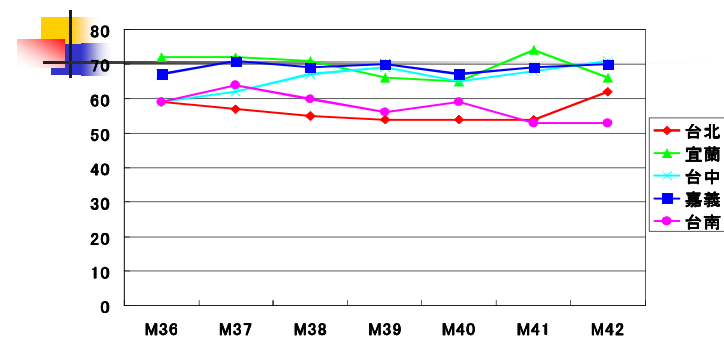
	一	二	三	四	五	六	七	八
明治 36	宜蘭	嘉義	台中	台北	台南	鳳山	基隆	台東

明治 37	嘉義	宜蘭	台中	鳳山	基隆	台北	台南	台東
明治 38	-	-	-	-	-	-	-	-
明治 39	宜蘭	台中	嘉義	鳳山	台南	基隆	台北	台東
明治 40	台中	嘉義	鳳山	宜蘭	台南	台東	台北	基隆
明治 41	台中	嘉義	宜蘭	台東	台南	鳳山	基隆	台北
明治 42	嘉義	台中	宜蘭	台南	台東	台北	基隆	鳳山

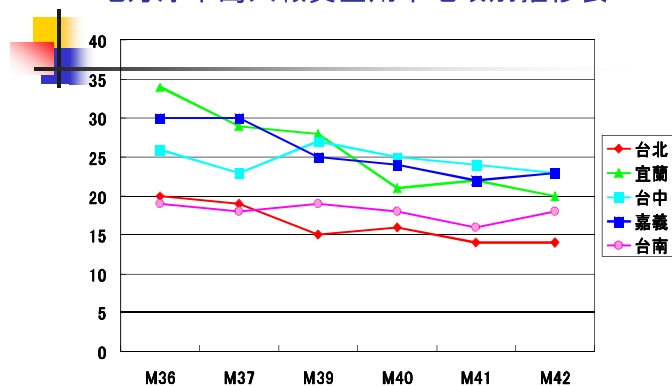
この表 3a「地方庁台湾人職員登用率順集計表」からは、嘉義庁、台中庁、宜蘭庁など台湾中西部や北東部の地方庁における本島人職員登用の比率が高いことが認められる。また北部の台北庁や基隆庁、東部の台東庁の台湾人職員の登用は台湾中部と比べて比較的小さいことも分かる。

これらの推移表を折れ線グラフに表したものが、下記グラフである。

公学校本島人教員登用率地域別推移表



地方庁本島人職員登用率地域別推移表



8つの地方庁ごとの台湾人の公学校教員登用比率（表2）と地方庁職員登用比率（表3）を照合して全体の一覧を概観すると、台湾人の公学校教員登用比率は62%から63%で推移しているが、台湾人の地方庁職員登用比率は20乃至35%から15乃至23%に減少しており、宜蘭庁や台中庁、嘉義庁などの台湾北東部や台湾中西部は、職員に占める台湾人登用比率が下がった分、公学校教員の台湾人登用比率は高まっていることがわかる。

3. 台湾統治初期宜蘭の公学校における台湾人登用

ここまでで、明治36年から明治42年の台湾の公学校における台湾人登用を論じてきた。ここで、宜蘭の公学校に注目してみたい。

表2から明らかな通り、宜蘭の公学校における明治36年の台湾人の公学校教員登用率は72%で、比較した全ての地方庁の中では最も高く、それに次ぐのは嘉義庁の67%、次いで鳳山庁62%であった。明治39年に台湾人教員比率が70%を下回るま

では、宜蘭の公学校における台湾人登用率が最も高かった。明治39年以降台湾人教員比率は減少するが、表3と比較すると、宜蘭庁職員における台湾人比率の減少と一致していることに気づく。明治42年に着目すると、宜蘭の公学校における職員数(38)に対し、台湾人教員(25)の比率は66%で、全台湾の公学校の職員(966)における台湾人職員(619)の比率64%とほぼ同等である。また宜蘭庁職員(179)における台湾人職員(36)の比率は20%であり、これは全台湾における地方庁職員(3955)に対する台湾人職員(818)の比率21%とほぼ同等である。つまり、宜蘭はそれまで、公学校においても、また地方庁においても他地域と比較して台湾人が比較的良好に登用されていたが、明治39年あたりから、他地域と比べて台湾人の登用が明らかに多い地域、とは言えなくなっている。

しかしながら、明治42年までの地方庁ごとの公学校の日本人教員数、台湾人教員数、台湾人教員の登用の比率が比べるなら、宜蘭庁及び台湾中西部の台中庁、嘉義庁の台湾人教員登用率が比較的高く、全台湾の公学校における台湾人登用比率（平均して61%から62%）と比較すると、宜蘭庁、台中庁、嘉義庁の台湾人教員登用率は、確かに台湾全体を上回っている。

これらのことから、宜蘭地方の公学校においては、当初台湾人教員が他地域と比べても多くと登用されたが、時間の経過と共に、台湾人教員の比率は低下してきた。このことは、逆に言えば、日本人の登用率が増加してきた、といえる。

宜蘭地方の台湾総督府統治が進み、交通インフラや医療、衛生、水道などの社会インフラが整うに釣れ、日本人官吏や日本人教員も、基隆や新竹、そして、台北だけでなく、それまでは陸の孤島であった宜蘭へも赴任するものが増えてきたことを意味している。また明治39年以降は宜蘭地方に電話も普及し

始め、当初は宜蘭、頭圍、その後、南下して羅東、蘇澳へ取扱が広がった。また陸路の郵便業務の発達、台北や基隆と宜蘭方面の道路、鉄道建設の早期実現を促すものとなり、また配送上の安全のために、警察機構の充実や「土匪」の取締りと地域住民への教育も徐々に広がりつつあった。例えば宜蘭出身である簡大獅は、台北文山出身の陳秋菊、淡水出身の林李成らとともに抗日勢力の「土匪」として、台湾総督府の台湾統治が開始された明治28年(1895)12月に台北城に攻撃をしかけるなど、台湾総督府の台湾統治に抵抗した。陸路の郵便路線は、清朝時代に開かれた淡蘭古道を用いており、この淡蘭古道は「土匪」勢力の活動拠点でもあったため、郵便局脚夫が襲撃される事件が生じた。また後日開かれ宜蘭庁管轄下に置かれる深坑郵便局平林尾出張所は文山堡に所在しているが、深坑は陳秋菊が文山方面の石碇や木柵とともに活動拠点としている地域であり、簡大獅と共に文山－木柵－深坑－石碇－平林尾－宜蘭(礁溪)につながる陸路に出没し、抗日活動を続けていた。また宜蘭出身の「土匪」林火旺らの抗日活動もあったが、明治31年(1898)、簡大獅、林火旺ら「土匪」勢力は台湾総督府に帰順を表明し、抗日活動は下火となり、陸上交通路の開拓や宜蘭における教育の進展と密接に結びついたりと考えられる。それら環境の安全化や整備により、日本人官吏も抵抗なく、宜蘭へ赴任できる環境が整い、結果として日本人職員の割合が増え、台湾人職員の割合が減少したものと考えられる。

しかしながら、台湾総督府統治が初期から中期に移行するにつれ、日本式の教育を受けた台湾人官吏や台湾人教員が再び増加するであろうことは容易に予想できる。

おわりに

日本統治時代の教育制度の研究は、その多くが、日本人子弟と台湾人師弟の差別教育であるとの論調が多く、初等教育だけでなく、中等教育、高等教育についても台湾人の教育の機会は極めて限られていたなどという、台湾総督府台湾統治の負のイメージが強調される傾向がある。しかし本論文において述べたように、台湾総督府の教育政策が、日本国内から台湾に移動してきた内地人に台湾の土地の言葉である土語教育を推奨したり、本島人と呼ばれた台湾の人々の心情や風習に敬意を示した教育政策を試みようとしていた点を総督府側の資料から明らかにした。決して圧政的に日本語だけを押し付けたり、民情を無視して強権的な教育を施そうとしたわけではなかったことが統計的な面から見ることでできよう。

台湾総督府は、台湾人児童の教育のための公学校を設立し、台湾人教員を訓導として登用した。それら訓導養成のための教育機関として、国語学校や師範学校などを設立し、台湾人教師を多用して、台湾人の登用を積極的に行った点は評価できる。

台湾総督府民政部学務課による『学事年報』や台湾日日新報社発行の『台湾総督府職員録』から、公学校における台湾人教員登用の割合を分析した結果、台湾人公学校教員の登用は、台湾北部、台湾南部に比べて、台湾中西部が比較的多い事が分かる。この傾向は公学校教員だけでなく、台湾総督府地方庁についてもみられる。これは、衛生医療や交通、通信などの社会インフラが十分整っていなかったため、日本人が赴任を希望しなかった可能性が考えられる。

宜蘭においても、実際に電話通信のインフラの整備、やいわずゆる「土匪」の勢力が沈静化すると、日本人職員の登用が増加し、台湾人職員、教員の登用比率は減少した。

台湾総督府が組織した台湾の教育制度の中で、明治 41 年（1908）には官立国語学校で、これまで日本人しか登用されていなかった助教授に初めて台湾人が登用され、翌明治 42 年（1909）には二人目の台湾人助教授が登用された。公学校においても明治 42 年に台湾人が始めて教諭に登用された。

台湾総督府の教育行政は、大正 8 年（1919）の「台湾教育令」公布で初期から中期へと移行するのである。

表 1 「公学校教員数、地方庁職員数の変遷（明治 31 年から明治 42 年）」

	公学校 数	公学校 教員数	台湾人 教員数	日本人 教員数	台湾 教員比率	地方庁 数	地方庁 職員数	地方庁 台湾人職員数	地方庁 日本人職員数	地方庁 台湾人職員比率	参照資料 学事年報
明 31	74	247	120	127	49%						第 2 年報 p55
明 32	96	337	168	169	50%						第 2 年報 p55
明 33	117	453	222	231	49%						第 2 年報 p55
明 34	121	501	255	246	51%						第 2 年報 p55
明 35	139	553	312	241	56%						第 2 年報 p55
明 36	146	652	385	267	59%	20	2553	568	1985	22%	第 2 年報 p55
明 37	153	620	378	242	61%	20	2729	606	2123	22%	第 3 年報 p71
明 38	165	674	420	254	62%	20	資料なし	資料なし	資料なし	資料なし	第 4 年報 p68
明 39	180	736	455	281	62%	20	3101	692	2409	22%	第 5 年報 p26
明 40	192	765	461	304	60%	20	3122	709	2713	21%	第 6 年報下 p4
明 41	203	895	559	336	62%	20	3729	755	2974	20%	第 7 年報 p37
明 42	211	968	619	349	61%	20	3955	818	3137	21%	第 8 年報 p42

表 2 「地方片別公学校本島人教員登用の変遷」(明治 36 年から明治 42 年)

	台北片 教台比 員 灣 率	基隆片 教台比 員 灣 率	宜蘭片 教台比 員 灣 率	台中片 教台比 員 灣 率	嘉義片 教台比 員 灣 率	台南片 教台比 員 灣 率	鳳山片 教台比 員 灣 率	台東片 教台比 員 灣 率	金台湾 教台比 員 灣 率
明 31									247 120 49%
明 32									337 168 50%
明 33									453 222 49%
明 34									501 255 51%
明 35									553 312 56%
明 36	76 45 59%	27 15 56%	29 21 72%	46 27 59%	38 25 67%	32 19 59%	29 18 62%	-- --	652 385 59%
明 37	69 39 57%	23 14 61%	25 18 72%	55 34 62%	41 29 71%	36 23 64%	29 18 62%	-- --	620 378 61%
明 38	71 39 55%	27 18 67%	28 20 71%	58 39 67%	42 29 69%	40 24 60%	26 15 58%	10 4 40%	674 420 62%
明 39	78 42 54%	31 21 68%	29 19 65%	64 41 69%	41 29 70%	45 25 56%	27 17 63%	14 7 50%	736 455 62%
明 40	67 36 54%	32 21 66%	23 15 65%	65 42 65%	39 26 67%	46 27 59%	27 17 63%	14 7 50%	752 459 61%
明 41	94 51 54%	34 20 59%	34 23 74%	69 47 68%	45 31 69%	60 32 53%	23 8 35%	16 6 38%	895 539 62%
明 42	176 109 62%	台北片併合	38 25 66%	166 118 71%	106 74 70%	111 59 53%	台南片併合	8 4 50%	966 619 64%

参照資料：臺灣總督府民政部総務局学務課

『臺灣總督府学事第二年報』、『臺灣總督府学事第三年報』、『臺灣總督府学事第四年報』、『臺灣總督府学事第五年報』、『臺灣總督府学事第六年報上巻』、『臺灣總督府学事第六年報下巻』、『臺灣總督府学事第七年報』、『臺灣總督府学事第八年報』

『臺灣總督府学事第八年報』

表 3 「地方片別台湾人職員登用の変遷 (明治 36 年から明治 42 年)」

	台北片 職台比 員 率	基隆片 職台比 員 灣 率	宜蘭片 職台比 員 灣 率	台中片 職台比 員 灣 率	嘉義片 職台比 員 灣 率	台南片 職台比 員 灣 率	鳳山片 職台比 員 灣 率	台東片 職台比 員 灣 率	金台湾 職台比 員 灣 率
明 36	337 67 20%	124 22 18%	109 37 34%	167 43 26%	149 44 30%	174 33 19%	125 23 18%	86 10 12%	2553 568 22%
明 37	324 62 19%	119 23 19%	113 33 29%	197 45 23%	169 51 30%	183 33 18%	136 30 22%	89 15 17%	2729 606 22%
明 38									
明 39	338 52 15%	139 26 19%	137 39 28%	204 56 27%	191 47 25%	216 42 19%	144 29 20%	134 20 15%	3101 692 22%
明 40	370 58 16%	178 27 15%	164 34 21%	208 52 25%	199 48 24%	251 45 18%	162 34 21%	138 24 17%	3422 709 21%
明 41	413 59 14%	190 28 15%	176 38 22%	236 57 24%	205 45 22%	257 42 16%	180 29 16%	149 27 18%	3729 755 20%
明 42	465 73 16%	185 28 15%	179 36 20%	251 57 23%	218 50 23%	266 49 18%	189 22 12%	170 30 18%	3955 818 21%

参照資料：台湾總督府職員録(明治 36, 37 年)、台湾總督府文官職員録(明治 39, 40, 41, 41 年)

現在入手のできる台湾總督府職員録は明治 31(1898)年以降のものであるが、明治 32 (1899) 年から明治 34(1901)年

及び明治 38(1905)年のものは未見である。

明治 31 (1898) 年と明治 35(1902)年は、台湾人と日本人の区別が記されていないため、資料としては用いていない。

第二章

日本統治時代初期宜蘭における 衛生医療機関の整備と台湾人登用

はじめに

日本は日清戦争の勝利によって台湾を清朝中国から割譲され、台湾を植民地として統治を開始した。その半世紀に及ぶ台湾支配は行政的に確立した組織である台湾総督府によりなされた。台湾総督府が宜蘭地方を統治するに当たり、医療衛生機関の整備は、地域住民の命に関わる、緊急かつ重要な課題であったといえる。外界から孤立した宜蘭地方の医療衛生機関の整備は、台湾総督府による澎湖島を含む台湾全域の統治がどの程度進展していたかを示す一つの目安ともいえるであろう。

日本統治時代宜蘭地方の医療衛生機関の整備、発展に関しては、范燕秋による『宜蘭縣醫療衛生史』¹に詳しい記述を見ることが出来る。その第三章「日本殖民地統治與近代公共衛生的創建」では、近代衛生制度の確立、近代医療系統の形成、伝染病予防、治療対策と成果、内地延長主義と保健衛生活動などについての詳細が論じられており、中でも第三章第二節「近代醫療系統的形成」では、日本統治時代宜蘭地方の医療機関の沿革が、医療機関従事者の人員統計資料に言及している。しかしながら、ここでも当時の台湾人職員と日本人職員の比率や他地域との比較についての論述がみられない。

そこで本論文では、台湾総督府による宜蘭統治の中でも、医療衛生機関がどのように整備されたかに焦点を当て、これまでの研究を見る限りほとんど利用されていない『台湾総督府公文

¹ 『宜蘭縣醫療衛生史』（范燕秋、宜蘭縣政府、2004年）

類纂』や『台湾総督府報』、『台湾総督府職員録』、その他の台湾総督府文書を使用した分析を行った。本稿では、まず台湾統治初期台湾全土で医療衛生行政がどのように組織されたかを概観し、次に宜蘭統治初期に医療衛生機関がどのように整えられたかを検討し、最後にこの分野における台湾人登用問題を考察する。

本論文で考察する主な期間は、明治 36 年（1903）から明治 42 年（1909）までとする。明治 36 年からとする理由は、本稿で扱う主たる資料である『台湾総督府職員録』から職員の出身地を特定し分析できるのが明治 36 年からであり、明治 42 年までとするのは、この年に台湾総督府地方官官制改定の結果、地方庁が 20 から 12 に改編されたからであり、各庁ごとの集計分析を行うため、地方庁の数が変更となる明治 42 年 10 月末までの統計で本論文の分析を進めたい。従って台湾人職員登用の分析は、宜蘭庁内の変遷だけでなく、他地域との比較にも言及する。

本論文の最後には、台湾総督府の医療衛生機関職員数における台湾人登用、及び宜蘭医療衛生機関における台湾人登用を、明治 36 年（1903）から昭和 17 年（1942）²までの 10 年ごと³の集計をとり、大まかな傾向を分析したい。なお本論文では、日本統治時代の台湾住民のうち、当時の資料で内地人と表記された日本出身者を日本人、本島人と表記された台湾出身者を台湾人とした。

1. 台湾統治初期における衛生医療機関の開設

² 昭和 18 年（1943）としないのは、この年の『台湾総督府職員録』は未見であり、データを集められないため。

³ 明治 36 年（1903）、大正 2 年（1913）、大正 12 年（1923）、昭和 8 年（1933）、昭和 17 年（1942）。

1.1 台湾総督府統治前の衛生医療制度

本編は日本統治時代初期の宜蘭の衛生医療機関の開設を論じるものであるが、ここでは、まず日本統治前の台湾の衛生医療制度について簡単に述べ、次いで日本統治時代初期の台湾全土の衛生医療機関の開設について述べたい。

日本統治前、清朝の台湾支配期に台湾の近代化を進めたのは初代台湾巡撫の劉銘伝である。劉銘伝は清朝光緒 11 年（1885）から光緒 17 年（1891）までの 6 年の在任中に鉄道敷設、海上輸送促進、郵便通信のための電報総局、教育施設設置、保甲制施行、租税徴収の組織化、農業振興等台湾の近代化に大きく貢献した。衛生医療に関しては、『台湾通史』巻 21「郷治志・臺灣善堂表」⁴に、

臺北官醫局 在臺北城内考棚光緒十二年巡撫劉銘傳設以候補知縣為總理招聘西人為醫生以醫人民之病不收其費並設官藥局於内

臺北病院 亦在考棚光緒十二年巡撫劉銘傳設以醫兵勇之病

という記述があり、清朝光緒 12 年（1886）、台北城内に住民のための西洋式の病院と薬局である台北官医局、また軍人のための台北病院を設けたことが確認できる。しかしながら、劉銘伝が進めた台湾の近代化における衛生医療分野の建設は、『台湾医療史』は、

革新家政，對台灣邁進現代化，有所著力，可是這位行政技術官長對於公共衛生的建樹並不多。⁵

と評している。行政技術長官である劉銘伝は、台湾の政治を革

⁴ 『台湾通史下冊』（連横、台北：中華業書委員会、民国 47 年再版）433 頁。

⁵ 『台湾医療史—以台大醫院為主軸』（莊永明、台北：遠流出版、1998 年）30 頁。

新し近代化を推し進める点で顕著な働きがあったが、公共衛生の分野の設立は他の事業と比べて多くはなかった。

台湾の医療に近代医学を最初に導入したのは西欧人であった。スコットランド人で、清朝同治4年(1865)以降、台湾南部で医療と伝道活動を行ったジェームズ・マクスウェル(馬雅各)、ジェームズ・マクスウェル(馬雅各)とほぼ同時期に台湾南部の旗後、打狗を拠点としたイギリス人パトリック・マンソン(萬巴德)、同治10年(1871)から41年間台湾で盲人教育や障害者医療を推進したウィリアム・キャンベル(甘為霖)、同治11年(1872)から台湾北部の淡水を拠点とし、約30年間布教と医療に携わったカナダ人のジョージ・マッケー(馬借)、清朝光緒2年(1875)から昭和10年(1935)まで60年にわたり台湾で医療と神学教育に従事したスコットランド人トーマス・パークレー(巴克禮)、明治28年(1895)イギリスの医学部卒業後台湾にわたり、台湾中部の彰化で生涯にわたり医療と伝道で奉仕したデイビット・ランドバーク(蘭大衛)らである。台湾総督府による統治が始まった明治28年当時、トーマス・パークレー(巴克禮)、ウィリアム・キャンベル(甘為霖)、ジョージ・マッケー(馬借)、デイビット・ランドバーク(蘭大衛)らは台湾で医療と伝道に従事しており、台湾総督府の衛生医療行政にも何らかの関わりがあったものと思われる。例えばウィリアム・キャンベル(甘為霖)は、台湾総督府に盲学校の設立を要請し、明治30年(1897)、第四代台湾総督児玉源太郎は台南に官立盲学校を設立した。このように台湾総督府による台湾統治開始時期の衛生医療分野における西欧人の関わりについては、本論文の趣旨から逸脱するため、これ以上の言及は別の機会としたい。

1.2 台湾総督府統治初期の衛生医療行政の沿革

明治28年(1895)、日本は日清戦争の勝利によって台湾を清朝中国から割譲され、明治政府は初めての植民地統治を経験することとなった。明治43年(1910)、台湾総督府民政部内務局法務課構内の台法月報発行所による『台湾制度大要』第六章「衛生」の冒頭には、

熱帯地植民地の統治上、疾病瘴癘を驅除して四方人民を招徠するは最も急務とする所にして又最も難しとする所なり。本島我領土に帰するや、一方に於ては土匪の剿討に力を注ぐと共に他方に於ては土疫の防禦に努めたり、而して土匪は即ち剿討し盡したりと雖も、疾病瘴癘の豫防撲滅は尚ほ時日を要するものあらん、⁶

とあり、熱帯地にある台湾を統治するに当たり、疾病問題をなくし、外部から多数の移住者を入れることが、最も急務であり、同時に最も難しい、と述べている。それは、軍事的な反抗勢力の制圧よりも時間がかかり難しいとの認識であった。事実、台湾総督府統治開始直後の日本軍による台湾中南部進攻に際して、『台湾医療史—以台大醫院為主軸』には、

日本政府揮軍南渡，佔領臺灣，估計乙未之役，台灣人民死亡為一萬四千多人。而公佈日軍陣亡人數為四八零六人，其中戰死儘一六四人，短暫時間病亡人數即達四六四二人，…，令日本政府對當時臺灣熱帶病膽戰心驚…⁷

とあり、日本軍が公表した戦死者数は4806人であったが、その内訳は、戦死者164人、疾病による短時間の病死者は4642人であった。従軍して死亡した兵士のうち実に9割以上が病気によ

⁶ 『台湾制度大要』台法月報発行所(台北：台湾日日新報社、明治44年)61頁。

⁷ 『台湾医療史—以台大醫院為主軸』(莊永明、台北：遠流出版、1998年)68頁。

る死亡であり、戦死者は1割に満たなかった。このことから台湾の衛生医療問題が火急の重大案件とみなされたことが理解できる。それゆえに初めから公共衛生を整え、伝染病を抑えることが台湾総督府による統治を確かなもとするための優先課題であった。

台湾総督府による統治初期、衛生医療分野で疾病以外に看過できないもうひとつの問題があった。アヘンの問題である。台湾総督府民政部が大正2年に発行した『台湾衛生概要』では、

本島領有ノ初メニ於テ最モ當局ノ考慮ヲ煩ハシタル衛生問題ハ阿片ノ處分ヲ如何ニスヘキカニアリキ、⁸

と述べられている。台湾人のアヘン吸飲はオランダ統治時代からの悪習であった。日本では古来より厳禁とされたアヘンの吸飲の蔓延による弊害も深刻で、一朝一夕に解決できる問題ではなく、台湾統治開始当初から最も扱いが難しかったのがアヘン問題であった。昭和10年(1935)台湾総督府官房調査課による『施政四十年の台湾』には、

阿片対策には、厳禁、非禁、その折衷の三説が行われたが、後藤内務省衛生局長の意見書(二十八年十二月十四日)によって二十九年二月漸禁主義採用に決し、氏は衛生府顧問となった。同三月阿片を専賣とし府製薬所にて製造を開始した。三十年一月阿片令、三月同施行令を公布し、一般には厳禁するが、指定医師の診断に依り癮者と認むる者に限り官製烟膏の購入吸食を許可した。⁹

とあり、後に台湾総督府民政長官となる、当時内務省衛生局長

⁸ 『台湾衛生概要』台湾総督府民政部(台北:台湾日日新報社、大正2年)1頁。

⁹ 『施政四十年の台湾』台湾総督府官房調査課(台北:台湾時報発行所、昭和10年)30頁。

後藤新平の意見により、段階的な暫時禁止を方針とし実施された。

本論文の第一項では、日本統治時代初期の台湾全土の衛生医療機関の沿革を、台湾総督府官房文書課が明治41年に発行した『台湾統治綜覧』と台湾総督府民政部内務局法務課構内の台法月報発行所による明治44年発行の『台湾制度大要』を基に、主に衛生行政を中心に整理したい。

明治28年(1895)、6月17日に挙行された台湾総督府始政式典前の5月21日、台湾総督府仮条例が制定された。その第12条は、

第十二條 總督官房ニ衛生事務總長ヲ置キ衛生ニ関スル事務ヲ掌理セシム¹⁰

とあり、それにより同年7月2日、総督府官房に衛生事務所が開設された。これが台湾全域の衛生行政の嚆矢となった。この時に台湾に派遣された医長、医師、薬剤師のリストが、『日本據臺初期重要档案』¹¹の「派遣至臺灣軍人軍属案」の項に列挙されている。医長は陸軍軍医監の森林太郎軍医長¹²、医師は陸軍一等軍医山田秀治、薬剤師は陸軍一等薬剤官恩田重信であり、総督府官房衛生事務所は事実上陸軍により運営された。

しかし翌月の8月6日、陸達第七十号に基づく台湾総督府条例により官房衛生事務所は廃されて、保健衛生に関する事項は民政局内務部警保課の管轄、医事衛生に関する事項は陸軍局軍医部の管轄となった。

¹⁰ 『現代史資料 21 台湾 1』(山辺健太郎、東京:みすず書房、1977年)解説14頁。

¹¹ 『日本據臺初期重要档案』台湾省文献委員会(台中:台湾省政府印刷廠、民国67年)41頁。なお档の字は木へんに當である。以下同様。

¹² 同資料では軍医長を「森林 太郎」と表記してあるが、これは明らかに「森林太郎」の誤植である。森林太郎軍医長は後に明治の文豪森鷗外として広く知られることになる。

翌年の明治 29 年（1896）年、勅令第 88 号「台湾総督府条例」¹³に基づき、民政局の組織、権限が強化され、台湾総督府台湾統治は軍政から民政へ移行、4 月 1 日より軍隊衛生以外のすべての衛生事務は民政局が主管となった。実際には明治 29 年 4 月 13 日、加藤尚志を課長として臨時衛生課が設けられ業務を開始した。明治 29 年 4 月の衛生課処務規定によると、その第 1 条では、衛生課は保健掛と医務掛の二部署が置かれた。明治 29 年勅令第 90 号「台湾総督府民政局官制」¹⁴により民政局に総務部、内務部、殖産部、財務部、法務部、学務部、通信部の七部が組織され、その実施規定として明治 29 年訓令第 4 号「台湾総督府民政局各部分課規程」¹⁵が公布された。

明治 29 年訓令第 4 号「台湾総督府民政局各部分課規程」
第五條 総務部ニ秘書課、文書課、外事課、衛生課ヲ置ク

第九條 衛生課ニ於テハ左ノ実務ヲ掌ル

一、傳染病又地方病ノ預防及其他總テ公衆衛生ニ関スル事項

二、病院醫師、薬剤師、産婆ノ業務並藥品賣薬取締ニ関スル事項

三、檢疫停船ニ関スル事項

四、衛生工事ノ設計ニ関スル事項

五、阿片ノ取締ニ関スル事項

この第 5 条では総務部に衛生課の設置、また第 9 条では衛生課が掌握すべき項目が列挙されており、民政局総務部下に組織

¹³ JACAR アジア歴史資料センターRefA03020232800 明治 29 年勅令 88 号。

¹⁴ JACAR アジア歴史資料センターRefA03020233000 明治 29 年勅令 90 号。

¹⁵ 『台湾総督府公文類纂』「民政局各部分課規程制定ノ件」（冊號：56、文號：2）

された衛生課は、

- 1、伝染病地方病その他一切の公衆衛生に関する事項
- 2、病院、医師、薬剤師、産婆の業務及薬品販売取締に関する事項
- 3、檢疫停船に関する事項
- 4、衛生計画に関する事項
- 5、アヘン取締に関する事項

を主管した。これが、台湾総督府民政局総務部衛生課の衛生行政の範疇であり、台湾総督府の医療行政の大柱となった。

衛生課の業務をさらに詳しく定めたものが、同年 6 月に公布された「民政局総務部處務規程」¹⁶である。下記写真は、国史館台湾文献館が所蔵する「台湾総督府公文類纂」永久甲種のうち、「台湾総督府民政局官制」が記録されている「第二門官規官職」の表紙と目次である。¹⁷



¹⁶ 『台湾総督府公文類纂』「民政局總務部處務規程制定ノ件」（冊號：56、文號：6）

¹⁷ 国史館台湾文献館所蔵『台湾総督府公文類纂』（當案：冊數 56、文號 6）明治 29 年。

この第 15 条で、

第十五条 衛生課ニ保健掛醫務掛及庶務掛ヲ置ク

とあり、衛生課に保健掛、医務掛、庶務掛が設けられた。保健、医務を中心とする衛生業務以外に行政面を担当する部署も加えられたことから衛生課の組織、業務が拡大しているとわかる。

続く第 16 条では保健掛の業務内容、第 17 条で医務掛の業務内容、第 18 条で庶務掛の業務内容がそれぞれ列挙され、上記 1 から 5 にある衛生課の主管業務を保険掛、医務掛、庶務掛でどのように分担するかが明示された。それら保健掛、医務掛、庶務掛の業務内容は、上記「民政局総務部處務規定」から抜粋すると、

十六條 保健掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

十六條一 傳染病地方病及船舶疫ニ関スル事項

十六條二 種痘検査検査及中毒ニ関スル事項

十六條三 墓地埋葬火葬ニ関スル事項

十六條四 温泉場ニ関スル事項

十六條五 阿片取締ニ関スル事項

十六條六 飲食物及着色料ニ関スル事項

十六條七 衛生工事及清潔法ニ関スル事項

十六條八 牛豚其他家畜飼養ニ関スル事項

十六條九 其他總テ公衆衛生ニ関スル事項

十七條 醫務掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

十七條一 醫師藥劑師産婆等ノ業務ニ関スル事項

十七條二 藥品賣薬取締ニ関スル事項

十七條三 病院解剖及救療ニ関スル事項

十七條四 衛生統計及報告ニ関スル事項

十八條 庶務掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

十八條一 課長印課印ノ管守ニ関スル事項

十八條二 文書ノ接受發送及保管業務ニ関スル事項

十八條三 他各掛ノ主管ニ属セラルル事項

であった。これによると、衛生課の主管業務のうち、上記 1（伝染病地方病その他一切の公衆衛生に係わる事項）、3（検疫停船に関する事項）、4（衛生計画に関する事項）、5（アヘン取締に関する事項）を担当したのが保健掛で、上記 2（病院、医師、薬剤師、産婆の業務及薬品販売取締に係わる事項）を担当したのが医務掛であった。つまり、衛生課の主管業務のうち、保健掛は伝染病地方病その他一切の公衆衛生に係わる事項、検疫停船に関する事項、衛生計画に関する事項、そしてアヘン取締に関する事項を扱い、医務掛の管轄は病院、医師、薬剤師、産婆の業務及薬品販売取締に係わる事であった。またこれらの業務の詳細区分を見ると、明治 29 年 4 月から 6 月の衛生課設立期、台湾統治開始約 1 年後の衛生医療行政は、専門的な医療分野よりもアヘンの指導を含む衛生面に重きがおかれていた点や当時の衛生医療の行政業務内容の全体像をみることができると、このように、明治 29 年 4 月時点では、台湾全土の衛生医療行政は台湾総督府の民政局総務部衛生課が掌った。¹⁸

翌年の明治 30 年（1897）11 月、「台湾総督府民政局處務細則」¹⁹により、民政局の下の各部が廃され、外事課、縣事課、警保課、衛生課など 8 つの課²⁰が置かれた。衛生課はこれまでは総務部内組織であったが、総務部は廃され民政局の 8 つの課の一つとなるのであるが、これにより、従来の民政局学務部や

¹⁸『台湾統治綜覧』台湾総督府官房文書課（東京：民友社、明治 41 年）140 頁。

¹⁹『台湾総督府公文類纂』「民政局處務細則」（冊號：211、文號：3）

²⁰ 外事課、縣事課、警保課、衛生課、法務課、学務課、殖産課、通信課の 8 課。

法務部、殖産部、通信部等と同レベルの組織となった。これは台湾総督府における衛生医療行政の重要性と権限が強まったことを意味している。「台湾総督府民政局處務細則」第5条は、

第五條 衛生課ニ保健掛、醫務掛、阿片掛ヲ置キ

とあり、さらにアヘン掛の業務として、

- 一 阿片烟吸食特許及其取締ニ関スル事項
- 一 阿片及吸食器具製造、販賣及其取締ニ関スル事項
- 一 阿片烟膏取次人ニ関スル事項

と3項目が規定された。²¹このように、これまでの保健掛、医務掛、庶務掛から保健掛、医務掛、阿片掛に変わった。このアヘンに関する専属の担当部署を設けた組織変更からもアヘン政策が台湾総督府の初期の衛生行政に大きな比重を占めていたことがわかる。

さらに同資料から保健掛、医務掛、阿片掛の業務内容を知ることができる。それによると、

保健掛の業務は、

- 一 伝染病、地方病の預防並種痘其他凡テ公衆衛生ニ関スル事項
- 一 検疫、停船ニ関スル事項
- 一 上水下水及清潔法ニ関スル事項
- 一 衛生工事設計及調査ニ関スル事項
- 一 飲食物、繪具、着色料及中毒ニ関スル事項
- 一 衛生会ニ関スル事項
- 一 他掛ガ主管シナイ総テノ事項

医務掛の業務は、

- 一 醫院及台湾公醫ニ関スル事項
- 一 病院醫師薬剤師藥種商製藥者産婆等ノ業務ニ関スル事項

- 一 賣藥取締ニ関スル事項
- 一 屍體解剖及救療ニ関スル事項

阿片掛の業務は、

- 一 阿片烟吸食特許及其取締ニ関スル事項
- 一 阿片及吸食器具製造、販賣及其取締ニ関スル事項
- 一 阿片烟膏取次人ニ関スル事項

であった。これを、1年前の明治29年4月時点の業務詳細内容と比較対照したのが、下記表 1.1「衛生課業務区分比較表（明治29年と30年）」である。

表 1.1「衛生課業務区分比較表（明治29年と30年）」

公布	明治29年4月	明治30年11月
組織名称	民政局総務部衛生課	民政局衛生課
保健掛	伝染病、地方病 船舶検疫 種痘、梅毒検査 中毒 墓地、埋葬 温泉 阿片取締 飲食、着色料 衛生工事、清潔法 家畜 公衆衛生全般	伝染病、地方病、船舶検疫 種痘、検疫 飲食、顔料、着色料 衛生工事、調査、清潔法 公衆衛生全般 上水下水 衛生会 他が主管しないすべて
医務掛	医師、薬剤師、産婆業務関連	医院、公医に關すること 病院、医師、薬剤師、藥品 販売、製藥、産婆関連

²¹ 明治30年11月「台湾総督府民政局處務細則」

	薬品、売薬取締 病院、解剖、治療 衛生統計報告	売薬取締 解剖、治療
庶務掛 (29年)	文書、印保管 他が主管しないすべて	
阿片掛 (30年)		アヘン吸引許可、取締 アヘン、吸引具製造販売取 締 アヘン取次ぎに関する規 定

これらを比較すると、保健掛の業務から墓地、埋葬に関する事項、温泉場に関する事項、阿片に関する事項、牛豚飼育に関する事項の取扱いがなくなり、衛生工事に関する事項が、上水下水、清潔法に関する事項と衛生工事設計調査に関する事項に区分された。このことは上水下水の問題や社会インフラとしての衛生工事の緊急性、重要性が高まったことを示している。また新たに衛生会が組織され保健掛が主管した。衛生会とは台湾中央衛生会のこと、明治30年3月17日付府令第8号で、台湾中央衛生会規則²²が公布された。規程の1条から3条では、

第一條 台湾中央衛生会ハ台湾総督ニ属シ公衆衛生ニ関スル事項ニ就キ台湾総督ノ諮問ニ應ジ意見ヲ開申ス

第二條 台湾中央衛生会ハ衛生ニ関スル事項ニ就テハ台湾総督ニ建議スルコトヲ得

第三條 台湾中央衛生会ハ衛生各般ノ事項ニ関シ地方長官ニ尋問ヲ要シ或ハ会員ヲ臨時各地方ニ派遣シテ調査検

²² 『台湾総督府報 42号』明治30年3月17日、24頁。

案ヲ要スト認ムルトキハ之ヲ台湾総督ニ具申スベシとあり、台湾中央衛生会が台湾総督直属の組織で公衆衛生に関する台湾総督の諮問機関であること、またその権限は地方にも及ぶことが分かる。続く4条から11条までは、組織の成員に関する規定で、民政局長を会長とし、民政局事務官参事官技師臨時土木部事務官12人などを委員とし、合計会長1人、委員20人以内が台湾全域の衛生行政に携わった。台湾総督府職員録から確認できる台湾中央衛生会の最も古い記載は明治35年6月に発行された、『明治35年3月台湾総督府職員録』²³で、この記録によると、会長に民政長官後藤新平、委員に参事官長石塚英蔵、参事官大島久満次、陸軍一等軍医藤田嗣章、財務長官祝辰巳、台北庁長高橋辰次郎、医院医員松尾知明、技師濱野弥四郎、台北医院医務嘱託山口弘夫ら14名、幹事事務官に加藤尚志、書記に総督府所属鹿沼留吉ら3名、総勢19名が衛生会の構成メンバーであった。

医務掛の業務は、新たに設けられた台湾公医制度により公医を指導した。明治29年6月3日付府令第8号は台湾公医規則を公布している。公医制度については、前掲の『施政四十年の台湾』には、後藤新平伯(内務省衛生局長、後明治三十一年民政長官)の意見により「公医」を各地に設置し(二十九年台湾公医制度開始、現在に及ぶ)、療病、衛生知識の普及、同時に文化の開発に当らしめた。²⁴

とあるように、明治29年より地方庁ごとに公医が置かれ、台湾各地の衛生教育や衛生予防の徹底が徐々に図られ始めた。

明治31年(1898)6月、勅令第106号により台湾総督府官制は

²³ 『台湾総督府職員録明治35年3月』(台北：台湾日日新報社、明治35年6月)112頁。

²⁴ 前掲書『施政四十年の台湾』25頁。

一部改正された。6月18日付勅令第106号は、

第十五條 總督府ニ民政部、陸軍幕僚、海軍幕僚ヲ置ク 陸海軍幕僚條例ハ別ニ之ヲ定ム²⁵

とあり、従来陸軍幕僚、海軍幕僚、民政局、財務局の4組織は民政部、陸軍幕僚、海軍幕僚に改編された。この条項に基づき、従来民政局下に置かれていた衛生課は、外事課、縣治課、学務課、殖産課、通信課等共に、さらには新設された人事課、文書課、土木課、会計課等の合計15の課²⁶の一つとして組織された。²⁷「官房及民政部分課規程（訓令第一四九號）」²⁸によると、

衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、 傳染病及地方病ノ預防其他總テノ衛生ニ關スル事項
- 二、 醫制薬制及賣薬ニ關スル事項
- 三、 阿片專賣ニ關スル事項

とあり、衛生課の主管業務が、一つには伝染病、地方病の予防、その他衛生に関する総ての事項、二つ目に医学、薬学に関する事項、三つ目にアヘンに関する事項の3分野に明確化された。明治31年7月の「衛生課事務区分認可」²⁹では、それら三分野の業務を衛生課内の三掛に区分され、

²⁵ JACAR アジア歴史資料センターRef A03020340500 明治31年勅令106号。

²⁶ 新設されたのは人事課、文書課、土木課、主計課、税務課、調査課、会計課の7課であり、これに従来の外事課、縣治課、警保課、衛生課、法務課、学務課、殖産課、通信課の8課と合わせて合計15課。この改組から土木、調査関連に總督府の施政上の力点が向き始めていると理解できる。

²⁷ 『台湾總督府公文類纂』「總督府官房及民政部分課規程中改正訓令二六八號、訓令第二六九號」（冊號：241、文號：39）

²⁸ 『台湾總督府公文類纂』「官房及民政部分課規程（訓令第一四九號）」（冊號：315、文號：1）付録資料3として参照。

²⁹ 『台湾總督府公文類纂』「衛生課事務区分認可」（冊號：241、文號：22）

衛生課各掛名稱及事務ノ區分

衛生課ニ保健掛、醫務掛、阿片掛ヲ置ク

保健掛ニ於テハ傳染病地方病ノ預防其他總テ公衆衛生ト兼スル事項及他掛ノ分掌ニ涉セサル事項（人事及機密ニ關スル事項ヲ除ク）ヲ分掌シ

醫務掛ニ於テハ醫制薬制並賣薬ヲ兼スル事項ヲ分掌シ

阿片掛ニ於テハ阿片ニ關スル事項ヲ分掌ス

とあるように、上記訓令149号の一、伝染病、地方病の予防、及び総ての公衆衛生に関する事項は保健掛が担当。訓令149号の二は医学、薬学に類する事項は医務掛が担当。そして訓令149号の三、アヘンに関する事項は阿片掛が担当した。これにより台湾總督府の衛生医療行政の指針が明確に理解できる。

明治34年(1901)、勅令第201号「台湾總督府官制中改正削除台湾總督府度量衡司檢所官制廢止」³⁰が11月に公布された。

第十七條 民政部ニ警察本署及左ノ五局ヲ置ク 總務局 財務局 通信局 殖産局 土木局

この勅令により、民政部の15の課は警察本署、總務局、財務局、通信局、殖産局、土木局の一署五局に集約された。同じ11月、地方官官制も改正され、地方行政区分は従来3縣4庁制から20庁制に移行された。地方分権を進め、各地域ごとの地域発展を目指すものであるが、通信、殖産、土木関連は中央機關の権限が強化された。明治34年『府報1054号』の「訓令354号」³¹には、

第七條 警察本署ニ警務課保安課衛生課ヲ置ク但シ高等警察ニ關スル事務ハ警察本署長ニ專屬ス

³⁰ JACAR アジア歴史資料センターRef A03020510400 明治34年勅令201号。

³¹ 『府報第1054号』明治34年11月11日、23、24頁。

と定められ、民政部警察本署の下に衛生課が組織された。これまで衛生課は民政部衛生課として通信部や殖産部と組織上は同等の権限を持つ課であったが、これにより衛生課は警察本署の部内組織となった。また同『府報 1054号』の第10条には衛生課が主管する事項が下記のように明記されている。³²

第十條 衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、傳染病及地方病ノ預防檢疫其他總テ公共衛生ニ関スル事項
- ニ、醫制藥制並賣藥ニ関スル事項
- 三、阿片專賣取締ニ関スル事項
- 四、醫學校ニ関スル事項

これは明治31年の訓令149号と比べると第四項、医学校に関する事項が追加されている。これにより医学校の増加、医学教育の進展が見てとれる。具体的な主管業務内容としては、『府報 1124号』「警察本署處務規程」³³の第9条で

第九條 衛生課ニ保健掛、醫務掛、阿片掛ヲ置ク

と規定され、従来通り保健掛、医務掛、阿片掛が置かれた。その各主管分野は、同『府報 1124号』³⁴の記載をまとめると、保健掛は、

- ① 傳染病、地方病ニ関スル事項
- ② 種痘並檢疫ニ関スル事項
- ③ 檢疫停船ニ関スル事項
- ④ 上水下水及家屋建築規則ニ関スル事項
- ⑤ 汚物掃除及清潔法ニ関スル事項
- ⑥ 衛生調査工事ニ関スル事項

³² 明治34年11月『府報 1054号』

³³ 『府報第 1124号』明治35年3月15日、44、45頁。

³⁴ 『府報第 1124号』明治35年3月15日、45、46頁。

⑦ 飲食物繪具着色料及中毒ニ関スル事項

- ① 墓地及埋葬火葬ニ関スル事項
- ② 衛生諸会ニ関スル事項
- ③ 前各項ノ他總テ公衆衛生ニ関スル事項

医務掛の業務は、

- ① 醫院及醫學校ニ関スル事項
- ② 公醫及公醫候補生ニ関スル事項
- ③ 病院、醫師、醫生、藥劑師、藥種商、製藥者、産婆、入齒拔齒、接骨等ノ業務ニ関スル事項
- ④ 藥品及賣藥取締ニ関スル事項
- ⑤ 屍體解剖及救療ニ関スル事項

阿片掛の業務は、

- ① 阿片煙吸食者及阿片煙賣下取締ニ関スル事項
- ② 阿片取次人及請賣營業者ニ関スル事項
- ③ 阿片煙吸食所及阿片煙吸食器具製造販賣ニ関スル事項
- ④ 阿片密輸取締ニ関スル事項
- ⑤ 阿片監視員任免ニ関スル事項

これを、前項の明治30年「民政局處務細則」と比較すると、保健掛は、檢疫の項目、つまり梅毒検査の項目が加えられた。日本国内同様公娼制度が認められていたのに伴い、梅毒検査により衛生強化が図られた。また一般家庭の上下水道の普及と共に家屋建築法が施行され、風通しや汚物処理など一般家庭の衛生教育が進められた。墓地の埋葬も土葬から火葬に移行し始め、屍体処理による衛生概念の強化も図られている。医務掛の項では、新たに医学校、公医候補生らの名称が出現している。医学教育の進展とそこを卒業した公医候補生らが、台湾各地の地方庁で各地の衛生医療の前線を担うことになった。医学教育についていえば、前掲の『施政四十年の台湾』には、

三十年、臺北醫院附属醫學講習所とし、醫學教育を興し、三十二年新官制の下に、現在の臺北醫專の前身たる総督府醫學校を新設した。³⁵

とあり、明治30年に台北医院附属医学講習所、明治32年には総督府医学校が設けられたが、同資料には続けて、この当時、一般の風潮は読書人を尊重して医学を卑んでいたもので、明治33年3月後藤新平は台湾人の土地の名士を集めて医学の必須重大なることを説述した、と記録されている。

さらに明治35年(1902)3月15日付『府報第1124号』45から46ページでは5項目からなるアヘン掛の業務が記されている³⁶が、これは明治30年11月の「台湾総督府民政局處務細則」の記載と比べると阿片の売買や密輸、阿片監視員に関する分野が加わっており、このことから阿片に関する規制がより細かく、また厳密になったことが理解できる。

明治36年(1903)10月、民政部警察本署内に衛生課とは別に臨時防疫課が設置され高木友枝が課長に任じられた。³⁷臨時防疫課は当時流行し大きな驚異となっていたペストを主とした疫病に専属的に対処する課であり、行政組織変遷からこの時期に台湾海峡対岸に位置する福建省のペスト禍が台湾を襲っていたことがわかる。初代課長に迎えられた高木友枝は、翌年明治37年6月には、臨時防疫課長兼任で衛生課長となり³⁸、明治38年4月にはさらに兼任で台湾総督府医院長兼台湾総督府医学校校長となり、台湾の衛生医療行政だけでなく、医療水準の向上や医師の養成に力を尽くした。³⁹

³⁵ 前掲書『施政四十年の台湾』26頁。

³⁶ 明治35年3月『府報1124号』

³⁷ 『府報第1417号』明治36年10月16日、35頁。

³⁸ 『府報第1549号』明治37年6月30日、54頁。

³⁹ 『府報第1727号』明治38年4月11日、29頁。

明治42年(1909)10月、勅令270号「台湾総督府官制中改正」⁴⁰は、

勅令第二百七十号 臺灣總督府官制中左ノ通改正ス

第十七條中「警察本署及左ノ五局」ヲ「左ノ四局及蕃務本署」ニ、「総務局」ヲ「内務局」ニ改メ「土木局」ヲ削ル第十八條中「警察本署及」ヲ削リ各局ノ下ニ「及蕃務本署」ヲ加フ

と定め、民政部警察本署が廃され、蕃務本署が設けられた。また、明治42年(1909)10月に公布された訓令154号「台湾総督府官房並民政部各局及蕃務本署分課規程」⁴¹では、

第八條 内務局ニ庶務課、地方課、警察課、法務課、學務課、衛生課ヲ置ク但シ高等警察ニ關スル事務ハ警視總長ニ專屬ス

とあり衛生課は警察本署管轄から内務局管轄に改組された。本論文では、論題の期間を明治42年までとしているため、この改正改組が公布される前までの衛生課の組織を論じる対象としたい。

ここまでの衛生課の沿革を設置時期別に中央主管組織と内部組織まとめたのが、表1.2「台湾総督府衛生行政組織推移表(明治28年から明治34年)」である。

表 1.2 「台湾総督府衛生行政組織推移表(明治28年から明治34年)」

実施年	中央主管組織	内部組織
明治28年7月	衛生事務所	
明治28年8月	陸軍局軍医部 民政局内務部警保課	

⁴⁰ JACAR アジア歴史資料センターRef A03020813899 明治42年勅令270号。

⁴¹ 『府報第2819号』明治42年10月25日、84頁。

明治 29 年 4 月	民政局総務部衛生課	保健掛、医務掛、庶務掛
明治 30 年 11 月	民政局衛生課	保健掛、医務掛、阿片掛
明治 31 年 6 月	民政部衛生課	保健掛、医務掛、阿片掛
明治 34 年 11 月	民政部警察本署衛生課	保健掛、医務掛、阿片掛
明治 36 年 10 月	民政部警察本署衛生課 民政部警察本署臨時防疫課	保健掛、医務掛、阿片掛
明治 42 年 10 月	民政部内務局衛生課	

明治 29 年から 34 年までは衛生課は民政局、民政部の一つの課として、殖産課や通信課、学務課などと組織上同等であり、衛生医療行政を推進した。明治 29 年は衛生課内に庶務掛が設けられたが、明治 30 年以後は、保健掛、医務掛、阿片掛の 3 部署の体制で、衛生医療行政を主管した。

ここで、台湾日日新報社が発行した『台湾総督府職員録』を用いて、明治 35 年から 42 年までの民政部警察本署衛生課の人員配置及び明治 37 年から 42 年までの民政部警察本署臨時防疫課人員配置を分析したい。明治 35 年から明治 42 年までとしたのは下記の理由による。管見によれば『台湾総督府職員録』は明治 31 年以降が入手可能であり、明治 32 年、33 年、34 年、38 年は不見である。明治 31 年は衛生課は民政部警察本署内に組織されていなかったため、ここでは統計に含めない。一方で、明治 42 年 10 月に、台湾総督府地方官官制は改正され、従来 20 あった地方庁が統廃合されたため、後述する地方庁別の人員配置を比較分析する上で、明治 42 年 10 月末の改正前までの職員録を使用したためである。尚、本論文で用いる明治 42 年の資料は、明治 42 年 5 月時点のものであり、地方官官制改正前のものである。

明治 35 年、民政部警察本署衛生課は課長兼製薬所長の加藤

尚志以下 22 名であり、民政部警察本署 66 名中 33% の人員配置であった。¹²

これは警察本署内専属 16 名)、警務課 (16 名)、保安課 (7 名)、第一警察管区 (2 名)、警察管区 (2 名) の人員配置の中では最大であった。

以下、明治 36 年、37 年、39 年から 42 年を下記表 1.3 「衛生課人員配置比率一覧」にまとめた。資料の出典はいずれも『台湾総督府職員録』である。尚、ここでは明治 37 年以降衛生課から独立した臨時防疫課も衛生課に含めて集計した。

表 1.3 「衛生課人員配置比率一覧」

	衛生課職員数	警察本署職員数	衛生課職員比率
明治 35 年	22	66	33%
明治 36 年	22	77	29%
明治 37 年	37	86	43%
明治 39 年	31	108 (台籍 2)	29%
明治 40 年	31 (台籍 1)	110 (台籍 3)	28%
明治 41 年	31	120 (台籍 3)	26%
明治 42 年	35	143 (台籍 3)	24%

資料出典：『台湾総督府職員録』(明治 35 年、36 年、38 年)『台湾総督府文官職員録』(明治 39 年、40 年、41 年、42 年)、いずれも台湾 H H 新報社発行

この表から分かることとして、台湾総督府中央の衛生医療行政を掌った衛生課は、明治 35 年から 42 年までの 7 年間で、明治 37 年を除いて民政部警察本署の中で職員比率はおよそ 30% 弱であり、その比率も徐々に下がってきている。比率が下がる理由は、臨時防疫課を含む衛生課の人員があまり増加していな

¹² 『台湾総督府職員録』(台北：台湾 H H 新報社、明治 35 年) 3 から 6 頁。

いに対して、警察本署職員数は毎年増加しており、それで衛生課の職員比率が相対的に下がったためである。明治 37 年に衛生課職員数が増加した。この年は臨時防疫課が衛生課から独立して組織として拡充されたた年であり、その理由で職員数の増加が図られたと思われる。警察本署職員数が年々増加しているのは、台湾総督府統治における警察機構の強化を示している。

台湾総督府統治初期の衛生医療行政は、地方行政機関においては、各庁の警務課に衛生係が置かれ、衛生事務を掌った。さらに地方において、受け持ち区域内の公衆衛生、医事に関する諸件を補佐したのが公医であった。

明治 29 年 6 月「台湾公医規則」が施行され、公医の職責と職域、手当などが明示された。公医の配置は 77 箇所、取扱う患者は 13、4 万を数え、医院制度と共に台湾人の信頼を得て、保健衛生の点においてのみならず、統治、啓発の上でも益するものであった。⁴³しかし台湾における疾病は日本国内と異なり、加えて言語や風俗習慣の違いがあるため、医療法の適切さや意思の疎通の問題を考慮して、明治 31 年 7 月、「台湾公医候補生規則」が定められ、一定の資格を有し医師免許証、医術開業免状、医業免許証を有する者から公医候補生を採用し、台湾総督府医学校で研修訓練した後に公医として採用された。

また台湾総督の諮問機関である台湾中央衛生会は、明治 30 年 3 月に設けられ、明治 32 年 2 月には台湾地方病及び伝染病調査委員会が創置された。

次に衛生行政の中でも特に対応が急務であった分野をいくつか取り上げたい。衛生施設上、上下水道の改良整備は最も急務なる案件であった。『台湾統治綜覧』には、

由来台湾の人民は概ね溷濁せる河水又は瀦水を飲み下水

⁴³ 前掲書『台湾統治綜覧』144 頁。

又見るべきものなく寧ろ汚水の瀦溜溝といふも不可なりき従て上水下水の改良は衛生施設上最も急務なるが故・・・⁴⁴

とあるよう、生活飲料である上水の供給、生活廃水である下水の排除は、台湾の衛生施設上まず最初に取り組みねばならない問題であった。

台湾総督府は明治 29 年 6 月、帝国大学衛生工学教師兼内務省雇のイギリス人ウイリアム・バルトン（William Barton）を衛生工事顧問技師として招聘し、上下水の工事を計画し、又台北城内外に掘り抜き井戸を設けた。バルトンは風土病のため明治 32 年に東京で病死したが、バルトンの弟子である浜野弥四郎は台湾総督府民政部衛生課技師兼任土木課技師として、上下水道の整備に携わった。⁴⁵下記写真は、台北市中正区にある「自来水博物館（水道博物館）」である。台北市では明治 41 年から給水が始まったが、後ろに見える新店溪取水口から水を得て、ここで上水として給水していた。



（台北市自来水博物館、後ろに取水口がある新店溪が見える）

⁴⁴ 前掲書『台湾統治綜覧』140 頁。

⁴⁵ 『台湾総督府職員録』（台北：台湾日日新報社、明治 31 年）3 頁。



(日本統治時代の建物は現在博物館となっている。)

水道に関しては明治 32 年(1899)に滬尾(淡水)、明治 35 年(1902)に基隆に水道が完成し、台北も明治 40 年より工事が始まり、翌年の明治 41 年から給水が始まった。ところで、台湾総督府所在地である台北よりも、淡水、基隆の方が先に水道が完備されたのはなぜであろうか。

昭和 16 年に台湾総督府内務局内台湾水道研究会が発行した『台湾水道誌』には下記記述がある。

改隸後總督府に於ては此等の設備改良に深く考慮する所ありしも本島統治上施設を要すべきもの甚だ多くしてその経費頗る巨額に上り之が財源獲得に困難なりし為勢ひ上水道施設の如き多額の経費を要するものに至りては容易に手を下すの機会を得る能はざりき。然るに淡水及基隆の両地は開港場として内外船舶の出入多く而も此等船舶に供給すべき適切なる用水を得るの便を缺き本島貿易上放置すべからざる状態に在りたるを以て總督府は先ず此の二港に上水道工事を急施するの必要を認め、明治二十九年八月淡水水道の工事を起し同二十一年¹⁶三月之を竣功せしめ之と相前後して基隆水道を起工し明治三十五年三月

¹⁶ 原文では二十一年とあるが、三十一年の間違いであると思われる。

其の竣功を見るに至れり。¹⁷

この資料に見られるとおり、台湾統治開始直後は種々のインフラ整備のために莫大な経費が必要とされており、上水施設のように多額の経費を要する事業はすぐに着手できる状態ではなかった。しかしながら淡水と基隆は内外船舶の寄港が多い開港場であり、船舶に供給する適切な水の確保は貿易上放置できない問題であり、この二港の上水道工事が認められた。淡水水道は明治 29 年 8 月に起工、1 年半後の明治 31 年 3 月に竣工した。基隆水道は明治 31 年 3 月起工、4 年後の明治 35 年 3 月に竣工した。淡水水道は地下水を水源とし給水人口 1 万 5 千人の必要を満たし、基隆水道は表面水を水源とし 10 万人に上水を供した。淡水水道の水源が地下水であるのは、淡水水道に限らず、台湾の水道の水源の特性とも言える点である。同資料には、

良好なる河水又は湖水に對し砂礫濾過法を行へば能く保健上危憂なき程度の浄水を得べしと雖も而も之を純良なる地下水を求めて生物の汚染より避くるに比すれば固より遠く及ぶ所に非ず且つ地下水は四季殆んど温度に變化なく夏季に於ては河水湖水に比して低温なるを以て、我が臺灣の如く熱帯圏内に在る地に於ては地下水に依り可及的低温の上水を都市に供給するは、獨り衛生上のみならず常に炎熱と苦闘しつつある住民に對し一大慰安なりと謂ふべきなり。¹⁸

とあり、地理的に亜熱帯から熱帯圏内属する台湾では低温の地下水を利用するほうが優れていると判断されていた。淡水水道をはじめこの後敷設される北投、士林、金山、台中、宜蘭の羅

¹⁷ 『台湾水道誌』台湾總督府内務局台湾水道研究会(台北:小塚本店印刷工場、昭和 16 年)1,2 頁。

¹⁸ 同書『台湾水道誌』4 頁。

東の各水道、さらには台北の水道も河川と地下水の両方を水源とした。

総督府の所在地であり、台湾統治の中心である台北市の上水施設の起工、竣工が淡水、基隆より遅かった点については、同資料で、

本島統治の中心たる臺北市街は従来多数の鑿井を以て兎に角飲料炊爨、其の他の日常の需要に應じ來りしが其膨脹發展に随ひ給水に不足を來たし當面の應急策として更に市内の各所に鑿井したるも水量は年々減退し或は全く涸渇するものあるに至りしを以て益々上水道施設の必要に迫られ約二百萬圓の工費を投じ四十年より三箇年の継続事業として施行し四十二年其竣功を見るに至れり。⁴⁹

と記述されており、従来多数の井戸が掘られ、井戸水で日常の需要に應じていたが、都市部の急速な拡大に伴い、当面の応急策として井戸水に頼らざるを得ず、結果として上水道施設が遅れたのである。台北の上水道は明治40年4月起工、2年後の明治42年7月に竣工し、当時32万人の生活用水の供給に使われた。

台湾の二本目の水道である基隆水道が竣工した明治35年には府令第69号により給水規則が定められ、法的にも設備としても徐々に整えられていった。

下水に関しては明治32年(1899)4月、律令第6号により台湾下水規則が発せられ、地方官庁が監督する公共下水と土地や建物の所有者が監督する私設下水に分けられた。明治44年において下水規則を施行していた市街は台北、基隆、宜蘭、新竹、台中、台南であった。

上水下水の整備と共に重要な衛生政策は伝染病予防であつ

⁴⁹ 同書『台湾水道誌』2頁。

た。明治29年9月、政府は「台湾伝染病予防規則律令案」⁵⁰を策定し10月より発布、特にペストの予防消毒施行は台湾の發展に重大なる關係を有するとの認識であった。しかし当時、海港検疫所を設置していなかったため、対岸の香港、福建(アモイ)、広東で蔓延していたペストを防ぐことができず、明治33年3月30日付でようやく「海港検疫所官制」を発布した。これは明治33年勅令第119号で全11条からなり、

第一条 臺灣總督府海港検疫所ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ臺灣海港検疫ニ關スル事務ヲ掌ル

第二条 臺北縣基隆ニ海港検疫所ヲ置キ基隆海港検疫所ト稱ス

前項ノ外臺北縣外滬尾ニ基隆海港検疫所ノ支所ヲ置ク

第三条 開港検疫所ニ左ノ職員ヲ置ク・・・⁵¹

と定められ、基隆に検疫所、滬尾(淡水)に支所を置き9月1日より機能し始めた。設立時の職員は基隆検疫所は所長以下8名、滬尾支所は支所長以下5名であったが、二年後の明治35年には、基隆検疫所は所長以下17名、滬尾支所は支所長以下8名に増員された。

衛生行政としては明治36年10月、民政部衛生課とは別に臨時防疫課を設置し、特にペストの予防、鼠の駆除の施行を掌握した。明治36年5月時点での民政部衛生課は兼任者も含めて22名であったのに対し、明治37年4月時点では民政部衛生課21名、民政部臨時防疫課16名で、臨時防疫課には総督府医院医長も兼任で名を連ねており、防疫行政と医事行政が密接に連

⁵⁰ JACAR アジア歴史資料センターRef A01200856200、明治29年9月、「台湾伝染病予防規則(国立公文書館)。

⁵¹ JACAR アジア歴史資料センターRef A03020453100、明治33年勅令第119号「台湾總督府海港検疫所官制(国立公文書館)。

動していた。⁵²

台湾総督府統治初期のアヘン政策はどのようなものであったのであろうか。台法月報発行所による『台湾制度大要』には、阿片の取締は本島に於ける重大なる問題なり、領台当時内務省衛生局長の意見を参考して主務員を各地に派遣し、古来の慣習等を調査せしめ、又各地方廳の報告を徴する等慎重細密の考究を遂げ、遂に漸禁主義を採用せしめ、明治三十年一月臺灣阿片令を出し⁵³

とある。台湾統治にあたり重大なる問題とされたアヘン問題は、明治30年に施行された台湾阿片令により行政主導、特に警察主導で対策が講じられた。この阿片令とはどのようなものであろうか。明治41年に台湾総督府民政部警察本署により作成された『台湾阿片行政施行状況明治29-40年』には、

二十九年二月当時内務省衛生局長タリシ後藤男爵ハ禁烟策二案ヲ具シ政府ニ建議セリ・・・、其ノ第二案ハ大イニ民情ヲ参酌シ時ノ宜キニ處スル漸禁制度ニシテ其ノ要旨ハ阿片烟膏ハ官ノ製造専賣トナシ以テ民間ノ私製及輸入ヲ嚴禁シ一面ニ於テハ青年児童等ニ教育上ヨリ阿片ノ害ヲ知了セシメ警察取締ト相俟テ喫烟悪習ノ傳播ヲ防止シテ新癮者ノ發生ナカラシメ吸食特許者カ死亡若ハ治療廢烟等ニ依リ漸次遞減シ絶滅ニ赴クラ期スルニアリ又政府ハ阿片専賣上巨額ノ収入ヲ得ルコト自然ノ結集タルヲ以テ此費額ハ臺灣地方ニ於ケル殖民衛生ノ費途ニ充ツルコトトセハ所謂生存競争ノ原理ニ據リ毒ヲ以テ毒ヲ制スルノ自然ノ定義ヲ踏ム者ナリ然ルトキハ健康ヲ害スル所ノ

⁵² 『台湾総督府職員録』（台北：台湾H H新報社、明治36年）5頁、『台湾総督府職員録』（台北：台湾H H新報社、明治37年）5、6頁。

⁵³ 前掲書『台湾制度大要』67頁。

禍原ヲ變シテ國民ノ福祉ヲ増加スルコトヲ得ヘシト云フニアリ⁵⁴

とあり、明治29年2月当時の内務省衛生局長であった後藤新平は、阿片使用を全面的に禁じ厳罰に処する「嚴禁案」ではなく、「漸禁案」と「アヘン専売制」を唱え、アヘン吸飲者漸減を目指す行政目的だけでなく、財政目的にも資する意見書を提出した。「漸禁制」とは、アヘン製造に関しては民間の私的な製造や輸入は禁じ、新たな吸飲者は認めず、すでに中毒に罹っている者には鑑札を付与し購買吸飲することを許可し、徐々に減らしてゆくという、実情に応じたものであった。同資料では続けて、

臺灣事務局ニ於テハ審議ノ上此第二案ノ政策ヲ採擇スルコトニ決定シ、・・・阿片令ヲ制定シ明治三十年四月ヨリ之カ實行ヲ見ルニ至レリ⁵⁵

とあるように、後藤の意見が台湾阿片令として明治30年4月より施行された。台湾総督府官房文書課編纂の『台湾統治綜覧』によると、明治33年9月時点のアヘン患者は169,064人であり、7年後の明治40年末には113,165人と、7年間で55,899人、一年平均で7986人減少したとの統計がある。⁵⁶

1.3 台湾総督府統治初期の衛生医療機関の整備

次に台湾総督府統治初期の医院、医学校、公医の開設について述べたい。『台湾統治綜覧』には、

⁵⁴ JACAR アジア歴史資料センターRef A06032550800、明治41年台湾総督府民政部警察本署「台湾阿片行政施行状況明治29-40年」（国立公文書館）2、3頁。

⁵⁵ JACAR アジア歴史資料センターRef A06032550800、明治41年台湾総督府民政部警察本署「台湾阿片行政施行状況明治29-40年」（国立公文書館）3頁。

⁵⁶ 前掲書『台湾統治綜覧』152頁。

新附の土に完全なる醫治機關の設備を要するは殖民政策上缺くべからざる緊要事なり⁵⁷

とあり、医療機関の開設整備が台湾総督府統治初期の緊急にして重大な案件であった。台湾領有直後は陸軍管理の下に医療施設が運用された。明治28年の『陸軍省・日清戦役戦役日記』には、

第四〇八号 受領番号 朝第四一三二号 庁名 大本営 件名 臺灣総督府へ醫師看病人派遣ノ件 提出 二十八年六月二十五日 参謀総長へ御回答案 大本営付トシテ醫師十名看病人三十名臺灣総督府へ向ケ派遣之件臨発第二一二一号ヲ以テ照会之趣追書及承認右醫師ハ本省ニ於テ派遣ヲ命シ看病人ハ別紙之通留守第四師団へ相達候⁵⁸

とあり、明治28年の台湾統治開始時に陸軍省大本営付として医師10名、看護師30名が台湾に派遣されており、これらは陸軍管理の台湾病院及二箇の診断所に配置された。地方庁については、

官第一二二号 管内各県及支庁等ニ使用スヘキ医師二十人 薬剤師四人磨工五人看病人百三十七人必要ニ付派遣相成候様致度此段及請求候也⁵⁹

ともあるように、医師20人、薬剤師4人など各地方庁にも医員及び看病人が配置された。

日本人により台北で最初に開設された病院については、明治33年、台湾日日新報社発行の『台湾総督府台北医院第三回年報』に、台北医院の沿革として、

⁵⁷ 前掲書『台湾統治綜覧』159頁。

⁵⁸ JACARアジア歴史資料センターRef C06022427800、「大本営より台湾総督府へ医師看病人派遣の件」（国立公文書館）。

⁵⁹ JACARアジア歴史資料センターRef C10060823500、「台湾各県及支廳に要する医師其他派遣の件」（国立公文書館）

本院ハ明治二十八年六月民政局所属トシテ創メテ大稻埕千秋街ニ大日本臺灣病院ヲ開設セシニ起因シ同年八月総督府ノ軍政組織トナルニ及ヒ亦其管轄ニ屬シ重テ明治二十九年六月民政組織ニ再變スルヤ臺北縣ノ所轄トナリ明治三十一年五月官制ノ改正ニ際シ縣廳所轄ヲ移シテ総督府ノ直轄トナシ茲ニ臺灣総督府臺北醫院ト改稱セリ⁶⁰

とあり、台湾統治開始の明治28年6月、民政局により台北の大稻埕に大日本台湾病院がまず開設され、8月は軍部の管轄に移り、翌年明治29年、民政施行に伴い6月には台北県所轄、明治31年5月からは台湾総督府直轄の台北医院へと変遷した。

明治29年3月30日の勅令91号は、台湾総督府の軍政から民政の移行を規定しているものであるが、その第29条には、

各縣ニ病院ヲ設ケ院長醫員薬剤師及調劑生ハ判任官待遇トス

また第30条には、

島廳及各支廳ニハ地方職員ノ外醫員及薬剤生ヲ置ク判任官待遇トス・・・島廳又ハ支廳ノ下ニ病院ヲ設ケ醫員薬剤生ヲ以テ其ノ職員ニ充ツルコトヲ得⁶¹

とあり、台北、台中、台南の3県に病院を設け、院長、医員、薬剤師及び調劑生が置かれ、島庁及び各支庁には地方職員の他に医員や調劑生が置かれた。6月には台北県淡水、基隆、新竹、宜蘭、台中県鹿港、苗栗、等10箇所の支庁及び澎湖島庁の合計11箇所に病院や診断所が、さらに9月には台東支庁にも診断所が設置された。⁶²同年10月には、勅令第322号地方官官制

⁶⁰ 『台湾総督府台北医院第二回年報』台湾総督府台北医院（台北：台湾日日新報社、明治33年）1頁。

⁶¹ JACARアジア歴史資料センターRef A03020233100、「明治二十九年・勅令第九十一号・台湾総督府地方官官制」（国立公文書館）

⁶² 前掲書『台湾統治綜覧』160頁。

中改正の第 29 条と第 30 条で、

第二十九条 各縣ニ病院ヲ設ケ院長、副院長、醫員、藥局長、調剤師及書記ヲ置ク」院長、副院長ハ奏任、醫員、藥局長ハ奏任又ハ判任、調剤師及書記ハ判任トス

第三十条 島廳及各支廳ニハ地方職員ノ外醫員、調剤師及書記ヲ置ク 醫員ハ奏任又ハ判任調剤師及書記ハ判任トス 知事島司ニ於テ必要ト認ムルトキハ臺灣總督ノ認可ヲ經テ島廳又ハ支廳ノ下ニ病院ヲ設クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ醫員ヲ以テ病院長ニ調剤師ヲ以テ藥局長ニ書記ヲ以テ病院書記ニ充ツ

と病院組織に係わる条項が加えられた。ここでは、病院長、副院長、医員、藥局長、調剤師、事務職員である書記の待遇が改善され、同時にその責任も明確にされた。これにより台湾總督府の医院制度が確立されたと言える。

翌年の明治 30 年 5 月、勅令第 152 号「台湾地方官官制改正」で 6 県 3 庁制に改正されたのを受けて、勅令第 155 号「台湾總督府医院官制」で、

勅令第百五十五号 臺灣總督府医院官制

第一条 臺灣總督府各県各庁ノ下ニ醫院ヲ置キ知事庁長ノ管理ニ属セシム」 醫院ノ位置及名称ハ臺灣總督之ヲ定ム

第二条 各醫院ニ左ノ職員ヲ置ク 院長 副院長 醫員 藥局長 調剤師書記

第三条 院長及副院長ハ各一人奏任トス

第四条 醫員及藥局長ハ奏任又ハ判任トシ調剤師及書記ハ判任トス⁶³

と定められ、台湾總督府医院官制が地方官官制から独立し、一

⁶³ JACAR アジア歴史資料センターRef A03020289700、「明治三十年・勅令第百五十五号・台湾總督府医院官制」(国立公文書館)

層の規模の拡張が図られた。明治 31 年 11 月現在の台湾總督府職員録には、

台北医院、新竹医院、基隆医院、台中医院、台南医院、嘉義医院、鳳山医院、宜蘭医院、台東医院、澎湖医院の 10 医院と職員が記載されている。⁶⁴

医学校に関しては、『台湾統治綜覽』には、

明治二十九年本島に始めて民政を布かるるや後藤衛生局長は本府の衛生顧問として醫学校設立の議を建て同三十年試に臺北醫院内に醫師養成所を設け本島人子弟にして稍國語を解する物數十名を集め普通學竝に醫學の初歩を教授せし . . .⁶⁵

とあり、当時内務省衛生局長であり、台湾總督府衛生顧問であった後藤新平の提言により、台湾人を医師として養成する目的で明治 30 年に台北医院内に医師養成所が設けられた。台湾總督府民政部発行の『台湾衛生概要』には、

三十年四月臺北病院附属トシテ醫學講習所ヲ設置シ院長之ヲ管理シ醫員及藥劑師ヲシテ公務ノ余暇醫學及普通學ヲ教授セシメタリ⁶⁶

とあり、この「台北医院内医師養成所」を「台北病院附属医学講習所」と表記している。『台湾總督府公文類纂』を「台北病院」「台北医院」で検索すると、明治 30 年 3 月までの公文は台北病院、明治 30 年 6 月以降の公文は台北医院とある。名称はいずれにしても、正式な官立医学校が設立される前に施された、本格的な医師養成の場であった。

明治 32 年 3 月には勅令第九十五号・台湾總督府医学校官制

⁶⁴ 『台湾總督府職員録』(台北：台湾日日新報社、明治 31 年) 30-32 頁。

⁶⁵ 前掲書『台湾統治綜覽』164 頁。

⁶⁶ 前掲書『台湾衛生概要』48 頁。

により、

勅令第九十五号臺灣總督府醫學校官制

第一条 臺灣總督府醫學校ハ臺灣總督ノ管理ニ属シ醫師ヲ養成スル所トス

第二条 臺灣總督府醫學校ニ左ノ職員ヲ置ク 校長 教授 助教授 舎監 書記 . . .⁶⁷

と定められ、明治 32 年に台湾總督府医学校が設置され、校長以下職員の任命が為された。教場は当初台北医院に置かれ、これにより、『台湾衛生概要』によると、

醫學校設立ノ際已ニ三年ヲ経過シ現ニ生徒タル者十五人アリシヲ以テ之ヲ醫學校ニ引継キタリ⁶⁸

とあり、台北医院内医師養成所（台北病院附属医学講習所）の生徒 15 人は官立医学校に引き継がれた。修業年限は 5 年、明治 40 年 12 月末日時点の生徒総数は 157 人、生徒の出身地はほとんど全島各庁下に涉っていた。明治 35 年の『台湾總督府職員録』によると、台湾人は雇いとして、台北医院に一人、新竹医院に一人、台南医院に三人、宜蘭医院に一人、また囑託として嘉義医院に二人、合計台湾人八人が登用されていた。⁶⁹

台湾總督府統治初期の衛生医療行政は、中央機関に於いては民政部警察本署に衛生課が設けられ、後には衛生課から臨時防疫課が独立して、これらの部署が衛生医療行政を掌った。また總督府医学校が設けられ、台湾人医師の養成がなされ、各地方には医院が開設されて、地方医療の中心的役割を果たした。地方行政機関においては、各庁の警務課に衛生係が置かれ、衛生

事務を掌った。さらに地方において、受け持ち区域内の公衆衛生、医事に関する諸件を補佐したのが公医であった。

明治 29 年 6 月「台湾公医規則」が施行され、各地に公医が配置された。下記は明治 29 年 6 月 3 日付『台湾總督府公文類纂』「公醫規則制定」（档案：冊数 61、文號 10）目録部分資料である。

件名	施行年月日
一、公醫規則制定	明治二十九年六月三日
二、公醫管理規程標準件	明治二十九年六月三日
三、公醫規則制定	明治二十九年六月三日
四、公醫規則制定	明治二十九年六月三日
五、公醫規則制定	明治二十九年六月三日
六、公醫規則制定	明治二十九年六月三日
七、公醫規則制定	明治二十九年六月三日
八、公醫規則制定	明治二十九年六月三日
九、公醫規則制定	明治二十九年六月三日
十、公醫規則制定	明治二十九年六月三日
十一、公醫規則制定	明治二十九年六月三日
十二、公醫規則制定	明治二十九年六月三日
十三、公醫規則制定	明治二十九年六月三日
十四、公醫規則制定	明治二十九年六月三日
十五、公醫規則制定	明治二十九年六月三日

資料出典：『台湾總督府公文類纂』「公醫規則制定」（档案：冊数 61、文號 10）明治 29 年 5 月 21 日公布、6 月 15 日より施行された全 14 条からなるこの「台湾公医規則」は、

受持区域内ノ公衆衛生及醫事ニ関スル諸件ヲ補翼シ又官廳ノ命アルトキ傳染病豫防並檢按診斷鑑定其ノ他醫事ニ

⁶⁷ JACAR アジア歴史資料センターRefA03020390000、「明治二十二年・勅令第九十五号・台湾總督府医学校官制」（国立公文書館）

⁶⁸ 前掲書『台湾衛生概要』49 頁。

⁶⁹ 『台湾總督府職員録』（台北：台湾 H H 新報社、明治 35 年）72、75、76 頁。

関スル諸件ヲ擔任セシムル⁷⁰

など、公医の職責と職域、手当などが明示されている。公医の配置は77箇所、取扱う患者は13,4万を数え、医院制度と共に台湾人の信頼を得て、保健衛生の点においてのみならず、統治、啓発の上でも益するものであった。⁷¹しかし台湾における疾病は日本国内と異なり、加えて言語や風俗習慣の違いがあるため、医療法の適切さや意思の疎通の問題を考慮して、明治31年7月、「台湾公医候補生規則」が定められた。明治31年7月2日付「台湾総督府報」第319号には、全6条の府令第48号「台湾公医候補生規則」が

第一条 公醫候補生ハ臺灣公醫ノ候補者トシテ臺灣総督府民政長官ノ指定ニ依リ醫院ニ附属シ醫務ヲ練習スルモノトス

第二条 公醫候補生ハ明治十六年十月布告第三十五號醫師免許規則第二条第三条第四条ニ依リ醫術開業免状ヲ得タル者又ハ之ト同等ノ資格アル者ニシテ明治二十九年五月府令第六號臺灣醫業規則ニ依リ醫業免許證ヲ得タル者ニ限ル⁷²

とあり、一定の資格を有し医師免許証、医術開業免状、医業免許証を有する者から公医候補生を採用し、台湾総督府医学校で研修訓練した後に公医として採用された。

明治36年の『台湾総督府職員録』によると、公医は、台北庁6名、基隆庁4名、宜蘭庁5名、深坑庁2名、桃仔園庁5名、新竹庁4名、苗栗庁3名、台中庁5名、彰化庁3名、南投庁2名、斗六庁4名、嘉義庁3名、塩水港庁4名、台南庁7名、蕃

⁷⁰ 『台湾総督府公文類纂』「公醫規則制定」(档案：冊数61、文號10)

⁷¹ 前掲書『台湾統治綜覧』144頁。

⁷² 『台湾総督府報第319号』、明治31年7月2日、9頁。(台湾HH新報49号付録)

薯寮庁1名、鳳山庁2名、阿猴庁2名、恒春庁2名、合計74名の配置であった。⁷³

2. 宜蘭統治初期における衛生医療機関の整備

2.1 宜蘭統治初期における衛生医療行政の沿革

ここでは、日本統治時代初期宜蘭における衛生医療機関の開設について述べるものであるが、台湾総督府統治初期の地方における衛生医療行政について、簡単にふれておきたい。台湾総督府民政部が大正2年に発行した『台湾衛生概要』には、

本島地方行政ノ機関トシテ臺北、宜蘭、桃園、新竹、臺中、南投、嘉義、臺南、阿緞、臺東、花蓮港、澎湖ノ十二廳ヲ置ク廳中警務課ニ衛生係アリテ衛生ノ事務ヲ掌ル而シテ樞密ノ地ニハ警察醫及技手ヲ配置ス又地方官官制ニ廳長ハ廳ノ事務ヲ分掌セシムル為総督ノ認可ヲ経テ支廳ナル廳出張所ヲ置キ得ル規定アリ而シテ既ニ設置セラレタルモノ八十七アリ現ニ茲ニ長タルモノハ警視三人警部ニシテ是等ハ實ニ廳直轄外ノ地ニ於ケル衛生行政ノ機関タリ⁷⁴とあり、地方庁においては警務課衛生係がその地方の衛生事務を指導管轄しており、さらに支庁に相当する出張所が配置された。

宜蘭庁が開設された明治30年、台湾総督府地方官官制改正を定めた「勅令152号34条」⁷⁵に基づき台湾総督府は「府令21号」⁷⁶を公布、宜蘭庁下に頭圍(現在の頭城)、宜蘭、羅東、利澤簡の4弁務署を設置した。弁務署の業務は、行政事務、とり

⁷³ 『台湾総督府職員録』(台北：台湾口口新報社、明治36年)

⁷⁴ 前掲書『台湾衛生概要』32頁。

⁷⁵ JACARアジア歴史資料センターRef A03020289400 明治30勅令152号(国立公文書館)。

⁷⁶ 『台湾総督府報号外』、明治30年6月10日、1頁及4頁。(台湾新報明治30年6月10日第225号附録)

わけ警察事務が主たる業務であった。

宜蘭庁下の4弁務署は明治31年6月、「府令39号」⁷⁷に基づき宜蘭と羅東の2弁務署に、さらに明治33年10月には「府令90号」⁷⁸により8出張所に改正された。宜蘭、礁溪、頭圍、東港、羅東、叭哩沙、利澤簡、蘇澳の8出張所である。明治33年10月1日付『宜蘭庁報第35号』にも「宜蘭庁令第12号」として、

宜蘭廳長ノ發シタル警察命令中「辨務署」又ハ「辨務署又ハ辨務支署」ヲ總テ「出張所」ニ改ム

この法令の「警察命令」という表現からも明らかに、出張所は警察官吏派出所としての役割が大きかった。同じく『宜蘭庁報第35号』の「宜蘭庁告示第28号」では、出張所に警察官吏派出所を設置し、8出張所の下に合計49の警察官吏派出所の名称と所在地が明示されている。

地方行政区画が3県4庁制から20庁制に改正された明治34年、「宜蘭庁令第16号」⁷⁹で頭圍、羅東、叭哩沙(現在の三星)3支庁設置が報じられ出張所は廃止された。これら各支庁の取扱い事項は「宜蘭庁令17号」⁸⁰には、警察に関する事項、地方税収入に関する事項、と記載されており、以前の出張所の業務と同じく、主として警察事務、さらには税収に関する業務、そして地域の衛生医療指導を取り扱った。またこれまでの宜蘭出張所の業務は、宜蘭庁直轄警務課がこれを引き継いだ。大正2年の時点で87の出張所があり、警視、警部ら警察機関が地方衛生行政の担い手であった。これについて、『台湾衛生概要』

⁷⁷『台湾総督府報第315号』、明治31年6月28日、71頁。(台湾日日新報45号附録)

⁷⁸『府報第830号』、明治33年10月1日、1頁。

⁷⁹『宜蘭庁報第79号』、明治34年11月11日、134頁。(宜蘭：八重樫活版所)

⁸⁰同書『宜蘭庁報79号』

は、

衛生ノ事務ハ是等數回ノ改正ニ當リテモ常ニ警察機関ノ掌ル處タリ⁸¹

とあり、地方衛生行政と警察機構が不可分であったことが理解できる。

この点で『台湾総督府職員録』から宜蘭庁の組織を概観すると、明治36年は警務課11名、内台湾人1名(林元弼)、頭圍支庁3名、羅東支庁4名、叭哩沙支庁4名であった。尚、公医は羅東、蘇澳、頭圍、叭哩沙、宜蘭の各地に一名ずつ、計5名が配された。公医を含めた31名のうち、台湾人は一人で残りの30名は日本人であった。これを台湾日日新報社発行の明治36年『台湾総督府職員録』をもとに表にまとめたのが、表2.1「明治36年宜蘭庁警務課、支庁、公医内訳」である。

表2.1「明治36年宜蘭庁警務課、支庁、公医内訳」

警務課	11	支庁	11	公医	5
警部	4	頭圍	3	宜蘭	1
警部補	4	羅東	4	頭圍	1
嘱託	1	叭哩沙	4	羅東	1
雇	2(台籍1)			蘇澳	1
				叭哩沙	1

資料：『台湾総督府職員録』明治36年、台湾日日新報社

同様にして、明治37年、39年、40年、41年、42年分を下記にまとめた。

表2.2「明治37年宜蘭庁警務課、支庁、公医内訳」

警務課	15	支庁	13	公医	5
-----	----	----	----	----	---

⁸¹ 前掲書『台湾衛生概要』34頁。

警部	6	頭圍	3	宜蘭	1
警部補	4	羅東	4	頭圍	1
囑託	2	叭哩沙	6	羅東	1
雇	3(台籍1)			蘇灣	1
				叭哩沙	1

資料：『台湾総督府職員録』明治37年、台湾HH新報社

表 2.3 「明治39年宜蘭庁警務課、支庁、公区内訳」

警務課	22	支庁	22	公医	5
警部	9	頭圍	4	宜蘭	1
技手	2	羅東	7	頭圍	1
警部補	3	叭哩沙	11	羅東	1
囑託	5(台籍1)			蘇灣	1
雇	3(台籍1)			叭哩沙	1

資料：『台湾総督府文官職員録』明治39年、台湾口口新報社

表 2.4 「明治40年宜蘭庁警務課、支庁、公区内訳」

警務課	26	支庁	32	公医	5
警部	9	頭圍	5	宜蘭	1
技手	2	羅東	11	頭圍	1
通訳	1	叭哩沙	15	羅東	1
警部補	5			蘇灣	1
囑託	6(台籍1)			叭哩沙	1
雇	3(台籍1)				

資料：『台湾総督府文官職員録』明治40年、台湾日日新報社

表 2.5 「明治41年宜蘭庁警務課、支庁、公区内訳」

警務課	22	支庁	26	公医	5
警部	9	頭圍	3	宜蘭	1
技手	2	羅東	11	頭圍	1
通訳	1	叭哩沙	12	羅東	1
警部補	3			蘇灣	1
囑託	6(台籍1)			叭哩沙	1
雇	2(台籍1)				

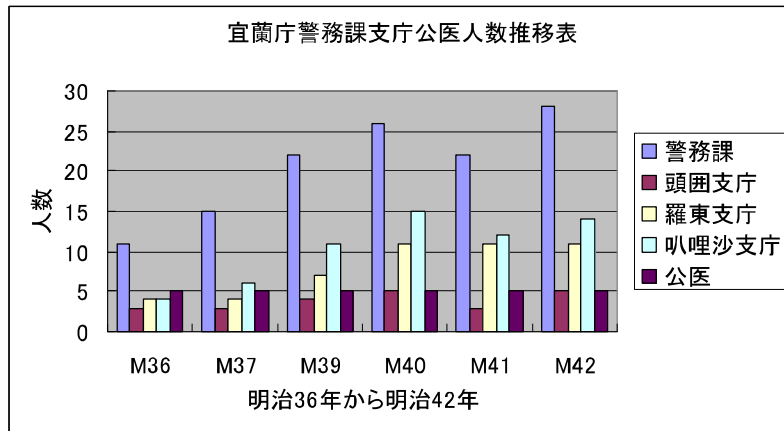
資料：『台湾総督府文官職員録』明治41年、台湾日日新報社

表 2.6 「明治42年宜蘭庁警務課、支庁、公区内訳」

警務課	28	支庁	30	公医	5
警部	9	頭圍	5	宜蘭	1
技手	1	羅東	11	頭圍	1
通訳	1	叭哩沙	14	羅東	1
警部補	4			蘇灣	1
囑託	12			叭哩沙	1
雇	1(台籍1)				

資料：『台湾総督府文官職員録』明治42年5月、台湾日日新報社

これら明治36年から明治42年の警務課、各支庁、公医の数の推移をグラフに示したのが、下記「宜蘭庁警務課支庁公医人数推移表」である。



ここから分かることは、地域衛生医療指導を担当した警務課は、明治41年に減少するものの、基本的には明治36年から42年まで順当に増員されている点と地方辺縁区域においては、羅東地区と、宜蘭と羅東の中間で山側に位置する叭哩沙地区の人員の増加が目立ち、一方で初期に栄えた頭圍地区へは人員の増加があまり見られない。これらを出身地別に見ると、支庁、公医にはこの時点での台湾人の登用は見られず、宜蘭庁警務課において、雇や嘱託の立場で、毎年1,2名の台湾人が登用されていた。叭哩沙地区の人員の増加に関しては、この地域の治安維持上の理由が考えられる。警務課や支庁が果たした役割に、アヘン管理を含めた地域衛生指導もあるが、一番の任務は警察権力の行使による治安維持であった。宜蘭地域は台湾総督府の統治に反対する「土匪」や原住民の反抗が比較的激しい地域であった。例えば宜蘭出身である簡大獅は、台北文山出身の陳秋菊、淡水出身の林季成らとともに抗日勢力の「土匪」として、台湾総督府の台湾統治が開始された明治28年（1895）12月に台北城に攻撃をしかけるなど、台湾総督府の台湾統治に抵抗した。

清朝時代に開かれた淡蘭古道は「土匪」勢力の活動拠点でもあったため、台北や基隆と宜蘭を結ぶ陸路は襲撃される危険があり、郵便夫が襲撃される事件なども生じた。また後日開かれ宜蘭庁管轄下に置かれる深坑郵便局平林尾出張所は文山堡に所在しているが、深坑は陳秋菊が文山方面の石碇や木柵とともに活動拠点としている地域であり、簡大獅と共に文山－木柵－深坑－石碇－平林尾－宜蘭（礁溪）につながる陸路に出没し、抗日活動を続けていた。また宜蘭出身の「土匪」林火旺らの抗日活動もあったが、明治31年（1898）、簡大獅、林火旺ら「土匪」勢力は台湾総督府に帰順を表明し、抗日活動は下火となり、陸上交通路の開拓や宜蘭における教育の進展と密接に結びついた。明治33年3月に「土匪」の首領の一人である林火旺は台湾総督府により処刑されるが、その後も「土匪」の反抗や原住民の襲撃は続いていた。明治34年、叭哩沙巡査が首刈りにて殺害された。明治36年6月、原住民150名が叭哩沙大湖桶山製腦地を襲撃、同年9月、叭哩沙派出所を襲撃した。明治38年2月には原住民が叭哩沙支庁を襲撃し、住民8名が殺害された。⁸²宜蘭の蘭陽平野の中で、頭圍、羅東、宜蘭直轄地に比べ、山側に位置した地区を管轄した叭哩沙支庁は、他地域と比べ土匪や原住民らの反抗勢力と対峙する機会が多く、治安維持機能強化のため叭哩沙支庁勤務の警部、警部補、嘱託、雇らの警察官が多く配置されたのはもっともな理由である。

3. 宜蘭統治初期衛生医療機関における台湾人登用

3.1 宜蘭統治初期における官立宜蘭病院の沿革と台湾人登用

次に台湾総督官立宜蘭病院の沿革をまとめたい。明治28年

⁸² 『宜蘭縣史大事記』（高淑媛、宜蘭縣政府、2004年）102、104、106頁。

(1895)清朝は台湾を日本へ割譲、この年の6月22日、日本軍は宜蘭城へ進軍し「台北県宜蘭支庁⁸³」を設置、台湾総督府による宜蘭統治が始まった。同月、宜蘭支庁内に診療所を開設した。翌明治29年6月、宜蘭診療所は宜蘭病院と改称された。『台湾総督府公文類纂』(冊号9259、文号23)には明治29年7月1日付で、

大内徳雄ニ宜蘭病院書記ヲ井手文碩ニ宜蘭病院看護ヲ命スル⁸⁴

という公文があり、台北県宜蘭支庁管轄の宜蘭病院として、地域医療の指導的立場にあった。

明治31年『台湾総督府職員録』には、宜蘭病院は宜蘭医院と名称が変わり、院長米田昌英、医務嘱託河内新太郎以下、8名の名前が載せられている。4年後の明治35年には、院長米田昌英以下10名で、そのうち一人は石秀源という名の台湾人である。⁸⁵下記表3.1「宜蘭医院職員一覧(明治31年から明治42年)」をまとめた。資料の出典は全て台湾総督府職員録である。

表 3.1 「宜蘭医院職員一覧(明治31年から明治42年)」

		院長	日本人職員	台湾人職員
明治31年 (1898)	8名	米田昌英(福岡)	河内、佐川、村井、山崎、 高村、日高、古賀	
明治35年 (1902)	10名	米田昌英(福岡)	村井、高村、野村、清野、 鈴木、渡邊、伊豆橋、 村部	石秀源

⁸³ 当時の漢字表記は「臺北縣宜蘭支廳」であるが、本稿では「台北県宜蘭支庁」と記す。以下同じ。

⁸⁴ 『台湾総督府公文類纂』(冊号9259、文号23)

⁸⁵ 明治35年の台湾総督府職員録では出身地の記載はないが、同人物を明治36年台湾総督府職員で照合すれば、明治35年職員録記載者の出身地もわかる。

明治36年 (1903)	10名	米田昌英(福岡)	村井、高村、野村、清野、 鈴木、渡邊、伊豆橋、 窪宮	石秀源
明治37年 (1904)	9名	米田昌英(福岡)	村井、高村、野村、清野、 渡邊、伊豆橋、窪宮	石秀源
明治39年 (1906)	8名	鵜飼碧汀(愛知)	白石、高村、黒萩、清野、 木下	林人和 石秀源
明治40年 (1907)	7名	鵜飼碧汀(愛知)	白石、黒萩、清野、木下	林人知 ⁸⁶ 羅福元
明治41年 (1908)	8名	鵜飼碧汀(愛知)	白石、宮城、黒萩、清野、 木下	林人和 羅福元
明治42年 (1909)	8名	鵜飼碧汀(愛知)	白石、宮城、黒萩、清野、 木下	林人和 羅福元

資料出典:『台湾総督府職員録』(明治35年、36年、38年)『台湾総督府文官職員録』

(明治39年、40年、41年、42年)、いずれも台湾日日新報社発行

この表から、宜蘭医院は台湾総督府職員録で確認する限り、明治31年からおよそ10年の間、職員数に大きな変動はなかった。職員数は8名前後で、遅くとも明治35年には台湾人職員が1人、明治40年には台湾人職員は2人採用されていた。開設当初は福岡出身の米田昌英(福岡)が院長兼任院長を務め、遅くとも明治39年には愛知出身の鵜飼碧汀に変わった。鵜飼は明治31年から少なくとも明治37年まで台湾南部の鳳山医院の院長であった。鵜飼が宜蘭医院の院長であった明治39年から明治42年は、2名の台湾人が登用された。

これをさらに10年ごとの周期で確認したい。表3.2「宜蘭医

⁸⁶ 出典資料である『台湾総督府職員録明治40年』には、林人知と記されているが、前後の年の記録から見ると、林人和の誤植と思われる。

院職員一覧(明治36年から昭和17年)は明治36年から10年ごとに職員名簿をまとめたものである。

表 2.8 「宜蘭医院職員一覧(明治36年から昭和17年)」

	人数	院長(出身)	職員 (日本人)	職員 (台湾人)
明治36年 (1902)	10名	米田昌英(福岡)	村井、高村、野村、清野、 鈴木、渡邊、伊豆橋、 窪宮	石秀源
大正2年 (1912)	12名	森滋太郎(福岡)	欠島、坪井、大川、三浦、 黒荻、石原、久野、高森	林人和 陳金波 林彩雲
大正12年 (1922)	15名	森滋太郎(福岡)	坪井、欠島、田中、石原、 伊藤、田中、増田、田中、 行木、岩崎、古谷	陳上金 林耀庚 黄松茂
昭和8年 (1932)	13名	上瀧巍(福岡)	笹川、高橋、勝山、中山、 前田、岩崎、坂井、辻田、 千葉	李雁 黄徳仁 楊秋谷
昭和17年 (1941)	17名	笹川正路(東京)	勝山、早川、中島、富川、 石垣、鶴殿、大森、佐伯、 高橋、大西	李雁 趙榮傑 黄徳仁 陳讚成 李柄炎 胡清運

資料出典：『台湾総督府職員録』(明治36年、大正2年、大正12年、昭和8年、昭和17年)

明治36年から10年ごとに職員数の変遷をみたが、設立された

明治31年から35年後の昭和8年までは、職員数に大きな変動は見られない。しかし45年後の昭和17年には設立時のおよそ2倍の職員となった。台湾人の採用に関しては、開設直後は台湾人は採用していなかったが、遅くとも明治35年には1人、明治39年には2人が採用され、また遅くとも大正2年までには3人に増えている。大正2年から20年後の昭和8年まで3人のままであったが、昭和17年には6名の台湾人が採用され、日本人職員と共に公務に携わっていた。

上記表2.8では、台湾人として最初に登用されたのは石秀源であるが、石秀源は医療従事者ではなく、庶務、経理助手としての事務方としての採用であった。明治39年から『台湾総督府職員録』で確認できる、宜蘭医院に登用された最初の台湾人医療従事者は林人和で、大正3年までおよそ10年間、宜蘭医院で最初の台湾人医師として、おもに内科助手の公務に携わった。林は総督府医学校第4期生で、大正4年には宜蘭街で開業し、現地の人々と密着した地域医療に従事した。明治40年から42年にかけては、総督府医学校第6期生の羅福元が宜蘭医院で外科助手として公務に就いた。羅福元も明治42年に宜蘭医院を離れ、宜蘭街で開業した。このように総督府医学校を卒業し、宜蘭医院で公職に就き、その後宜蘭で開業する、という台湾人医師が出現し始め、それにより、市街地の医療水準は高くなっていったと、容易に予測できる。

3.2 衛生医療機関における台湾人登用の地域との比較

では、他の台湾総督府立官営病院における職員規模や台湾人登用率を比較するとどうなるであろう。下記表3.3「医院別台湾人職員比率(明治31年から明治42年)」は『台湾総督府職員録』の明治31年から明治42年までの記録を用いて、病院ご

との職員数（上段）と台湾人職員数（中段）、台湾人職員比率（下段）を書き出した。例えば、明治 31 年宜蘭医院の職員数は 8、台湾人登用数は 0 である。

表 3.3 「医院別台湾人職員比率（明治 31 年から明治 42 年）」

	台北	新竹	基隆	台中	台南	嘉義	鳳山	宜蘭	台東	澎湖
明治 31 年 (1898)	20 0 0%	8 0 0%	8 0 0%	13 0 0%	11 0 0%	6 0 0%	7 0 0%	8 0 0%	4 0 0%	4 0 0%
明治 35 年 (1902)	50 1 4%	8 1 13%	11 0 0%	27 0 0%	29 3 10%	10 2 20%	8 0 0%	10 1 10%	8 0 0%	9 0 0%
明治 36 年 (1903)	55 4 7%	7 0 0%	8 0 0%	24 0 0%	29 4 14%	7 0 0%	7 0 0%	10 1 10%	7 0 0%	7 0 0%
明治 37 年 (1904)	61 5 8%	9 1 11%	10 0 0%	20 0 0%	30 5 17%	10 3 30%	8 1 13%	9 1 11%	9 0 0%	9 0 0%
明治 39 年 (1906)	73 6 8%	10 2 20%	11 1 9%	21 2 10%	26 9 35%	12 4 33%	8 2 25%	8 2 25%	9 0 0%	8 0 0%
明治 40 年 (1907)	78 8 10%	10 3 30%	15 3 20%	27 4 15%	27 9 33%	10 2 20%	11 1 9%	8 2 25%	10 2 20%	8 1 13%
明治 41 年 (1908)	84 9 11%	10 3 30%	14 2 14%	26 3 12%	31 10 32%	11 3 27%	11 1 9%	8 2 25%	9 2 22%	10 2 20%

明治 42 年 (1909)	88 13 15%	10 3 30%	12 2 17%	23 4 18%	28 10 36%	11 2 18%	11 1 9%	8 2 25%	10 1 10%	11 1 9%
----------------------	-----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	----------------	---------------	---------------	----------------	---------------

明治 35 年、36 年の台中医院には、斗六分院を含める

資料出典：資料出典：『台湾総督府職員録』（明治 35 年、36 年、38 年）

『台湾総督府文官職員録』（明治 39 年、40 年、41 年、42 年）、いずれも台湾日日新報社発行

上記表中、まず注日したいのは台北医院の職員数の着実な増加である。台北医院以外の多くの地域の官立医院、とくに北部は明治 31 年から明治 42 年までの 11 年間に職員数の変動はあまり見られない。新竹、基隆、台中、そして宜蘭がこれに該当する。一方、台湾中南部、東部、離島は、徐々に増加し、11 年間でほぼ 2 倍から 3 倍の職員数になった。これらの理由としては、台湾南部、東部において、総督府が地域の衛生教育を推進する方法として、官立医院の拡充が一番効果的であったからと思われる。台北医院の増加は、これに公医候補生が含まれているからであり、同時に台湾総督府所在地として、衛生医療の中心的役割を負っていたことも窺い知れる。

では、台湾人の登用については、どのような傾向がみられるであろうか。明治 31 年時点では、いずれの医院においても台湾人の登用はなかったが、遅くとも 4 年後の明治 35 年には、台北、新竹、台南、嘉義、宜蘭で台湾人の職員登用がみられる。興味深い対比として、規模として、また設立の歴史としても同程度の、台北、台中、台南の各医院の比較である。台南医院は遅くとも明治 35 年には台湾人を登用しており、その後、3 人、4 人、5 人、9 人、10 人、と着実に増加している。しかし台中医院は、明治 37 年まで登用がなく、その後も 3、4 名程度の採

用である。基隆医院や新竹医員も台中医院とほぼ同じような傾向がある。台湾人の登用の絶対数が多いのは、職員数が最大の台北医院であるが、職員数に対する比率で見ると、台南医院における台湾人登用率が一番大きい。例えば明治42年5月時点では、台南医院の台湾人職員数は10名で、職員登用率は36%である。これら周囲に変動が見られる中、宜蘭医院の台湾人登用率は比較的高水準で安定していた。

ここで、さらに明治36年から昭和17年まで10年ごとの、台湾人職員登用の地域別比較を行いたい。下記表3.4「医院別台湾人職員比率（明治36年から昭和17年）」は台湾総督府職員録から該当する年度の記録を抜粋、整理したものである。各項の上段は職員数、中段は台湾人職員数、下段は台湾人職員登用比率を示す。

表 3.4 「医院別台湾人職員比率（明治36年から昭和17年）」

	台 北	基 隆	宜 蘭	新 竹	台 中	嘉 義	台 南	鳳山 高雄	阿 緞 屏東	台 東	花 蓮 港	澎 湖
明 治 36 年 (1903)	55 4 7%	7 0 0%	10 <i>1</i> 10%	8 0 0%	24 0 0%	7 0 0%	29 4 14%	7 0 0%	—	7 0 0%	—	7 0 0%
大 正 2 年 (1913)	79 7 9%	13 2 15%	12 3 25%	12 4 33%	22 3 14%	14 3 21%	43 11 26%	—	16 4 25%	10 1 10%	13 3 23%	9 0 0%
大 正 12 年 (1923)	88 8 9%	14 4 29%	15 3 20%	13 3 23%	26 4 15%	17 5 29%	44 12 27%	14 3 21%	12 4 33%	12 5 42%	11 2 18%	10 4 25%
昭 和	77	15	13	12	28	25	43	18	14	9	13	11

8 年 (1933)	4 5%	4 27%	3 23%	0 0%	6 21%	5 20%	11 26%	3 17%	2 14%	1 11%	2 15%	2 18%
昭 和 17 年 (1942)	なし	16 4 25%	16 7 44%	22 8 36%	30 10 33%	19 11 58%	33 16 48%	25 10 40%	14 4 29%	12 2 17%	23 9 39%	10 4 40%

資料出典：『台湾総督府職員録』（明治36年、大正2年、大正12年、昭和8年、昭和17年）

注記1：昭和17年の台北医院の記載はない。

注記2：鳳山医院は大正2年の記載はなく、大正12年には高雄医院の記載あり。

注記3：大正2年には台南南部の屏東地区は阿緞医院があり、大正12年には屏東医院に名称が変更。

この地域別台湾人登用比較表を概観すると、宜蘭医院職員の台湾人登用率は総じて高いといえる。明治36年はわずか3箇所でのみ台湾人が登用されており、宜蘭はそのうちの1箇所であった。台北は総督府所在地であり、医学衛生に関してももともと進んだ地であり、さらに、台湾人教育に関する意識も低くはなかった。また台南は、台北医院、台中医院、台南医院として、台湾南部の台湾総督府衛生医療政策の中心的場所であり、そこに台湾人が登用され、ふさわしく訓練、研修を受けていることは容易に考えられる。

この理由としてまず考えられるのは、社会インフラの整備であろう。台南に台湾人の登用が多いのは、逆に言うなら、日本人の登用が少ないということであり、日本人が赴任したがらなかったからであろう。総督府所在地の台北や日本との玄関口の基隆、交通や通信設備が早期に整備された新竹などの台湾人比率が低いことと合わせて考えることができる。

台湾統治初期の明治 36 年に台湾人職員比率が多いのは、言い換えれば日本人職員が少ないからであり、これは、宜蘭地域の社会インフラの整備がまだ進んでいなかったことと、結び付けて考えられる。

宜蘭は他地域と比較して、台湾統治中期から後期にかけて、つまり大正 2 年からの 20 年から 30 年は台湾人登用比率は、20% 台と比較的安定していた。

おわりに

明治 28 年（1895）、日本は日清戦争の勝利によって台湾を清朝中国から割譲され、明治政府は初めての植民地統治を経験することとなった。しかし、はじめて植民地を経営する日本政府にとって、熱帯地にある台湾を統治するに当たり、疾病問題をなくし、外部から多数の移住者を入れることが、最も急務であり、同時に最も難しい問題であった。台湾総督府はこれら衛生医療上の問題を克服し台湾統治を進めるために、台湾総督府民政局総務部衛生課を組織し、伝染病、地方病予防、病院設立と医師、薬剤師の養成、検疫、衛生計画、アヘン対策の各方面に政策を展開した。

明治 34 年以降、衛生医療行政は、中央機関に於いては民政部警察本署に衛生課が設けられ、後には衛生課から臨時防疫課が独立して、これらの部署が衛生医療行政を掌った。各地方には医院が開設されて、地方医療の中心的役割を果たした。地方行政機関においては、各庁の警務課に衛生係が置かれ、衛生事務を掌った。さらに地方において、受け持ち区域内の公衆衛生、医事に関する諸件を補佐する公医制度が設けられた。

宜蘭における衛生医療行政に関して言えば、宜蘭庁下には明治 30 年からの 4 弁務署、また明治 33 年より 8 出張所が機能し、

出張所は警察官吏派出所としての役割が大きかった。8 出張所の下に合計 49 の警察官吏派出所が組織された。これら出張所また派出所は主として警察事務、さらには税収に関する業務、そして地域の衛生医療指導を取り扱った。それで、宜蘭における衛生医療の啓発、教育は、警察機構の整備と不可分でもあった。

地域衛生医療指導を担当した警務課は、特に宜蘭と羅東の間で山側に位置する叭哩沙地区の人員の増加が目立ち、一方で初期に栄えた頭圍地区へは人員の増加があまり見られない。叭哩沙地区の人員の増加に関しては、この地域の治安維持上の理由が考えられる。警務課や支庁が果たした役割に、アヘン管理を含めた地域衛生指導もあるが、一番の任務は警察権力の行使による治安維持であった。

台北県宜蘭支庁管轄の宜蘭病院は、地域医療の指導的立場にあった。明治 31 年『台湾総督府職員録』には、宜蘭病院は宜蘭医院と名称が変わり 8 名の名前が載せられている。4 年後の明治 35 年には、職員は 10 名で、そのうち一人は事務員として採用された石秀源という名の台湾人である。明治 40 年には台湾人職員は 2 人採用されていた。

宜蘭医院に登用された最初の台湾人医療従事者は林人和で、大正 3 年までおよそ 10 年間、宜蘭医院で最初の台湾人医師であった。林は総督府医学校第 4 期生で、大正 4 年には宜蘭街で開業し、現地の人々と密着した地域医療に従事した。明治 40 年から 42 年にかけては、総督府医学校第 6 期生の羅福元が宜蘭医院で外科助手として公務に就いた。羅福元も明治 42 年に宜蘭医院を離れ、宜蘭街で開業した。このように総督府医学校を卒業し、宜蘭医院で公職に就き、その後宜蘭で開業する、という台湾人医師が出現し始め、それにより、市街地の医療水準

は高くなっていった。

地域別台湾人登用比較表を概観すると、宜蘭医院職員の台湾人登用率は総じて高いといえる。明治36年はわずか3箇所でのみ台湾人が登用されており、宜蘭はそのうちの一箇所であった。しかしながら、台湾人の登用が比較的高いということは、日本人官吏の赴任が少ないということの裏返しであり、交通や通信、社会インフラの整備が進む中でなぜ宜蘭に日本人の赴任者が増えなかったのか、他の事象や要因と比較検討したい。

付録資料 1.

明治 29 年訓令第 4 号「台湾総督府民政局各部分課規程」

第五條 総務部ニ秘書課、文書課、外事課、衛生課ヲ置ク

第九條 衛生課ニ於テハ左ノ実務ヲ掌ル

- 一、 傳染病又地方病ノ預防及其他總テ公衆衛生ニ関スル事項
- ニ、 病院醫師、薬剤師、産婆ノ業務並藥品賣薬取締ニ関スル事項
- 三、 検疫停船ニ関スル事項
- 四、 衛生工事ノ設計ニ関スル事項
- 五、 阿片ノ取締ニ関スル事項

『台湾総督府公文類纂』「民政局各部分課規程制定ノ件」(冊號：56、文號：2)

付録資料 2. 明治 30 年 11 月「台湾総督府民政局處務細則」

第五條

阿片烟吸食特許及其取締ニ関スル事項

阿片及吸食器具製造、販賣及其取締ニ関スル事項

阿片烟膏取次人ニ関スル事項

『台湾総督府公文類纂』「民政局處務細則」(冊號：211、文號：3)

付録資料 3.

明治 31 年 6 月「官房及民政部分課規程 (訓令第一四九號)」

衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 四、 傳染病及地方病ノ預防其他總テノ衛生ニ関スル事項
- 五、 醫制薬制及賣薬ニ関スル事項
- 六、 阿片專賣ニ関スル事項

『台湾総督府公文類纂』(冊號：315、文號：1)

付録資料 4. 明治 34 年 11 月『府報 1054 号』

第十條 衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、傳染病及地方病ノ預防検査其他總テ公共衛生ニ関スル事項

二、醫制薬制並賣薬ニ関スル事項

三、阿片専賣取締ニ関スル事項

四、醫學校ニ関スル事項

『府報第 1054 号』明治 34 年 11 月 11 日、23、24 頁

付録資料 5. 明治 35 年 3 月『府報 1124 号』

阿片煙吸食者及阿片煙賣下取締ニ関スル事項

阿片取次人及請賣業者ニ関スル事項

阿片煙吸食所及阿片煙吸食器具製造販賣ニ関スル事項

阿片密輸取締ニ関スル事項

阿片監視員任免ニ関スル事項

『府報第 1124 号』明治 35 年 3 月 15 日、45、46 頁

第三章

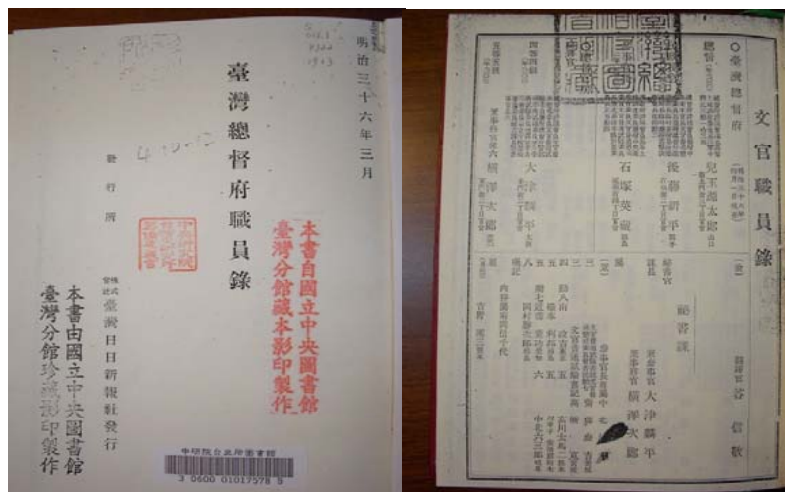
台湾総督府職員録からみた明治 36 年度 台湾総督府職員の出身地と台湾人登用の分析

はじめに

日本は日清戦争の勝利によって台湾を清朝中国から割譲され、植民地として台湾の統治を開始する。その半世紀に及ぶ台湾支配は行政的に確立した組織である台湾総督府によりなされた。台湾総督府職員として赴任してきたものはどこか特定の地域出身者が多いのであろうか。また総督府の部署により、その傾向に違いが生じるのであろうか。台湾総督府の職員は日本各地から台湾に赴任してきた者だけでなく、現地台湾人も登用された。台湾総督府による台湾統治は、確かに植民地統治の一形態であるが、その統治の中で台湾人ほどのように登用されてきたのであろうか。本稿では『台湾総督府職員録』を詳細に分析し、各部署の出身地別リストを独自に作成して、台湾総督府職員の出身地と台湾人の登用を分析した。

本論文で用いる主たる資料は、台湾日日新報社明治 36 年発行の『臺灣總督府職員録』である。現在入手できる『臺灣總督府職員録』の最も古いものは明治 31 年(1898)のものであり、明治 32 年(1899)から明治 34 年(1901)のものは未見の資料である。また明治 31 年、明治 35 年(1902)の職員録には出身地の記載がない。したがって、掲載された職員の出身地を正確に把握できる最も古い職員録は明治 36 年(1903)の職員録である。それで本稿では、明治 36 年台湾総督府職員録の記載名簿を出身地別に区分し、独自の表を作成して分析した。なお、台湾出身者に関しては『台湾総督府職員録』等参考文献として用いた

オリジナルの資料から抜粋した部分については本島人と記し、独自に作成した表等では台湾人と表記した。



台湾總督府職員録（台湾日日新報社、明治36年3月） 表紙と第1頁。

1. 明治36年台湾總督府職員登用分析

1.1 明治36年台湾總督府全体の職員登用分析

台湾總督府職員録掲載者延べ6962人¹（兼任の660人を除く6302人）の出身地別内訳を集計する。ここで部署や役職、位階等の要因を無視し、總督府職員として登用された人数だけで見ることとする。また集計では兼任者も含めた延べ人数を母数とした。以下人数は数字のみで表し、～人や～名とはあえて表示しない。なお各県人数の後ろの括弧内は全体に占める割合である。

出身県別に登用人数を多い順に並べると上位10県は、

1. 本島人 787(11%)
2. 鹿児島 614(9%)
3. 東京 442(6%)
4. 熊本 405(6%)
5. 山口 232(3%)
6. 福岡 217(3%)
7. 佐賀 202(3%)
8. 広島 187(3%)
9. 長崎 186(3%)
10. 高知 136(2%)

（カッコ内の数字は全体の延べ人数に対する比率）

これを全体に対する比率に注目して整理したのが下記表1「登用者出身地別比率上位10県（全体）」である。

表1「登用者出身地別比率上位10県（全体）」

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
全体	台湾	鹿児島	東京	熊本	山口	福岡	佐賀	広島	長崎	高知
比率	11%	9%	6%	6%	3%	3%	3%	3%	3%	2%

（注1）紙面の都合上、鹿児島は鹿児島と表記した。以下の表も同様。

（注2）参考文献中の本島人の表記は、独自に整理した表中では台湾人と表記した。以下も同様。

第一に目立つのは本島人²と表記されている台湾人登用の多さである。台湾總督府による台湾統治を上から支配する典型的な植民地支配であり、圧政的に支配していたとの否定的に捕らえる見方³があるものの、支配機構ともみなされた台湾總督府の延べ職員数6962のうち実際には11%に当たる787もの台湾人登用は注目できる。もちろん登用された部署や役職のレベルも考慮すべき要素であるが、ここでは登用数にのみ着目したい。

第二に目立つのは鹿児島出身者が全体の9%にあたる614の圧倒的な多さという点である。続く東京、熊本より200近くも

² 台湾總督府職員録は台湾出身者を本島人と記載しているため、本論文でも資料の引用部分では本島人と表記する。

³ 台湾省文献委員会編『台湾史』（台北：衆文圖書公司、民国83年）589頁には、日本統治時代の教育は植民政策の下、奴隸化教育（原文：奴化教育）と指摘している。

¹ 台湾總督府職員録の全てのページの記載者数を数えて集計したもの。兼任者数は、職員録記載分から兼任を示す（兼）の字が付されたものを集計した。

多く登用されている。なぜ鹿児島出身者が多いか考えられる要素はいくつかある。鹿児島（薩摩）出身の樺山資紀は明治 28 年、初代台湾総督として台湾の地を踏んだ。初代総督の台湾赴任に伴い、同郷出身者が多く移ることは、団結や同郷意識が強い薩摩人の性向を考えるなら容易に想像できる。

また台湾統治初期の海洋航路の寄港地にも注目したい。昭和 12 年、台湾総督府内台湾時報発行所刊の『施政四十年の台湾』によると⁴、明治 29 年 4 月、大阪商船株式会社が開いた定期航路は、

1、神戸、馬関、長崎、鹿児島、大島、沖縄、八重山、基隆
(月一回)⁵

2、神戸、鹿児島、大島、沖縄、基隆線
(月二回)

であり、いずれの航路も鹿児島に寄航している。明治 29 年 4 月以降、軍人以外の渡台が解禁されて後、鹿児島県人が台湾に渡るのは他の土地と比べて容易であった。

三番目に目立つのは、3位の東京 442 と 4位の熊本 405 であろう。5位以下は 200 台であることを考えると、内地⁶では、614 の鹿児島、442 の東京、405 の熊本は他の県より群を抜いて多い。この鹿児島と東京の出身者であるが、総督府全体での集計は、鹿児島が東京より 170 ほど多いが、後述するが台湾総督府の中央部署に限って言えば、順位が逆転し、東京 359、鹿児島 324 となる。ちなみに中央部署の 3 位は熊本の 240 である。

⁴ 『施政四十年の台湾』（台北：台湾総督府内台湾時報発行所、昭和 12 年）273 頁。

⁵ 昭和 17 年、海運貿易新聞台湾支社発行の『台湾海運史』1 章 2 節、明治期の補助航路によると、毎月 2 回と表記されている。(2 頁)。

⁶ 台湾総督府公文書では、台湾出身者を本島人と表記したように、日本国内を内地、日本国内出身者を内地人と表記して、台湾出身者と区別した。本稿では、引用資料に合わせて内地、内地人と表記する。

4 番目に目立つ点としては、6 位福岡 217、7 位佐賀 202、9 位長崎 187 であろう。鹿児島、熊本に続き、九州各県から台湾総督府に登用された数は他県を圧倒している。11 位の大分 133、28 位の宮崎 28、31 位の沖縄 63 を加えた九州 8 県の合計は 1892 で、これは台湾総督府職員全体 6962 中の 27% を超える。台湾総督府における九州出身者の登用が全体の約 3 分の 1 を占めるという点を明確に示した。

5 番目の特徴として、5 位の山口 232、10 位の高知 136 を挙げたい。倒幕、明治維新の原動力であった薩長土肥のうち、薩摩（鹿児島）、肥前（佐賀）に続き、長州（山口）土佐（高知）出身が多いのは、明治新政府成立後およそ 30 年たった時点でも、台湾総督府に依然、薩長土肥の勢力が存続していたとみなされる。倒幕に力を使ったものの、明治新政府の政策方針に対する不平士族の一連の内乱は明治 10 年の西南戦争で一応の終結をみるが、幕末から明治への転換期に士族の地位や経済基盤を失ったものたちやその家族が、台湾総督府職員として登用されている可能性もある。いずれにしても、台湾総督府職員の出身地別上位リストからは、上記の特徴が見えてくる。

次に台湾総督府職員登用者出身県の上位 11 位から 20 位を見ると、

11. 大分 133, 12. 新潟 131, 13. 愛知 128, 14. 岡山 126,
15. 宮城 123, 16. 茨城 117, 17. 石川 105, 18. 兵庫 104,
19. 福島 101, 20. 岐阜 95,

19 位の福島まで、いずれも 100 人以上が登用されている。前述の通り大分を含む九州は登用者数は突出しているが、12 位から 20 位までは、中部（北陸）2（新潟、石川）、中部（東海）2（愛知、岐阜）、中国 1（岡山）、東北 2（宮城、福島）、近畿 1（兵庫）、関東 1（茨城）と全国ほぼ均等な広がりといえる。

続けて 21 位から 48 位を集計すると、

21. 静岡 92, 22. 大阪 91, 23. 長野 88, 24. 愛媛 86,
 25. 山形 85, 26. 北海道 84, 27. 千葉 81, 28. 三重 77,
 29. 島根 76, 30. 宮崎 72, 31. 鳥取 70, 31. 神奈川 70,
 33. 沖縄 63, 34. 京都 62, 35. 埼玉 61 36. 香川 57,
 37. 岩手 54, 38. 山梨 52, 39. 福井 50, 40. 徳島 48,
 41. 和歌山 45, 41. 秋田 45, 43. 群馬 43, 44. 栃木 42,
 45. 青森 38, 46. 富山 36, 47. 滋賀 35, 48. 奈良 28,

21 位から 30 位も中部（東海）1（静岡）、近畿 2（大阪、三重）、中部 1（長野）、中国四国 2（愛媛、島根）、東北 1（山形）、北海道、関東 1（千葉）、九州 1（宮崎）と全国均等に広がっている。31 位から 48 位も同様であり、登用人数も 31 位から 35 位まで 70 から 61、36 位から 44 位まで 57 から 42、45 位以下も最下位の奈良を除いて 30 以上であり、概ね均等であったといえる。

以上は台湾総督府全体の職員登用数であるが、次に中央部署と地方に分けて、再度傾向を分析したい。

1.2 明治 36 年台湾総督府中央部署と地方庁の職員登用分析

台湾総督府職員録は、目録部の 1 頁の台湾総督府、総督官房から 121 頁の官幣大社台湾神社までを中央部署、122 頁の台北庁から 209 頁の澎湖庁までを地方庁と分けることができる。ここでは、中央部署と地方庁に分けて、登用者出身地の集計、分析を試みたい。

中央部署は職員録記載者総数 4409 人⁷である。中央部署における職員登用数の上位県は、

1. 東京 359(8%) 2. 鹿児島 324(7%) 3. 熊本 240(5%) 4. 本島 219(5%)

⁷ 延べ人数 4409 人のうち兼任 518 人を除くと職員実数は 3891 人。

5. 山口 182(4%) 6. 福岡 140(3%) 7. 広島 134(3%) 8. 長崎 128(3%)
 9. 佐賀 122(3%) 10. 高知 95(2%)

である。これを前述の台湾総督府全体の登用数と比較すると、下記表 2「登用者出身地別比率上位 10 県（全体と中央）」ができる。

表 2「登用者出身地別比率上位 10 県（全体と中央）」

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
全体 比率	台湾 11%	鹿児島 9%	東京 6%	熊本 6%	山口 4%	福岡 3%	佐賀 3%	広島 3%	長崎 3%	高知 2%
中央 比率	東京 8%	鹿児島 7%	熊本 5%	台湾 5%	山口 4%	福岡 3%	広島 3%	長崎 3%	佐賀 3%	高知 2%

全体では職員登用数 1 位であった台湾人は、中央部署では 4 位になり、代わって、全体では 3 位であった東京が中央部署では 1 位である。中央部署で東京が一番多いのは、人口が多いということに加えて、明治政府の中央から派遣されたものが多いと考えるのが妥当であろう。また台湾人が 4 位になったという点であるが、台湾総督府による台湾統治が開始されて 8 年、国語伝習所や国語学校により台湾人への日本語教育が始まるが、わずか 8 年足らずで 200 を超える台湾人が台湾総督府の中央部署で登用されたというのは、台湾総督府の施策の中で、国語教育が成果を挙げていたことを示し、それゆえに、中央部署において台湾出身者を多く登用していたと看做せる。鹿児島、熊本の上位は変わらず、山口、福岡以下佐賀、広島、長崎、高知の登用人数の多さも変化はない。

次に 20 庁ある地方庁職員登用の上位 10 県を抜き出して、全

体、中央部署と比較してみたい。地方庁は職員録記載総数 2553 人⁸である。地方の上位 10 県は、

1. 本島人 568(22%) 2. 鹿児島 290(11%) 3. 熊本 165(6%)
4. 東京 83(3%) 5. 佐賀 80(3%) 6. 福岡 77(3%) 7. 長崎 58(2%)
8. 広島 53(2%) 9. 山口 50(2%) 10. 宮城 49(2%)

であり、全体、中央と比較すると下記表 3「登用者出身地別比率上位 10 県（全体と中央と地方）」ができる。

表 3「登用者出身地別比率上位 10 県（全体と中央と地方）」

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
全体 比率	台湾 11%	鹿児島 9%	東京 6%	熊本 6%	山口 3%	福岡 3%	佐賀 3%	広島 3%	長崎 3%	高知 2%
中央 比率	東京 8%	鹿児島 7%	熊本 5%	台湾 5%	山口 4%	福岡 3%	広島 3%	長崎 3%	佐賀 3%	高知 2%
地方 比率	台湾 22%	鹿児島 11%	熊本 6%	東京 3%	佐賀 3%	福岡 3%	長崎 2%	広島 2%	山口 2%	宮城 2%

基本的に上位 10 県に大きな変動は見られないが、地方庁において、宮城県出身者が 10 番目に多く登用されている。地方庁においては台湾出身者の登用が一番多く、地方庁で全体の 20% を超えて登用されている。その比率は総督府全体や中央部署における比率と比べてその 2 倍ほどである。この人数が台湾総督府全体での登用数が一番多い結果にも反映されている。しかし、後述するが、地方庁における台湾人登用のその多くは、各地に設けられた公学校の訓導の職務であり、実際に地方庁舎で勤務していたわけではない。

⁸ 兼任 142 人を除く職員実数は 2411 人

2. 明治 36 年台湾総督府職員の台湾人登用

2.1 明治 36 年台湾総督府中央部署の台湾人登用

ここでは中央各部署における職員登用の出身地と台湾人の登用を整理する。

台湾総督府統治機構のトップは、総督、民政長官、参事官長であり、彼ら直属の部署として総督府官房がある。明治 36 年の総督（児玉源太郎）、民政長官（後藤新平）、参事官長（石塚英蔵）は、それぞれ山口、岩手、福島出身である。総督府官房は総勢 40 人のうち、参事官専属の臨時雇いではあるものの、台湾人である陳炎甫が登用されている。

続いて民政部であるが、民政長官後藤新平（岩手）以下、警察本署、総務局、財務局、通信局、殖産局、土木局の 1 署 5 局体制がとられた。警察本署は署長大島久満次（東京）以下総員 66 人であり、兼任者 19 を除く 44 人中、台湾人の登用はなかった。

総務局は参事官長の石塚英蔵（福島）が総務局長を兼ね、総員 67 から兼任者 10 を除く 57 人中、台湾人の登用は図書編集職員としての潘濟堂、白陳發、莊長命の 3 名であった。

財務局は山形出身の祝辰巳以下 97 人で、兼任 14 を除く 83 人であるが、台湾人はいない。

通信局は 202 人の大所帯で、兼任 29 を除く 173 人であるが、台湾人はいない。

殖産局は通信局に次ぐ 151 人の大所帯で兼任 66 を除く 85 人中、台湾人登用は 3 名登用された。台北農事試験場の張佳期、台中農事試験場の魏夢松、台南農事試験場の蔡秋江であった。

土木局は新潟出身の長尾半平局長（心得）以下 94 人のうち兼任 17 を除く 77 人であるが台湾人は登用されていない。

以上が明治 36 年の台湾総督府民政部の出身地別登用数であ

るが、1署5局を合わせると、延べ人数678人、兼任156を除く522人中、15名以上の登用は、東京66(13%)、鹿児島39(7%)、熊本36(7%)、山口24(6%)、広島16(3%)、福岡、愛知、石川15(3%)であった。台湾人は総督官房の参事官付き陳炎甫、総務局の潘濟堂、白陳發、莊長命の3名、殖産局の張佳期、魏夢松、蔡秋江羅の3名、合計7名(1%)であった。台湾総督府中央の中樞機関である民政部は、東京出身者が多く、ついで、鹿児島、熊本からも多く登用されている。さらに山口、広島、加えて福岡、大分、佐賀など西日本、特に九州出身者が多く登用された。

民政部の次に職員録に掲載された部署は総督府評議会と高等土地調査委員会、臨時台湾旧慣調査会である。総督府評議会は議長の子玉源太郎台湾総督を含む評議会員21名全員が兼任であり、台湾人は含まれていない。

高等土地調査委員会は委員長の子玉源太郎台湾総督を含む委員、書記ら28名のうち、王慶忠、蔡国林、陳文溪の台湾人3名が登用された。この3名以外の内地出身者25名は皆兼任である。また臨時台湾旧慣調査会は、会長の民政長官後藤新平ら兼任7を含む52名のうち、11名の台湾人が登用された。臨時台湾旧慣調査会に登用されたのは、台湾人11人が一番多く、次いで熊本8人、東京7人であった。

台湾総督府職員録の続く部分は、覆審法院、台北地方法院、台中地方法院、台南地方法院といった裁判所職員が記載されている。なお、各地方法院には地方法院検察局も含まれている。これら検察局を含む法院は257人、兼任50を除く207人の出身地のうち、東京18人に次いで台湾から17名登用されたのは注目できる。17名のうち覆審法院の通訳に2名(この2名は覆審法院検察局通訳も兼ねる)、台北地方法院と台北地方検察局の通訳に5(兼任3)、台中地方法院と検察局に3(兼任1)、台

南地方法院と検察局に11(兼任3)が登用された。いずれにしても通訳官として台湾出身者が重要視された部署である。

次の記載は台湾総督府職員録の中で最大部署の臨時台湾土地調査局である。記載された1273人から兼任80を除く1197人のうちの上位3県は、鹿児島106、熊本95、本島93である。台湾土地慣習を調査する部署であるゆえであろう、台湾人の登用が目立つが、鹿児島、熊本、東京、広島、福岡、山口、佐賀が多く登用されているのは、総督府中央全体の登用状況と非常に似ていた。この部署は臨時に創設されたもので、明治37年台湾総督府職員録には同様に記載されているが、明治39年の職員録にはこの部署の記載はない。

常設部署として郵便電信局に次ぐ大人数の部署は鉄道部である。記載人数402人から兼任33を除くと、岩手出身で兼任の鉄道部部长、後藤新平民政長官、東京出身の技師長長谷川謹介以下369人の上位10県は、東京49、鹿児島31、山口28、長崎16、新潟13、本島人、兵庫12、熊本、佐賀、北海道11、愛知、神奈川、岩手9であり、台湾人は6番目である。鉄道建設に関しては、後藤新平の下、東京出身の技師長長谷川謹介が実務を担当した。鉄道部は総務課、運輸課、工務課、汽車課、経理課、打狗出張所に組織されたが、運輸課、工務課、汽車課などの路線建設に直接関係する部署の長は長谷川謹介が兼務した。台湾出身者は12名が登用される。内訳は総務課1、運輸課3(兼任1)、工務課0、汽車課5、打狗出張所3であった。

台湾総督府職員録に次に掲載されているのは専売局である。アヘン、樟腦、塩等の専売制をとった台湾総督府には、専売局として民政部財務局長兼任の祝辰巳局長の下、局長官房、経理課、検定課、製薬課、脳務課、鹽務課、監査課、羅東、新店、台南各出張所、苗栗、台中、神戸、油車港、鹿港、布袋嘴、北

門嶼、台南、打狗の各支局が組織された。台湾総督府の一支局が神戸に設置されていたのは、この時の専売品の陸揚げが神戸港であったことを示している。専売局は総勢 146 人、兼任 14 で、台湾からは監査課に一人、劉榮昌が登用された。

続く記載の臨時台湾基隆築港局は、民政長官後藤新平が局長を兼任しており、総勢 52 人、兼任 7 のうち、台湾からは一人、庶務課に候徳鐘が登用された。

次の記載は臨時台湾糖務局であり、局長は民政部殖産局長（心得）の新渡戸稲造が兼務しており、この部署は総勢 48 人、兼任 4 で、台湾出身者は台南支局に林王秋、嘉義主張所に頼尚文、鳳山出張所に楊瑞青が登用された。

次は税関に関する記載であるが、明治 36 年台湾総督府職員録では、税関は淡水税関、安平税関の二箇所、淡水税関の管轄下に基隆税関支署、旧港税関支署等 5 箇所の税関支署と東港税関監視署、大稻埕税関監視署等 8 箇所の税関監視署、また安平税関の管轄下には打狗税関支署等 6 箇所の税関支署と漁翁島税関監視署等 8 箇所の税関監視署が組織され、総勢 313 人、兼任 21 が登用された。台湾からは、淡水税関の警視部に王和尚、監査部に陳維徳、安平税関の検査課に陸振芳、鑑定課に呉宋徳、徴収課に郭乞が登用された。税関、税関支署、税関監視署の配置から、明治 36 年当時の海上貿易の拠点や港が明らかとなる。後に台湾の国際貿易港となる基隆、高雄の両港はまだ建設中で、基隆税関支署、打狗税関支署が置かれていたに過ぎない。また台湾東部には宜蘭の東港に東港税関監視署があるのみで、同じ宜蘭庁下の蘇澳にも税関は設置されていなかった。一方で台湾西部には方々に税関支署や税関監視署が設けられ、主に対岸の福建省との貿易が盛んであったことがわかる。

台湾総督府職員録の続く記載は国語学校である。国語学校、

第一附属学校、第二附属学校と分かれるが、教授、助教授、舎監、教諭、囑託、雇をあわせて総勢 70、兼任 10 で、出身地上位は、本島 12、東京 7、岡山 4、鳥取、宮城 3 等である。台湾出身の教授、助教授はまだいないものの⁹、国語学校の囑託に李種玉、古火旺、邱龍図、第一附属学校の雇に陳歩青、陳時英、楊潤波、郭明媚、第二附属学校の雇に呉文藻、頼夢飛、王阿峨、呉鳳、張綱ら本島出身者が登用された。

明治 36 年の台湾総督府民政長官は医師であり、明治政府の衛生局長でもあった後藤新平であるため、医院や医学校の設立、拡充は十分予想される政策である。明治 36 年の総督府官立医院は台北、新竹、基隆、台中、台南、嘉義、鳳山、宜蘭、台東、澎湖の 10 医院と台中医院斗六分院である。官立医院の職員総数は 163 人、兼任 4 で、台湾人は台北医院で雇として黄遙焜、蔡章勝、蔡章徳、陳玉崑、台南医院の雇として楊瑞光、嚴履安、黄伯輝、黄欣、宜蘭医院の雇に石秀源がそれぞれ登用された。

台湾総督府の統治機構で、最も早くから設備が拡充されたのは郵便電信機関であった。¹⁰一等郵便局として台北郵便電信局、台南郵便電信局の 2 局、二等郵便局として基隆、宜蘭、新竹、苗栗、台中、彰化、台東、澎湖、嘉義、斗六、打狗、鳳山の 12 の郵便電信局、そして台湾各地に合計 47 の三等郵便電信局が設置された。また一等、二等郵便電信局内には支局や出張所も設けられ、それらも一つの郵便局と見做すと、合計 86 箇所に郵便電信局や支局、出張所が設置されていたことになる。これら 86 箇所に総勢 625 人、兼任 24 が登用された。台湾出身者は

⁹ 明治 41 年劉克明が国語学校で台湾人として初めての助教授となる。詳しくは拙著「日治時期公学校之台籍教員採用状況探討」、松浦章編著『近代東亜海域交流史』（台北：博揚文化、2011 年）参照。

¹⁰ 詳しくは拙著「日本統治時代初期宜蘭における郵便通信機関の整備と台湾人の登用」、台湾応用 H 語学会編『台湾応用 H 語研究第八期』（民国 100 年）参照。

大稲堤支局を含む台北郵便電信局で 11、基隆停車場電信出張所を含む基隆郵便電信局で 6、宜蘭郵便電信局で 3、新竹郵便電信局で 3、苗栗郵便電信局で 5（うち兼任 2）、台中郵便電信局で 3、彰化郵便電信局で 1、台南郵便電信局で 2、嘉義郵便電信局で 4 が登用された。

警察官及司獄官練習所は 15 人（兼任 3）で、台湾からは嘱託として張柏堂、謝汝詮が登用された。

基隆海港検疫所は 23 人（兼任 6）であるが、台湾人の登用はない。

台南に開校された台南師範学校は 13 人（兼任 2）で、台湾からは嘱託に王藍玉が登用された。

監獄は新竹支監、宜蘭支監を含む臺北監獄、台中監獄、嘉義支監、鳳山支監、澎湖支監を含む台南監獄で、109 人（兼任 4）が登用された。登用上位は、本島、鹿児島、熊本、佐賀 6 であった。

台湾総督府職員録中央部部署の最後のページには民政長官後藤新平を会長とする全員兼任（16）の台湾中央衛生会と 17 名（兼任 2）の官幣大社台湾神社の職員が記載されている。三重 4、鹿児島、熊本、秋田 2 である。三重出身者が多いというのは伊勢神宮との関係があるのかもしれない。

以上が台湾総督府職員録に見る中央部署別出身地内訳である。それらを、下記一覧表にまとめた。表 4、「台湾総督府中央部署別出身地別登用者順位上位県」である。それぞれの県からどの程度の割合で該当部署に登用されているかを概観するために、各部署ごとに職員出身県を上位順に記した。右側欄の網掛けは、各部署の長の出身県である。

表 4、「台湾総督府中央部署別出身地別登用者順位上位県」

部署	職員	1 位	2 位	3 位	台湾人
----	----	-----	-----	-----	-----

総督、官房、 参事官翻訳官		東京 5 福島 5	岩手 4	熊本 3 長崎 3	1 人
民政部 警察本署	66	東京 9	大分 7	鹿児島 3	
民政部総務局	67	東京 5	福岡 4 愛知 4	石川 4	3 人
民政部財務局	97	熊本 10 東京 10	長崎 7	鹿児島 5	
民政部通信局	202	東京 25	鹿児島 15 山口 15	広島 12	
民政部殖産局	151	熊本 14	鹿児島 9	東京 8	3 人
民政部土木局	94	東京 9	鹿児島 7	大阪 5	
臨時台湾 旧債調査会	52	台湾 11	熊本 8	東京 7	11 人
覆審法院、 地方法院	257	東京 18	台湾 17	大分 13	17
臨時台湾土地 調査局	1273	鹿児島 108	熊本 96	台湾 93	93 人
鉄道部	402	東京 49	鹿児島 31	山口 28	12 人
専売部	146	東京 16	鹿児島 11	愛知 7	1 人
臨時台湾 基隆築港局	52	埼玉 6	鹿児島 5	山口 5	1 人
臨時台湾 糖務局	48	東京 6	鹿児島 5	福岡 5	3 人
税関	313	鹿児島 59	東京 24	長崎 22	5 人
国語学校	70	台湾 12	東京 7	岡山 4	12 人
医院	163	長崎 12	愛知 11	鹿児島 10	9 人

医学校	30	東京 3	熊本 2	兵庫 2	
郵便電信局	625	東京 59	山口 41	熊本 10	36 人
警察官及 司獄官練習所	15	熊本 3	台湾 2	福岡 2	2 人
基隆海港 検疫所	23	佐賀 2	京都 2	東京 2	
師範学校	13	山形 2	台湾 1	徳島 1	1 人
監獄	109	台湾 6	鹿児島 6	熊本 6	6 人
官幣大社 台湾神社	17	三重 4	鹿児島 2	熊本 2	
総督府評議会	21	21 が兼任	東京 1	福島 3	
高等土地 調査委員会	28	25 が兼任			3
台湾中央 衛生会	16	16 が兼任			
中央部署 記載合計	4409	東京 359(9%)	鹿児島 324(8%)	熊本 240(6%)	台湾 219(6%)

この一覧表から明らかな通り、各部署における東京出身者の登用は群を抜いている。全体の集計では一位の東京と二位の鹿児島はさほど大きな差はないように思われるが、部署ごとに見ると、それぞれの部署で東京出身者が明らかに多かった。逆に鹿児島出身は全体では、一位の東京と 35 人しか変わらず、一見すると総督府全体でも影響力を有している印象を受ける。しかし実際には、鹿児島出身者が 1 位の部署は 4 部署のみで、部署別出身地第 2 位も 7 部署であった。こうみるなら、鹿児島出身

者が各部署で力を持っているとは必ずしもいえないであろう。

次に台湾人の登用に着目したい。全体 219 名が登用されている。これは全体の 6%に当たる第 4 位であり、比率で見ると全体 3 位の熊本と肩を並べている。さらに下記表 5、「中央部署台湾人登用高比率順位一覧表」は中央部署で台湾人登用比率が高い部署列挙した。

表 5、「中央部署台湾人登用高比率順位一覧表」

	部署(人数)	台湾人 登用比率	台湾人 登用数	
1	臨時台湾旧慣調査会 (52)	21%	11	部署内 1 位
2	国語学校 (70)	17%	12	部署内 1 位
3	高等土地調査委員会 (28)	11%	3	部署内 1 位
4	法院 (257)	7%	17	部署内 2 位
5	師範学校 (13)	8%	1	部署内 2 位
6	臨時台湾土地調査局(1273)	7%	93	部署内 3 位
7	郵便電信局 (625)	6%	36	部署内 4 位
	監獄 (109)	6%	6	部署内 1 位

臨時台湾旧慣調査会は、旧慣に基づく法案の起草と審議を主導するための組織で、明治 33 年、当時の臨時台湾土地調査局囑託として台湾に赴き、「台湾旧慣制度調査一斑」をまとめた岡松三太郎が委員兼任第一部長として、実地調査報告書「台湾私法」13 冊をまとめ、また民政長官後藤新平のもとで台湾総督府の政策立案にも深く関与した。この部署で囑託として他の台湾人 11 人とともに登用された王慶忠は、高等土地調査委員会でも台南庁参事の蔡国林とともに登用されており、台湾総督

府の中枢部で登用された台湾人であった。

国語学校は明治 28 年に開始された国語教育が成果を生み、台湾人が比較的早く用いられた部署である。台南におかれた師範学校も、人数は少ないものの台湾人は登用されており、台湾総督府の部門の中で、先ず教育方面で台湾人の登用が進んだといえる。また法院は通訳のため、国語学校を卒業した優秀な人材が多く登用された。

2.2 明治 36 年台湾総督府地方庁職員の台湾人登用

ここでは台湾総督府地方庁における職員登用の出身地を概観したい。20 ある地方庁における職員登用数は、兼任者も含めた職員録記載延べ人数は 2553 人¹¹である。前記表 3「登用者出身地別比率上位 10 県（全体と中央と地方）」で解説した通り、地方庁職員の出身地は、

1. 本島人 568 (22%)
2. 鹿児島 290 (11%)
3. 熊本 165 (6%)
4. 東京 83 (3%)
5. 佐賀 80 (3%)
6. 福岡 77 (3%)
7. 長崎 58 (2%)
8. 広島 53 (2%)
9. 山口 50 (2%)
10. 宮城 49 (2%)

であるが、ここで、各庁名ごとに庁職員総数（兼任を除く実数）、登用者第 1 位から第 4 位の県の人数と比率を、表 6、「台湾総督府地方庁登用出身地上位一覧表」にまとめた。

表 6、「台湾総督府地方庁登用出身地上位一覧表」

地方庁	職員	登用 1 位	登用 2 位	登用 3 位	登用 4 位
台北庁	337	台湾人 67 (20%)	鹿児島 33 (10%)	熊本 25 (7%)	新潟 13 (4%)
基隆庁		鹿児島	台湾人	福岡	東京

¹¹兼任者を除いた登用者の実数 2411 人

	124	23 (19%)	22 (18%)	5 (4%)	5 (4%)
宜蘭庁	109	台湾人 37 (34%)	鹿児島 23 (21%)	熊本 8 (7%)	福岡 5 (5%)
深坑庁	67	台湾人 14 (21%)	鹿児島 14 (21%)	大分 5 (7%)	宮城 5 (7%)
桃仔園	135	台湾人 38 (28%)	鹿児島 16 (12%)	熊本 12 (9%)	福岡 7 (5%)
新竹庁	155	台湾人 32 (21%)	鹿児島 12 (8%)	熊本 9 (6%)	福岡 8 (5%)
苗栗庁	114	台湾人 29 (25%)	鹿児島 10 (9%)	佐賀 9 (8%)	熊本 8 (7%)
台中庁	167	台湾人 35 (21%)	鹿児島 26 (16%)	東京 9 (5%)	熊本 6 (4%)
彰化庁	151	台湾人 43 (28%)	鹿児島 16 (11%)	長崎 6 (4%)	熊本 5 (3%)
南投庁	92	台湾人 21 (23%)	熊本 13 (14%)	鹿児島 6 (7%)	大分 4 (4%)
斗六庁	117	台湾人 26 (22%)	鹿児島 13 (11%)	佐賀 11 (9%)	熊本 9 (8%)
嘉義庁	149	台湾人 44 (30%)	熊本 13 (8%)	鹿児島 8 (5%)	長崎 7 (5%)
塩水港	142	台湾人 23 (16%)	鹿児島 12 (8%)	熊本 7 (5%)	福岡 7 (5%)
台南庁	174	台湾人 33 (19%)	熊本 13 (7%)	佐賀 11 (6%)	東京 6 (3%)
蕃薯寮	55	台湾人 12 (22%)	熊本 6 (11%)	鹿児島 3 (6%)	長崎 3 (6%)

鳳山庁	125	台湾人 23(18%)	鹿児島 15(12%)	茨城 12(10%)	東京 7(6%)
阿蘇庁	123	台湾人 26(21%)	熊本 10(8%)	鹿児島 6(5%)	佐賀 5(4%)
恒春庁	62	台湾人 16(26%)	鹿児島 4(6%)	熊本 3(5%)	佐賀 3(5%)
台東庁	86	鹿児島 37(43%)	台湾人 10(12%)	沖縄 4(5%)	山梨 4(5%)
澎湖庁	69	台湾人 17(25%)	鹿児島 8(12%)	山口 7(10%)	東京 4(6%)
地方庁 計	2553	台湾人 568(22%)	鹿児島 290(11%)	熊本 165(6%)	東京 83(3%)

表示する職員数は兼任分も含めた延べ人数である。

人数の後ろの括弧は比率を示す。

20の地方庁のうち、基隆庁と台東庁を除いて、18庁が台湾人を最も多く登用した。基隆庁にしても、1位の鹿児島とは1名の差であるから、ほぼ同率1位と看做して差し支えない。つまり、台湾総督府地方庁は、ほぼ全域で台湾人の登用が日本のいずれの県出身者よりも多かったのである。地方庁職員延べ数2553、兼任を除くと総職員2411であるが、台湾出身者は568登用された。全体に対する比率はおよそ四分の一にあたる22%で、これは二位の鹿児島290(11%)のほぼ二倍、三位熊本の165(6%)の三倍以上、四位東京の83(3%)の7倍近くに上る。台湾出身者が、他県と比べて、いかに圧倒的に多かったかわかる。

ただ実際には、地方庁において台湾人が登用されたのは訓導

や雇いとして公学校に登用されたのが多い。¹² ここで、各地方庁の a. 職員数、b. 台湾人登用数、c. 台湾人登用比率、d. 公学校の台湾人登用数、e. 各地方庁における台湾人職員数に対する台湾人公学校職員数比率(台湾人公学校登用比率1)、および f. 各地方庁の職員数に対する台湾人公学校教員数比率(台湾人学校登用比率2)の登用に対する比率の一覧表7、「台湾総督府地方庁台湾人公学校登用分析表」を作成した。

表7、「台湾総督府地方庁台湾人公学校登用分析表」

地方庁	a 職員数	b 台湾人 登用数	c 台湾人 比率	d 台湾人 公学校	e 台湾人 登用 比率1	f 台湾人 登用 比率2
台北庁	337	67	20%	43	64%	13%
基隆庁	124	22	19%	14	64%	11%
宜蘭庁	109	37	34%	15	41%	14%
深坑庁	67	14	21%	11	79%	15%
桃仔園	135	38	28%	28	74%	21%
新竹庁	155	32	21%	20	63%	13%
苗栗庁	114	29	25%	23	79%	20%
台中庁	167	35	21%	24	69%	14%
彰化庁	151	43	28%	26	60%	17%
南投庁	92	21	23%	16	76%	17%
斗六庁	117	26	22%	14	54%	12%
嘉義庁	149	44	30%	21	48%	14%
塩水港	142	23	16%	9	39%	6%

¹² 詳しくは拙稿「日治時期公学校之台籍教員採用状況探討(1903-1909)」、松浦章編著『近代東亜海域交流史』、(台北：博揚文化、2011) 119頁を参照されたい。

台南庁	174	33	19%	16	48%	9%
蕃薯寮	55	12	22%	4	33%	7%
鳳山庁	125	23	18%	13	56%	10%
阿猴庁	123	26	21%	12	46%	10%
恒春庁	62	16	26%	6	38%	10%
台東庁	86	10	12%	8	80%	9%
澎湖庁	69	17	25%	11	65%	16%
全 体	2553	568	22%	324	57%	13%

- a. 職員数の () は兼任者数を除いた実数, b. 台湾人登用数
c. 台湾人登用比率, d. 台湾人公学校登用数, e. 台湾人公学校登用比率 1(対台湾人職員比率)
f. 台湾人公学校登用比率 2(対地方庁職員比率)

ここで、c 台湾人登用比率と e 台湾人公学校登用比率 1 を比較してみると、

① 台湾人の登用が多く (c25%以上)、公学校以外でも広く登用された地域 (e50%以下) : 宜蘭、嘉義、恒春

② 台湾人の登用は多いものの (c25%以上)、その多くは公学校に登用された地域 (e50%以上) : 彰化、桃仔園、苗栗

③ 台湾人の登用は少ないものの (c25%以下)、公学校以外でも登用された地域 (e50%以下) : 塩水港、台南、蕃薯寮、阿猴

④ 台湾人の登用は少なく (c25%以下)、その多くは公学校に登用された地域 (e50%以上) : 台北、基隆、深坑、新竹、台中、南投、斗六、鳳山、台東、澎湖

以上 4 地域に分類できる。

ここで非常に興味深い点として、対地方庁職員比率でみる、f 台湾人公学校登用比率 2 は、ほとんどの庁が 10%台で、全て

の平均も 14.3%、という点である。各地方庁で台湾人登用の多少にかかわらず、庁職員に対する台湾人の比率は、桃仔園と苗栗の 21%を除くと、すべて 10%台に抑えられていたといえる。また新竹、台中、彰化など 13 の地方庁では台湾人登用者の半数以上が公学校勤務者であり、中央における国語学校、師範学校の台湾人登用率と合わせて、台湾総督府職員の中でも教育方面への台湾人登用が最も多かったといえる。

3. 宜蘭における台湾人登用

ここでは明治 36 年の宜蘭における台湾総督府職員の台湾人登用をさらに分析したい。本論文 2.2 項でも言及したが、明治 36 年の宜蘭庁における台湾人の登用 37 名は宜蘭庁職員数 109 名に対して比率 34%であり、この職員数に対する台湾人の登用比率は 20 ある地方庁の中で一番高かった。因みに台湾人登用比率 30%を超えるものは、宜蘭 (34%)、嘉義 (30%) の二地域のみである。また表 7 から明らかな通り宜蘭庁では公学校も含む多方面で台湾人は広く登用された。

明治 36 年の地方庁組織は、庁長以下、総務課、警務課、税務課、各支庁、小学校、公学校、公医、その他に分けられるが、宜蘭庁は総務課、税務課、公学校における台湾人の登用が目立っていた。それぞれの部署の台湾人登用比率はそれぞれ総務課 (35%)、税務課 (42%)、公学校 (65%) である。台湾人職員比率が高い他地域、例えば嘉義庁 (台湾人職員 44 人、比率 30%) における各部署の台湾人比率は総務課 (15%)、税務課 (36%)、公学校 (62%) であり、同じく台湾人職員比率が高い彰化庁 (台湾人職員 43 人、比率 28%) は総務課 (14%)、税務課 (26%)、公学校 (63%) である。総務課に限定して各地方庁の台湾人比率を比較したのが下記表 8「地方庁別総務課台湾人登用比率」

である。

表 8「地方庁別総務課台湾人登用比率」

地方庁	職員数	台湾人 登用数	台湾人 比率	総務課 職員数	総務課 台湾人 登用数	総務課 台湾人 比率
台北庁	337	67	20%	52	6	12%
基隆庁	124	22	19%	28	1	4%
宜蘭庁	109	37	34%	31	11	35%
深坑庁	67	14	21%	15	1	7%
桃仔園	135	38	28%	29	3	10%
新竹庁	155	32	21%	39	4	10%
苗栗庁	114	29	25%	23	2	9%
台中庁	167	35	21%	36	3	8%
彰化庁	151	43	28%	44	6	14%
南投庁	92	21	23%	21	1	5%
斗六庁	117	26	22%	18	1	6%
嘉義庁	149	44	30%	33	5	15%
塩水港	142	23	16%	32	2	6%
台南庁	174	33	19%	38	6	16%
蕃薯寮	55	12	22%	18	2	11%
鳳山庁	125	23	18%	35	3	9%
阿猴庁	123	26	21%	17	0	0%
恒春庁	62	16	26%	18	3	17%
台東庁	86	10	12%	23	1	4%
澎湖庁	69	17	25%	20	3	15%
全 体	2553	568	22%	570	64	11%

明治 36 年の台湾総督府 20 の地方庁の総務課台湾人登用比率の平均は 11%で、宜蘭庁総務課台湾人登用比率はその 3 倍の 34%である。台湾人登用比率第 2 位は恒春庁の 17%で、これは宜蘭庁の半分の比率である。この表により、宜蘭庁総務課の台湾人比率は、台湾総督府 20 の地方庁の中で圧倒的に高いことが明らかとなった。

宜蘭庁管轄下にある公学校教員に関しては、本論文第二編第一章でも言及したとおり、明治 36 年の宜蘭庁における台湾人の公学校教員登用数は 21 名、宜蘭庁公学校職員 29 名中の 72%を占めていた。¹³台湾総督府 20 の地方庁の公学校職員に対する台湾人公学校教員比率の平均は 59%であり、宜蘭の比率は一番高いものであった。実際には各学校に勤務しているため宜蘭庁舎には出勤していないものの、前述の総務課や税務課での台湾人登用が多いこともあり、宜蘭庁は、登録された職員から見ても、また実際の庁舎内においても台湾人比率は、台湾総督の 20 ある地方庁の中で最も高かった。

また宜蘭庁管轄ではなく、台湾総督府中央の直接管轄であった宜蘭郵便局においても、台湾人登用率は一番高かった。本論文第一編第二章で言及したとおり、明治 36 年、宜蘭郵便局には 3 名の台湾人が登用されており、台湾人の登用比率 19%は、同じ台湾北部の台北郵便局（7%）、基隆郵便局（7%）と比較しても、また二等郵便電信局として宜蘭郵便局と同レベルであった新竹郵便局（12%）、台中郵便局（5%）、彰化郵便局（7%）と比較しても、宜蘭郵便局の台湾人登用比率は高かった。¹⁴

¹³ 本論文第二編第一章「台湾総督府統治初期宜蘭における公学校の台湾人登用」122 頁参照。

¹⁴ 本論文第一編第二章「台湾統治時代初期宜蘭における郵便通信機関の整備」65 頁から 68 頁参照。

宜蘭郵便局と同じく、台湾総督府中央の直接管轄であった宜蘭病院においても、明治 36 年には台湾人職員が一人登用されていた。明治 36 年時点で 10 箇所あった台湾総督府立官営病院で台湾人の登用は台北病院と台南病院、そして宜蘭病院の 3 箇所だけであることから、宜蘭における医療方面でも台湾人登用は他地域より進んでいたといえる。¹⁵

このように『台湾総督府職員録』や『宜蘭庁統計書』等を分析することにより、台湾総督府は明治 36 年時点では、宜蘭を統治するにあたり他地域よりも多くの割合で台湾人を登用していたことが明らかとなった。

おわりに

明治 36 年『台湾総督府職員録』掲載者延べ 6962 人中（兼任の 660 人を除くと実数 6302 人）の出身地別内訳を集計した結果、台湾人登用の多さが明らかとなった。台湾総督府による台湾統治の支配機構ともみなされた台湾総督府の職員 6962 人のうち実際には 11% に当たる 787 人も台湾人登用は注目できる。また鹿児島出身者は全体の 9% にあたる 614 人が登用された。続く東京、熊本より 200 人近くも多く登用されている。薩摩出身の権山資紀は明治 28 年、初代台湾総督になるが、団結心や同郷意識が強い薩摩人が台湾総督府統治初期に台湾に移ったことが影響しているのかもしれない。また台湾統治初期の海洋航路の寄港地にも注目したい。明治 29 年 4 月、大阪商船株式会社が開いた二つの定期航路は、いずれの航路も鹿児島に寄航しており、明治 29 年 4 月以降、軍人以外の渡台が解禁されて後、鹿児島県人が台湾に渡るのとは他の土地と比べて容易であつ

¹⁵ 本論文第二編第二章「台湾統治時代初期宜蘭における衛生医療機関の整備と台湾人登用」188 頁参照。

た。また、鹿児島、熊本に続いて、福岡、佐賀、長崎出身者も多く、九州 8 県の合計は 1892 人で、これは台湾総督府職員全体 6962 中の約 3 分の 1 であった。台湾総督府における九州出身者の登用が非常に多い点を明確に示した。

しかし台湾総督府の中央部署に限っていえば、全体では職員登用数 1 位であった台湾人は、中央部署では東京、鹿児島、熊本に次ぐ 4 位であり、代わって全体では 3 位であった東京が中央部署では 1 位であった。中央部署で東京出身者が一番多いのは、東京の人口が多いということに加えて、明治政府の中央から派遣されたものが多いと考えるのが妥当であろう。さらに言えば、明治維新以降すでに 30 年以上が経過しており、全国の有能な人材が首都東京に移り住み、その子孫が東京出身者として名簿に記されていることも容易に想像できる。

また台湾人が 4 位になったという点であるが、台湾総督府による台湾統治が開始されて 8 年、国語伝習所や国語学校により台湾人への日本語教育が始まり、わずか 8 年足らずで 200 人を超える台湾人が台湾総督府の中央部署で登用された。このことは台湾総督府の施策の中で、国語教育が成果を挙げていたことを示し、それゆえに、中央部署において台湾出身者を多く登用していたと看做せる。またほとんどの部署で、東京出身者が一番多く、関西出身者は少なかった。

20 ある台湾総督府地方庁の職員登用数は、兼任者も含めた職員録記載延べ人数 2553 人（兼任者を除いた登用者の実数 2411 人）であり、ほぼ台湾全域で台湾人の登用が日本のいずれの県出身者よりも多かった。台湾出身者は 568 人で全体に対する比率はおよそ四分の一にあたる 22% で、これは二位の鹿児島 290 人（11%）のほぼ二倍、三位熊本の 165 人（6%）の三倍以上、四位東京の 83 人（3%）の 7 倍近くに上る。これらの分析から

台湾総督府の地方庁においては台湾人の登用が他県出身者と比べていかに多かったかが明らかとなった。もっとも地方庁において台湾人が登用されたのは訓導や雇いとして公学校に登用されたのが多い。各地方庁では台湾人登用の多少にかかわらず、庁職員に対する公学校の台湾人職員比率は、ほとんど10%台に抑えられていた。また新竹、台中、彰化など13の地方庁では台湾人登用者の半数以上が公学校勤務者であり、中央における国語学校、師範学校の台湾人登用率と合わせて、台湾総督府職員の中でも教育方面への台湾人登用が最も多かったといえる。

宜蘭に関して言えば、明治36年の宜蘭庁における台湾人の登用37名は宜蘭庁職員数109名に対して比率34%であり、この職員数に対する台湾人の登用比率は20ある地方庁の中で一番高かった。またこの時代の各地方庁は台湾人の登用はいずれの地域も公学校が一番多、宜蘭庁でも公学校の職員29名中台湾人公学校職員21名でこの比率72%は、他の地域と比べて一番高い台湾人職員登用率を示している。宜蘭では公学校の台湾人職員登用が非常に多いことに加え、公学校以外の多方面でも台湾人は広く登用された。

明治36年の地方庁組織は、庁長以下、総務課、警務課、税務課、各支庁、小学校、公学校、公医、その他に分けられるが、宜蘭庁は総務課、税務課、公学校における台湾人の登用が目立っていた。それぞれの部署の台湾人登用比率はそれぞれ総務課(35%)、税務課(42%)、公学校(65%)である。台湾人職員比率が高い他地域、例えば嘉義庁(台湾人職員44人、比率30%)における各部署の台湾人比率は総務課(15%)、税務課(36%)、公学校(62%)であり、同じく台湾人職員比率が高い彰化庁(台湾人職員43人、比率28%)は総務課(14%)、税務課(26%)、

公学校(63%)である。総務課に限定して各地方庁の台湾人比率を比較した表8「地方庁別総務課台湾人登用比率」からも明らか通り、明治36年の台湾総督府20の地方庁の総務課台湾人登用比率の平均は11%で、宜蘭庁総務課台湾人登用比率はその3倍の34%である。台湾人登用比率第2位は恒春庁の17%で、これは宜蘭庁の半分の比率である。この表により、宜蘭庁総務課の台湾人比率は、台湾総督府20の地方庁の中で、圧倒的に高いことが明らかとなった。

宜蘭庁管轄下にある公学校教員に関しては、本論文第二編第一章でも言及したとおり、明治36年の宜蘭庁における台湾人の公学校教員登用数は21名、宜蘭庁公学校職員29名中の72%を占めていた。¹⁶台湾総督府20の地方庁の公学校職員に対する台湾人公学校教員比率の平均は59%であり、宜蘭の比率は一番高いものであった。宜蘭庁は、登録された職員から見ても、また実際の庁舎内においても台湾人比率は、台湾総督の20ある地方庁の中で最も高かった。

また宜蘭庁管轄ではなく、台湾総督府中央の直接管轄であった宜蘭郵便局や宜蘭病院においても、台湾人登用率は他の19ある地方庁と比較して一番高かった。明治36年、宜蘭郵便局には3名の台湾人が登用されており、台湾人の登用比率19%であり、これは同じ台湾北部の台北郵便局(7%)、基隆郵便局(7%)と比較しても、また二等郵便電信局として宜蘭郵便局と同レベルであった新竹郵便局(12%)、台中郵便局(5%)、彰化郵便局(7%)と比較しても、宜蘭郵便局の台湾人登用比率は高かった。¹⁷宜蘭病院においても、明治36年には台湾人職

¹⁶ 本論文第二編第一章「台湾総督府統治初期宜蘭における公学校の台湾人登用」122頁参照。

¹⁷ 本論文第一編第二章「台湾統治時代初期宜蘭における郵便通信機関の整備」65頁から68頁参照。

員が一人登用されていた。明治 36 年時点で 10 箇所あった台湾総督府立官営病院で台湾人の登用は台北病院と台南病院、そして宜蘭病院の 3 箇所だけであることから、宜蘭における医療方面でも台湾人登用は他地域より進んでいたといえる。

このように『台湾総督府職員録』や『宜蘭庁統計書』等进行分析することにより、台湾総督府は明治 36 年時点では、宜蘭を統治するにあたり他地域よりも多くの割合で台湾人を登用していたことが明らかとなった。

終章

日本台湾統治と宜蘭統治の意義

日本は日清戦争の勝利によって台湾を清朝中国から割譲され、台湾を植民地として統治を開始した。明治維新以降近代化を推し進めてきた明治政府にとって、初めての海外領土である台湾をどう治めて行くかは極めて重大な問題であった。台湾の日本への割譲が調印された明治 28 年（1895）4 月の日清講和条約には、台湾、澎湖島以外にも、遼東半島の割譲も含まれていたが、日本の遼東半島領有についてはロシア、ドイツ、フランスからの政治的発言、いわゆる三国干渉により、その領有を断念した。外国列強は日本の台湾領有については表立った反対は示さなかったものの、植民地経営の経験がない日本は、いずれ失敗する、という見方が広がっていた。これら列強の干渉や台湾や清国内にいる台湾割譲阻止勢力の動きを牽制し、同時に台湾統治を円滑に行える組織を確立することは急務であった。

28 年（1895）から昭和 20 年（1945）の約半世紀に及ぶ台湾統治は、行政的に確立した組織である台湾総督府によりなされた。初めての植民地統治であり、これまで経験のない熱帯気候や風土病、また日本統治に反対する抗日勢力との対峙を繰り返しながら、道路、港湾、鉄道、通信設備などの社会インフラ整備、衛生医療施設の建設やその普及、日本語教育の普及、など同時多面的に推進しなければならなかった。

本論文では、そのような台湾総督府の台湾統治を、ひとつの地方に注目し、考察することを試みた。台湾の北東部に位置する宜蘭地方は、地理的には孤立した地形である。その地理的原因により、台湾総督府が台湾統治を進める上で宜蘭地方をいか

に治めるかは、日本の台湾統治がどの程度進展していたかを示す一つの目安となると考えた。

本論文では、宜蘭地域の社会インフラ整備を中心に、その際に求められた台湾人の登用問題を論じた。

台湾総督府は明治 30 年から大正 9 年まで宜蘭地方統治のために地方自治行政機構として宜蘭庁を置き、宜蘭庁下には、弁務署、出張所、支庁と名称は変わるものの、警察機能を備えた行政機構が組織された。この間、台湾の地方行政区画は数度の改正がおこなわれたが、宜蘭は変動がなく、地方行政機構としては安定していた。

明治 36 年から明治 42 年の宜蘭庁職員の中に占める台湾人登用の特色は、毎年の登用数は 40 名弱と殆んど変わらないものの、庁職員全体に占める比率は 34%から 20%へ徐々に減少した。警察事務を扱う警務課や支庁での台湾人登用はほとんどない一方で、公学校教員の中で台湾人教員の登用率は毎年約 60%と、台湾人が多く登用されていることがわかった。これらの理由については、今後台湾総督府の警察行政と教育行政を考察し、当時の植民地政策とどのような関係があるのか分析をすすめた。また同じ時期の他地域と比較すると、台湾北部では、台北庁、基隆庁より宜蘭庁の登用率は明らかに高く、明治 39 年までは、台湾中部の台中庁、台湾南部の台南庁より高い。しかし明治 40 年以降、台中庁の方が、宜蘭庁より台湾人登用率が高くなった。しかし、台南庁や台北庁、基隆庁より、宜蘭庁の登用率は依然として高いといえる。

このように宜蘭庁における台湾人職員の登用が比較的多かった理由としては、地理的に孤立しており、交通の便が悪かったため、日本人の移住や日本人職員の派遣が、台北、基隆などと比べて難しく、それゆえに台湾人の比率が相対的に高かった

からと考えられる。

以上のように、台湾総督府職員録から分析した台湾総督府宜蘭統治初期の文官行政機構における台湾人の登用は、明治 36 年(1903)から明治 42 年(1909)に限定されてはいるものの、台湾北部の台北や基隆、また南部の台南と比べて台湾人の登用率は高く、中部の台中と共に台湾人が登用されやすい地域であったといえる。

三方を山に囲まれ、一方は海に面した地理的に孤立した宜蘭を統治するために、台湾総督府の郵便通信の確保、整備は急務であった。台湾総督府の台湾統治開始後すぐに宜蘭、次いで蘇澳に軍事郵便制度としての野戦郵便局が設立された。台北、基隆との郵便通信は、まず海路が使われ、その後、陸路が整備された。

民政移行後、宜蘭、頭圍、羅東、蘇澳を拠点として、宜蘭庁内の郵便電信が整い、台北や基隆との通信が広がっていった。また明治 39 年以降は電話も普及し始めた。台湾総督府統治開始直後は、宜蘭より北部の頭圍、礁溪地区で郵便通信のインフラが整備されたが、徐々に整備の重点が羅東、蘇澳や叭哩沙地区の南や西側に移っていった。陸路の郵便業務の発達は、道路、鉄道建設の早期実現を促すものとなり、また配送上の安全のために、警察機構の充実や匪賊の取締りと教育が不可欠でもあった。これらは、陸上交通路の開拓や宜蘭における教育の進展と密接に結びついている。

宜蘭の郵便電信局における台湾人登用は同時期の他の郵便電信局と比べ、局の規模上少人数ではあり、特定、少数ではあるものの登用比率は高く、比較的安定していた。

また台湾総督府の宜蘭統治においても、外界から孤立した宜蘭地方の交通網の整備は、通信設備や衛生医療問題と並ぶ最初

の重要課題であったと考えられる。三方が険しい山に囲まれ、台湾総督府に帰順していない山地原住民や土匪が出没する陸路は、宜蘭地域を台北・基隆から遮断させるものであった。一方、海に面し河川が多い宜蘭地域は、海上交通が発達する下地があった。台湾総督府は宜蘭統治にあたり、港の整備、特に「蘇澳港」、「東港」、「頭圍港」を三大拠点としてその整備を行った。とりわけ「蘇澳港」の開発・整備は、この港の経済的価値を高めた。「蘇澳港」は大規模な工事を経て交通の拠点となり、この港の開発整備は宜蘭地域のみならず台湾東部の開発に大きく寄与するものであった。

大正 13 年(1924)に全線開通した八堵蘇澳を結ぶ宜蘭線はまさに宜蘭地域における交通の大動脈として、人と物資の往來を盛んにし、林業、農業、漁業の発展に寄与したのである。

社会インフラ整備のうち、通信、交通を取り上げたが、さらに衛生についても考えてみたい。はじめて植民地を經營する日本政府にとって、熱帯地にある台湾を統治するに当たり、疾病問題をなくし、外部から多数の移住者を入れることが、最も急務であり、同時に最も難しい問題であった。それは、軍事的な反抗勢力の制圧よりも時間がかかり難いとの認識であった。日本政府は熱帯病蔓延る台湾を恐れており、台湾の衛生医療問題が火急の重大案件とみなされたことが理解できる。疾病の問題は日本の台湾統治上の重大な障害であり、それゆえに初めから公共衛生を整え、伝染病を抑えることが台湾総督府による統治を確かなものとするための優先課題であった。

台湾総督府による統治初期、衛生医療分野で疾病以外に看過できないもうひとつの問題があった。アヘンの問題である。台湾人のアヘン吸飲はオランダ統治時代からの悪習であった。日本では古来より厳禁とされたアヘンの吸飲の蔓延による弊害

も深刻で、一朝一夕に解決できる問題ではなく、最も煩わしい問題であった。

台湾総督府はこれら衛生医療上の問題を克服し台湾統治を進めるために、台湾総督府民政局総務部衛生課を組織し、伝染病、地方病予防、病院設立と医師、薬剤師の養成、検疫、衛生計画、アヘン対策の各方面に政策を展開した。

明治 34 年以降、衛生医療行政は、中央機関に於いては民政部警察本署に衛生課が設けられ、後には衛生課から臨時防疫課が独立して、これらの部署が衛生医療行政を掌った。また総督府医学校が設けられ、台湾人医師の養成がなされ、各地方には医院が開設されて、地方医療の中心的役割を果たした。地方行政機関においては、各庁の警務課に衛生係が置かれ、衛生事務を掌った。さらに地方において、受け持ち区域内の公衆衛生、医事に関する諸件を補佐する公医制度が設けられた。

本論文のテーマである宜蘭における衛生医療行政であるが、宜蘭庁下には、明治 30 年からの 4 弁務署、また明治 33 年より 8 出張所(宜蘭、礁溪、頭圍、東港、羅東、叭哩沙、利澤簡、蘇澳)が機能し、出張所は警察官吏派出所としての役割が大きかった。8 出張所の下に合計 49 の警察官吏派出所が組織された。これら出張所また派出所は主として警察事務、さらには税収に関する業務、そして地域の衛生医療指導を取り扱った。それで、宜蘭における衛生医療の啓発、教育は、警察機構の整備と不可分でもあった。

地域衛生医療指導を担当した警務課は、特に宜蘭と羅東の中間で山側に位置する叭哩沙地区の人員の増加が目立ち、一方で初期に栄えた頭圍地区へは人員の増加があまり見られない。叭哩沙地区の人員の増加に関しては、この地域の治安維持上の理由が考えられる。警務課や支庁が果たした役割に、アヘン管理

を含めた地域衛生指導もあるが、一番の任務は警察権力の行使による治安維持であった。

地域医療に関して言えば、台北県宜蘭支庁管轄の宜蘭病院は、地域医療の指導的立場にあった。明治 31 年『台湾総督府職員録』には、宜蘭病院は宜蘭医院と名称が変わり 8 名の名前が載せられている。4 年後の明治 35 年には、職員は 10 名で、そのうち一人は事務員として採用された石秀源という名の台湾人である。明治 40 年には台湾人職員は 2 人採用されていた。

宜蘭医院に登用された最初の台湾人医療従事者は林人和で、大正 3 年までおよそ 10 年間、宜蘭医院で最初の台湾人医師であった。林は総督府医学校第 4 期生で、大正 4 年には宜蘭街で開業し、現地の人々と密着した地域医療に従事した。明治 40 年から 42 年にかけては、総督府医学校第 6 期生の羅福元が宜蘭医院で外科助手として公務に就いた。羅福元も明治 42 年に宜蘭医院を離れ、宜蘭街で開業した。このように総督府医学校を卒業し、宜蘭医院で公職に就き、その後宜蘭で開業する、という台湾人医師が出現し始め、それにより、市街地の医療水準は高くなっていった。

地域別台湾人登用比較表を概観すると、宜蘭医院職員の台湾人登用率は総じて高いといえる。明治 36 年はわずか 3 箇所でのみ台湾人が登用されており、宜蘭はそのうちの 1 箇所であった。しかしながら、台湾人の登用が比較的高いとうことは、日本人官吏の赴任が少ないということの裏返しであり、交通や通信、社会インフラの整備が進む中でなぜ宜蘭に日本人の赴任者が増えなかったのか、他の事象や要因と比較検討したい。

日本統治時代の教育制度の研究は、その多くが、日本人子弟と台湾人子弟の差別教育であるとの論調が多く、初等教育だけでなく、中等教育、高等教育についても台湾人の教育の機会は

極めて限られていたなどという、台湾総督府台湾統治の負のイメージが強調される傾向がある。しかし本論文において述べたように、台湾総督府の教育政策が、日本国内から台湾に移動してきた内地人に台湾の土地の言葉である土語教育を推奨したり、本島人と呼ばれた台湾の人々の心情や風習に敬意を示した教育政策を試みようとしていた点を総督府側の資料から明らかにした。決して圧政的に日本語だけを押し付けたり、民情を無視して強権的な教育を施そうとしたわけではなかったことが統計的な面から見ることでできよう。

台湾総督府は、台湾人児童の教育のための公学校を設立し、台湾人教員を訓導として登用した。それら訓導養成のための教育機関として、国語学校や師範学校などを設立し、台湾人教師を多用して、台湾人の登用を積極的に行った点は評価できる。

台湾総督府民政部学務課による『学事年報』や台湾日日新報社発行の『台湾総督府職員録』から、公学校における台湾人教員登用の割合を分析した結果、台湾人公学校教員の登用は、台湾北部、台湾南部に比べて、台湾中西部が比較的多い事が分かる。この傾向は公学校教員だけでなく、台湾総督府地方庁についてもみられる。これは、衛生医療や交通、通信などの社会インフラが十分整っていなかったため、日本人が赴任を希望しなかった可能性が考えられる。

宜蘭においても、実際に電話通信のインフラの整備やいわゆる「土匪」の勢力が沈静化すると、日本人職員の登用が増加し、台湾人職員、台湾人教員の登用比率は減少した。

台湾総督府が組織した台湾の教育制度の中で、明治 41 年(1908)には官立国語学校に、これまで日本人しか登用されていなかった助教授に初めて台湾人が登用され、翌明治 42 年(1909)には二人目の台湾人助教授が登用された。公学校にお

いても明治 42 年に台湾人が始めて教諭に登用された。

台湾総督府の教育行政は、大正 8 年（1919）の「台湾教育令」公布で初期から中期へと移行するのである。

以上、行政機関の確立後、郵便通信、海上交通、鉄道、初等教育、衛生医療、の各分野における宜蘭地域の進展とそこでの台湾人登用について見てきた。ここで、さらに台湾総督府の機構全体の中に見られる台湾人登用についても分析した。

明治 36 年『台湾総督府職員録』掲載者延べ 6962 人中（兼任の 660 人を除くと実数 6302 人）の出身地別内訳を集計した結果、台湾人登用の多さが明らかとなった。台湾総督府による台湾統治の支配機構ともみなされた台湾総督府の職員 6962 人のうち実際には 11%に当たる 787 人もの台湾人登用は注目できる。また鹿児島出身者は全体の 9%にあたる 614 人が登用された。続く東京、熊本より 200 人近くも多く登用されている。薩摩出身の樺山資紀は明治 28 年、初代台湾総督になるが、団結心や同郷意識が強い薩摩人が台湾総督府統治初期に台湾に移ったことが影響しているのかもしれない。また鹿児島が台湾統治初期の二路線の海洋航路の寄港地であった点も注目できる。鹿児島、熊本に続いて、福岡、佐賀、長崎出身者も多く、九州 8 県の合計は 1892 人で、これは台湾総督府職員全体 6962 中の約 3 分の 1 であった。台湾総督府における九州出身者の登用が非常に多い点を明確に示した。

しかし台湾総督府の中央部署に限っていえば、全体では職員登用数 1 位であった台湾人は、中央部署では東京、鹿児島、熊本に次ぐ 4 位であり、代わって全体では 3 位であった東京が中央部署では 1 位であった。台湾人が 4 位になったという点であるが、台湾総督府による台湾統治が開始されて 8 年、国語伝習所や国語学校により台湾人への日本語教育が始まり、わずか 8

年足らずで 200 人を超える台湾人が台湾総督府の中央部署で登用された。このことは台湾総督府の施策の中で、国語教育が成果を挙げていたことを示し、それゆえに、中央部署において台湾出身者を多く登用していたと看做せる。またほとんどの部署で、東京出身者が一番多く、関西出身者は少なかった。

20 ある台湾総督府地方庁の職員登用数は、職員録記載延べ人数 2553 人（兼任者を除いた登用者の実数 2411 人）であり、ほぼ台湾全域で台湾人の登用が日本のいずれの県出身者よりも多かった。台湾出身者は 568 人で全体に対する比率はおよそ四分の一にあたる 22%で、これは二位の鹿児島 290 人（11%）のほぼ二倍、三位熊本の 165 人（6%）の三倍以上、四位東京の 83 人（3%）の 7 倍近くに上る。これらの分析から台湾総督府の地方庁においては台湾人の登用が他県出身者と比べていかに多かったかが明らかとなった。もともと地方庁において台湾人が登用されたのは訓導や雇いとして公学校に登用されたのが多い。各地方庁では台湾人登用の多少にかかわらず、庁職員に対する公学校の台湾人職員比率は、ほとんど 10%台に抑えられていた。また新竹、台中、彰化など 13 の地方庁では台湾人登用者の半数以上が公学校勤務者であり、中央における国語学校、師範学校の台湾人登用率と合わせて、台湾総督府職員の中でも教育方面への台湾人登用が最も多かったといえる。

宜蘭に関して言えば、明治 36 年の宜蘭庁における台湾人の登用 37 名は宜蘭庁職員数 109 名に対して比率 34%であり、この職員数に対する台湾人の登用比率は 20 ある地方庁の中で一番高かった。またこの時代の各地方庁は台湾人の登用はいずれの地域も公学校が一番多、宜蘭庁でも公学校の職員 29 名中台湾人公学校職員 21 名でこの比率 72%は、他の地域と比べて一番高い台湾人職員登用率を示している。宜蘭では公学校の台湾

人職員登用が非常に多いことに加え、公学校以外の多方面でも台湾人は広く登用された。

明治 36 年の地方庁組織は、庁長以下、総務課、警務課、税務課、各支庁、小学校、公学校、公医、その他に分けられるが、宜蘭庁は総務課、税務課、公学校における台湾人の登用が目立っていた。明治 36 年の台湾総督府 20 の地方庁の総務課台湾人登用比率の平均は 11%で、宜蘭庁総務課台湾人登用比率はその 3 倍の 34%である。台湾人登用比率第 2 位は恒春庁の 17%で、これは宜蘭庁の半分の比率である。本論分の分析により宜蘭庁総務課の台湾人比率は、台湾総督府 20 の地方庁の中で、圧倒的に高いことが明らかとなった。

宜蘭庁管轄下にある公学校教員に関しては、台湾人教員の登用比率は宜蘭が一番高いものであった。宜蘭庁は、登録された職員から見ても、また実際の庁舎内においても台湾人比率は、台湾総督の 20 ある地方庁の中で最も高かった。

また宜蘭庁管轄ではなく、台湾総督府中央の直接管轄であった宜蘭郵便局や宜蘭病院においても、台湾人登用率は他の 19 ある地方庁と比較して一番高かった。明治 36 年、宜蘭郵便局には 3 名の台湾人が登用されており、台湾人の登用比率 19%であり、これは他地域の郵便局と比較しても台湾人登用比率は高かった。¹宜蘭病院においても、明治 36 年には台湾人職員が一人登用されていた。明治 36 年時点で 10 箇所あった台湾総督府立官営病院で台湾人の登用は台北病院と台南病院、そして宜蘭病院の 3 箇所だけであることから、宜蘭における医療方面でも台湾人登用は他地域より進んでいたといえる。

このように『台湾総督府職員録』や『宜蘭庁統計書』等を分

¹ 本論文第一編第二章「台湾統治時代初期宜蘭における郵便通信機関の整備」65 頁から 68 頁参照。

析することにより、台湾総督府は明治 36 年時点では、宜蘭を統治するにあたり他地域よりも多くの割合で台湾人を登用していたことが明らかとなった。

最後に巻末資料を分析したい。台湾総督府職員録の明治 36 年、明治 37 年、明治 39 年、大正 2 年分から、地方庁職員出身地一覧表を集計し表に示した。それらを基に台湾人、鹿児島、熊本出身者の人数と比率を年毎にまとめたのが下記表 1。「地方庁職員出身地別比率」である。

表 1. 「地方庁職員出身地別比率」

	台湾人	台湾人	鹿児島	鹿児島	熊本	熊本	全体	
		比率		比率		比率		
明治 36	568	22%	290	11%	165	6%	2553	100%
明治 37	606	24%	278	11%	188	7%	2516	100%
明治 39	963	35%	287	10%	225	8%	2769	100%
大正 2	2221	43%	336	7%	288	6%	5160	100%

明治 36 年は台湾総督府職員録から出身地を確定できる最も古い年であり、その 10 年後が大正 2 年である。

地方庁における台湾人登用の比率をみると、明治 36 年、37 年は 22%と 24%でほぼ同じ、明治 39 年には台湾人は約 150%増で 963 名、比率も 35%と大幅に増加した。この年、明治 39 年は明治 37 年と比べて全体数は約 250 名の増加であるが、台湾人、鹿児島、熊本出身の増加で、すでに約 380 名増加していることから、日本の他地域出身者が減少したこととなる。明治 36 年から 10 年後の大正 2 年には、全体数は約 2 倍の 5160 名となり、台湾人の登用は約 4 倍の 2221 名、比率としても 22%から 43%へと大きく増加した。台湾総督府による台湾統治開始から約 18

年で、これほど多くの台湾人職員を採用するようになった背景には、国語教育の普及やインフラ整備などによる社会安定が考えられる。

今後さらに台湾総督府職員録を分析し、大正2年の総督府中央部署の台湾人登用比率や明治36年からの推移、さらには台湾総督府台湾統治開始30年、40年そして終末期直前の50年という10年後との集計から、台湾総督府の台湾人職員登用がどのように推移したのか、またなぜそのように推移したのかの考察をすすめたい。

参考文献

第一編

第一章

林玲玲著、『宜蘭縣文職機関之變革』（宜蘭：宜蘭縣政府、1997年）

『設治紀念館文物史料蒐集暨調査研究』（宜蘭縣政府民政局、民国86年）

『宜蘭縣史大事記』高淑媛編、宜蘭縣史編纂委員会、宜蘭縣政府、民国93年）

林衝道主編、台湾省文献委員会編、『臺灣史』（台北：衆文圖書公司、民国83年）

林衝道、周聲夏監修、台湾省文献委員会、『日本據臺初期重要當案』（台中：台湾省政府印刷廠、民国88年）

徐国章編訳、台湾省文献委員会発行、『臺灣總督府公文類纂官制類史料彙編』（台中：台湾省政府印刷廠、民国88年）

『臺灣統治史』（復刻版）（台北：成文出版社、民国74年）

『台湾総督府公文類纂』『宜蘭廳（管内）弁務署開署』（档案：冊號128、文號20）

JACAR アジア歴史資料センターRefA03020289400 明治29年勅令第91号台湾総督府地方官官制（国立公文書館）

JACAR アジア歴史資料センターRef A03020289400 明治30年勅令第152号台湾総督府地方官官制（国立公文書館）。

JACAR アジア歴史資料センターRef A03020340700 明治31年勅令第108号台湾総督府地方官官制（国立公文書館）。

JACAR アジア歴史資料センターRef A03020499000 明治34年勅令第87号台湾総督府地方官官制（国立公文書館）。

JACAR アジア歴史資料センターRef A03020510500 明治42年勅令第202号台湾総督府地方官官制（国立公文書館）。

JACAR アジア歴史資料センターRef A03020815099 明治34年勅令第282

号台湾總督府地方官官制（国立公文書館）。
JACAR アジア歴史資料センターRef A03021255600 大正 9 年勅令第 218
号台湾總督府地方官官制（国立公文書館）。
『台湾總督府報』第 21 号、台湾新報（明治 29 年 10 月 15 日）第 37
号附録
『台湾總督府報』第 95 号、台湾新報（明治 30 年 6 月 10 日）第 225
号附録
『台湾總督府報』號外、台湾新報（明治 30 年 6 月 10 日）第 225 号附
録
『台湾總督府報』第 96 号、台湾新報（明治 30 年 6 月 12 日）第 226
号附録
『台湾總督府報』第 315 号、明治 31 年 6 月 28 日、台湾 H H 新報第 45
号附録
『府報』第 830 号、明治 33 年 10 月 1 日、台湾總督府
『府報』第 951 号、明治 34 年 5 月 3 日、台湾總督府
『府報』第 1054 号、明治 34 年 11 月 11 日、台湾總督府
『府報』第 1267 号、明治 35 年 12 月 10 日、台湾總督府、台湾日日新
報第 1383 号附録
『府報』第 1406 号、明治 36 年 9 月 26 日、台湾總督、台湾日日新報第
1623 号附録
『府報』第 2819 号、明治 42 年 10 月 25 日、台湾總督府、台湾日日新
報号外
『宜蘭序報』第 35 号、明治 33 年 10 月 1 日（宜蘭：八重樫活版所）
『宜蘭序報』第 79 号、明治 34 年 11 月 11 日（宜蘭：八重樫活版所）
『宜蘭序報』第 107 号、明治 35 年 12 月 13 日（宜蘭：八重樫活版所）
『宜蘭序報』第 137 号、明治 36 年 9 月 30 日（宜蘭：後藤活版所）
『宜蘭序報』号外、明治 42 年 10 月 25 日（宜蘭：林活版所）
『宜蘭序報』第 390 号、明治 42 年 10 月 25 日（宜蘭：林活版所）

『台湾總督府職員録』（台北：台湾日日新報社、明治 31 年、明治 36
年、明治 37 年）
『台湾總督府文官職員録』（台北：台湾日日新報社、明治 39 年、明治
40 年、明治 41 年、明治 42 年 5 月）

第二章

『宜蘭縣交通史』（戴寶村、宜蘭縣政府、民国 90 年）
『宜蘭縣史大事記』（高淑媛、宜蘭縣政府、民国 93 年）
『台湾の通信』台湾總督府交通局通信部（台北：青木商店印刷工場、
昭和 10 年）
『台湾郵政史』台湾總督府民政部通信局（台北：盛文社、大正 7 年）
『臺灣野戰郵便電信略史』臺灣總督府民政局通信部 明治 30 年。
『臺灣交通要覽』總督府文書課伊能嘉矩校閱 湯城義文編纂（臺北：
博文堂藏版 明治三十四年）
『台湾總督府公文類纂』（當案：冊数 41、文號 31）
『台湾總督府公文類纂』（當案：冊数 39、文號 4）
『台湾總督府公文類纂』（當案：冊数 39、文號 5）
『台湾總督府公文類纂』（當案：冊数 41、文號 32）
『台湾總督府公文類纂』（當案：冊数 40、文號 15）
JACAR アジア歴史資料センターRefA03020203800、明治二十八年勅令第
八十九号臨時臺灣電信建設部官制（国立公文書館）
JACAR アジア歴史資料センターRef A03020233500、明治二十九年勅令
第九十五号台湾總督府郵便及電信局官制（国立公文書館）
『臺灣總督府報』第九十七號、明治 30 年 6 月 13 日。
『宜蘭序第五統計書』宜蘭序庶務課（台北：台湾 H H 新報社、明治 44
年）
『明治二十九年職員録 甲』内閣官報局、明治 29 年。

『職員錄』內閣官房局 明治 30 年。

『台湾總督府職員錄』(台北：台湾日日新報社、明治 31 年 12 月)

『台湾總督府職員錄』(台北：台湾日日新報社、明治 35 年 12)

『台湾總督府職員錄』(台北：台湾日日新報社、明治 36 年 3 月)

『台湾總督府職員錄』(台北：台湾日日新報社、明治 37 年 4 月)

『台湾總督府文官職員錄』(台北：台湾日日新報社、明治 39 年 5 月)

『台湾總督府文官職員錄』(台北：台湾日日新報社、明治 40 年 5 月)

『台湾總督府文官職員錄』(台北：台湾日日新報社、明治 41 年 4 月)

『台湾總督府文官職員錄』(台北：台湾日日新報社、明治 42 年 5 月)

『台湾總督府文官職員錄』(台北：台湾日日新報社、大正 2 年 9 月)

『台湾總督府職員錄』(台北：台湾日日新報社、大正 12 年 9 月)

『台湾總督府職員錄』(台北：台北時報發行所、昭和 8 年 10 月)

『台湾總督府職員錄』(台北：台北時報發行所、昭和 18 年 3 月)

第三章

蔡龍保『殖民統治之基礎工程—日治時期台湾道路事業之研究(1895-1945)』(台北市：師大歷史系、民國 97 年)

蔡龍保『推動時代的巨輪：日治中期的台湾国有鐵路(1910-1936)』(台北：台湾書房、2007 年)

林玉茹『殖民地的邊界：東台湾的政治經濟發展』(台北：遠流出版、2007 年)

戴寶村『宜蘭縣交通史』(宜蘭：宜蘭縣政府、民國 90 年)

池田辰彰「日本統治時代初期宜蘭における文官行政機構と台湾人登用」『世新日本語文研究』第三期(台北市：世新大學日文系、民國 100 年)

松浦章「1910 年代初期における福州と台湾間の帆船運行」『或問』第 17 号(關西大學近代東西言語文化接觸研究會、2001 年)

陳淑均總纂、臺灣史料集成編輯委員會編輯、『噶瑪蘭廳志』複印版(台北：行政院文建會、2006 年)

石坂莊作編纂『基隆港』(臺北：臺灣日日新報社、大正 6 年)

『臺灣野戰郵便電信略史』(臺北：臺灣總督府民政局通信部、明治 30 年)

總督府文書課伊能嘉矩校閱、湯城義文編纂『臺灣交通要覽完』(臺北：博文堂藏版、明治 34 年)

『宜蘭廳第五統計書 宜蘭廳』(臺北：臺灣日日新報社、明治 44 年)

『宜蘭廳第六統計書 宜蘭廳』(臺北：小塚印刷工場、大正 3 年)

『宜蘭廳第七統計書 宜蘭廳』(臺北：臺北印刷株式會社、大正 5 年)

『宜蘭廳第八統計書 宜蘭廳』(臺北：臺北印刷株式會社、大正 6 年)

『宜蘭廳治一斑 三』複印版(台北：成文出版社、民國 74 年)

莊錫財監修、莊英章、吳文星纂修『頭城鎮志』(宜蘭：頭城鎮公所、民國 74 年)

臺灣總督府鐵道部『臺灣總督府鐵道部第八年報』(臺北：臺灣日日新報社、明治 40 年)

臺灣總督府鐵道部『臺灣鐵道史 中卷』(東京：近藤商店活版部、明治 44 年)

臺灣總督府鐵道部『臺灣總督府鐵道部第十九年報』(臺北：臺灣日日新報社、大正 7 年)

臺灣總督府鐵道部『臺灣總督府鐵道部第二十一年報』(臺北：松浦屋印刷部、大正 9 年)

臺灣總督府交通局鐵道部『臺灣總督府交通局鐵道第二十六年報』(臺北：臺灣日日新報社、大正 14 年)

臺灣鐵道會『臺灣鐵道』第百号(臺北：臺灣日日新報社、大正 9 年)

『臺灣日日新報』大正 13 年 12 月 1 日、第 8819 号、第 3 版。

『臺灣日日新報』大正 13 年 11 月 27 日、第 8815 号、第 3 版。

第二編

第一章

林衡道主編、台湾省文献委員会編，《臺灣史》（台北：衆文圖書公司，民國 83 年）

葉高樹著《宜蘭懸學校教育》（宜蘭：宜蘭縣政府，2002 年）

吳文星著《日治時期臺灣的社會領導階層》（台北：五南圖書出版公司，2008 年）

周婉窈·許佩賢著「臺灣公學校與國民學校國語讀本總解說—制度沿革、教科和教科書」、吳文星等編《日治時期臺灣公學校與國民學校國語讀本：解說·總目次·索引》（台北：南天所局，2003 年）

山辺健太郎著《現代史資料 21 台湾 1》（東京：みすず書房，1971 年）
臺灣教育會發行《臺灣教育沿革誌》（臺北：小塚本店印刷工場，1936 年）

許進發編、國史館發行《臺灣重要歷史文件選編（一八九五—一九四五）》（台北：國史館，民國 93 年）

吳密察監修、遠流臺灣館編著《臺灣小事典》（臺北：遠流出版，2000 年）

高淑媛編、宜蘭縣史編纂委員會編審《宜蘭縣史大事記》（宜蘭市：宜蘭縣政府，2004 年）

臺灣總督府民政部總務局學務課

《臺灣總督府學事第二年報》（臺北：臺灣日日新報社，明治 38 年）、

《臺灣總督府學事第三年報》（臺北：臺灣日日新報社，明治 39 年）、

《臺灣總督府學事第四年報》（臺北：臺灣日日新報社，明治 39 年）、

《臺灣總督府學事第五年報》（臺北：臺灣日日新報社，明治 40 年）、

《臺灣總督府學事第六年報上卷》（臺北：臺灣日日新報社，明治 42 年）

《臺灣總督府學事第六年報下卷》（臺北：臺灣日日新報社，明治 42 年）、

《臺灣總督府學事第七年報》（臺北：臺灣日日新報社，明治 44 年）、

《臺灣總督府學事第八年報》（臺北：臺灣日日新報社，明治 45 年）

《臺灣總督府職員錄》（臺北：臺灣日日新報社 明治 36 年）

《臺灣總督府職員錄》（臺北：臺灣日日新報社 明治 37 年）

《臺灣總督府文官職員錄》（臺北：臺灣日日新報社 明治 39 年）

《臺灣總督府文官職員錄》（臺北：臺灣日日新報社 明治 40 年）

《臺灣總督府文官職員錄》（臺北：臺灣日日新報社 明治 41 年）

《臺灣總督府文官職員錄》（臺北：臺灣日日新報社 明治 42 年）

二章

《宜蘭縣醫療衛生史》（范燕秋、宜蘭縣政府，2004 年）

《台灣通史下冊》（連橫、台北：中華書局委員會、民國 47 年再版）

《台灣醫療史—以台大醫院為主軸》（莊永明、台北：遠流出版，1998 年）

《台灣制度大要》台法月報發行所（台北：臺灣日日新報社、明治 44 年）

《宜蘭縣醫療衛生史》（范燕秋、宜蘭縣政府，2004 年）

《台灣衛生概要》台灣總督府民政部（台北：臺灣日日新報社、大正 2 年）

《現代史資料 21 台湾 1》（山辺健太郎、東京：みすず書房，1977 年）

《日本據臺初期重要檔案》台灣省文獻委員會（台中：台灣省政府印刷廠、民國 67 年）

《台灣統治綜覽》台灣總督府官房文書課（東京：民友社、明治 41 年）
JACAR アジア歴史資料センターRefA03020232800 明治 29 年勅令 88

号。

JACAR アジア歴史資料センターRefA03020233000 明治 29 年勅令 90

号。
《台灣總督府公文類纂》「民政局各部分課規程制定ノ件」（冊號：56、文號：2）

《台灣總督府公文類纂》「民政局總務部處務規程制定ノ件」（冊號：56、文號：6）

《台灣總督府公文類纂》（當案：冊數 56、文號 6）

『台湾総督府報 42号』明治30年3月17日

『台湾総督府職員録明治35年3月』（台北：台湾日日新報社、明治35年6月

JACAR アジア歴史資料センターRef A03020510400 明治34年勅令201号。

『府報第1054号』明治34年11月11日

『府報第1124号』明治35年3月15日

『府報第1417号』明治36年10月16日

『府報第1549号』明治37年6月30日

『府報第1727号』明治38年4月11日

JACAR アジア歴史資料センターRef A03020813899 明治42年勅令270号。

『台湾水道誌』台湾総督府内務局台湾水道研究会（台北：小塚本店印刷工場、昭和16年）

第三章

『台湾総督府職員録明治36年』（台北：台湾日日新報、明治36年）

『施政四十年の台湾』（台北：台湾総督府内台湾時報発行所、昭和12年）

『台湾海運史』（高雄：海運貿易新聞台湾支社、昭和17年）

台湾省文献委員会編『台湾史』（台北：衆文図書公司、民国83年）

池田辰彰「日本統治時代初期宜蘭における郵便通信機関の整備と台湾人の登用」、台湾応用口語学会編『台湾応用口語研究第八期』（民国100年）

池田辰彰「日治時期公学校之台籍教員採用状況探討(1903-1909)」

松浦章編著『近代東亜海域交流史』（台北：博揚文化、2011）

卷末資料

- 1) 明治36年台湾総督府職員録 全職員出身地別集計表
- 2) 明治36年台湾総督府職員録 地方庁出身者別集計表
- 3) 明治37年台湾総督府職員録 地方庁出身者別集計表
- 4) 明治39年台湾総督府文官職員録 地方庁出身者別集計表
- 5) 大正2年 台湾総督府文官職員録 地方庁出身者別集計表

明治37年臺灣總督府文官職員錄 部別別出身都道府県一覽表

(明治37年(1904年))

官	本島	神戶	鹿兒	宮崎	熊本	大分	長崎	福岡	山口	島根	広島	岡山	愛媛	高知	香川	徳島	兵備	大塚	京都	滋賀	奈良	和歌	三由	愛知	岐阜	福井	高山
113	臺北廳	62	5	33	6	23	5	8	12	8	7	3	1	8	5	1	4	1	4	3	1	1	2	3	2	4	
122	基隆廳	23	1	18	1	8	3	2	1	3	5	1	1	3	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
126	宜蘭廳	33	1	16	1	6	1	2	5	1	1	2	1	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1		
129	深坑廳	17	1	13	4	4	3	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
132	梹仔園廳	28	2	15	1	13	1	2	5	7	3	1	1	2	1	3	2	3	1	1	1	1	3	3	1		
136	新竹廳	35	3	13	1	12	5	9	6	8	1	2	1	3	1	5	1	2	4	1	3	1	1	2	1		
143	苗栗廳	33	6	3	11	2	4	9	4	3	2	1	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1		
147	臺中廳	45	22	1	11	2	2	1	5	3	3	1	7	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1		
154	彰化廳	52	1	21	4	4	5	8	3	4	4	3	4	1	1	3	3	1	1	1	1	2	3	1	4		
159	南投廳	20	2	8	1	11	4	1	1	2	2	2	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	4	3		
163	沙六廳	37	19	1	10	3	7	7	7	4	3	4	3	4	1	1	2	1	1	1	1	1	3	6	1		
168	嘉義廳	51	1	11	2	21	4	1	3	6	2	1	2	8	2	4	1	1	3	1	1	1	1	2	3		
173	嘉義港廳	24	3	11	1	9	1	4	1	5	5	2	6	3	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	1		
178	蕃薯廳	33	2	3	2	16	4	7	9	1	3	2	6	1	4	6	1	3	4	3	1	1	2	3	2		
183	蕃薯寮廳	11	2	1	1	5	2	2	1	5	1	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1		
185	鳳山廳	30	12	7	2	3	4	4	2	2	3	3	4	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	5		
190	阿寮廳	30	3	8	2	11	3	4	4	4	5	1	3	2	3	2	1	1	1	1	1	1	1	4	2		
195	恒春廳	13	7	2	4	1	2	7	1	2	1	1	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4		
198	臺東廳	15	5	35	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
202	澎湖廳	14	2	6	1	1	1	1	4	5	2	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	2	2	1		
		606	34	278	36	188	50	64	72	86	52	30	23	59	37	38	40	10	20	28	20	17	10	11	22	37	
																										33	
																										16	
																										9	

明治37年地方庁

石川	新潟	長野	静岡	岡山	和歌	奈良	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	宮城	山形	秋田	岩手	青森	北	福	延	人	数	
6	7	4	3	3	2	11	2	1	3	1	7	2	6	5	2	1	1	4	1	111	基隆廳	292		
3	1	2	3	4	3	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	4	1	111	基隆廳	105		
1	2	1	1	1	1	8	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	105	宜蘭廳	70		
1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	70	深坑廳	134		
1	3	4	2	1	1	1	3	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	134	梹仔園廳	145		
3	3	2	2	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	3	1	1	1	1	1	145	新竹廳	112		
2	5	1	1	2	1	2	1	3	1	3	2	1	2	2	1	1	1	1	1	112	苗栗廳	167		
6	1	5	2	1	1	8	1	1	2	4	6	2	4	4	1	1	1	1	1	167	臺中廳	165		
3	2	1	1	1	1	2	3	1	1	5	1	5	1	1	1	1	1	1	1	165	彰化廳	89		
1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	3	1	5	2	1	1	2	2	2	2	89	南投廳	143		
3	1	3	1	3	1	3	1	1	1	3	1	4	1	6	1	2	1	2	1	143	斗六廳	164		
2	1	1	1	1	1	6	2	1	1	3	1	2	3	2	2	1	1	1	1	164	嘉義廳	127		
2	5	1	1	2	1	3	1	2	3	1	7	1	3	1	3	1	3	1	3	127	福水港廳	171		
3	1	4	3	3	1	10	3	1	1	2	3	5	3	1	1	2	1	1	2	171	臺南廳	54		
1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	54	蕃薯寮廳	125		
2	1	1	1	1	1	7	2	2	1	10	1	3	1	1	2	1	1	2	1	125	鳳山廳	132		
3	2	1	1	1	1	6	3	3	3	1	2	4	2	1	1	1	1	1	2	132	阿寮廳	61		
1	1	2	1	1	2	1	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	61	恒春廳	80		
1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	80	臺東廳	66		
39	41	30	22	19	10	95	30	16	12	19	48	30	53	40	17	15	14	29	2516	澎湖廳				

明治39年臺灣總督府文官職員錄 部署別出身都道府県一覽表

明治39年(1906年)

頁

臺北廳	51	2	28	5	24	9	4	8	4	9	4	7	6	2	6	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	4	5	2	5	4	
基隆廳	26		19	1	12	3	2	6	4	7	1	1	1	1	1	1	1														
宜蘭廳	39		17	1	9	4	7	4	5	1	3	2	1	1	8																
臺南廳	22	1	18	5	6	2	2	2	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
嘉義廳	44		16		12	3	2	6	7	4	2	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1
新竹廳	38	2	9	4	13	5	9	4	7	2	2	6	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
苗栗廳	36		11	1	12	5	4	11	7	3	3	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
臺中廳	56	1	21	1	14	2	8	3	4	3	1	7	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
彰化廳	61	2	20	3	11	3	5	4	7	3	5	2	1	3	1	2	1	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
南投廳	35	2	9	2	8	6	2	1	2	2	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
沙六廳	37	2	11		11	2	6	8	2	1	5	1	7	1	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
嘉義廳	47	3	14		29	3	2	7	3	2	4	9	2	2	4	9	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
臺南廳	32	1	12	2	10	4	2	6	7	3	5	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
臺南廳	42	3	9	1	11	7	1	12	3	3	2	7	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
臺南廳	10	1	5	2	7	4	1	6			1	3																			
澎湖廳	29	2	13		12	3	2	5	3	5	1	2	4	2	5	3	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
阿波廳	36	3	11	1	15	3	3	5	8	1	2	3	2	2	2	2	1	5	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
恒春廳	10	10	1	1	1	1	1	5	4	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
臺南廳	20	3	26	5	7	2	2	3	6	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
澎湖廳	19	4	8	5	1	2	1	3	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	693	32	287	40	225	69	42	96	98	67	34	25	58	39	35	38	14	19	22	20	19	14	8	18	24	37	27	20	13		

明治39年地方庁

石川	1	4	5	3	3	1	22	1	4	3	1	9	3	11	7	3	3	3	296	臺北廳
新潟廳	2	2	1	2	4	3	4	1	1	1	1	1	3	2	1	3	3	125	基隆廳	
長野廳	1	2			6	3	3	1		3	1	2	1	1	1	1	130	宜蘭廳		
山梨廳	3	2	2	2	8	2	2	2	2	5	1	1	1	1	1	1	98	臺南廳		
靜岡廳	4	4	1	2	1	1	1	1	1	1	3	2	2	1	1	1	147	新竹廳		
岐阜廳	2	4			5	1	5	1	4	2	3	2	1	2	1	1	140	彰化廳		
愛知廳	1	1	8	4	1	7	1	1	1	2	3	4	2	1	1	1	133	苗栗廳		
三重廳	3	2	3	1	1	2	2	2	5	1	8	2	1	1	1	1	175	臺中廳		
滋賀廳	1	3	1	2	1	2	1	2	1	4	1	4	3	1	1	1	188	彰化廳		
京都府	2	6	1	2	1	4	3	1	1	1	1	2	1	6	3	1	1	117	南投廳	
大阪府	2	1	2	2	4	1	1	5	2	4	5	1	2	1	1	1	141	沙六廳		
兵庫府	1	5	1	1	4	1	4	1	4	2	2	3	4	1	1	1	171	嘉義廳		
奈良府	3	1	5	5	1	2	7	5	1	1	4	5	5	1	2	1	132	臺南廳		
和歌山府	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	3	3	2	1	1	1	64	臺南廳		
鳥取府	1	1	1	1	6	2	1	1	1	2	4	2	1	1	1	1	133	鳳山廳		
島根府	4	1	1	1	7	1	1	1	2	1	1	3	1	1	1	1	142	阿波廳		
岡山府	3	1	1	1	1	3	1	1	3	1	1	3	1	1	1	1	61	恒春廳		
広島府	2	1	1	1	1	2	1	1	4	2	2	1	2	1	1	1	108	臺南廳		
山口府	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	3	3	1	1	1	1	75	澎湖廳		
徳島府	38	49	32	26	15	17	99	34	16	18	24	42	37	70	45	16	22	13	23	2769

大正2年(1913年)臺灣總督府文官職員錄 部署別出身都道府県一覽表

頁	本島	沖繩	鹿兒	宮崎	熊本	大分	長崎	佐賀	福岡	山口	島根	広島	岡山	愛媛	高知	香川	徳島	兵庫	大阪	京都	滋賀	奈良	和歌	三重	愛知	岐阜	福井
	315	3	63	18	37	16	10	20	25	21	8	4	14	11	6	11	4	3	9	3	3	2	4	10	11	7	6
臺北庁	120	1	17	1	15	10	2	6	7	3	2	5	5	4	3	1	5	1	5	1	2	1	3	1	1	2	2
宜蘭庁	169		24	4	11	3	9	6	11	4	4	1	5	2	3	3	2	3	3	3	1	—	—	—	—	—	—
新竹庁	208	5	43	10	29	14	5	12	11	8	5	2	8	10	9	8	6	2	3	5	—	—	—	—	—	—	—
臺中庁	393	4	51	6	36	11	4	15	7	10	8	1	10	6	9	15	4	2	7	2	4	2	1	2	2	17	4
南投庁	85	4	14	2	8	7	1	5	6	7	3	4	4	1	5	3	4	3	4	1	1	—	—	—	—	—	—
嘉義庁	286	3	35	3	40	12	8	19	21	9	5	3	9	6	7	8	8	9	1	1	3	3	1	4	9	6	8
臺南庁	282	5	46	6	59	15	7	27	19	9	10	4	20	8	8	12	7	3	7	4	9	2	1	4	6	9	5
阿波庁	242	1	17	8	30	11	5	15	19	6	2	5	7	8	1	2	4	8	5	2	3	7	2	5	7	1	2
台東庁	41	1	12	1	7	5	1	10	6	1	1	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
花蓮港庁	31	1	10	2	10	5	1	3	9	4	2	1	4	2	1	3	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—
澎湖庁	19		4	1	6	2	2	—	3	2	—	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Total	2221	28	336	62	288	111	55	129	148	92	49	26	89	62	50	71	45	26	53	15	30	18	14	19	40	68	37

頁	富山	石川	新潟	長野	岐阜	神奈	東京	千葉	埼玉	群馬	茨城	栃木	福島	宮城	山形	秋田	岩手	青森	北海道	合計	大正2年地方庁
7	9	13	7	5	7	6	20	7	10	3	5	12	10	16	11	5	3	1	7	817	臺北庁
	4	3	4	2	1	4	6	5	2	2	1	4	2	2	2	1	1	2	267	267	宜蘭庁
	3	4	5	3	2	1	4	4	1	3	1	8	4	5	1	—	—	—	329	329	桃園庁
	4	5	7	3	6	1	7	3	3	2	6	6	3	4	5	2	3	1	493	493	新竹庁
	2	6	7	6	4	1	15	5	2	5	1	13	4	13	8	1	5	2	749	749	臺中庁
	4	5	2	5	2	3	3	2	1	3	7	3	5	3	3	1	1	1	233	233	南投庁
	2	5	12	7	1	1	12	15	3	6	5	17	4	14	6	8	2	3	651	651	嘉義庁
	6	15	10	12	5	3	5	19	5	7	5	10	8	9	8	4	3	1	747	747	臺南庁
	3	7	3	7	3	1	3	7	10	4	3	4	6	16	13	3	3	2	531	531	阿波庁
	1	1	3	1	2	1	1	1	2	1	2	1	2	6	4	—	—	—	116	116	台東庁
	1	1	3	1	2	1	1	6	3	1	1	6	2	5	1	—	—	—	134	134	花蓮港庁
	3	3	1	—	—	—	—	2	1	1	3	1	—	—	—	—	—	—	93	93	澎湖庁
28	61	69	60	32	29	26	100	59	34	34	35	91	50	93	62	22	25	7	24	5160	